

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
1	表彰関係事業	市長公室	(秘書)	-	-	〔目的〕 越谷市表彰規則に基づき、個人又は団体の功労を称え、市民の生活及び文化の向上並びに社会福祉の増進を図る。 〔手段〕 各部所の内申に基づき、退任される公職者や各種寄付に対する表彰等を行う。(記念品及び表彰状等の作成費を支出する。)	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	被表彰者にとって、市の表彰が、市民の文化・社会福祉等に対する意識の高揚となり、励みになるような意識の向上につながる表彰事業を行う必要がある。	検討・見直し	①②被表彰者の励みと意識の向上のみならず、広く市民の文化・社会福祉などに対する意識の高揚を図る。	C H17 C H29	市民の生活及び文化の向上並びに社会福祉の増進を図るため、他の模範となる個人又は団体の市政に対する功労を称える事業である。 日頃の取組を労われ、市から表彰を受けることは、自らの市政への参画意欲の向上や市政を身近に感じてもらうための手段としても重要な意味を持つ。一方、近年では寄付(功績区分:11)による受賞、中でもふるさと納税者への表彰が多くなっており、他の在任期間を定めている功績区分と比較すると、市政への貢献度は低いといえる。また、個人情報保護の観点から、寄付者の大々的な公表も難しく、模範となりうる可能性も低い。以上の観点から、ふるさと納税者を表彰対象から除外するなど、表彰基準の見直しを検討されたい。 さらに、担当部や各種団体からの内申による表彰がほとんどで、職員の業務自体が定型化していること、市民の表彰制度への意識を把握できていないなどの課題もある。本事業が単なる表彰制度の運営のための事業としないためにも、市政世論調査等により市民の制度に対する意識、今後の表彰制度のあり方に対する意見を把握し、市民に親しまれ、市民が市政に積極的に参画するための動機づけとなるような、抜本的な事業の見直しに着手すべきである。この取組を通じて、制度やPR等に関する課題を抽出し、事業の抜本的改善につなげる取組を推進されたい。 また、前回(H17年)の外部評価での指摘を踏まえ、早期に見直し作業に着手した点については評価できるものの、調整、検討及び整理後の制度の運用開始までに約10年を要している点においては、客観的にみてかかった期間が長いように思われる。今回の外部評価での指摘事項については、早急な対応を図られたい。 活動指標、成果指標について、名誉市民年金が設定されているが、指標としてはなじまないと考える。短期的にみると、名誉市民や栄誉市民賞は市の努力によって、増やせる指標ではない。また、活動指標と成果指標が表彰件数と同一で適切ではなく、事業の目的に即すと成果指標については変更の必要がある。数値化は難しいところではあるが、市民の表彰制度に対する意識(認知度、重要度、関心度等)、文化・社会福祉に対する市民参加(関心度、参加率等)などを市政世論調査等により計測し成果指標として導入することを検討されたい。	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
2	市長会・副市長会関係事業	市長公室	(秘書)	-	-	〔目的〕 市長会、副市長会を通じて、各市との連携調整を行い、市政並びに地方自治の円滑な運営と進展を図る。 〔手段〕 市長会、副市長会の年度負担金や研修参加負担金、旅費の経費を支出する。	低	高	高	高	(b)	(a)	(d)	(d)	(b)	B	より円滑な地方自治の推進を図るため、必要な会議への出席や他自治体との連絡調整を行い、関係部局に情報提供を行っていく。	現状維持	①②今後とも必要な会議への出席や他自治体との連絡調整を行い、関係部局に情報提供を行っていく。	-	未実施	未実施	
3	土地開発公社振興事業	市長公室	政策課	H18	-	〔目的〕 土地開発公社の事業の円滑な推進と経営の健全化を図る。 〔手段〕 ・土地開発公社の管理費、人件費及び経費の一部を補助する。 ・土地開発公社の経営健全化を図るため利子を補給する。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	当該事業は、越谷市土地開発公社の円滑な運営のために適正に執行されているが、公社の借入金残高の減少に伴い、事務費及び利子の減少が予測される。このような状況の中で、本市が策定した「第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画」の適切な進行管理を行うため、引き続き計画的な事業を実施する。	現状維持	①②第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社が保有する土地の処分を行い、借入金の削減に取組む。借入金の減少及び借入金の借換えにより、借入金金の縮減を図り、当該事業の縮小に努める。	B H16	計画より先行して、長期借入金残高が減少しているものの、土地開発公社の経営健全化計画の妥当性を委員会を通じて継続的に検討していただきたい。	整理済	経営健全化計画に基づく、公有用地の買戻しや公社による公売などを進めることにより、長期借入金残高については、計画より先行して、毎年、減少しているところである。今後も計画を着実に遂行し、経営の健全化につとめる。
4	統計調査事業	市長公室	政策課	-	-	〔目的〕 基幹統計調査は、国や自治体等の各種行政施策の策定等に必要基礎資料を得るため、国が実施主体となり実施しているもので、市は法定受託事務となっている各種統計調査の一部の事務(調査員の選出、調査票の配布・収集・審査等)を実施している。 〔手段〕 各種統計調査の円滑化と正確性を確保するため、広報による調査客体へのPRを行うほか、調査活動で重要な役割を担う統計調査員の確保と統計調査員の資質の向上を図る。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	市民のプライバシー意識の高まりにより、年々、調査が難しくなっている。 ①調査の趣旨や必要性を理解していただくように、国・県と協力して広報活動を充実させていく。 ②調査員の質・量の確保を行う。質の確保としては、主に新人の調査員を対象に、研修などを行えないか検討していく。 量の確保としては、調査員の分布を見ながら、不足している地域に重点をおいて、募集をかける。	検討・見直し	①調査の趣旨や必要性を理解していただくように、国・県と協力して広報活動を充実させていく。 ②調査員の質・量の確保を行う。質の確保としては、主に新人の調査員を対象に、研修などを行えないか検討していく。 量の確保としては、調査員の分布を見ながら、不足している地域に重点をおいて、募集をかける。	B H18	法定受託事務として、市でコントロールできる領域に限りがある。長期的視野で統計調査事業のあり方や進め方について広く意見を取り入れ、改善していく必要がある。	整理済	職員は、効率的・適切対応能力のアップにつながるよう、各研修や説明会等への積極的な参加に努めた。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	(A) 事業内容は適切である							(B) 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	(C) 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	(D) 事業の休・廃止を含めた検討が必要	
5	広域行政事業	市長公室	政策課	S57	-	<p>〔目的〕 5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)の連携を図るとともに、地域住民の福祉の増進と地域の発展を一元的に図る。</p> <p>〔手段〕 5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、広域的な行政課題及び共同事業による行政の効率性の追求に関する調査研究等を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>調査研究の結果、事業化に至った事業が数多くあり、成果は上がっている。また、広域的な行政課題に関する調査研究及び広域連携事業を実施するにあたっての基本的な合意の枠組みである基本指針を見直した。</p> <p>今後は、基本指針に基づき事業を展開していく必要があるが、一部の調査研究は中長期的な視点での調査研究であり、後年に引き続き検討が必要なものもあることから、調査研究にかかる成果の把握は困難な状況にある。</p>	現状維持	<p>①平成27年度中にまんまるよやくシステムが第三世代目へ移行したことから、利用者が円滑に利用できるよう、移行後のシステムの稼働状況等の把握に努める。また、東京オリンピック・パラリンピックの開催に併せ、広域での観光ガイドマップ作成の検討を行う。</p> <p>②5市1町が共通して抱える行政課題等について、継続して調査研究、情報共有を行う。</p>	B	H18	<p>事業概要 本事業は、5市1町(草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市及び松伏町)の連携を図るとともに、地域住民の福祉の増進と地域の発展を一元的に図るため、5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、広域的な行政課題及び共同事業による行政サービス水準の向上と行政の効率性の追求に関する調査研究を行う事業である。具体的には、本事業では、①広域の施設予約システム「まんまるよやく」の運用、②広域行政に関する調査・研究(共通する行政課題の調査研究)、③職員研修、④視察研修(広域連携事業)を実施している等、複数の事業で構成されている。①の他、広域のファミリーサポート事業の運営、災害協定の締結、広報を通じた広域のイベント紹介、等については、広域行政に関する調査研究を踏まえた域内での事業展開につながったものである。</p> <p>必要性 本事業の中核的位置を占める「まんまるよやく」は、5市1町の公共施設を相互利用するための公共施設予約システムである。越谷市では、施設利用申請の54.44%がシステムを利用して行われている。また平成24年度に実施した利用者アンケートによると、利用者のうちの約76%が本システムの利便性を評価している。システムの利便性や改善点等について調査は行われているが、本システムをより広めるような取組、例えば利用促進に向けてのニーズや認知度の調査等までは実施されておらず、その必要性について住民の意見や理解を十分に得られているかは確認できない。また、市長の広域行政の推進に対する姿勢、方針等は、第4次総合振興計画においても位置づけられ、示されているが、その成果、進捗に関して住民に十分な説明責任を果たしているとは言えない。その他、②広域行政に関する調査・研究(共通する行政課題の調査研究)、③職員研修については、市職員への成果の波及等が確認できず、その意味から本事業の貢献度は確認が困難である。</p> <p>効率性 既に整備した「まんまるよやく」については、効率性向上の観点から、その内容の改善を図りつつ、利用の拡大を図るべきである。</p> <p>一方、「まんまるよやく」のシステムに要する事業費は5市1町全体で約5300万円となっており、その大部分がシステム事業者等への支出になっている。また、5市1町の負担金のうち、「まんまるよやく」システムに要する経費が全体の多くを占めていることから、経費削減の余地について精査が必要である。</p> <p>有効性・成果指標 本事業は4つの事業により構成されていることから、本来的には事業ごとに成果を把握して評価すべきである。しかし、事務事業評価の仕組みとして、越谷市の事業を抽出して評価するため、全体像が分かりにくい側面もある。うち、主たる事業である「まんまるよやく」は、施設の広域利用を目的とするならば、越谷市の施設における市民以外の利用状況や、越谷市民の他団体施設の利用の状況を指標として設定すべきである。また、現状の利用率50%台という水準も市としてどのように評価・判断すべきなのか、今後、どのような水準を目標にしたいのか、市としての目標設定及びその理由も含めて提示が必要である。</p> <p>事業のうち、④視察研修(広域連携事業)については、域内住民を対象にした視察であり、この取組が広域行政の理解につながるかどうか、また、その手段として他と比較して有効なものかどうかについては有効性及び必要性の双方の観点からの検証が必要であり、この部分については現時点では双方の視点から課題を有する。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価：B</p>	整理済	<p>次期まんまるよやくシステムの検討は、利用者や職員アンケートの結果を踏まえ、解決すべき課題の抽出、費用対効果を十分踏まえたうえで、更なる利用率の向上が図られるよう、システムをより利便性の高いものとするに重点を置き、IDC内サーバの変更もを行い、約3300万円の経費削減を実現した。</p> <p>広域連携事業のバスツアーについては、毎年度新たな訪問場所を設定し、マンネリ化しないよう工夫している。</p> <p>成果指標について、システムの変更による利用率の向上が一定程度図られることが先決であるため、変更は今後改めて検討する。</p>	
6	公有財産管理事業	市長公室	公共施設マネジメント推進課	-	-	<p>〔目的〕 行政財産は、経営資源であるとの認識の下、行政財産の使用実態の把握を行い、新たな行政サービスの経営資源として利活用を図る。</p> <p>〔手段〕 行政財産の適正管理を行いながら、財産の余剰スペースの貸付けを行い歳入の増収を図る。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>市民サービスの向上と新たな財源の確保を図ることを目的に、行政財産においては、新規貸付け及び使用許可を行っているものについて見直しを行い、貸付に移行することで歳入の増収を図る。</p>	現状維持	<p>①行政財産の使用許可等を見直して、余剰スペース等がある施設については、貸付に移行することで自主財源の確保を図る。</p> <p>②行政財産の使用許可を定期的に見直しをするとともに、設置可能な場所の新たな余剰スペースの確保を推進する。</p>	B	H18	<p>公有財産を効率的に利活用するため、公有財産の登記、財産台帳の整理により財産の適正な管理・保全を行うほか、未利用地(普通財産)等の売却・貸付等を推進する事業である。</p> <p>本事業の主な業務内容は登記に関する事務と普通財産の適正管理であるが、それらの業務は概ね適正に行われている。また、平成18年の地方自治法改正により、行政財産の余裕部分について貸付が可能となったが、本事業では、施設壁面の広告掲載や自動販売機の設置により、一定の使用料・賃料収入を得ていることは評価できる。ただし、市の職員が行っている登記手続きについては、司法書士等へ委託した場合のコストを把握し、人件費の削減が可能であるか確認されたい。</p> <p>事務事業評価表の人工数は5.0人となっているが、他の事務事業を兼務している者も全て1人としてカウントしているため値が過大である。評価表は市民に公表されるものであることを十分に認識し、次年度以降、正確に記入するよう留意されたい。</p> <p>現時点で採用している活動指標、成果指標は改善に向けた各種取組の状況が把握できるものとなっておらず、見直しが必要である。成果指標の「土地売払い面積」、「登記嘱託件数」については事業の活動結果であるため活動指標に変更されたい。成果指標には、「普通財産の売却進捗率」(売却した土地/売却を予定している土地)を提案するので妥当性を検討されたい。</p> <p>事業自体は適正に実施されているものの、現状の取組みだけでは「公有財産は経営資源であるとの認識のもと(中略)効率的な利活用を図る」という事業目的を実現することはできない。今後は、一層の少子高齢化が進み、財源の減少や余剰施設が発生することが予想される。そうしたなかで、公有財産を経営資源として有効に活用するためには、「ファシリティ・マネジメント」や「PRE(公的不動産)戦略」の概念を導入し、市が所有する全ての資産を全庁横断的に活用していく必要がある。</p> <p>全国の多くの市町村でも同様の認識のもと、公有財産の利活用に関する包括的な方針や計画等を策定し、資産経営の観点から積極的な取組みを開始している。越谷市においても、早期に明確な方針が示されることを期待したい。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価：B</p>	整理済	<p>外部評価で指摘された、活動指標及び成果指標の見直しを行った。</p>	
7	ホームページ・テレビ広報事業	市長公室	広報広聴課	H4	-	<p>〔目的〕 市の施策やお知らせを、映像により分かりやすく親しみやすい内容で伝える。また、ホームページ等を活用し、市の最新情報をリアルタイムで提供する。</p> <p>〔手段〕 ・市の主要施策、各種イベント、公共施設などをテレビ広報番組「いきいき越谷」で放映する(テレビ埼玉、J:COM越谷、ユーチューブ)。 ・公式ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、ライン等ICTを活用した情報発信を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>市民のニーズを的確に捉え、ホームページやテレビ広報番組の内容へ反映する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①平成29年度のホームページのリニューアルに向けて、現状の課題や問題点把握のため意見聴取等を行い、改善点を整理する。</p> <p>②ホームページ、テレビ広報番組ともに、越谷市の魅力を市内外に発信することができるコンテンツの制作を心がける。また、地域に根ざした新たな広報媒体の活用について検討する。</p>	B	H19	<p>広報内容について、各課との協力により作成されている姿勢は評価できる。</p> <p>内部評価の総合評価にあるとおり、インターネットの普及と地上波デジタル放送への切り替えを見据えた広報媒体の役割分担について、現時点から再検討し、準備と試行を進めておく必要がある。そのうえで、テレビ媒体の持つ特徴を活かした広報活動を進めることを望む。</p>	整理済	<p>ホームページ等については、市の情報を広く迅速にお知らせできるように、メールやその他のインターネットサービスを効果的に利用する。</p> <p>テレビ広報番組については、多くの市民に積極的に出演してもらい、広報紙では伝わらない動きのある情報媒体として活用していく。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
8	広報活動事業	市長公室	広報広聴課	S47	-	<p>〔目的〕 広報広聴業務の充実と円滑な推進を図る。市政の動きを身近に感じ、理解してもらう。</p> <p>〔手段〕 広報広聴専門委員の会議を開催する。広報広聴専門委員は、広報広聴活動に関する情報を提供し、各種団体の代表者や学識経験者による専門的立場から意見や助言及び協力を得て業務に反映させる。また、市民に市政の動きを身近に感じ、理解してもらうために市政移動教室を開催する。</p>	高	高	低	低	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	B	<p>広報広聴専門委員については、市の広報・広聴活動に関する課題について、より具体的なテーマに沿って議論を深めていく必要がある。市政移動教室は、より多くの市民に市政への理解を深めてもらうための改善を行う必要がある。</p>	<p>①市政移動教室は、開催時の様子や魅力などについて広報媒体を用いて周知し、参加者の増加を図る。また、引き続き、市民の市政に対する理解が進むよう、特定のテーマに沿った見学コースを設定する。広報広聴専門委員は、市の広報・広聴活動に関する課題の明確化とその改善策の助言に重点を置き、会議の際だけでなく、常日頃から助言を受けるようにする。</p> <p>②広報広聴専門委員については、既存事業や他の審議会等との統合や整理についても検討を行う。</p>	C	H27	<p>市政に関する情報を市民等外部に対して提供し、市民との情報共有を図るための事業である。事業実施の手段として広報広聴専門委員の運営と、市民に市政の動きを身近に感じてもらう、理解してもらう機会を設けるために市政移動教室を開催している。</p> <p>広報広聴専門委員は、ここ数年、会議が年2回、施設見学が年1回開催されているが、会議録をみる限り、現状の限られた会議回数の中で、委員の意見が効果的・継続的に市の広報活動の見直しや改善に反映されているとは認められない。また、過去の外部評価で指摘があった委員の固定化についても、一部見直しを実施し、将来的には公募も検討中のことではあるが、現在の委員構成や期数から目立った改善がみられない。当該委員は昭和30年に設置されて以来、多年が経過しているため、その必要性や役割について改めて再検討し、学識経験者や団体代表のみならず、幅広い市民各層の意見を反映できるしくみに変革する時期にきていると思われる。現在の委員委嘱期間終了までに、他の類似する既存の審議会への整理統合等も含めて検討するなど、抜本的な見直しを考慮されたい。</p> <p>市政移動教室については、現地に直接赴き見学するという事業で昭和44年から継続して実施している。市民が情報を得るための広報媒体や市の各事業の広報に関する実施方法も時代や情報通信技術等の進展とともに変化・改善していく中で、同一内容のまま市政移動教室を継続することについても、情勢に合わせた変化が必要ではないか。また、「市民が当該事業へ参加することで得られた市政についての関心や理解を、今後どう活かしていくか」といった点に即した、当該事業の目的をあらためて確認をし、明確化を図られたい。その他、市政周知の手段として費用対効果も含めて再確認するとともに、市民の意見を聞き、意見を市政に反映する同種の目的を持つ市政モニターなどの既存の他事業との統合、再編成などの見直しを検討されたい。なお、市民からの幅広い意見を広報活動に反映させるため、さまざまな世代や異なった分野の市民を募り、市政に対する意見を聴取する機会を創設するなど、新たな広報活動の方法の検討も必要と思われる。</p> <p>成果指標である「市政移動教室の参加人数」は、会議開催回数、市政移動教室の開催回数と同様に活動結果を示す活動指標というべきものである。成果指標として「会議で出た意見等に基づき業務改善を実施した件数」、「市政移動教室参加者意見による業務見直し件数」などの指標を検討されたい。</p> <p>市民に対して行政の信頼を得るため、または市政を身近に感じてもらうための手段として、広報活動は重要な意味を持つことは言うまでもない。したがって、新たな事業内容を検討し、市民の声を庁内各課や市政全体にフィードバックし、広報活動を市政の改善につなげることが必要であると思われる。</p> <p>《参考》平成23年度外部評価：C、平成17年度外部評価：C</p>	<p>検 討 ・ 見 直 し</p>	<p>検 討 中</p>	<p>広報広聴専門委員については、既存事業や他の審議会等との統合や整理についても検討を行う。</p>
9	広報刊行物発行事業	市長公室	広報広聴課	S40	-	<p>〔目的〕 市民の生活の利便性を高めるため、各種広報刊行物を発行する。</p> <p>〔手段〕 ・公共施設など最新の情報を記載した案内図(地図)を作成する(毎年)。 ・市民生活に関係する手続きなどを分かりやすくまとめた市民ガイドブックを官民協働事業により作成する(3年に1度)。 ・市の計画や事業、統計資料を紹介するとともに本市を市内外にPRするため市勢要覧を業務委託により作成する(3年に1度)。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>市民の日常生活に役立つよう、掲載内容や全体構成の改善に努める。</p>	<p>①平成29年度はこしがや案内図のみ発行予定 ②市民ガイドブックについては、市民の日常生活に役立つよう、掲載内容や全体構成の改善に努める。また、今後も民間事業者と協働発行し、コスト削減を図るとともに、実用性の高い冊子を作成していく。</p>	B	H17	<p>市民ガイドブックは必要である。市民の視点に立った、利用しやすい索引、内容にすることを一層検討されたい。また、ガイドブックでは紹介しきれない詳細情報については、市役所ホームページのアドレスを記載し容易に詳細情報を入手できるような工夫を求める。</p>	<p>検 討 ・ 見 直 し</p>	<p>整 理 済</p>	<p>市民ガイドブックについては、平成24年度から民間事業者と協働で発行することとしたため、事業者と協議を行いつつ、検討を進めることとした。</p>
10	広報紙発行事業	市長公室	広報広聴課	S29	-	<p>〔目的〕 市の施策、市からのお知らせ、催し情報、まちの話題などを紹介し、市民生活の利便性の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 広報紙を市内全世帯へ配布し、情報提供を行う。広報紙については毎月発行のお知らせ版と年間4回発行の季刊版(特集、読み物、写真中心)とし、分かりやすく親しみやすい紙面の編集に努める。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>引き続き、市民に求められる広報紙であり続けるため、読みやすく分かりやすい編集に努める必要がある。</p>	<p>①引き続き、親しみやすく分かりやすい編集に努める。 ②広報こしがや「お知らせ版」「季刊版」の統合について検討する。</p>	B	H24	<p>広報紙発行事業は、市の施策、市からのお知らせ、催し情報、まちの話題など、市から提供される情報を発信し、市民がその情報を身近に感じながら、市民生活の利便性の向上を図ることを目的とする事業である。</p> <p>広報紙は市からの施策やまちの情報など、「毎月発行のお知らせ版」と「年4回発行の季刊版」を市内全世帯へ配布するものである。市政世論調査からも、約7割の市民が市政情報を広報紙から得ていると答えており、広報紙は長年にわたる市民への情報提供の一つとして、重要な意味を持ち、当該事業の必要性は認められる。しかしながら、平成20年度をピークに年々配布率が低下してきている現状があり、広報紙発行事業の取り組みについて課題となる点が残されている。まずはコスト面について、当該事業は「分かりやすさ」を重視するために、ページ数増量や、一部カラー印刷をすることで、事業費が増加してきている。一方で、配布方法について自治会に依頼することでコストを抑えたり、一定の広告収入確保に向けた取り組みも見られ、コスト改善に向けた意識が高いことも認められる。広報紙の内容についても、自前のアイデアを絞り、充実した内容を提供している点は評価したい。またホームページからの広報紙のアクセス件数も増加していることから、広報活動による効果もある。より多くの市民へ広報紙を伝えていくために、引き続きコスト意識を強く持ち、今後も費用対効果を十分に検討した上で取り組みをされていくことに期待したい。</p> <p>次に配布率について、平成18年度の外部評価では、配布率低下に対応するためにコンビニエンスストア等、新しい伝達ルートの確立が必要との指摘を受けたが、配布率の改善に至っておらず、改善に向けた取り組みを再度検討されたい。配布率向上策の一つとして、自治会未加入世帯においては、ボランティアなど広報紙配布について前向きに取り組んでいただける市民を募集し、一般市民による個別配布の実施を提案したい。</p> <p>配布率低下という課題を抱える中、解決策として広報紙の据え置き場所として、公共施設やコンビニエンスストアに広報紙をただ据え置くのではなく、市民の取得状況に応じて据え置き部数を個々の施設ごとに調整し、定期的に進捗管理を必要とする。また越谷市に転入して間もない方、外国人など特定の市民にも、広報紙を個別に配布していくべきである。またこれら施策を行った上で、広報紙の発行も実情に即した発行部数で調整されることを検討されたい。</p> <p>さらに、当該事業の実施により成果指標「広報紙の分かりやすさ」を重点に置いたとあるが、平成23年度市政世論調査からは、「広報紙の分かりやすさ」が63.6%と目標値(80%)に達していない。また広報紙を読まない理由として、「市政に興味がない」「広報紙が配布されない(配布が遅い)」などの意見も挙げられる。これについては市政モニター20名から、市民の意見を吸い上げる形で、広報紙の内容を充実されるなど、改善に向けた取り組みも見られ、平成24年度市政世論調査速報値(73.6%)からも取り組みの成果が表れてきている。引き続き、市民目線から、市民のニーズに沿った内容の広報紙を提供されたい。</p> <p>最後に、広報紙は「分かりやすさ」だけでなく、市民が「参加してみたい」と関心を寄せることが重要である。市政モニターだけでなく、例えば、平成23年度外部評価対象事業となった広報活動事業の「市民会議」(学識経験者、団体代表、一般市民が参加)や、類似事業を行っている部署と連携し、広報紙の内容について意見交換することも必要と考える。庁内の連携を深め、市民からの協力を得た上で、市民の声をフィードバックすることができれば、市民の関心を更に高めることが可能となる。</p> <p>なお、活動指標について「広報紙の配布部数」だけでなく、「公共施設やコンビニエンスストアに広報紙を据え置く〇〇箇所」を追加し、成果指標については、「配布率」(平成22年度成果指標)、「広報こしがやを読んでいる頻度(市政世論調査)」、「広報紙から市政情報を得ているか(市政世論調査)」をいずれか一つ追加することを提案したい。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価：B</p>	<p>検 討 ・ 見 直 し</p>	<p>整 理 済</p>	<p>・広報紙の配布について、市民が身近なところで広報紙を目にするができるよう、設置協力店の拡大に努めていく。 ・広報紙の分かりやすさの向上については、市政世論調査結果や広報広聴専門委員、市政モニター、市民の提案制度などの意見も取り入れながら、目標の80%に向けて改善に努める。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価						9. 総合評価						A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓	総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接									
11	自立支援事業	市長公室	人権・男女共同参画推進課	H17	-	〔目的〕 女性の精神的・経済的・社会的な自立のための支援事業を行う。 〔手段〕 自立を目指す女性の支援に関する事業を市民団体等と協働で実施する。	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	社会的な自立に向けて支援を必要とする女性に対して、本事業の周知を強化する必要がある。	検討・見直し	①②自立を目指す女性を支援するために、市民団体等と連携しつつ、さまざまなニーズに対応したきめ細やかな支援を行っていく。	-	未実施		未実施	
12	男女共同参画支援センター管理運営事業	市長公室	人権・男女共同参画推進課	H21	-	〔目的〕 男女共同参画推進の拠点施設として、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民や事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援することにより、男女共同参画を推進する。 〔手段〕 指定管理者であるNPOの持つ専門性の高い知識やノウハウを活用した運営を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	事業目的に即した効果的・効率的な管理運営に努める。	検討・見直し	①②男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに進めるために、指定管理者との連携強化に努めていく。	C	H23	男女共同参加参画の推進を図ることを目的として設置されている男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の施設管理や当該施設で実施する事業を、指定管理者への委託により行う事業である。越谷市男女共同参画支援センター指定管理者基本協定書等に基づく、指定管理者による施設管理及び男女共同参画の推進に向けた各種事業の推進は、同者が作成する事業報告書から、良好に行われているものと判断できる。一方、指定管理者を監理監督する立場にある市側の取り組み姿勢については、より効率的な管理運営の実現や不断に政策目標実現に向けた確認を実施していく必要があることから、大幅に改善余地がある。まず、指定管理者への委託料について、指定管理者が提出した収支計算書から実態を把握する体制は確保されているものの、「市の政策・方針に合致した事業費等の使い方がなされているか」に関する確認方法が確立されていない。また、費用の妥当性について、直営時の実績値や近隣の類似施設等を参考に限度額を設定している点は評価できるが、その費用の詳細について、他の施設とのコスト比較等を通じたコスト削減に努めているとはいえない。担当課自ら経費の詳細内容を把握し、その妥当性を確認・精査する必要がある。指定管理者の活動を把握するため、指定管理者からの事業報告書(月次及び年度毎)の提出や、聞き取り調査、担当課職員による現地確認、全庁的な指定管理者の評価制度における独自評価項目の設定などを実施している点は評価できる。しかしながら、当該センターの活動がソフト事業中心であることを踏まえると、指定管理者が行う当該センターの運営事業内容が市の男女共同参画推進という政策目標に合致しているのか、軌道修正する点はないのか、などを評価することが担当課の役割として求められる。全庁的なマネジメントの仕組みの中での評価にとどまらず、担当課自ら評価シートを作成し、指定管理業務が総合振興計画の掲げる政策目標・施策目標に合致しているかを継続的に確認する取り組みが必要である。このほか、利用者アンケートの設計は、市と指定管理者が協議して行っているとのことであるが、利用者アンケートを通じて、指定管理者が行う活動内容が、市の政策目標である男女共同参画推進に合致しているかを確認する必要があるため、当該アンケートの設計は市が自ら行うべきである。指定管理者を監理監督する立場として、独自に設計した評価シートやアンケート調査等により、基本協定書等に基づく事業内容を自ら評価・管理するなど、マネジメントの強化に努められたい。特に、次年度以降は、指定管理者の選定見直しにより、指定期間が現行の3年から5年に延長されるとのことである。これまで以上に市の主体性と独自性を発揮し、男女共同参画推進のために、市が理想とする事業が行われているか、確認することに努められたい。なお、当該事業の事業目的が「男女共同参画の推進」であることを踏まえると、男女共同参画に対する市民の理解度や、事業所での実践状況等を成果指標として用いることを提案したい。	整理済	平成23年度の外部評価で指摘を受けた事業目的を踏まえて成果目標の設定について、市民や事業者の男女共同参画推進の取組支援に関する実施状況を占めるものとして、新たに「男女共同参画推進センター登録団体数」を活動指標に設定した。
13	男女共同参画相談事業	市長公室	人権・男女共同参画推進課	H13	-	〔目的〕 女性の生き方やDV被害等について、専門家による電話・面接相談を実施し、女性の自立に伴う自己決定ができるまでの支援を行うことにより、相談者の孤立化を防止し、自立への支援の充実を図る。 〔手段〕 相談業務委託により、電話・面接相談を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	相談を希望している方に窓口情報を適切に提供すること。	検討・見直し	①②女性・DV相談支援センターの相談や男女共同参画支援センターの女性相談・DV相談の周知を図るとともに、関係機関との連携強化や支援の拡充について検討する。	B	H21	女性を対象として、DV被害者や生き方についての悩みについて、専門家による電話相談、面接相談を行う事業である。相談件数も年800件を超え、市民の認識も高まっており、本事業を推進する意義は認められる。事業を説明する目的で、名刺大のチラシが用意されているが、使用されている用語がカタカナやアルファベットであり、理解しづらい内容となっている。例えば、「気づきにくいコントロール」について、担当課の意図する意味は、「暴力を受け続けるうちに、知らぬ間に暴力を振るう側の支配下に置かれてしまう、相手の思い通りに行動するよう仕向けられてしまう。」ということであったが、そのような意味はチラシの文面からは読み取れない。また、「DV」は、最近では多くの人が耳にする言葉であるにしても、年配の人などには、やはり馴染みがない可能性がある。「DV」についても、このチラシのどこかに目立つように日本語での表現が必要である。	整理済	DV相談窓口カードの内容について、平成21年度に指摘を踏まえて修正した。
14	財政調整基金事業	行財政部	財政課	-	-	〔目的〕 災害復旧、り災救助及び地方債の繰上償還、財源の不足が生じたときの財源に充てるものである。併せて、繰越金などの財源が捻出できた場合、基金への積立を行い財源不足に対応する。 〔手段〕 状況を見極めた上で基金から効果的に支出する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	基金への積立では、前年度からの繰越金等に大きく影響を受けるものの、市税等の自主財源を始めとする歳入の確保を図るとともに、予算の効果的かつ効率的な執行に努め、可能な限りの基金への積立を行っている。	現状維持	①市税を始めとする歳入の確保を図るとともに、全庁的な経費削減の取組みにより歳出抑制に努め、財政調整基金の取崩しを抑制する。また、前年度からの繰越金などにより可能な限りの基金への積立に努める。 ②国の政策や景気変動などが財政運営に大きく影響を与える中、災害等の不測の事態に備えるとともに健全財政の堅持のため、一定額の基金残高を確保する。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
15	外部監査事業	行政管理部	行政管理課	H27	-	〔目的〕 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、包括外部監査人による監査を行い、事務事業の適正な執行に繋げる。 〔手段〕 包括外部監査人が監査テーマを決め監査を行う。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	契約金額の適正な見直しを検討する。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①全中核市の契約金額を調査し、契約金額の適正な見直しを検討する。 ②指摘事項の改善に向け監査対象課に対する必要な支援を行う。	-	未実施		未実施
16	総合行政情報化推進事業	行政管理部	情報推進課	H13	-	〔目的〕 ①市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める。②業務改善、事務処理の迅速化・効率化を進める。③情報セキュリティレベルの向上を図る。 〔手段〕①情報化推進計画第4次アクションプランに基づき内部事務システムの改善に取り組む。②総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用を図る。③情報化研修を計画的に実施する。④情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	本事業については、先行投資もしくは基盤整備的な性質のものであり、即時に効果が現れるものではなく、具体的成果を示すことは困難な事業が多くを占めている。特に、セキュリティ対策においては、絶対的なものはない、100%完了という状態もない。現在の状況と、日々変化のあるべき姿とのギャップを少しでも小さくするための継続的な対策が必要と考える。	現状維持	①来年度の文書管理システム導入を見据え、Docuwrks研修の充実を図っていく。また、業務効率アップセキュリティ強化を目的に情報化推進リーダー育成研修を開催する。あわせて新電子申請に関する操作研修を開催する。②電子申請利用促進、セキュリティ強化のための研修等、行政をとりまく変化に柔軟に対応する事業を展開する。	B H19 B H25	事業概要 本事業は、①内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政運営の改善を図る、②市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める、③業務改善、事務処理の迅速化を進める、④情報セキュリティレベルの向上を図るため、a情報化推進計画第3次アクションプランに基づき内部事務システムの改善に取り組む、b総合行政ネットワーク(LGWAN)の活用を図る、c情報化研修を計画的に実施する、d情報セキュリティポリシーに基づいたPDCAサイクルを継続的に実施する、等に取り組むものである。本市では、平成17年に情報推進計画を策定以降、情報化の推進を進めており、現在の計画は、平成24年度に策定された情報化推進計画第3次アクションプランで、同プランには42の施策が示されている。 必要性 行政運営における情報化、電子化の推進は、官民で進められており、その意味からも不可欠な取組みであることは理解できる。しかし、本事業の目的において掲げる①内部事務の効率化・高度化を図り、効率的な人員配置による行政運営の改善を図る、②市町村共同事業を推進し行政全体の情報化を進める、③業務改善、事務処理の迅速化を進める、といった点の前提となる課題や目標水準、現状について確認できず、その取組みの妥当性について判断することが困難である。その一つの理由としては、本事業が複数の要素によって構成されており、一つの事業として評価する対象とすることが困難であることにも関係する。従って、まずは、評価を対象にした適切な事業単位に再構成することが必要である。官民において情報化が進展中、行政運営においても情報化を導入、進展させることは必要かつ有効であるが、その対策の目的、到達点、成果及びその把握方法については、厳格に検討して設定する必要がある。また、評価表中の「市民ニーズに根ざした情報化施策」については、消極的ではなく、積極的な意味として、行動を具体化するべきである。 効率性 システムの開発、導入、維持管理には大きなコストを要する一方で、その改善のための取組みについては特段確認することができなかった。評価表に示しているように、担当課においても、この点が漠然とした課題と認識しているようであるが、具体的な対策、方針等を早急に策定して、改革・改善に努めることが必要である。 有効性・成果指標 現状の成果指標は、事業の進捗率を計るもので、厳密には成果とは言いがたい。しかし、ヒアリングにおいて提出された「ネットワーク障害件数」、「情報化研修受講者のアンケートで「今後の業務に役立つか」の問いに対し役立つとの回答」、「業務継続計画セミナーのアンケートで「セミナー受講後の効果」の問いに有益であるとの回答」、「セキュリティ事故の発生件数」、「電子申請の申請件数」などについては、担当課が所管する業務の成果を評価する指標としては適当である。その他、情報化推進計画第3次アクションプランに掲げる42の施策の評価については、早急に対応すべきである。このように事業の成果の一部については評価が行われてはいるものの、本事業の成果の測定について、その多くが未着手というのが実態である。本事業の括りが大きいことから、事業の成果として特定の成果指標の設定は確かに困難であるが、情報化そのものが行政内部を対象、顧客としてみなしており、アクションプランに掲げる事項の実行は事業担当課の協力が前提であることから、事務事業評価のレベルにおいては、事業が掲げる目的に照らして、情報化によって、内部事務の効率化・高度化を図られどの程度の人員配置の効率化が図られたか、あるいは、どの程度の業務改善、事務処理の迅速化が図られたか、等について、アンケート等を通じて、その成果を測ることが有効である。 その他に、職員のITリテラシーの向上度合いや情報化による利用者の利便性の向上に着目して、利用者の声、意見を基に指標化を検討することも考えられる。官民が進む情報化であるが、それらの優良事例を研究する等を通じて、本市における情報化の有効性、また効率性を高める工夫を不断に検討することも必要である。 《参考》平成19年度外部評価：B	Office研修を開催した際には、十分な期間を置き、再度アンケートを実施し、事務改善・事務処理の迅速化を達成できているのかを確実に把握する。実施内容についてはその結果と、その時のニーズを把握し、必要な事業を展開していく。	
17	庁内LAN運用事業	行政管理部	情報推進課	H10	-	〔目的〕 庁内に保有する様々な情報を体系的に蓄積・管理し、各部門の職員が情報共有・交流ができる情報通信基盤として、さらには、市民サービスの向上や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進する。また、行政事務の簡素化・効率化を図る。 〔手段〕 必要な職員に対して一人一台の割合でパソコンを配備。グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等の内部事務関連システムの利用	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	安定性と安全性の確保と調達コスト抑制の両立	検討・見直し	①平成28年度にネットワーク強靱化により、二要素認証、インターネット環境分離、県セキュリティクラウドの導入が実現した。セキュリティと安定稼働を確保していく。 ②全庁ネットワークの無線化、学校系ネットワークとの運用の統合を図り、効率化・コスト削減を図る。	B H23	職員用パソコン、サーバ、ネットワーク機器、グループウェア、財務会計システム及び庶務事務システム等、内部事務関連のシステムを運用し、職員間の情報共有基盤や電子自治体の実現に向けた共通基盤として、庁内情報通信の高機能化と高度利用を推進するとともに、行政事務の簡素化・効率化を図る事業である。 職員間の情報共有や業務効率化を促進し、限られた職員数で多様な住民ニーズに応えていくためには、ITの効果的な活用が重要であり、当該事業の必要性は認められる。 しかしながら、多くの情報システムは、新規導入、導入後の安定的なシステム運用、耐用年数の到来による機器更新など、総じて多額の費用が必要となる場面が多い。こうした資源の投入が、当該事業の目的を達成し、かつ投資以上の効果を得られるように、システムの最適化、ネットワーク統合、調達方法や契約内容の見直し実施などについて、可及的速やかに取り組むことが必要である。なお、情報通信機器に関するさまざまな費用については、近隣市等の状況を踏まえたベンチマークを設定し、比較・検証を行うことを提案したい。 事業目的を達成するためには、適切な活動指標・成果指標の設定が不可欠であることを踏まえると、現状の各指標については見直しが必要である。 成果指標として設定されている「職員パソコン普及率」は、それが100%を達成しても、事業目的と照らし合わせた場合、無意味なものである。したがって、高機能化や高度利用、行政事務簡素化・効率化の各進捗状況を成果指標として設定されることを検討されたい。 例えば、「高機能化・高度利用」については、職員からICTを活用した業務改善提案を募集し、それを具現化した件数、「行政事務簡素化・効率化」については、業務プロセスの「見える化」を進め、システム化できる業務を明確化した上で、「システム移行済み業務/システム移行可能業務」等により数値化することが挙げられる。 また、活動指標については、「職員用端末1台についての1日または1か月あたりの稼働率」、「システム利用率(1日の業務時間を100とし、システムが問題なく運用できた時間の割合)」などを用いることを検討されたい。 東日本大震災を受けて、自治体の業務継続に対する社会全体の関心が高まっている。IT部門における業務継続計画のみならず、市役所全体の業務継続計画についても、情報政策部門がリーダーシップを発揮し、早期策定に努められたい。	整理済	成果指標においてシステムの稼働率を測り、安定運用の指標とした。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
18	電算運用事業	行財政部	情報推進課	S42	-	〔目的〕 市民サービスの充実を図るため、マルチアクセス環境を実現し、ワンストップ・ノンストップサービスの実現を図る。また、事務の効率化を推進するため、電算化を進める。 〔手段〕 インターネット技術を利用したWebシステムにより同時に多くの者が、システムにアクセスできる環境を作り、その安定稼働を図る。また、スムーズなシステム間の連携を実現することにより事務の効率化を推進する。	高	低	高	低	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	システムの安定性と安全性の確保及び調達コスト抑制の両立を図るために、システムの新規導入や機器更新時に、その導入時期や関連システムを見直しによる経費抑制や事務改善を図り、可能な限り外部委託を活用する。	現状維持	①文書管理システムの構築に向け、その効果を最大限に発揮できるよう、システム要求定義や庁内運用ルールの整備を進める。②30年度に基幹系システムの多くが機器更新のタイミングを迎えることから、最新の機器・ソフトウェアを利用した環境への移行を進めるとともに、より効率的かつ安定的な内部事務の運用が行えるよう、財務会計システム、人事給与・庶務事務システムの刷新を図る。	B	H19	ワンストップ・ノンストップサービスの充実を図るなど、市民サービス向上に向けた姿勢が充分にうかがわれる。今後も継続して、事業費の削減努力をすることは重要である。 将来的には、国の共通基盤整備状況を見つつも、他自治体との共同利用やASP(アプリケーション・サービス・プロバイダー:組織内に業務ソフトを持たずにインターネットを介してソフトを時間借りして使用するサービス)の導入も視野に入れて、さらなる業務改革を推進に期待する。	整理済	成果指標においてシステムの稼働率を測り、安定運用の指標とし、システムや機器更新の際に、見直しや事務改善を推進する。
19	市民税課税事務事業	行財政部	市民税課	-	-	〔目的〕 個人市民税は賦課期日である1月1日現在の納税義務者を的確に把握し、法人市民税は法人の申告に基づき、公平・適正な課税により、市の財源を確保する。 〔手段〕 個人は課税の基となる給与支払報告書、確定申告書、市県民税申告書により課税台帳を作成し納税通知書を送付する。個人及び法人市民税の課税台帳は電算システムによって管理を行う。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	当初賦課業務は、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中することから、申告書の受付、内容確認、データ化及びデータチェック作業の更なる効率化に取り組むとともに、国税連携などの電子化に対しても十分な対応を図る必要がある。また、個人番号の収集開始により、特定個人情報となる申告書の管理等におけるセキュリティ確保も重要な課題となっている。このような状況から、課税データの電子データによる一元管理や基幹システムとの連携による業務のセキュリティ確保及び当初賦課業務の効率化を図る必要がある。	検討・見直し	①課税支援システムの導入により、申告相談受付時の効率化及び申告書のデータ化、課税資料のイメージ管理によるセキュリティリスクの低減、業務繁忙期における業務量の平準化、課税計算業務の臨時職員への切り出しによる職員業務量の低減を図る。 ②課税支援システムの稼働による賦課業務の効率化で創出される人工により、未申告者に対する調査を強化し、より公平な課税事務の執行と、調定額の増加を図る。	B	H20	市民税の課税事務自体に特に問題はなく適正な課税が行われているとのことであるが、限られた期間に極めて大量の事務処理が集中する作業上の課題、また事務改善の視点で、更なるコスト削減に取り組んでいただきたい。 今後、ネットワーク社会の実現により国税等からの磁気媒体の入手など、一層の効率化、改善を目指して研究を進めていただきたい。	整理済	課税資料の整理・確認作業について優先順位の見直しを行い、更なる効率化を図っていく。 また、引き続き、国に対して国税連携によるデータ項目の追加を要望していく。
20	資産税課税事務事業	行財政部	資産税課	S29	-	〔目的〕 固定資産税について、賦課期日における土地・家屋・償却資産の現況を的確に把握し、公平・適正な課税を行うことで市の財源を確保する。 〔手段〕 固定資産課税台帳を電算システムで管理し、法務局からの変更登記の通知等により、年間約22,000件の処理を行う。土地評価について、市内601地点の標準宅地を定め不動産鑑定士により鑑定評価を行い、限られた期間内で市内の約30万筆の土地を、地理情報システムや土地評価システムを活用して適正に課税する。また、固定資産税関連の証明書の発行を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	土地・家屋・償却資産の固定資産税評価業務については、地方税法及び固定資産評価基準等により詳細に規定されており、期間内に公平・適正な課税業務を行うには、各電算システムによる事業は必要不可欠であり、今後も効率的で有効な活用に取り組んでいく。	現状維持	①平成29年度は、3年に一度の評価替えである平成30年度の前年度に当たり、評価替えに向けた最終的な作業を実施する重要な年度である。作業量及び委託業務量の増加が見込まれるため、計画的な業務推進と正確・確実な業務遂行に取り組んでいく。 ②平成30年度以降についても、土地・家屋・償却資産の現況を的確に把握し、電算システムを効率的・効果的に活用することで、公平で適正な課税業務に取り組んでいく。	B B	H17 H18	<地理情報システム委託事業> 地理に関連する情報は、市政運営の基礎をなす情報であり、さまざまな部署で利用されている。市民課の住居表示事務事業、建設総務課の道路台帳整備事業、都市計画課の地図印刷事業、治水課の浸水対策水路調査事業など、同様の情報を必要としている他の部署との情報共有を積極的に検討することを望む。地理情報の全庁的な共有を図ることに、 <土地評価システム委託事業> 競争入札の採用等、対応出来る分野から分離発注しているのは評価できるが、委託費用が例年あまり変わらないというのは、市民の理解が得られにくいと思われるので、一層委託経費の合理性追求を続けていただきたい。委託納品物の検収ルールを研究し、「土地評価システム」自体を評価するとともに、随意契約のマンネリ化を打破し、精度アップに努めていただきたい。	整理済	平成17年度の外部評価で指摘された地理情報システム委託事業は、平成24年度に構築され平成25年度から開始された統合型GISにより、地理情報の全庁的な統合化・共有化を行っている。 また、平成18年度で指摘された土地評価システム委託事業については、業務内容を定期的に精査し、業務改善と効率的な運用に取り組み、土地評価業務の精度向上に努めている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
21	市税等徴収事務事業	行財政部	収納課	-	-	<p>【目的】 歳入の根幹をなす市税(市・県民税、固定資産税、軽自動車税等)の収納を管理する。また、税負担の公平性・公正性を追及し、安定した自主財源の確保を図る。</p> <p>【手段】 適正な収納管理と督促・催告等による未納金の早期着手を行う。さらに財産差押や不動産公売などによる滞納整理を実施する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>厳しい財政状況が続く中、行政サービスの水準を維持するためには歳入の根幹をなす市税の安定確保は今後も重要な課題であると認識しており、更なる収納率の向上を図っていく必要がある。</p>	現状維持	<p>①前年度の決算状況を検証したうえで作成する徴収基本方針をもとに、更なる収納率の向上をめざす。 ②社会経済情勢を注視しながら、状況に即した徴収方法を常に研究し、高水準での収納率の維持を図っていく。</p>	B	H17	<p>市税の収納を管理し、滞納金に対しては督促・催告・滞納処分等を実施して公平、公正な税負担を図るための事業である。市の安定した自主財源確保のためにも、各事務を適正に実施することはもちろんであるが、成果実績が厳格に求められる事業でもある。</p> <p>市は、度重なる催告にもかかわらず納付の見込めない滞納者に対しては、従来の戸別訪問を止め、早期の財産調査と滞納処分の実施に手法を転換した。また、滞納処分財産においても差押え後の換価性を意識して取り組んできた。自らの市の課題を認識しながら地域事情に応じた徴収方法を検討し、実践することで、収納率を県内トップレベルの水準に上昇させたこと、業務効率化とコスト削減を進めつつ、その高収納率を維持していることは高く評価できる。また、不動産相続人の不存問題といった、今後増大が予想される課題も認識し、それに対する対応も開始している。この問題は、滞納金の徴収のみならず、固定資産税の課税面においても重要な課題であるため、課税担当課とも連携して確実に整理・解決していくよう引き続き取り組まなければならない。</p> <p>今後も組織的に業務管理をし、職員のスキルとモチベーションを高めつつ、高い成果を維持し続け、越谷市が常に埼玉県内市町村の先頭を走り続けることを期待する。</p> <p>《参考》平成25年度外部評価：B、平成17年度外部評価：B</p>	整理済	<p>不動産相続人不存在の案件については、毎年資産税課と連携して申立て案件を選定の上、相続財産管理人の申立てを実施している。また毎日官報をチェックし、当市以外の債権者による申立て案件も確認している。</p> <p>平成27年度の実績に関しては、越谷市による申立てが1件、その他の債権者による申立てが6件あり、税の滞納の解消も含め、確実に整理・解決できるよう継続的に取り組んでいる。</p>
22	国保推進員事業	行財政部	収納課	-	-	<p>【目的】 国民健康保険税の収入確保と収納率の向上を図る。</p> <p>【手段】 国保推進員(非常勤職員)を雇用し、徴収計画に基づく催告(文書・電話)、臨宅による納税の指導や徴税吏員の補助的業務を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>本事業は、国民健康保険税の徴収対策の一つとして実施しているものである。収納率向上を図るため、今後も継続して事業を進める。</p>	現状維持	<p>①②継続して計画どおり事業を進めるとともに、組織再編を行い職員と、より一体となって事業を進めていく。</p>	B	H21	<p>国保推進員の役割が変わっている現状において、推進員の選考については、市民の個人情報保護の観点からもより一層慎重な配慮を求める。</p> <p>また、活動結果、成果については、定量的な目標値を設定され、業務の効率化に努められることを望む。例えば、電話催促件数、臨宅催告件数、徴収件数、収納率等があげられる。</p>	整理済	<p>国保推進員は、勤労性や社会性、堅実性、積極性、情緒安定などを判断基準として慎重に選考しており、採用後についても個人情報保護法や情報セキュリティ等を含めた研修を実施しているところである。</p> <p>また、業務を効率的・効果的に進めるため、定量的な目標値として、活動結果については、電話催告件数及び現年度収入額を、成果については現年度収納率を指標として設定した。</p>
23	電算処理事務事業	行財政部	収納課	-	-	<p>【目的】 国民健康保険被保険者の徴収等に係る事務を電算化し、制度の円滑な運用を図る。</p> <p>【手段】 国民健康保険被保険者の徴収等に係る電算管理を委託する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>膨大な情報等を処理する必要がある収納事務を、適正かつ効率的・効果的に行うために、電算処理業務は必要不可欠なものである。</p>	現状維持	<p>①現行事業を継続する。 ②効率的・効果的に行うために必要な改修が考えられれば要望を行っていく。</p>	-	未実施	未実施		
24	法令等管理事業	総務部	法務課	-	-	<p>【目的】 越谷市例規集の編集・管理及び全庁的な法令図書の管理を行い個別業務を支援するとともに、越谷市例規集を公開し、市民サービスの向上に努める。</p> <p>【手段】 ①例規データベースの積極的な運用 ②例規データベースのホームページでの公開 ③加除式図書の管理</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>法令等管理事業は、市の業務遂行上必要不可欠であり、また例規集を公開することにより市民と情報共有し、協働のまちづくりに貢献している。今後とも適正な事業運営に努めるとともに、効率的な事業運営に努めていく。</p>	現状維持	<p>①②適正な例規等の管理を行うとともに、情報提供のためのツールとして更なる利便性の向上に努める。</p>	B	H18	<p>〈例規データベースシステム事業〉 例規をデータベース化し、検索能力を向上させ、職員・市民への利便性を高めることは、これからますます重要になってくる。今後は100冊の例規集印刷物の減冊を含め適正なシステムの運用及び強化に努めてもらいたい。</p>	整理済	<p>平成18年度の外部評価で指摘された台本形式(紙ベース)の例規集の減冊については、必要最小限の冊数とするべく平成24年度に30冊減、平成26年度からは全廃し、出力紙(5組)を作成した。</p> <p>また、平成24年6月1日からバージョンアップ版例規データベースシステムを稼働し、平成26年度から要綱集をデータベース化し、更なる検索性、利便性の向上を図っている。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
25	印刷管理事業	総務部	総務課	-	-	<p>【目的】 庁内の複合機や印刷機器の管理事務及び、浄書印刷事務の効率化と経費の削減を図る。</p> <p>【手段】 浄書印刷の集中管理や、印刷機・複合機等の充実及び適正配置を行う。</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①複写機の使用の際に、裏紙利用や集約印刷などを進めるよう各課所に働きかけ、印刷コストに占める紙代の削減をすすめる。</p> <p>②庁内の複写機と、庁外の複写機の契約や機能の一本化をすすめる、市全体での調達・運用コストのスケールメリットを向上させる。</p>	現状維持	C	H18	<p>庁内で効率的に印刷事務を行う内実化の必要性は認められる。今後さらに業務を拡大していく中で、職員の配置について臨時職員や嘱託職員を活用する余地がある。また、業務が年間を通じて平準的かつ計画的に実施できるように、運用制度を再検討する必要がある。</p>	整理済	翌年度の印刷予定について、各課に照会を行ない、年間を通じて業務が平準的かつ計画的に実施できるようにしている。
26	公文書管理事業(情報公開)	総務部	総務課	H3	-	<p>【目的】 ファイリングシステムの活用等により文書を適正かつ効率的に管理し、事務効率の向上、文書の共有化の推進、情報公開への積極的な対応を図る。</p> <p>【手段】 ①ファイリングシステムによる適正かつ効率的な文書の整理及び保存 ②本庁の文書庫に収納できない文書の保存業務を文書専用倉庫業者へ委託 ③文書事務の電子化の基礎となる文書管理システムの導入検討</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>ファイリングシステムの適正な運用を維持することを基本とし、エクセル・デジエ等、既存のソフトウェアを活用する等して、更なる文書事務の効率化に努める。併せて文書管理システムの導入に向けて所要の検討を加えながら、文書管理制度の見直しを行っていく。</p>	検討・見直し	B	H17	<p>文書を適正に管理することは重要である。保管する一方で、文書廃棄ルールを定め不要な文書を廃棄また保存対象としないルールを徹底することが重要と考える。 電子ファイリングシステムに移行しても文書管理ルールの重要性は同様であり、管理ルールを全庁で徹底する仕組み作りが求められる。 文書のファイリングシステムの維持管理については、各部署での文書管理体制をさらに徹底するなどして、正規職員2.38人/年の工数を削減する努力を望む。</p>	整理済	電子ファイリングシステムに移行した後も対応できるように平成17年4月に文書管理規程の整備を行った。ファイリングシステムの維持管理については、平成18年度からすべての課所においてチェックシートによる自己点検維持管理方式に切り替え、実地指導の委託料や正規職員の工数を削減している。
27	公文書管理事業(総務管理担当)	総務部	総務課	-	-	<p>【目的】 庁内各課の郵便物の集配事務や、年間16回発行される「広報こしがや」をはじめとする各種広報資料の配送事務について、効率化とコスト削減を図る。</p> <p>【手段】 郵便事務については料金割引制度を有効活用し、さらに、県庁に向けた郵便物は合封を行う。 広報こしがや等の配送事務については、民間の事業者へ委託する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>各課からの郵便物の受付について、午後2時までの時間内に提出してもらうよう協力を求めることが必要。</p>	現状維持	B	H21	<p>業務内容は比較的単純であり、再任用職員、非常勤職員の活用を検討していただきたい。 また、本事業の成果として節約された郵便料金額等については、これを成果指標として庁内にも周知し、成果を共有されたい。 さらに、郵便物の発送時間厳守の問題については、「市民サービスの向上に直結するルール」であるとの認識に立ち、改めて全庁的に徹底を図られたい。</p>	整理済	発送時間の厳守については、各課の郵便担当に口頭により周知を図る。
28	平和事業	総務部	総務課	H20	-	<p>【目的】 平和に対する市民の思いを深めるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える。</p> <p>【手段】 中学生による広島平和記念式典への参加や、平和展・平和講演会の事業を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>平成28年度はやや来場者数が落ちたことから、講演会や展示の内容のほか、PR方法について検討する必要がある。</p>	現状維持	B	H22	<p>世界の恒久平和の実現と平和で豊かな社会づくりのため、市民の平和への意識を高めるための事業である。21年度は広島平和記念式典参加や平和展・平和講演会を実施した。 平和展では広島、沖縄、東京大空襲などを取り上げたが、今後は国内で起こった惨禍だけでなく、イラン、イラクなど国外で現に起こっている紛争をも本事業の対象として目を向けて取り組んでいこうとする姿勢を評価したい。 ただ、平和事業は市民生活に直結するとはいえない事業であり、必要性を持つ事業となるように考慮し、取り組んでいただきたい。さらに、準備に相応の時間がかかる点は理解できるが、年間を通じて実施されている事業でないにもかかわらず、人件費の額が比較的高いので、最小の投資で最大限の効果をえられるよう努力すべきである。 平和事業が開始されて間もないということから、市民の認知度が低い状況にあると思われるので、ホームページ、広報で積極的な宣伝活動が求められる。また、平和展や講演会の来場者数を増やすために学校等に働きかけ、学年単位で来場してもらうことが有効ではないか。</p>	整理済	平和事業においては、市のホームページ・広報「こしがや」・自治会掲示板を活用し事業のPRをする。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少なく事業の一部見直しが必要
29	職員研修事業	総務部	人事課	-	-	〔目的〕 職員個々の能力及び意欲の向上を図る。 〔手段〕 各階層に必要な知識をはじめ、法令に関する専門知識等の習得を図るとともに、民間・公的機関等への派遣や自己啓発の促進を図る。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①職員の現状と課題を踏まえ、求められる能力養成に向け、効果的な研修を実施していく。 ②行政課題の高度化に伴い、職員に求められる能力も高度化・専門化していることから、長期的な人材育成システムの一環である研修のあり方について、必要に応じ見直しを検討していくことが必要である。	検討・見直し	B	H18	今後、職員の専門性向上や意識改革を図るために、職員研修は重要である。人事管理制度と連動させた研修制度を早急に確立させる必要がある。また、活動結果及び成果に関し適切な指標を設定し、研修の成果を直接的に把握できるものにする必要がある。	整理 済	研修制度は人事管理制度における重要な構成要素の一つである。したがって、各階層ごとの職員にそれぞれ必要とされる基本的な知識の習得や問題・課題に対する対応能力・解決能力等の習得を図ることを基本とし、毎年度所要の検討・見直しを行い効果的な研修メニューの立案に努めている。また、研修の効果については、一朝一夕にこれを把握することは難しい面もあるが、研修後に受講者から提出される「復命書」により定性的な把握に努めている。
30	職員採用事業	総務部	人事課	-	-	〔目的〕 市職員の採用にあたって、職務遂行能力を公正・公平に判断し、市民の負託に応えることのできる優秀な人材を確保する。 〔手段〕 学歴に応じた試験問題の作成及び採点を専門機関に委託することで、人件費等のコストを抑制するとともに、客観性・公平性を確保する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	・有為な人材確保のため、当該事業の妥当性は高い。 ・試験問題の作成及び採点について専門機関に委託することで、試験の公平性・効率性・機密性を確保することができる。 ・求められる人材とその確保の方法について、必要に応じ見直しを検討していくことが必要である。	検討・見直し	B	H19	第1次試験を委託化しコスト低減されていることは評価できる。また、第2次試験以降において、市全体の人材ニーズ、長期的な育成計画の視点から見た新規採用への要望を取り入れ、対応されていることも評価できる。第1次試験業者に対し、市としての要望を伝える場をさらに活用する必要がある。また、総合成績のみでなく、科目別の成績を開示するよう求めていくことを望む。	整理 済	採用試験に係る問題の作成から採点について、外部の専門業者に委託して実施しており、市としての要望を伝えるべく、委託業者と協議の機会を設け、緊密に連携を図りながら事業を遂行することとしている。
31	安全衛生事業	総務部	安全衛生管理課	-	-	〔目的〕 職場において職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進する。 〔手段〕 公務災害や疾病の未然防止に努め、公務能率の向上を図る。 (健康診断・健康相談の実施、福利厚生事業等の実施)	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	職員の健康の保持増進を図るべく、引き続き健診受診率の確保に努めていくが、受診率も95%を超え、育児休業等で受診できない職員を除きほぼ受診している状況となった。更なる職員の健康の保持増進のため、今後、健康診断後の事後指導が重要である。また、福利厚生事業については、公費負担であることから、常にコスト意識をもって、効果的な助成を行っていく必要がある。	検討・見直し	C B	H17 H18	＜職員被服貸与事業＞ クールビズが普及してきている社会的傾向を考慮すれば、制服が規律を維持するという意識は薄れている。制服着用を義務付けている規定を見直し、必要な部署の必要な担当者の方に制服を貸与するよう再検討することを望む。 市民サービスの維持の点については、名札の着用や腕章の利用などの代替手段によるサービスレベルの維持を検討し、経費の大幅削減を望む。 ＜健康管理事業＞ 職員の受診率100%達成及び、事後のフォローを徹底し、職員の予防医療を高める必要がある。また、メンタルヘルスへのきめ細かな対応が求められる。	整理 済	健診受診に対する受診勧奨通知や、人間ドック等助成金制度の周知により、健診受診率の向上に努めている。 また、メンタルヘルスについては、事業所におけるメンタルヘルスケアの基本的な考え方(4つのケア)を軸に、職員、所属長、内外の保健スタッフが連携して事業を推進している
32	電子入札システム事業	総務部	契約課	H15	-	〔目的〕 入札手続の透明化及び入札事務の効率化を図る。 入札参加資格登録業者の利便性の向上及び競争性の向上を図る。 〔手段〕 埼玉県電子入札共同システムへ参加し、電子入札システムの運用を行う。	高	低	高	低	(b)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	電子入札システムは、埼玉県と県内参加自治体が共同で開発・運営を行っており、市の財務会計システムとのデータ連携などで円滑な運用に努めている。平成26年1月に新システムへ移行し、通信速度が上がるなど事務効率化が図れたが、発注者側・受注者側でのシステムの使い勝手やセキュリティ向上など、今後も県内参加自治体との情報交換を図る必要がある。	検討・見直し	B	H18	電子入札による事業者への利便性の向上、自治体入札業務の効率性向上は喫緊の課題であり、当該事業の優位性は認められる。本事業は、埼玉県と県内自治体が共同で開発・運営している事業であるが、早急に改善効果を得るべく、業者登録審査等の連携強化を図りながら運用・体制・制度を充実させる必要がある。	整理 済	外部評価で指摘された課題は、新システムの移行により対応した。
33	公有財産管理事業	総務部	庁舎管理課	-	-	〔目的〕 市の施設を利用する市民や市主催行事等に参加している市民の死傷事故発生時の市民への補償 〔手段〕 全国市長会保険に加入する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	平成27年度から全国市長会保険に加入し、遺漏なく且つ、施設間での差がない補償体制が構築されている。	現状維持	-	未実施	-	未実施	未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
34	庁舎管理事業	総務部	庁舎管理課	-	-	〔目的〕 ・来庁者の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図る。 〔手段〕 ・庁舎内の巡視、日常点検や設備機器等の適正な運転及び案内表示の充実により、環境整備を進め効率的な庁舎の保守管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現 状 維 持	①老朽化している庁舎の状況に注意して、維持管理を行う。 ②既存本庁舎南側低層部の解体に伴う、既存庁舎の改修等を検討する。	C H16 B H23	来庁者の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の確保を図るために、市役所庁舎の施設管理を行う事業である。市庁舎は、市民生活に不可欠な行政サービス提供の拠点や災害時の防災拠点等として、極めて重要な役割を担っていること、その性質上多くの人が訪れるとともに、多くの職員が働いていること等から、高いレベルの堅牢性(耐震性)、安全性、快適性などが要求される施設である。 したがって、庁舎管理については不要不急なコストを削減しつつ、真に必要となる部分に資源を集中投入していくことが求められており、そのためには適切な活動指標や成果指標の設定が必要である。 しかしながら、このような観点から見た場合、現在の各指標は適切であるとはいえない。また、コスト削減に向けた努力がなされているものの、残念ながらその成果が事務事業評価表に表れていない。活動指標として「光熱水費の使用量」や「修繕実施率(=修繕件数/修繕必要箇所)」などを、成果指標として「本庁舎職員1人あたりの庁舎定例維持管理費(=[光熱水使用料金+各種保守委託料/本庁舎職員数])」や「事故発生件数」などを提案するので、その妥当性について検討されたい。 老朽化に伴う庁舎建替えには、財源確保や住民合意の形成などに多くの時間を要することを考慮すると、日々の定期的な改修や修繕を通じて、建物の長寿命化を図る必要がある。そのためには、具体的な事項を記載した施設管理台帳に基づく維持管理が重要となる。無駄なコストの発生を防止するためにも、「場所」、「状態」、「残存耐用年数」、「改修を実施しなかった場合に生じるリスク」、「修繕に要する概算費用」などを把握した上で、緊急度や重要度に応じた優先順位付けによって、計画的な施設管理とコスト削減を図ることが急務である。 さらに、不具合が発生してから行う「事後保全」から、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」の考え方、建築ストックマネジメントの導入なども施設管理に有効な手法であることから、導入を検討されたい。 当該事業については、平成16年の外部評価結果を受け、電話交換業務における経費削減を進めるなど評価される点もある。その一方で、事業全体としては改善の余地が残されている。事業の括り方の見直し、事業内容や費用対効果の適切な把握などにより、一層のコスト削減と業務効率化に努められたい。 《参考》平成16年度外部評価：C	検 討 中	老朽化した設備に応じ、庁舎利用者や職員の安全・安心を最優先して施設管理を行う。
35	庁舎整備事業	総務部	庁舎管理課	-	-	〔目的〕 市庁舎へ来庁する市民等の安全と利便性の確保及び良好な庁舎環境の維持を図る。 〔手段〕 新本庁舎の建設を鑑みながら、現市庁舎の老朽化に伴い、建物や設備機器等の改修工事及び修繕を計画的に行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現 状 維 持	①新本庁舎の建設を鑑み、維持管理の方法を検討する。 ②既存本庁舎南側低層部の解体に伴う、既存庁舎の改修等を検討する。	B H20	本庁舎の老朽化に伴い、修繕や改修工事のコストが増加している現状となっている。修繕工事においては、単に業者に発注するだけでなく、職員で対応できる点は職員が対応しており、経費削減努力は評価できる。 本庁舎は、平成13年度の耐震診断で耐震性に問題があるとされており、大いに懸念される。政策会議で他の市有施設の耐震化と合わせ、総合的に耐震改修促進計画をたてているとのことで、緊急性と重要性の観点から総合的に耐震改修を進めていただくことを強く要望する。	整 理 済	不要不急なコストを削減しつつ、緊急度や重要度に応じた優先順位付けによって、計画的な施設改修を行う。
36	庁用車管理事業	総務部	庁舎管理課	-	-	〔目的〕 ・公用車の有効利用を図る。 〔手段〕 ・公用車の稼働率を調査し、適正な車両台数の確保及び運行管理を行う。 ・市長、副市長、教育長の公務に伴う特別車の運行、及び市の行事に伴うバスの運行を行う。 ・越谷駅東口駐車場を公用車駐車場として約70台分借上げる。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現 状 維 持	①低燃費、低公害の車両への買い替え、及び定期点検を隔日に行い、環境負荷の軽減を図る。 ②適正な運行管理を行い、庁用車の有効利用を図る。	C H17 B H23	市職員が業務上使用する公用車の管理と、公用車使用中の事故防止に係る啓発活動等を行う事業である。 当該事業については、平成17年度の外部評価においてC評価となったことを受け、公用車保有台数の削減、各課管理車両の一部の集中管理化・共用化、バスの売却など、有効利用の促進と経費削減に努めてきたことは評価すべき点である。しかしながら、その取り組みは未だ道半ばであり、改善すべき点が多く残されている。 管理面においては、全公用車の利用実態を把握し、適正な保有車両台数を明らかにすることが求められる。その上で、公用車の管理方法に対する総務管理課としての方針を明確化するとともに、一定の基準を定め、その基準を下回った各課管理の公用車については集中管理へと移行させるなど、共用化の促進による有効利用を加速させる必要がある。 コストの面においては、総務管理課の事業費はもとより、全公用車の管理に要する経費を適正に把握することが必要である。また、リース方式による公用車の導入や、管理業務の民間委託などについて検証を進められたい。なお、各課管理の公用車については、コスト削減を図るために、維持管理に要するすべての経費を総務管理課に集約することを提案するので、その妥当性についても検討されたい。 こうした取り組みを進めるためには、適切な活動指標と成果指標の設定が不可欠である。「適正な保有車両台数」に対する保有車両台数の状況のほか、集中管理率(=総務管理課が管理する公用車/全公用車)、共用率(=共用車両/全公用車)などを活動指標として設定することが必要である。 また、事業目的や各評価で認識した課題には、「稼働率を調査し」との表記がなされているものの、その稼働率が目的を達成するために、どのように活用されているか不透明である。「有効利用されている」という状態を定量的に評価するためにも、全公用車の平均稼働率を成果指標として設定すべきである。 このほか、公用車への広告掲載についても、活動指標に「掲載件数」を、成果指標に「事業費に占める広告料収入の割合」をそれぞれ設定することを検討されたい。 事故防止に係る啓発活動等も事業の一つに位置づけられているが、その活動状況や成果が明らかになっておらず、具体性に乏しい。事故防止のための職員研修開催回数や参加者数を活動指標として設定するとともに、職員の過失に起因する事故発生件数等を成果指標として設定することを検討されたい。 《参考》平成17年度外部評価：C	整 理 済	提案いただいたリース方式については、特別車について検討する。平均稼働率を成果指標とした。集中管理を活動指標とする件については、近年、集中管理とする車両に変化がないため、見送る。事故発生件数は事業との関連が少ないため、採用は見送る。 公用車の維持管理費を庁舎管理課に集約した場合、300台以上ある公用車の車検等の事務処理の執行が不可能である。 また、隔年で全公用車(特別車、緊急車両等を除く)の稼働率を調査し、稼働率が60%未満の車両については原則、集中管理車両とするか、廃車している。
37	本庁舎建設事業	総務部	庁舎管理課	H25	H35	〔目的〕 現在の本庁舎は全ての階で耐震補強が必要であることから、「越谷市本庁舎基本計画(改訂版)」に基づき、新庁舎及び市民協働ゾーンを建設する。 〔手段〕 「越谷市本庁舎基本計画(改訂版)」に基づき、新庁舎建設基本設計委託を勧める。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現 状 維 持	①基本設計 ②H30年度：実施設計、H31、32年度：新庁舎施工、H33年度：既存本庁舎解体、H34、35年度：市民協働ゾーン施工	- 未 実 施	新庁舎の建設に向けて、基本設計を進める。今後は平成29年度中に基本設計を完成させ、平成30年度中の実施設計、平成31、32年度での施工を予定。		未 実 施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
38	コミュニティ助成金事業	市民活動部	市民活動支援課	H15	-	<p>〔目的〕 地域自治団体のコミュニティ活動推進のために必要な施設又は設備の整備に関して援助を行う。</p> <p>〔手段〕 一般財団法人自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づき、宝くじの普及広報事業を対象に一般財団法人自治総合センターから助成されるコミュニティ事業助成金を交付する。</p>	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>一般財団法人自治総合センターから助成される補助金によってコミュニティ活動に寄与する設備の整備を行っているため、廃止になると影響が大きい。</p>	現状維持	<p>①②ともに地域自治団体のコミュニティ活動推進のため、一般財団法人自治総合センターに対し、コミュニティ事業助成金の交付申請を行っていく。</p>	B	H21	<p>事業概要 本事業は、第4次越谷市総合振興計画に位置づけられた地区別将来像を具体化していく中で、地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図ることを目的に、各地区に組織されている13の地区コミュニティ推進協議会(越谷市地区まちづくり助成金)及び各地区コミュニティの横断組織である越谷市コミュニティ推進協議会(越谷市コミュニティづくり助成金)に対して、その活動費を助成するものである。前者は地区の将来像を具現化するために策定した地区まちづくり推進計画に沿って実施される事業に対して助成するもので、後者は各地区の人材育成や課題解決の支援、リーダー養成、シンポジウム開催、課題解決事業等、地区コミュニティ推進協議会の活性化を図るための事業に対して助成するものである。</p> <p>必要性 市と地域住民が連携してコミュニティ活動を振興することに関して、一般的な行政関与の必要性は認められる。また、市民参加を掲げる自治基本条例が制定されていることや、越谷市総合振興計画においても13地区の将来像が示され、重点戦略として「地域の担い手育成プロジェクト」が示されている等、コミュニティ推進に関して市としての方針も確認できる。加えて、各地区に職員が配置され、直接地域住民の声、意見を聞いているとのことである。しかしながら、それらの市民の声や意見の整理が十分に行われていない状況で、コミュニティ支援のニーズの実態は必ずしも十分に明らかにされていない。また、現在、市としては地区によって事業内容の見直しが十分に行われず、事業が継続的に実施されている状況が課題であると認識していることだが、その改善のためには市としてのコミュニティ支援の方針を明確にするとともに、助成金の審査においても継続事業等に対する審査基準を見直す等の工夫を取り入れることが必要である。市は、協議会と地区コミュニティ推進の方向性を共有したうえで事業を推進すべきである。</p> <p>効率性 13の地区コミュニティ推進協議会に助成する「越谷市地区まちづくり助成金」は、以前は均等割と地区割によって助成金を交付していたが、現在は各地区の創意工夫を促し、より効果の高い事業への助成とするため、申請内容に係るヒアリングに基づく審査を経た助成金配分へと見直している点については評価できる。</p> <p>評価表中、正規職員が24年度決算で37.83人と記載されているが、これは本事業の中核である2つの助成事業に従事している職員数ではなく、他のコミュニティ推進事業に従事している職員も含まれており正確な数値ではなく、確認と修正が必要である。2つの助成事業以外も評価対象とするならば、その内容、評価も記載すべきである。</p> <p>有効性・成果指標 現在の成果指標は、「事業実施率」となっているが、これは客観的な成果を示すものではない。市が助成金の審査を行っており、その審査を経ていけば、地域コミュニティ活動に資するということが前提となっている。しかし、本来的には「地区住民の連帯意識や地域コミュニティの育成を図ること」が目的であり、それが実現されたかどうかは、地区住民の意見やそのニーズが満たされたかを検証しなければ確認できない。地区ごとに個別事業によっては参加した住民の意見を収集しているようであるが、市としても何らかの方法で地区住民の声を収集して、コミュニティ振興の状況を把握することが望ましい。</p> <p>その他 補助金交付以外にも複数の事業が混在しており、事業の枠組みを再整理する必要がある。現状では事業内容と活動指標・成果指標が整合的でなく、また本事業の目的と手段の距離が遠いものと考えられる。</p> <p>【コミュニティづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 助成事業の有効性の評価が行われていないため、今後、評価を行うことが前提。 【地区まちづくり助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 助成対象の393件の事業について、有効性に係る評価がなされていないことから、今後は評価を実施するとともに、課題・ニーズを踏まえた助成とすることが前提。 《参考》平成21年度外部評価: B</p>	整理済	平成26年度から、まちづくり助成金事業と分けてコミュニティ助成事業として整理した。
39	コミュニティ推進事業(まちづくり助成金事業)	市民活動部	市民活動支援課	H4	-	<p>〔目的〕 第4次越谷市総合振興計画に位置づけられた地区別将来像を具現化していく中で、地区住民の連帯意識やコミュニティの育成を図る。</p> <p>〔手段〕 各地区に組織されている地区コミュニティ推進協議会及び越谷市コミュニティ推進協議会に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。</p>	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	<p>事業提案制度により各地区が創意工夫をもって、それぞれ地域の特性や特色を生かした事業を実施しているが、実施事業にあたり自主財源の確保や、目的を達成した事業の廃止等を行う必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①②市としてのコミュニティ活動に対する方針を明確に示す。その上で、ヒアリング等を通じて、各地区が実施している各種事業が地域住民のまちづくりに対する意見やニーズをどれだけ満たしているかの把握に努め、地域活動を支援していく。</p>	C	H25	<p><コミュニティ推進事業> (事業番号:38参照)</p>	検討中	<p>市のコミュニティ支援の方針を明確に示した上で、事業提案書の提出を受けヒアリングを実施し、配分額を決定した。また、協働フェスタ等のイベントでアンケート調査を実施するなど地域住民のコミュニティ支援のニーズの実態把握に努めた。 このほか、事務手続きの簡素化を図るためコミュニティづくり助成金を廃止し、地区まちづくり助成金に統合した。</p>
40	越谷しらこばと基金事業(越谷しらこばと基金積立金事業を含む)	市民活動部	市民活動支援課	H2	-	<p>〔目的〕 快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的活動を行う者に支援を行う。</p> <p>〔手段〕 市内に活動の本拠がある市民活動団体等に事業資金の助成を行う。 スポーツの全国大会等に出場する市民を顕彰し助成を行う。</p>	高	低	高	高	(a)	(a)	(a)	(b)	(b)	B	<p>より余裕を持って申請できるように、申請時期・期間などを見直す必要がある</p>	検討・見直し	<p>①平成29年度に申請スケジュールの見直しを行う。 ②平成30年度より見直しを行った申請スケジュールで実施する。</p>	B	H18	<p>市民活動団体を支援する当該事業の重要性は認められる。但し、運用開始から17年が経過し、また、現在スポーツの分野に助成が著しく偏りがあることから、支援分野の見直しを含め、基金の活用方針を再設定する時期に来ている。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。</p>	整理済	<p>外部評価で指摘された手続きの簡素化など利用しやすい制度への移行については、平成26年度に要綱や助成基準の見直しを行い対応した。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
41	交流館運営事業	市民活動部	市民活動支援課	H6	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、交流館の受付業務、設備保守等を行う。 〔手段〕 地元の代表の運営協議会を指定管理者として、管理を委託する。	高	高	高	高	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	多様化していく市民からのニーズに対応し、きめ細やかなサービスを提供するため、指定管理者との連携を図り、効果的な施設の管理運営に努める必要がある。	検討・見直し	①②指定管理者との連携を密にとり、利用者へのよりよいサービスの提供を図る。	B	H16	今後より一層高まる市民ニーズに対応するためのサービス拡充が強く求められる。ただし、施設関連コストを反映したフルコストの把握が必要である。さらに新設3館については建物関連減価償却費を含めていただきたい。活動結果指標として交流館の設備稼働率を設けていただきたい。	検討中	交流館の稼働率を上げるため、指定管理者である交流館運営協議会と定例会を通じ、相互に密な連携をとることで、利用者へのサービスや施設の充実など調整を図っている。
42	交流館施設管理事業	市民活動部	市民活動支援課	H6	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動の拠点として、利用者が安全に利用できるよう、適切な施設の保守管理を行う。 〔手段〕 業務委託により交流館の清掃業務、設備保守、警備などの保守管理を行う。	高	高	高	高	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	利用者が安心して安全に利用できる施設を提供するため、限られた予算の中で、適正な施設の保守管理を行う必要がある。	検討・見直し	①②保守管理業務委託契約について、見直しを行い、施設の適正な管理と経費の削減を図る。	B	H17	交流館は、地域のコミュニティの拠点としての機能を果たしてきたが、施設の老朽化に伴うバリアフリー対策や農協との併設施設の更新が課題となっている。また、地域コミュニティの場として、自治会館、地区センター(13ヶ所)や市民会館(2ヶ所)と交流館(8ヶ所)の役割分担のあり方、使用料のバランスなどを総合的に見直し、市民にとって利用価値の高いものにしていく必要がある。	整理済	バリアフリー対策として、手すりやスロープの整備を行ったほか、トイレの洋式化や必要な修繕などを適宜行い、誰もが利用しやすい施設となるよう環境を整えている。
43	公有財産管理事業(東小林記念会館)	市民活動部	市民活動支援課	H19	-	〔目的〕 増林地区東越谷連合自治会の集会所施設として自治会の活動、会員の親睦、自治会内諸団体の活動の場として使用したいとの要望を受け、平成19年に市と土地・建物使用貸借契約を締結し、地域交流の場として開放することで地域の活性化を図る。 〔手段〕 管理運営は増林地区東越谷連合自治会が行い、増林地区東越谷連合自治会長が管理責任者となる。市は施設の修繕、改修工事等の維持管理を行う。	低	低	高	高	(d)	(d)	(c)	(d)	(b)	B	利用率の向上	検討・見直し	①②平成27年4月から平成30年3月までの増林地区東越谷連合自治会との土地・建物使用貸借契約に基づき、利用者が安全に施設を利用できるよう維持管理に努めるとともに、越谷市公共施設等総合管理計画に基づき、借受人と協議を行ったうえで、今後の施設のあり方について廃止や統廃合を含め、方針を固める。	D	H20	施設の遊休化に伴い、自治会と土地・建物使用貸借契約を締結し、自治会に管理・運営を任せているが、水道光熱費・修繕費等の管理費については市で負担しているという現状である。当館を利用する特定の団体の使用にかかる費用を市が負担し、受益が偏っていることが問題だと考える。さらに、施設の中長期的な観点から取り壊し等も含め、事業を全面的に見直すべきである。	検討中	受益が偏らないように、使用規則に「公益性を有する地域活動を行う市民の活動の場として使用するものとする」と追記し、利用者の範囲を広げ、利用率の向上を図った。今後の施設のあり方については、越谷市公共施設等総合計画及びアクションプランに基づき、廃止や統廃合も含め、検討していく。
44	国際交流協会支援事業	市民活動部	市民活動支援課	S57	-	〔目的〕 市民ボランティアによる越谷市の国際化推進活動を通して、外国人市民にとっても暮らしやすいまちづくりの推進を図る。さらに、市民の国際理解の増進と青少年姉妹都市交流による使節団の派遣・受入を中心とした国際交流の促進を図るとともに、地域の国際化の推進に寄与する。 〔手段〕越谷市国際交流協会が主催する各種事業に対して補助金を交付し、支援を行うとともに、組織の運営に係る助言と協力を行う。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本市で生活している外国人市民へのサポートを通じた多文化共生の地域づくりや姉妹都市交流の発展のために越谷市国際交流協会が各種の事業を実施し、本市の国際化を推進すると同時に適正な補助金活用への助言を行う。	検討・見直し	①多文化共生及び国際交流に関する各種事業を効率的かつ有効的に開催するために引き続き越谷市国際交流協会へ補助金を交付する。 ②越谷市国際交流協会と引き続き連携を図り、補助金の適正な運用に努めるとともに市民レベルでの多文化共生の地域づくり及び姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動を推進していく。	B	H16	国際交流協会へ運営を任せ、市は必要な補助金を出し職員関与度を最小にすることで効率化・経費削減を計画的に進めていただきたい。	整理済	平成16年度の外部評価で指摘された「運営を協会に任せ、市は必要な補助金を交付し、職員関与度を最小にし、効率化・経費削減を計画的に進める」という点において、平成17年に越谷市国際交流協会の事務局を市から独立し、独自運営としたことで、事務的業務を移管し、担当の市職員を1名減とするとともに補助金も見直しを行い、経費の削減を図った。
45	市民活動支援センター管理事業	市民活動部	市民活動支援課	H24	-	〔目的〕 市民の市民活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することにより、誰もが住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図るとともに、市民文化の向上に資するため、指定管理者に委託し、適正な施設の管理運営を行う。 〔手段〕 公共活動を行う市民活動団体への施設の貸出しや図書貸出し、市の観光や特産品のPR等を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	指定管理者と登録団体との連携事業(相談業務、講座の講師等)を実施しているが、さらに連携の推進及び事業の充実を図り、利用者及び登録団体の増加を図る必要がある。	検討・見直し	①さらなる協働のまちづくり推進のため、指定管理者及び登録団体との連携を深めるとともに、地域活動団体、企業、大学との連携を図り、適正な施設の管理運営を行う。 ②一層の協働のまちづくりの推進を図るため、市民と市民活動団体をはじめ、地域活動団体、企業、大学等との連携が可能な事業展開を図っていく。	B	H27	市民活動への参加を促進し、市民活動を行う団体を支援することにより、住みよい地域社会の実現及び協働のまちづくりの推進を図り、市民文化の向上に資することを目的とした事業である。市民活動支援センターは、駅前に立地する複合施設で利便性も高いことから、より多くの市民に利用していただけるよう、市として周知に努めるとともに、指定管理者に対し、周知活動の強化を指導されたい。また、連携事業を充実させるために指定管理者と協議を行う場を設け、市民、地域活動団体や大学はもとより、今後は地域貢献活動やCSRに関心の高い民間企業等との連携強化による事業も積極的に推進していくこととされたい。越谷市公共施設等総合管理計画に基づく受益者負担の適正化について検討されたい。	整理済	平成27年度から自治会を通じた機関紙の全戸回覧の実施、登録団体PRのための「センターの日」の創設など新たな取組を実施した。また、適正な施設管理運営を行うため「市民活動支援センター懇談会」を設置し、各種団体と協議を行っている。さらに、指定管理者と、大学・民間企業等との連携事業の拡大について協議を行っている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	低	高	高	(a)	(a)	(a)	(b)	(b)	A							B	C	D
46	市民活動支援事業	市民活動部	市民活動支援課	H13	-	<p>〔目的〕 主体的で自発的な活動を実践する市民活動団体を支援するとともに、協働のまちづくりの担い手としての認識を図る。また団体相互の協力連携を目的として支援する。</p> <p>〔手段〕 活動場所として「越谷市市民活動支援センター」を提供している。「協働フェスタ」を実施（共催）し、地域、市民活動団体、行政間の連携を深めている。「協働のまちづくり研修会」について、市民活動団体と越谷市職員の相互連携を深めるため、合同で行っている。</p>	高	低	高	高	(a)	(a)	(a)	(b)	(b)	<p>市民活動やまちづくりに関し、市民や市役所職員の意識の向上を図る。</p>	<p>①平成24年度から実施している「協働のまちづくり研修会」において、市民活動団体と市役所職員と一緒に受講し、お互いを知る機会となった。また、双方から好評をいただいております。引き続き今後においても計画していきたい。</p> <p>②協働フェスタにおける市役所各課の参加が増え、継続している。市民との協働のきっかけとなるよう、参加を呼びかけて行く。</p>	C	H19	<p>市民活動団体を支援し、協働のまちづくりの担い手としての認識を醸成するとともに団体相互の協力及び連携を図ることを目的とした事業で、「協働のまちづくり研修会」、「協働フェスタ」を中心に事業が実施されている。市政運営の最高規範である越谷市自治基本条例に謳われている協働の原則に則り開催される協働フェスタは協働のまちづくりの推進に資するものと認められるが、現在80団体前後の参加にとどまっているので、さらに多くの団体等が参加するよう、実行委員会に対する働きかけに努められたい。平成29年度には10回目という節目を迎える予定であるため、10年の取組の成果を総括し、住民との協働をより一層推進していくため、実施内容についてより良いものに見直すことも検討されたい。また、会場設営費として20万円を支出しているが、今後の開催にあたっては、参加団体や来場者数の増加、さらには、市民活動の支援に資するための効果的な支出となるよう、支出費目の見直しを含め検討されたい。協働のまちづくり研修会については今後も取組を継続し、市民及び市が対等なパートナーとして関係性をより発展させることを期待する。</p> <p>協働のまちづくり研修会における参加者アンケートによる「協働に対する理解度」を成果指標として設定しているが、協働のまちづくりの担い手は、研修会参加者にとどまるものではなく、全市民の共通課題であるため、市政世論調査における協働に対する市民全体の理解度を成果指標に加えることを提案したい。</p> <p>これらの改善によって、協働のまちづくりへの一層の市民参画に尽力されたい。</p> <p>《参考》平成19年度外部評価：C</p>	<p>協働のまちづくり研修会については、今後も引き続き、市民及び市が対等なパートナーとして、関係性をより発展させていきたい。協働フェスタについては、取組を総括し、より良いものになるよう実施内容について、検討したい。また、予算についても効果的な支出となるよう併せて検討したい。</p>				
47	自治会振興事業	市民活動部	市民活動支援課	S39	-	<p>〔目的〕 各地区における自治会の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成と自治意識の向上並びに環境衛生思想の啓発及び普及を図る。</p> <p>〔手段〕 自治会の指導育成等に関する事務を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	<p>年々、自治会の加入率が低下しており、加入率向上に向けた取り組みが課題である。</p>	<p>①自治会の活動内容の把握に努め、地域にとって有効に活用される交付金として、まちづくりをさらに推進させる。</p> <p>②地域コミュニティの活性化においては、自治会が重要な役割を担っていることから、自治会の加入率向上に向けた施策を検討していく。</p>	B	H18	<p>もともと身近な住民組織のひとつである自治会の運営を助長し、地域の連帯感を高め、住みよい活力ある地域をつくるための事業である。自治会組織として、単位自治会が375自治会あり、自治会を地域ごとにまとめた自治会連合会支部が13支部、並びに支部長で構成する自治会連合会があり、約97,500世帯が加入している。自治会振興事業の大きな課題の一つに自治会加入世帯率の低下があり、地域のつながりの希薄化が懸念される。特にレイクタウンのある大規模地区では新興住宅の居住者が増え、自治会の形成が追い付かない状況である。自治会加入者が増加するよう、自治会の核となる人材の育成、新たな居住者に対するコミュニティ意識の醸成活動など自治会連合会と市が一体となって一層努められたい。地域のさまざまな問題の解決やごみ集積所の管理、高齢者を支える地域の福祉活動、防災、防犯活動、環境美化活動など地域が担う役割は年々広がっており、地域力の低下を防ぐことは重要課題である。自治会との接点が少ない人が地域活動に参加するよう地区の人と呼びかけていくことが必要であり、自治会活動をする人のすそ野が広がるよう取り組まれたい。</p> <p>地域の集会所の利用状況は、平日、土日、祝日ともに午前中の利用者が少なく、あまり活用されていない。現状を踏まえて、子育て世代に集会所を開放し、交流の場、情報交換の場として利用できるようにするなど、新たな利用方法について検討されたい。</p> <p>自治会加入世帯率が7割を切り、今後も低下していくことが予想される中では、自治会に加入しない3割の市民に対しても「市民参加と協働」の機会を提供し、より多くの市民に地域コミュニティに参加してもらい、自治会の負担を低減していくことが必要である。</p> <p>越谷市のコミュニティ推進協議会では、自治会以外にも、婦人会、老人クラブ、子ども会などの団体により「市民参加と協働」を実践しているが、既存の団体だけではカバーできない市民に対しても、ソーシャルメディア等を活用した新しい取組により、市民参加の機会を提供していくことが望ましい。</p> <p>成果指標が、自治会加入世帯数および加入世帯率となっているが、地域の防犯活動、レクリエーション、清掃など、各自治会の活動状況や活動実績を示す成果指標や自治体活動への新規参加者数等の設定を検討されたい。</p> <p>【越谷市自治会振興交付金（連合会分）】 （内部評価：継続）（外部評価：継続） 自治会、地域間で連携を図ることを目的に13ある自治会連合会支部と、自治会連合会に交付されている。自治会連合会支部に「加入自治会数×10,000円+加入世帯数×20円」、自治会連合会に「1,600,000円」交付されているが、交付金がどのように使われているのか明確ではないため、自治会連合会の運営に関して、事業提案をしてもいい、市はそれに対して補助していく事業費補助に変更できないか検討をされたい。</p> <p>【越谷市自治会振興交付金（単位自治会分）】 （内部評価：継続）（外部評価：継続） 自治会活動の円滑な運営を助長することによる市民活動の活性化を目的に交付されている。375の単位自治会に「10,000円+加入世帯数×690円（内40円は、自治会連合会費分）」交付されている。本来の自治会振興と関係のない広報紙の配布やお知らせの回覧などは委託費として支出し、交付金と分けることが望ましいと考える。各自治会で交付金がどのように使われているのか、地域にとって有効に使われているか実態把握に努め、必要に応じて交付額の変更も検討されたい。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価：B</p>	<p>越谷市自治会連合会事業として、特色のある活動を行っている自治会を表彰する、団体表彰事業を行っており、自治会シンポジウムなどで紹介をしている。今後は、各自治会活動の事業数や事業に対する新規参加者数などの把握に向けた施策を検討していく。</p>				

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
48	集会施設整備事業	市民活動支援課	S54	-	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>事業概要 本事業は、地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資するため、自治会が管理する集会施設の用地取得や新築、増改築などの事業費の一部を助成するものである。</p> <p>必要性 地域におけるコミュニティ活動の推進は、市と地域が協働で推進すべきものであり、一般的な行政ニーズは確認できる。しかし、一方で助成対象の施設の所有は市ではなく各自治会であり、本来的には各自治会の費用をもって対応すべきものと考えられる。市がそれを支援する際には、少なくとも施設の整備や利用の状況、各自治会の整備、改修等に投じた費用負担等の現状を踏まえた上で、市としての支援の方針を検討すべきである。</p> <p>市では、現在、1/3の施設が築20年以上を経過しており一部改修が必要になることを見込んでいるが、より厳密に調査した上で、今後の費用及びその負担の在り方を検討すべきである。そのためには、現在実施している374の自治会に対するアンケート調査の結果等を有効に活用すべきである。</p> <p>効率性 昭和54年に開始された本助成事業であるが、平成23年度に他自治体の取組等を参考にして、より効率的な執行を実現するため、「用地取得の制限の明記」「事業対象の拡充(解体費用の助成)」「算出基準単価の合理化」等を中心に補助金交付要綱を見直した点は評価できる。</p> <p>また、補助事業の適正な執行を確保するため、現地調査や支出関係書類の点検等の検査を確実に実施しており、それらの調査や点検等から、特段の問題は発見されていないと認識する。</p> <p>有効性・成果指標 現在の成果指標「集会施設整備率」は、整備自治会数/整備要望自治会数により算定されるものであるが、これは事業が目指す成果を示すものではない。助成によって何を実現するのかを踏まえた指標の設定が求められる。現在の事業目的は、「地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資する」とあるが、施設整備の事業の目的としては、広すぎるため、事業の枠組みを再整理する必要がある。施設利用の拡大や安全性の確保が事業目的である場合は、助成対象となった施設での利用状況や安全確保の状況、利用者の声等の観点から、指標を設定すべきである。また、本補助金の直接の目的が施設における市民活動の拡大であるとすれば、今後は、施設利用後において、どの程度利用が拡大したのかを評価することが求められる。</p> <p>【集会施設整備事業補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付後の成果を測ることが前提。 《参考》平成19年度外部評価: B</p>	検討・見直し	<p>①今後も継続的に要綱等を見直し、公平性を図る。 ②今後、自治会からの要望が増加することが見込まれるため、集会施設の状況把握に努め、適正に執行する。</p>	B	H19	<p>事業概要 本事業は、地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資するため、自治会が管理する集会施設の用地取得や新築、増改築などの事業費の一部を助成するものである。</p> <p>必要性 地域におけるコミュニティ活動の推進は、市と地域が協働で推進すべきものであり、一般的な行政ニーズは確認できる。しかし、一方で助成対象の施設の所有は市ではなく各自治会であり、本来的には各自治会の費用をもって対応すべきものと考えられる。市がそれを支援する際には、少なくとも施設の整備や利用の状況、各自治会の整備、改修等に投じた費用負担等の現状を踏まえた上で、市としての支援の方針を検討すべきである。</p> <p>市では、現在、1/3の施設が築20年以上を経過しており一部改修が必要になることを見込んでいるが、より厳密に調査した上で、今後の費用及びその負担の在り方を検討すべきである。そのためには、現在実施している374の自治会に対するアンケート調査の結果等を有効に活用すべきである。</p> <p>効率性 昭和54年に開始された本助成事業であるが、平成23年度に他自治体の取組等を参考にして、より効率的な執行を実現するため、「用地取得の制限の明記」「事業対象の拡充(解体費用の助成)」「算出基準単価の合理化」等を中心に補助金交付要綱を見直した点は評価できる。</p> <p>また、補助事業の適正な執行を確保するため、現地調査や支出関係書類の点検等の検査を確実に実施しており、それらの調査や点検等から、特段の問題は発見されていないと認識する。</p> <p>有効性・成果指標 現在の成果指標「集会施設整備率」は、整備自治会数/整備要望自治会数により算定されるものであるが、これは事業が目指す成果を示すものではない。助成によって何を実現するのかを踏まえた指標の設定が求められる。現在の事業目的は、「地域における連帯意識の高揚を図り、地域文化の発展と福祉の向上に資する」とあるが、施設整備の事業の目的としては、広すぎるため、事業の枠組みを再整理する必要がある。施設利用の拡大や安全性の確保が事業目的である場合は、助成対象となった施設での利用状況や安全確保の状況、利用者の声等の観点から、指標を設定すべきである。また、本補助金の直接の目的が施設における市民活動の拡大であるとすれば、今後は、施設利用後において、どの程度利用が拡大したのかを評価することが求められる。</p> <p>【集会施設整備事業補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付後の成果を測ることが前提。 《参考》平成19年度外部評価: B</p>	検討中	<p>集会施設を有効利用している自治会を対象とした調査の結果を、自治会長ガイドブックに掲載し、集会施設の有効利用を促進している。</p> <p>さらに、集会施設を整備した自治会に対する、集会施設の利用状況の変化などを把握するため、調査を検討する。</p>
49	地区センター業務事業	市民活動支援課	S46	-	高	高	高	低	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①平成29年度も引き続き、市民ニーズを反映した行政サービスの提供及び周知に取り組んでいく。 ②地区センターにおける市民の利便性向上のために、提供する行政サービスの見直しを随時図っていく。</p>	<p>地区センター業務事業の事業内容は、諸証明書発行等の行政サービスの提供だけではない。「地域コミュニティ活動の拠点づくり」という地区センターの事業目的を再確認し、目標に応じた評価指標を設定し、事業を計画する必要がある。</p> <p>センターの規模、利用頻度等により、定数の配置を一律ではなく柔軟に設定することも検討される必要がある。また、行政サービスの提供について、本庁との作業分担割合を明確にし、センターごとの目標値を設定し、住民に対する利用促進のための周知活動等を行う必要がある。</p>	検討・見直し	B	H19	<p>地区センター業務事業の事業内容は、諸証明書発行等の行政サービスの提供だけではない。「地域コミュニティ活動の拠点づくり」という地区センターの事業目的を再確認し、目標に応じた評価指標を設定し、事業を計画する必要がある。</p> <p>センターの規模、利用頻度等により、定数の配置を一律ではなく柔軟に設定することも検討される必要がある。また、行政サービスの提供について、本庁との作業分担割合を明確にし、センターごとの目標値を設定し、住民に対する利用促進のための周知活動等を行う必要がある。</p>	検討中	<p>当該事業は、地区センターの行政サービスに関する予算であるため、外部評価による指針の「地域コミュニティ活動の拠点づくり」の事業目標に応じた評価指標は「コミュニティ推進事業」に委ねられる。</p> <p>また、地区センターごとの職員定数については臨時職員から非常勤職員に見直しを図った。行政サービスに関する目標値の設定等は、引き続き検討を図る。</p>
50	地区センター施設改修事業	市民活動支援課	S46	-	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①平成29年度も引き続き、各地区センターの施設状況を把握し、修繕等案件を精査し優先順位の高いものから対応していく。 ②適切な施設の維持管理を行うため、各施設の状況(修繕・改修の履歴等)を整理し、中長期的な修繕計画を策定する。</p>	<p>地区センターの利用者が快適に安心して施設を利用できるよう、修繕・改修を行う事業である。</p> <p>施設の安全性を確保するために、計画的な修繕・改修が求められ、優先順位を的確に決めて、必要箇所を修繕していくことが求められる。地域拠点施設としての地区センターの設備を改修することにより、利用者の満足感の高揚、地域住民の利用促進を図り、地域の生涯学習・自治活動の向上を目指す。</p> <p>今後は経年劣化に伴い、修繕、改修を必要とする施設が増加していくことが予想されることから、中長期的な修繕・改修計画を策定し、効率的な修繕、改修を進められたい。また、施設により完成年度、規模等が異なることから、施設ごとの修繕・改修計画を策定し、適正な維持管理を実行していただきたい。</p> <p>市民の防災に対する意識の高まりに加え、地区センターを多くの市民が利用することから耐震補強を早急に着手することが望まれる。地区センターが避難所となる場合、耐震補強だけでなく、避難している間に落下物等の被害を被る恐れもあることから照明等の落下物に対して日常点検に努められたい。</p> <p>また、13地区のうち、大型化の工事を順次進めている状況にあるが、まだ6地区で大型化が進んでおらず、大型化が終了している住民と終了していない地区の住民とで不公平感が生じることから、大型化未了地区住民のコンセンサスを得ながら、早急に大型化の施設整備計画の策定に取り組む必要がある。</p> <p>事務事業評価表の減価償却費がゼロとなっているが、施設改修事業の性質上、償却資産の改修に伴い、新たに減価償却額が増加する場合がある。したがって、来年度からは、減価償却費について、適正に積算するとともに、事務事業評価表への記載をお願いしたい。</p> <p>予算の計上方法について、現在の予算計上方法では予定していた工事が突発的な事由により、遂行されないことがあるため、あらかじめ突発的な修繕に対応できるように予算計上するように工夫されたい。</p> <p>市民の意見を地区センターの整備、運営に反映させるために、施設整備や快適性に関する満足度や要望等を調査するアンケート等を実施することを検討されたい。それに関連して、成果指標に「地区センターの利用者の満足度」の追加を提案したい。</p>	検討・見直し	B	H23	<p>地区センターの利用者が快適に安心して施設を利用できるよう、修繕・改修を行う事業である。</p> <p>施設の安全性を確保するために、計画的な修繕・改修が求められ、優先順位を的確に決めて、必要箇所を修繕していくことが求められる。地域拠点施設としての地区センターの設備を改修することにより、利用者の満足感の高揚、地域住民の利用促進を図り、地域の生涯学習・自治活動の向上を目指す。</p> <p>今後は経年劣化に伴い、修繕、改修を必要とする施設が増加していくことが予想されることから、中長期的な修繕・改修計画を策定し、効率的な修繕、改修を進められたい。また、施設により完成年度、規模等が異なることから、施設ごとの修繕・改修計画を策定し、適正な維持管理を実行していただきたい。</p> <p>市民の防災に対する意識の高まりに加え、地区センターを多くの市民が利用することから耐震補強を早急に着手することが望まれる。地区センターが避難所となる場合、耐震補強だけでなく、避難している間に落下物等の被害を被る恐れもあることから照明等の落下物に対して日常点検に努められたい。</p> <p>また、13地区のうち、大型化の工事を順次進めている状況にあるが、まだ6地区で大型化が進んでおらず、大型化が終了している住民と終了していない地区の住民とで不公平感が生じることから、大型化未了地区住民のコンセンサスを得ながら、早急に大型化の施設整備計画の策定に取り組む必要がある。</p> <p>事務事業評価表の減価償却費がゼロとなっているが、施設改修事業の性質上、償却資産の改修に伴い、新たに減価償却額が増加する場合がある。したがって、来年度からは、減価償却費について、適正に積算するとともに、事務事業評価表への記載をお願いしたい。</p> <p>予算の計上方法について、現在の予算計上方法では予定していた工事が突発的な事由により、遂行されないことがあるため、あらかじめ突発的な修繕に対応できるように予算計上するように工夫されたい。</p> <p>市民の意見を地区センターの整備、運営に反映させるために、施設整備や快適性に関する満足度や要望等を調査するアンケート等を実施することを検討されたい。それに関連して、成果指標に「地区センターの利用者の満足度」の追加を提案したい。</p>	検討中	<p>減価償却費を事務事業評価表に反映されることとの指摘を受けて、減価償却費を施設改修事業における指標として、どのように関連付けすることが適切かを検討していく。また、予算計上方法についての指摘もあり現在のようにならぬよう、突発的な修繕等により予定していた工事が後回しにならないように予算の計上を図る。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
51	地区センター施設管理事業	市民活動部	市民活動支援課	S46	-	〔目的〕 施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、適正な施設の維持管理を行う。 〔手段〕 清掃、警備等の13業種について、業務を専門業者に委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	施設の大規模化、老朽化に伴い経費の増加が避けられないが、PPSの導入により、光熱水費を削減することができた。なお、一部の施設については、PPSを導入していないため、今後継続的に調査、検討を進めていく必要がある。	検討・見直し	①②保守管理業務委託契約について、一括で発注するなど、見直しを行い、施設の適正な管理と経費の削減を図る。PPSについて、一部導入していない施設について、経費の削減に向け、調査・検討を行う。	B	H20	13地区センター施設の管理をする上で不可欠な事業である。現在の保守管理等の委託料を更に削減する努力を期待する。地区センターの利用者数を成果指標にするのではなく、保守管理等に掛かる事業費削減効果を成果指標にしてほしい。また、正規職員の担うべき仕事を明確にして、なお一層の効率的な事業の実施に努めることが望まれる。	整理済	地区センターの施設維持管理をする上で、不可欠な事業であるが、経常経費である保守管理委託料の更なる削減を図るとともに、PPS導入に関する調査検討を行う。また、正規職員の担うべきことを明確にし、効率的な事業に努める。
52	中央市民会館管理事業	市民活動部	市民活動支援課	H4	-	〔目的〕 市民文化や生涯学習、福祉活動など市民活動の拠点施設として、中央市民会館の貸出し業務や施設の保守管理を行う。 〔手段〕 公益財団法人越谷市施設管理公社を指定管理者として施設管理業務を委託し、効果的な管理運営を図る。	高	高	高	高	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	指定管理者業務の仕様書及び指定管理者の評価方法・管理項目の見直し	検討・見直し	①平成29年度も、指定管理者との連携を密にし、施設の状況把握に努め、市民文化や福祉活動の拠点施設として、更なるサービスの向上を図る。 ②これまでの指定管理期間における知見や反省点を踏まえ、平成30年度以降の指定管理業務についても協議・検討を行い改善を図る。	C	H22	市民の文化・芸術振興を図り、生涯学習や福祉活動などの市民の活動拠点として、中央市民会館の貸出しや施設の保守管理を行う事業である。 利用区分ごとの稼働率については、平成21年度54.31%にとどまっている。施設が全市民にとって、より意義のあるものとするために、利用日数稼働率とともに利用区分ごとの稼働率についても、全国の自治体の同種施設において、指定管理者制度の効果的運用により稼働率を上げている先進的な取り組み等を参考にして、一段の向上のための取り組みを進められたい。 市のホームページで見ることができず、イベントや事業の情報が少ない。市民が利用してみたい、事業やイベントに参加してみたいと思わせる工夫が必要なのではないか。市民が利用したいと思わせる創意工夫をすることで延べ利用者数の向上を図っていただきたい。 現在、平成23年度を新たな初年度とする指定管理者の募集期間であるが、新たな仕様書が基本的に今年度までの指定管理業務と同様の仕様書にとどまっているのは極めて残念である。平成18年度から平成22年度までの指定管理業務実施の中で得られた知見と反省を生かし、よりきめ細かな仕様書を作成し、応募者に提示すべきであった。 また、指定管理者の評価について、各年度とも「管理運営は適切に行われている」との記載にとどまっている。しかし、中央市民会館は市の指定管理者制度導入施設の中でも事業費が特に多い施設であり、同時に市のランドマークともいえる代表的な施設でもあるため、当該施設にふさわしい管理項目を設定し、丁寧な評価(モニタリング)を実施すべきであった。今年度以降の施設の評価に当たっては、早急に管理項目の追加を検討し、履行されたい。 活動指標に「イベントや事業の実施回数と参加者数(市主催、民間主催)」の追加を提案する。 さらに、指定管理の委託者である市の成果指標としては、現行指標とともに、指定管理者に対するチェック、指導による改善度合いが成果指標としてふさわしいのではないかと。	検討中	越谷市の市民活動の拠点施設として、利用者の目線に立ったより良い施設の運営を目指して指定管理者と連携を図っていく。
53	中央市民会館施設改修事業	市民活動部	市民活動支援課	H4	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 修繕及び改修工事を行う。	高	高	高	低	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	施設の開館以来、設置している設備等の多くが更新されておらず、大規模な改修が必要となる時期を迎えている。空調設備については、現在の機器で冷媒として使用しているフロンの生産が2020年に中止となることから、早急な対応が必要となる。しかしながら、施設の規模から改修の実施は大きな財政負担となることから懸念されるため、越谷市公共施設総合管理計画に基づき、中長期的な施設設備更新に向けたアクションプランの早期策定が課題である。	検討・見直し	①平成29年度も限られた予算の中で、改修必要箇所の優先順位付けを行い、効率的な施設の維持管理を行うとともに、越谷市公共施設総合管理計画に基づき、施設や設備の大規模改修に向けたアクションプランの策定に取り組む。 ②越谷市公共施設総合管理計画及びアクションプラン等に基づき、適宜施設の改修を実施していく。	C	H22	豊かな地域社会の形成と市民文化の向上に資するため設置された中央市民会館の適切な維持管理のために必要な事業であり、快適な施設環境を確保するため、修繕及び改修工事を行う事業である。 今後、中央市民会館の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの削減を図り、環境負荷を低減させなければならない。 そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの削減」、「維持管理費用の平準化」などを目指した公共施設のリフォームマネジメントに関する取り組みを推進されたい。重要な公共施設である中央市民会館についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費を適正に積算するとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を早期に策定されたい。また、当該計画について、市民に対して詳細かつ丁寧に説明されたい。 総合評価の課題によると、「建築資材が国産でないものが使用されており、修繕に費用がかかりすぎて管理が大変である」とのことであるが、より適正な調達等により低廉に入手する方法を検討されたい。また、将来当該建設資材が製造中止となり、資材の調達が不可能となった場合の対策も講じられたい。	検討中	越谷市公共施設総合管理計画に基づき、中長期的な施設更新に向けた取り組みを進める。
54	北部市民会館施設改修事業	市民活動部	市民活動支援課	S63	-	〔目的〕 施設の適切な維持管理と利用者の快適な施設環境を確保する。 〔手段〕 修繕及び改修工事を行う。	高	高	高	低	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	施設の開館以来、設置している設備等の多くが更新されておらず、大規模な改修が必要となる時期を迎えている。空調設備については、現在の機器で冷媒として使用しているフロンの生産が2020年に中止となることから、早急な対応が必要となる。しかしながら、施設の規模から改修の実施は大きな財政負担となることから懸念されるため、越谷市公共施設総合管理計画に基づき、中長期的な施設設備更新に向けたアクションプランの早期策定が課題である。	検討・見直し	①平成29年度も限られた予算の中で、改修必要箇所の優先順位付けを行い、効率的な施設の維持管理を行うとともに、越谷市公共施設総合管理計画に基づき、施設や設備の大規模改修に向けたアクションプランの策定に取り組む。 ②越谷市公共施設総合管理計画及びアクションプラン等に基づき、適宜施設の改修を実施していく。	B	H20	施設の老朽化に伴い、年々、改修工事費、修繕費がかかる現状となっている。改修工事費、修繕費が中長期的にどれだけの費用負担となるかについて計画を立案し、市民にわかりやすく説明することが重要である。	検討中	越谷市公共施設総合管理計画に基づき、中長期的な施設更新に向けた取り組みを進める。
55	北部市民会館施設管理事業	市民活動部	市民活動支援課	S63	-	〔目的〕 地域に根差したコミュニティ・文化活動の拠点施設として、北部市民会館の貸出しや北部図書室において図書の貸出しを行う。 〔手段〕 地域住民で組織した越谷市北部市民会館運営協議会を指定管理者として委託し、効果的な管理運営を図るとともに、会館の清掃業務、設備の保守などを専門業者に委託する。	高	高	高	高	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	中央市民会館と比較すると利用率が低く、特に劇場の稼働率が低い。施設利用を促進させるための方策が必要である。	検討・見直し	①平成29年度も、指定管理者との連携を密にし、施設の状況把握に努め、市民文化や福祉活動の拠点施設として、更なるサービスの向上を図る。 ②これまでの指定管理期間における知見や反省点を踏まえ、平成30年度以降の指定管理業務についても協議・検討を行い改善を図る。	B	H21	市内の他の市民会館やコミュニティセンターに比べ、利用率が低い現状となっている。利用率を向上するために、駐車場の拡大、映像設備の導入等を検討されている点は、評価できる。 一方、施設を維持・管理する上で、必要最低限の固定のコストがかかる。投じたコストに見合う劇場・会議室の利用率を確保するための方策を、積極的に検討すべきである。現在の使用制限も見直し、条例を改正することも視野に入れ、検討していただきたい。	検討中	利用率の向上を目的とした駐車場の拡張は、実施済みである。北部圏域の市民活動の拠点施設として、利用者の目線に立ったより良い施設の運営を目指して、施設管理者との連携を図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
56	防災施設整備事業	市民協働部	危機管理課	-	-	〔目的〕 市民の生命、身体及び財産を災害から守る。 〔手段〕 避難場所誘導板・案内板を設置する。 避難場所照明灯を設置する。 固定系防災行政無線を移設する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	区画整理事業等による人口増加に伴い、さらなる施設の充実を図る必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①災害発生時に避難誘導や救援活動が迅速に行われるよう、引き続き、避難場所誘導板や避難場所照明灯等の防災施設の整備及び維持管理を行う。また、移動系デジタル防災行政無線（平成26・27年度整備）及び災害情報管理システム（平成27年度整備）を活用し、災害情報を迅速かつ正確に伝達するため、さらなる機能強化を図る。 ②都市公園や大型地区センター・公民館の整備に併せて、防災備蓄倉庫の整備を行うため、関係部所との連携を図りながら、防災施設の整備を進める。	B H19 B H22	＜防災行政無線設置事業＞ 災害対策基本法に基づいた事業であり、防災行政無線子局の設置、修繕を計画的に実施し、市民の生命、財産を守る事業として重要性が高い。また、災害の発生やその後の経過情報を市民に迅速に伝達することで、市民が迅速に避難する等行動できる体制を整える必要がある。 音達の不具合が生じている地域等へは、災害を知らせる携帯電話サービスへの登録を促し、災害情報を迅速に伝達すべきである。また、防災行政無線の効率的な設置を引き続き計画的に推進するとともに、設置コスト減に努める必要がある。 最近の住宅は機密性が高いこと、豪雨災害のときは聞こえづらいことなどから、戸別受信機の設置も検討する余地がある。さらに、災害を迅速に伝えるための新しい手段として親局から単方向のアナログから双方向のデジタル化への切り替えについて、全国的な普及状況にも注視しつつ、安価な導入を図る方策について継続的に検討をしていただきたい。 また、「音達の不具合」という表現は、一般の人が聞くとかわりにくい。「無線の音声が届きにくい地域がある」といった工夫が必要ではないか。 成果指標の改善案として、防災行政無線設置率に加え、災害情報が多くの世帯にしっかりと伝わることを示す「人口カバー率、地域カバー率」等を提案したい。 ＜防災施設整備事業＞ 案内板等の施設の設置等のハード的対応と、防災マップの配布等のソフト的対応の両面から事業を進めていることは評価できる。 防災を地域の問題として理解いただき、地域自治会との協力体制を作る努力が必要である。 また、案内板等の設置は都市整備等他の事業計画と連携し計画的に行う必要がある。	整理 済	案内板等については、設置後年数が経過しているため修繕に重点を置き、災害時に備えている。
57	災害復旧事業	市民協働部	危機管理課	-	-	〔目的〕 災害による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を守る。 〔手段〕 業務委託による災害応急対策活動を実施する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	既往災害の状況を踏まえ、災害応急対策活動のさらなる充実・強化を図る必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①災害による被害を最小限に食い止めるため、関係機関や防災関係協力団体と連携し、迅速かつ的確な災害応急対策活動に取り組む。 ②関係機関や防災関係協力団体と連携し、体制の強化を図るとともに、災害応急対策活動のさらなる充実を図るため、災害応急対策活動の効果的な見直しを行う。	-	未実施	未実施	
58	災害予防対策事業	市民協働部	危機管理課	-	-	〔目的〕 災害による被害を最小限に食い止め、市民の生命、身体及び財産を守る。 〔手段〕 備蓄資器材を整備する。 防災訓練及び防災に関する講座等の実施する。 防災行政無線及び避難場所照明灯、耐震性飲料用貯水槽の維持管理を実施する。 防災気象情報の取得及び伝達を実施する。 ヘリサインを設置する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	備蓄品については、社会情勢の変化に伴い、市民からの要望が多様化している。食料や毛布など災害発生時の初動期に必須となる備蓄は、概ね目標数を確保していることから、今後は、アレルギーに配慮した食料、避難所におけるプライバシー確保や環境改善のための簡易間仕切りなど、備蓄の充実を図る必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①越谷市地域防災計画に基づき、竜巻など新たに想定される災害への対応、また要配慮者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。 ②平成28年4月の熊本地震等の既往災害の教訓を踏まえ、様々な視点から備蓄品のあり方を検討する。	B H18 B H26	災害発生時の市民の生命、身体及び財産を守るための体制を強化する事業である。災害予防としての行政の役割は大きく、備蓄資器材の整備はもちろんのこと、各種防災訓練の実施及び支援、防災気象情報の收受伝達、避難場所照明灯・耐震性貯水槽・通信手段としての防災行政無線の維持管理、ヘリサイン設置、市民に対して自らの身は自分たちで守るといった自助や地域で助け合うといった共助を促すなど、さまざまな取り組みがある。 平成19年度からプライバシー保護の観点から簡易間仕切りを購入、平成20年度からはアレルギー対応アルファ化米を購入しており、備蓄資器材の整備は評価できる。各自自主防災組織、各家庭での備蓄推進に向けて、新たに越谷市に居住する世帯にも各種イベントでのPRやパンフレット配布など、一層の普及に取り組まれた。 大規模災害が発生した時には防災関係機関だけでは迅速な支援が行き届かないことが予想されるため、自主防災組織の強化と行政との連携が重要になってくる。自主防災組織の結成率は平成26年4月現在で89.2%である。自治会の中には自主防災組織を設立していないところもあり、地域により偏りもみられる。各家庭の防災意識を高めるためにも、自治会における自主防災組織の結成率向上を目指し、各自治会に働きかけるとともに、活動指標として自治会の防災組織結成率の設定が必要である。自主防災組織の設置について、実態把握のためアンケート調査も実施されているが、地域ごとの防災に関する取り組み状況、体制を市でも継続的に把握するよう務められた。 越谷市にある民間事業所には住民でない者もいるが、災害時には帰宅困難者として避難所に行く場合も考えられる。県と連携した帰宅困難者の対策協議会は、これから重要な役割を担うと考えられ、多くの企業や商店に参画いただき、有事の際の役割分担を行政と地域、企業で明確にしながら対策を取ることが望まれる。 移動系の防災行政無線は84力所の携帯局があり行政間の情報伝達に使われている。電話、電力、ガス、水道などのライフライン事業者との連絡体制も整っており、また小中学校への無線設置も計画されていることは評価される。今後は避難所における、災害時の安否確認や被害状況などの情報収集をするための通信手段を確保することが重要であり、Wi-Fi設備を整備するなど、通信の多重化も検討されたい。 行政がオープンデータとして情報を公開して、民間事業所がそれを利用して防災情報のアプリケーションを作る事例もあり、情報の見える化は今後、必要であると考えられる。 成果指標が「備蓄資器材の整備率」だけになっているが、本事業で実施している他の予防手段（防災訓練及び防災に関する講座、防災行政無線、避難場所照明灯及び耐震性飲料用貯水槽の維持管理、防災気象情報の收受及び伝達、地域防災計画、ヘリサイン設置）についても、その進捗状況等がわかる成果指標を設定し、市民に対する説明責任を果たしていくことが望まれる。例えば、防災訓練の市民参加人数・参加率を新規と継続の参加者に分けて集計すれば、経年比較できる成果指標になり得る。 竜巻も含め、予測できない災害もいつ起こるか分からない現状で、地域防災計画も毎年評価検証等進行管理をし、必要に応じて見直しをしていく必要があると考える。 備蓄については、各家庭における備蓄率の向上も必要であり、パンフレット等を通じた備蓄品の紹介にとどまらず、防災訓練や講座に合わせて備蓄セットの販売等を行うなど、より積極的な推進を検討されたい。 平成25年度の市政世論調査で「水害や地震などの災害対策」に関する市民のニーズが高いことは、市が行っている水害や地震などの災害対策が不十分であると考えられる市民、あるいは、その実態を知らない市民が多いと捉えることもできる。災害発生時には帰宅困難者の支援など重要な役割を担う民間事業者とも協力・連携しながら、市が実施する災害対策について、市民への周知徹底に引き続き努められた。 《参考》平成18年度外部評価：B	整理 済	災害情報の一元化・共有化を図るため、平成28年度に災害情報管理システムの整備を行った。これにより、大規模災害発生時に、より迅速かつ的確な災害対応が可能となる。 備蓄資器材については、女性や要配慮者にも配慮した備蓄資器材の整備をしており、平成26年度は新たに大人用紙おむつを購入予定である。引き続き、備蓄品のあり方を検討するとともに、計画的に備蓄資器材の整備を進める。 帰宅困難者対策については、帰宅困難者協議会での活動を通じて、訓練の実施や関係団体間の連携強化を図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
59	自主防災組織育成事業	市民協働部	危機管理課	H7	-	<p>【目的】 地域の防災体制確立のため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織の活動に対し支援する。</p> <p>【手段】 防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入、防災訓練の実施等に対し補助金による助成を行う。</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>東日本大震災、竜巻災害及び熊本地震以降、自治会等の自主防災組織において、災害時の備えに対する関心は年々高まっており、全ての助成要望に対応しきれていない。</p>	<p>①防災訓練や出張講座等を通して、自主防災組織未成立の自治会に対して、自主防災組織設立の啓発や自主防災組織育成費補助金の周知を図るとともに、自助・共助・公助による災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>②「自分たちのまちは自分たちで守る」との理念のもと、自主防災組織が名目のみではなく、実質的な活動が伴うように効果的な働きかけを行う。また、補助金交付要綱や運用方法を社会情勢の変化に応じて弾力的に見直す。</p>	B	H22	<p>事業概要 地域の防災体制確立のため、防災備蓄倉庫の設置、備蓄資器材の購入や防災訓練を実施する自主防災組織に対し支援する。 必要性 大規模災害が発生した場合に備えて、災害活動を行う地域での共助を支援する事業であり、今後近い時期に首都直下型地震の発生が予測されている状況を踏まえると、必要性が高い。 効率性 防災訓練については、22年度は101回、23年度は111回、24年度130回実施したということであるが、事業の効率性が高いかどうかは判断できない。 育成費補助金交付件数の単位当たりコストは、事業全体の効率性を見る指標としては適切ではないと考えられるため、効率性の指標を検討することが必要である。 有効性・成果指標 自主防災組織率の24年度実績は86.26%であり、県平均を上回っていることは評価できるが、自主防災組織率は地域の防災体制を確立していく活動の前提（インフラ）であり、事業の実施方法については改善の余地があると考えられる。実際、自主防災組織化されていない自治会を対象に、どのような内容の働きかけをどの程度の頻度で行い組織化に成功したかについての実績が分からないことが有効性の観点から問題である。</p> <p>活動指標 普及啓発のための活動として、年に1度、各自治会宛てにハンドブックを配布したり、奇数月に防災関係の啓発のためにシティーメールを送付したり、出張講座を実施したりしているが、これらの活動を実施組織化されていない自治会に対して積極的に働きかけているわけではない。 出張講座等についても受動的に行うのではなく、自主防災組織をネットワーク化して司令塔として指示することも検討してはどうか。例えば、自主防災組織に対して、備蓄資器材の入れ替えや継続的な防災訓練のアドバイスをしたり、防災に関する意識づけを継続的に実施していく等の活動を行わなければ、形式的な組織と体制の整備に留まり、実際に災害が発生した場合に、自主防災組織が有効に機能できないものと考えられる。現状、261の自主防災組織がいつ防災訓練を実施したかを把握できていない状況を解消すべきである。</p> <p>【自主防災組織育成費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 当初予算においては、1200万円が基準の金額で、基準額を超える要望に対して補正予算で対応している。申し込んだ組織については全て対応できているということであるが、防災備蓄倉庫の設置状況や備蓄資器材の入れ替え時期を市で把握していれば、必要な予算額は判断できると考えられることから、そうした状況及び時期の把握に努めることが望ましい。 《参考》平成22年度外部評価: B</p>	<p>活動指標における自主防災組織設立の働きかけについては、未設立の自治会に対して、設立啓発のパンフレットや出張講座などを通じて、引き続き、積極的に働きかけを行う。また、災害時要援護者避難支援制度の開始を受け、支援する側・される側の自助・共助の必要性を強調することで、その基本となる自主防災組織の大切さについて啓発していく。 自主防災組織の育成については、HUG(避難所運営ゲーム)やDIG(災害図上訓練)など、従来の訓練とは異なった訓練内容などについて紹介・啓発し、引き続き地域防災力の強化に努めていく。</p>
60	放置自転車保管管理事業	市民協働部	くらし安心課	H14	-	<p>【目的】 撤去された放置自転車等や保管所の管理を行い、自転車等所有者から引取費用を徴収する。</p> <p>【手段】 民間に事業委託する。 自転車・・・3,000円 原付自転車・・・4,500円</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>保管経費が固定経費となっている。</p>	<p>①②放置自転車保管管理業務について、長期継続契約が30年度に更新時期を迎えるため、引き続き経費削減を図る。また、放置自転車の効果的な売却を行うため、自転車等の適正な管理に努める。</p>	C	H16	<p>自転車が路上等に放置された状態が継続すると、歩行者に危険が生じるだけでなく、通行の妨げにもなるため、放置台数の減少を図り、通行の安全とまちの景観を保持する必要がある。そのため、自転車利用者に放置に対する問題意識を深めてもらい、自転車利用の抑制、自転車駐車場の利用促進を図る事業である。 しかし、実際には保管台数が減っておらず、自転車の放置状態が後を絶たない現状にある。放置自転車の増加は、保管経費(事業費)を増大させるだけでなく、市民の安全確保の弊害となる。越谷市では自転車の所有者に対し、ハガキや電話等で督促を行っている。さらに、啓発活動として、放置自転車の多い区域にマップを配布したり、ラック式の駐輪場の整備などの取り組みを実施している。新たな啓発活動として、委託先と連携し、街頭での広報活動、放置自転車クリーンキャンペーンの実施、商店街や大型店での放置防止啓発ポスターの貼付等を実施して放置自転車廃絶に向けた取り組みが挙げられる。今後は自転車利用者のマナー向上のために町会・商店街・警察等との地域ぐるみの啓発活動の充実等を図る必要がある。 放置自転車を減らさなければ、保管台数は増加し、事業費は増大するという悪循環が生じる。そのため、市は放置自転車を減らすために、ニーズ調査を実施して必要な箇所への新たな駐輪場の設置や既存駐輪場の増設を視野に検討されたい。市営の駐輪場はないことだが、今後も民間事業者の活用により駐輪場を設置するように促し、行政が環境整備する体制を築いていただきたい。駐輪場が民間事業者や財団法人の施設ということもあり、人件費、事業費、管理費、修繕費等がかかっている点が評価できる。 また、放置自転車の解消に向けて、事業にかかる費用のうちどの程度利用者に負担させるかを含め、適正な撤去・保管料の設定に努められたい。 平成21年度から委託先と長期継続契約を締結し、単年度契約より、約110万円のコスト削減効果があったことは評価に値する。事業費を減らそうとする問題意識をもって、さらにコスト削減に取り組んでいただきたい。 保管期間を過ぎても、引き取りのない自転車を「越谷市リサイクル自転車組合」に引き取ってもらい、再利用してリサイクル活動に結びつけている点は評価できる。リサイクル自転車の販売台数を成果指標に取り入れることで、放置自転車の有効活用が促進されることを期待する。 《参考》平成16年度外部評価: C</p>	<p>放置自転車の原因は、自転車利用者のマナーの問題によるところが大きく、通行の障害や犯罪を誘発する原因となるため、交通安全運動や防犯活動においても警察署や関係団体と連携して放置自転車を抑制するための啓発活動を行う。撤去保管料については、現在の状況で算定した場合、保管料設定当時と同水準であり、むしろ保管管理経費の削減や、自転車の売却を行い、経費に占める一般財源の圧縮に努める。</p>
61	市民相談事業	市民協働部	くらし安心課	S44	-	<p>【目的】 市民生活を送る上での諸問題について、各種相談を実施する。 ・市民相談や法律相談、行政相談、税務相談、行政書士相談、登記相談を実施して、適正な助言を行うことにより、市民生活の安心・安全を図る。</p> <p>【手段】 相談窓口の開設</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>相談内容が、より複雑化・多様化する中で、相談員のレベルアップを図るなど、相談体制を更に充実させる必要がある。</p>	<p>①②現体制の中で更なる充実を図るとともに、関係機関との連携を深め、的確な相談に努める。</p>	B	H16	<p>越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、活動結果指標・成果指標については相談件数のみでなく、事業成果をより適切に表す指標を設定していただきたい。</p>	<p>今後とも、現体制を維持しながら、市民の多様な相談需要に対応していく。 相談件数以外の成果指標については、相談の稼働率を設定している。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価											10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価									総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要							C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B									
62	消費生活相談事業	市民協働部	くらし安心課	S49	-	〔目的〕 消費生活センターにおいて、消費生活相談員が架空請求や訪問販売等をはじめとした消費者トラブルについての相談を行い、市民の消費生活の安全・安心を図る。 〔手段〕 相談窓口の開設、消費生活相談員の配置	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	高度情報通信社会や超高齢化社会の進展などにより、消費者トラブルも複雑化・深刻化していることから、相談員のレベルアップ等、相談体制の充実とともに、関係機関との連携を図る必要がある。	検討・見直し	①②平日毎日、2名体制で相談業務を実施する中で、さらに充実を図るため、平成28年度以降も相談員を積極的に国・県の研修に参加させ、継続して相談員のレベルアップを図り、的確な相談に努める。	B	H16	越谷市の特性を持った事業であり、今後とも拡充していただきたい。ただし、成果指標については相談結果に基づく不当請求回収率も含めていただきたい。	整理済	専門的で複雑な相談内容に対応するため、相談員のレベルアップを図り、相談の内容によっては斡旋を行い、消費者被害の救済に努めている。 成果指標として斡旋救済額を設定している。	
63	交通安全指導事業	市民協働部	くらし安心課	S44	-	〔目的〕 市民の安全確保と交通安全意識の高揚を図る。 〔手段〕 交通指導員による登校時における児童の安全確保や交通安全教育及び街頭指導等を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員の交通安全指導に対するレベルアップを図る。	検討・見直し	①②新任指導員等を対象とする研修会の開催や交通安全教育者を対象とする研修会の参加等、交通指導員の能力向上のための対策を推進する。また、高齢者等を対象とした出張講座への指導員の派遣を推進する。さらに、警察署や交通安全関係団体と連携し、市民の安全確保や事故防止並びに交通安全意識の高揚を図るための啓発活動や立哨指導を実施する。	B	H19 B H27	市民の交通安全意識の向上と交通事故防止を目的とする事業である。手段としては交通指導員(以下、指導員)の立哨による小学生等の交通事故防止、交通安全教室の実施等である。事業費のほとんどは指導員の報酬と、貸与制服等の購入費に使用されている。越谷市は埼玉県内でも交通事故数の多い自治体であり、将来の担い手である子どもの交通事故を防止する事業として重要な事業といえる。 指導員は小学校と連携して通学時に立哨活動を行っている。学校側は特に危険と思われる箇所を抽出して立哨を要望することで、指導員を有効に活用できる仕組みがとられている。立哨場所での立哨中の交通事故件数は0件であり、指導員は小学校児童の事故防止に大きな効果を上げているといえる。 指導員に支払われる報酬は、月額61,400円の定額である。指導員の勤務実績は毎月の活動日誌を市が確認する仕組みになっている。市は指導員全体のスキルアップを目指し勤務量の均一化を図っているが、報酬額が個々の勤務実績に応じて適正か、働きに見合った報酬となっているかを検討することも公平性の観点から重要である。また、指導員に貸与される制服等については、ひとり一式15万円前後の経費を要する。指導員が制服を着用することによる費用対効果を算出することは非常に困難であるが、コスト意識を持って制服着用の利点を検証することは指導員の効果検証をするうえでも重要であると思われる。 活動指標については、指導員の数よりも、立哨指導日数等具体的な活動結果が分かる指標を採用されたい。成果指標については交通事故死傷者数そのものよりも、交通事故死傷者の減少数、または減少率を用いて成果を直接的に示すべきと思われる。 《参考》平成19年度外部評価:〈交通指導員連絡協議会員担金〉B	整理済	交通指導員は、登校時の立哨指導のほか、毎年、各小学校などと連携を図りながら交通安全教室を開催しており、年代ごとに効果的な交通安全教室を実施している。また、消費生活出張講座等との連携を図り、地域での交通安全講話を実施している。さらに、毎月開催している交通指導員定例会においては、市や警察署からの情報提供を行うとともに、交通安全指導の向上を図るための研修会の実施や、外部で行われる研修会に指導員を派遣している。	
64	放置自転車対策事業	市民協働部	くらし安心課	S57	-	〔目的〕 各駅周辺に放置された自転車等(原付バイク含む)の整理を行い、歩行者の安全と通行機能の確保を図る。 〔手段〕 放置自転車等の誘導整理や撤去業務を民間委託する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	自転車等放置抑止に向けた効果的な対応策の検討。	検討・見直し	①②各駅周辺の誘導員の配置を現状に合わせて見直し、必要な地域・時間帯・曜日に重点的に配置する。また、誘導員による自転車利用のマナー向上の呼びかけをし、併せてHP・広報等を活用してモラル向上等の啓発活動に努める。	B	H18	放置自転車の台数を減らす総合的な対策を行う事業の再構成が必要である。放置自転車関連事業として、当該事業に加え、「放置自転車等誘導整理業務委託事業」、「放置自転車等保管返却業務委託事業」、「放置自転車等処分業務委託事業」の事業全体としての総合的な見直し求められる。さらに、民間による駐輪場の設置と連携を図る必要がある。	整理済	放置自転車対策として、撤去による強制的な措置を行っているが、併せて駅周辺で駐輪場のチャリン等を自転車利用者に直接配布し、駐輪場の利用を促進することで、放置自転車の防止に努めている。また、各駅周辺での放置自転車禁止区域における防止対策として、駅広場や歩道に自転車駐輪できないようにする対策や、誘導員の配置については、各駅周辺における状況を勘案し弾力的に配置することで、効果的な予算執行に努めている。	
65	防犯対策事業	市民協働部	くらし安心課	-	-	〔目的〕 自主防犯活動団体の育成及び支援、また警察や関係団体と連携し、犯罪のない安全で安心に暮らせる地域をつくる。 〔手段〕 ・防犯キャンペーン等啓発活動の実施 ・防犯グッズ、青色回転灯を装備した車の貸出 ・不審者情報の收受・提供 ・補助金の交付(越谷市防犯協会)等	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	平成28年度の刑法犯認知件数は4,456件と、ピーク時の平成14年度9,808件と比較すると半数以下に減少しており、街頭等における防犯キャンペーン等における防犯活動の成果があらわれている。しかし、自主防犯団体の組織率については、前年度と比べ横ばいとなっており、警察等の関係機関と連携し、市民の防犯意識の高揚を図ると同時に、団体の結成に向けて支援を強化する必要がある。	検討・見直し	①②各地区において自治体を主体とした自主防犯活動団体が組織されているが、埼玉県東部地域振興センターや警察と協議、連携を行い、自主防犯活動団体の必要性の啓発並びに組織率の向上を図るとともに効果的な防犯活動を実施し、犯罪認知件数の減少に一層努める。また、大規模交番の移転に伴い、周辺地域の防犯力低下を招かないよう防犯機能を持った施設を設置する。	B B	H19 H26	住民自ら行う防犯活動を支援し、犯罪がなく安全で安心して暮らせる地域をつくるための事業である。越谷市防犯協会の事務局は、市役所のくらし安心課内にあり事業運営されている。また、本事業では空き家対策も行われている。平成25年度の市政世論調査では、回答者の約3割が「防犯対策」に力を入れるべきと回答しており重要な事業として認められる。 成果指標にある「自主防犯活動団体組織率」は年々低下しており、平成25年度で38.4%となっている。自治会数の増加も影響し自治会での自主防犯活動団体の設置数は全自治会数の半分以上となっている。各地域で発生する犯罪を未然に防止できるよう、自主防犯活動団体の設置に向けて自治会への更なる働きかけに努められたい。自治会以外の老人クラブ、PTA、青少年指導員協議会などの防犯活動団体の組織率も向上するよう、各団体への協力依頼もより一層進められることを期待する。活動指標にある「青色回転灯を装備した車の稼働回数」は、自主防犯活動団体の取り組みが継続されていることが伺え評価できる。市内の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、今後も地域住民、行政、警察が一体となった防犯活動に努められたい。 全国的に空き家は増加傾向にあり、越谷市においても平成20年度調査で14,240戸となっている。今後、空き家対策に関する条例が制定されたところで、指標の設定についても検討されたい。 成果指標に「人口千人あたりの刑法犯認知件数」があり、低下傾向にあるのは大変良いことであるが、その一方で、「刑法犯」でくぐる範囲は広すぎる印象もある。本事業で実施する防犯対策に関連性の高い、自転車窃盗、ひったくり、児童に対する犯罪など、より身近で市民の関心が高い具体的な犯罪行為の発生件数減少や抑止効果が見られるように、成果指標を工夫されたい。 防犯対策の実施にあたっては、今後も警察や自治会等の関係機関・団体と協力・連携するとともに、警察や市民が提供する犯罪発生データ等に基づいて、より費用対効果の高い手段を検討・模索されたい。 【越谷市防犯協会補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 地域住民の防犯意識向上と犯罪のない安全な社会実現に向け取り組めるよう支援することを目的としている。越谷市防犯協会への補助金は平成25年度に見直しが行われ、平成26年度から事業費補助に変更されている。防犯協会への補助金の必要性は高く、今後も地域の防犯力が高まるよう効果的な活動を行っていくとともに補助金の適正執行に努められたい。 《参考》平成19年度外部評価: B	整理済	平成28年度に全自治会及びPTAや老人クラブなどの関係団体を対象としたアンケート調査を実施し、各自主防犯団体の活動状況を把握した。地域の自主防犯活動団体に、青色回転灯装備した車を貸し出し、地域と一体となった防犯啓発活動を実施している。また、地域の防犯活動を支援するため、パトロール備品の貸与の充実を図っている。さらに、平成27年度に実施された市政世論調査において得られた、市民の防犯意識や自主防犯団体等への参加の意思などの回答をもとに、市民ニーズに対応した活動などを、警察・防犯協会等と協力しながら実施する。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓	総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接								
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)								
66	交通安全推進事業	市民協働部	くらし安心課	-	-	〔目的〕 交通安全市民大会の実施や各種交通安全運動による啓発活動及び交通安全活動団体への活動支援等を行い、交通事故防止に取り組む。 〔手段〕 警察署や交通安全関係団体との連携・協力により事業を実施し、交通事故防止や交通安全の推進を効果的に進める。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現 状 維 持	①②警察署及び交通安全関係団体とより一層連携しながら、交通安全教室や事故防止活動に取り組む。特に、市内の事故の特徴である自転車対策として開催しているスクエアード・ストリート教育技法を用いた交通安全教育について、中学生以外の高齢者等にも参加を促し、自転車事故防止対策の拡充を図る。また、携帯画面を注視しながらの乗車や傘さし運転などの危険性についての啓発に努め、自転車の安全利用を推進する。さらに、幼児・児童の自転車用ヘルメットについて、保護者等に対し着用の促進を図る。	B	H19	【越谷市交通安全母の会補助金】 事務事業評価の成果指標を見直す必要がある。交通安全活動団体に対し、市から事故情報などの情報提供をすることにも、交通事故の減少割合など、事業の成果を表す指標を設定するとともに、的確な目標値を設定したうえで、交通安全関連団体を指導する必要がある。また、交通安全教育については、学校の協力が不可欠であり、教育委員会との連携を図ることを望む。	整 理 済	交通安全母の会等の交通安全関係団体は、市民の交通安全意識を高揚するための啓発活動を行い、交通事故防止につなげていくことが活動の目的である。交通事故等の結果の評価は、総合的に行うことが必要であり、団体の活動にあつては団体の活動が促進されるよう引き続き支援を行っていく。交通安全教育については、幼稚園や市内の全小学校で交通安全教室を引き続き開催するため、各学校と連携を図り、効果的な交通安全教室を実施していく。
67	住基ネットワーク事業	市民協働部	市民課	-	-	〔目的〕 住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理とともに、住民の利便性の向上を図る。 〔手段〕 マイナンバーカードの活用PRを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	検 討 ・ 見 直 し	①②マイナンバーカードの交付率を上げることが、証明書のコンビニ交付などの市民課窓口の混雑緩和につながるだけでなく、他のさまざまな面で市民サービスの向上を図ることができるため、市ホームページ、広報、越谷ツインシティビジョン放映、リーフレット等積極的にPRしていく。	B	H19	住基カードの普及率を上げることが最大の課題であり、普及に向けての取組みを積極的に推進する必要がある。合わせて、自動交付機の効果的な設置を進め、住基カードの利用価値を高める必要がある。住基ネットの自動交付機以外の活用方法について調査・研究を行い、住民サービス向上につながる公的認証などの機能強化を図っていただきたい。	検 討 中	平成28年10月からマイナンバーカードを利用したコンビニ交付を開始したため、利用率が上がるよう、市ホームページ、広報、越谷ツインシティビジョン放映、リーフレット等でPRしていく。
68	戸籍システム整備事業(戸籍管理事業を含む)	市民協働部	市民課	-	-	〔目的〕 戸籍法に基づく各種届出の的確かつスムーズな受付業務及び迅速な戸籍の記録、適正な管理を行う。 〔手段〕 戸籍事務に関する研鑽を深め、戸籍電算システムにより適正で効率的な事務処理を行う。	高	低	低	低	(b)	(b)	(a)	(a)	(b)	B	検 討 ・ 見 直 し	①法務局との連携を図り、戸籍事務協議会等が主催の研修に職員の参加を促し、戸籍制度の理解を深め、戸籍作成時間の更なる短縮等に取り組んでいく。 ②全職員が迅速で的確な処理を進められるように各事務マニュアルの整備をすするとともに、適正な戸籍管理を図っていく。	B	H19	住基ネットワーク事業と同様、住基カードを利用して自動交付機による戸籍抄・謄本の発行など、事務効率の向上を図る必要がある。 事務担当者に対する教育研修を今後も継続的に行うことにより、効率的で正確な事務を行うようにしていただきたい。	検 討 中	効率的な事務処理と業務改善を常に念頭に置き、来庁者にとって分かりやすい戸籍事務を目指す。事務マニュアルの整備を進めていく。
69	住民基本台帳管理事業	市民協働部	市民課	-	-	〔目的〕 行政運営の基礎となる住民基本台帳の正確な管理を行う。 〔手段〕 適正で円滑な管理・運用を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	検 討 ・ 見 直 し	①休日窓口の実施について、継続して市ホームページ、広報、リーフレット等によりPRし、利用率の向上に努め、平日の窓口混雑緩和を図る。また、証明書のコンビニ交付利用率を上げ、窓口混雑緩和を図る。 ②休日窓口の利用実績や市民からの要望等を勘案し、効率的な住民基本台帳事務の推進に努め、市民サービスの向上を図っていく。	B	H22	市町村において、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の管理を行う事業であり、法律に基づき、行政運営の基礎となる必要不可欠な事業である。 全国各地で住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の多目的利用による利便性の高い行政サービスが導入されている。越谷市でも平成15年度より、自動交付機の導入により、住基カードを活用した自動交付サービスを実現していることは、評価に値する。しかし、いまだ本事業に従事している職員数は多く、事務量削減は依然として課題となっている。 過年度から課題となっていた住民異動が非常に多い3月から4月にかけての繁忙期窓口待ち時間短縮に向けた取組みは平成20年度より実施した日曜日(2日間)臨時開庁の利用者が年々増加傾向にあるなど成果も出つつある。しかし、繁忙期の窓口混雑解消までは至っておらず、待ち時間の長い状況が続いている。引き続き待ち時間短縮に向けて業務改善を図られたい。 さらに、現在住基カードの普及率が5.23%であり、全国普及率と比較すると健闘しているものの、この程度の普及率では、コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付による窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減は実現困難である。したがって、窓口事務負担の軽減・効率化や正規職員の削減に向けて、証明書自動交付機等の導入による利便性の向上を推進する「証明発行事業」、住基カードの利活用・普及促進等に関する「住基ネットワーク事業」、円滑な窓口案内を推進する「窓口業務改善事業」等の関連事業との更なる連携により事務の効率化を図り、一層の住民サービス充実に努められたい。 成果指標として、住民登録者数は不適である。代替案として、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/住民異動処理件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/住民異動処理件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)を提案するので、その妥当性を早急に検討されたい。	検 討 中	休日窓口の利用率向上に向けた継続的なPRの他、コンビニ交付の利用率を上げることにより、窓口混雑の緩和に努め、市民サービスの向上を図る

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
74	北部出張所運営事業	市民協働部	北部出張所	S63	-	<p>【目的】 北部地域の行政サービスの拠点として、市民が気軽に身近で利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ市民サイドに立った窓口サービスの向上を図る。</p> <p>【手段】 窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換と連携を十分に図り、併せて業務に係る研修等に積極的に参加させ職員の資質の向上に努める。</p>	高	低	低	高	(b)	(b)	(a)	(a)	(b)	B	<p>窓口業務の受付時間は短縮傾向にある中で、前年度と比較して、事務取扱件数は減少しているものの、住民異動等届出、諸証明書の請求件数及び高齢者等の福祉他の様々な申請、相談は増加しており、このため、親切丁寧な説明等で多くの時間がかかっている。また、今後、西大袋土地区画整理事業等のインフラ整備の進捗により、異動届等の取扱件数の増加が予想される。</p>	検討・見直し	<p>①当面、現体制の中で、通常の窓口業務はもとより高齢のお客様への親切丁寧な対応と区画整理事業等のインフラ整備に伴う異動届等の対応に努める。また、基本処理マニュアル等による研修を行い、職員のレベルアップ並びに事務処理の共通化を図る。</p> <p>②市民の利便性やニーズを考慮し、将来的には出張所の増設や機能拡充及び地区センターの取り扱い業務の拡大等の検討が必要である。</p>	B	H18	<p>定型的な受付業務処理の際、繁忙期に支障をきたしているとのことであるが、経済性を考慮した自動交付機の導入、定型業務の民間人の活用、非定型業務の再任用職員等の活用、インターネット受付等による作業繁忙期の山なし工夫の検討を期待する。今後の傾向として、相談や苦情対応が増加すると思われるので、件数や業務量等の事務実態の把握を行い、南部出張所も含め、これからの出張所体制の在り方の研究に取り組まれる必要があると思われる。</p>	検討中	<p>印鑑登録証明の交付等、数分で終わる方もいれば、戸籍届と同時に子ども関係の申請をする等、時間を要する方もいる総合窓口であるため、データを個別に集計することは難しい面があるが、H23の南部出張所の外部評価の指摘事項に基づき、今後は、市民課、出張所、地区センター等の証明書取扱比率等の指標設定を検討していききたい。併せて、ほかに適正、効率的に評価できる項目についても検討する。また、取扱業務全体の検証を行いながら、関係各課及び南部出張所と協議し、業務の効率化を図っていききたい。</p>
75	南部出張所運営事業	市民協働部	南部出張所	H4	-	<p>【目的】 南部地域の行政サービスの拠点として、市民が気軽に身近で利用できるよう、迅速かつ効率的な事務処理に努めるとともに、正確で親切丁寧な対応に心がけ市民サイドに立った窓口サービスの向上を図る。</p> <p>【手段】 窓口業務に係る各種機器の保守管理に万全を期し、関係各課との情報交換と連携を十分に図り、併せて業務に係る研修等に積極的に参加させ職員の資質の向上に努める。</p>	高	高	低	高	(a)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	<p>前年度と比較して事務取扱件数は増加しており、特に処理に時間を要する住民異動届出などの届出件数が増えている。この他、諸証明書の請求件数及び高齢者等の福祉他の様々な申請、相談は増加しており、このため、親切丁寧な説明等で多くの時間がかかっている。また、今後レイクタウンの発展により、さらに異動届等の取扱件数の増加が予想される。</p>	検討・見直し	<p>①当面、現体制の中で、通常の窓口業務はもとより高齢のお客様への親切丁寧な対応と区画整理事業等のインフラ整備に伴う異動届等の対応に努める。また、基本処理マニュアル等による研修を行い、職員のレベルアップ並びに事務処理の共通化を図る。</p> <p>②市民の利便性やニーズを考慮し、将来的には出張所の増設や機能拡充及び地区センターの取り扱い業務の拡大等の検討が必要である。</p>	B	H23	<p>市南部地域の行政サービスの拠点として、住民票など諸証明書の発行、住民異動等の登録、市税等の収納、社会福祉関係の相談など、21課・218業務の窓口サービスを提供するほか、業務に必要な事務機器のリースや保守管理を行う事業である。</p> <p>多岐にわたる業務を扱うことから、従事する職員数も多く、人件費も高止まりで推移している。再任用職員の活用や業務効率化の推進により、コスト意識をさらに高め、その削減に向けた取り組みを進められたい。</p> <p>取り扱う218の業務については、各業務毎に年間の取扱件数を把握し、件数が極めて少ない業務については取扱いを廃止するなどの業務改善が必要である。また、特定の時期に取扱いが集中するような業務については、市民課、市民税課など原課からの一時的な応援を得るなど、柔軟な人員運用体制の構築を早急に検討されたい。</p> <p>本事業は、「218業務と幅広く取り扱っており、受付処理件数等数値では判定できない。」との理由から、活動指標及び成果指標を設定していないが、極めて不適切である。</p> <p>活動指標については、窓口での諸証明書1件当たりの平均発行時間(=交付申請書の窓口提出から手数料支払い終了までの平均時間)を、また成果指標については、事務ミス発生率(=事務ミス発生件数/諸証明発行件数)、苦情発生率(=苦情発生件数/諸証明発行件数)、苦情処理率(=苦情解決件数/苦情発生件数)、窓口サービス満足度(=窓口でのアンケート調査結果)などを提案したい。</p> <p>このほか、市民課では本庁舎の窓口混雑の解消が喫緊の課題となっており、その解決には、出張所や地区センター、自動交付機の利用向上が必要である。こうした点から、出張所の利用率を的確に把握することも必要である。いくつかの業務を「指標業務」として選定し、その業務における出張所の利用率(=出張所での事務処理件数/全体の事務処理件数)を成果指標として設定することの妥当性を早急に検討されたい。</p> <p>なお、同所での事務取扱件数は減少傾向にあるものの、新越谷駅・新越谷駅の駅前という立地条件から、多くの市民に利用されている。一方で施設が狭いであり、相談業務を満足に行うことができないなどの課題も生じている。</p> <p>改革改善の方向性として、出張所の増設や機能拡充等を挙げているが、そのためには、適正なコスト把握が重要である。また、「単位当たりコスト」について市民課等と比較を行うことが必要である。</p>	検討中	<p>鑑登録証明の交付等、数分で終わる方もいれば、戸籍届と同時に子ども関係の申請をする等、時間を要する方もいる総合窓口であるため、データを個別に集計することは難しい面があるが、H23の外部評価の指摘事項に基づき、今後は、市民課、出張所、地区センター等の証明書取扱比率等の指標設定を検討していききたい。併せて、ほかに適正、効率的に評価できる項目についても検討する。また、取扱業務全体の検証を行いながら、関係各課及び北部出張所と協議し、業務の効率化を図っていききたい。</p>
76	社会福祉審議会事業	福祉部	福祉推進課	H27	-	<p>【目的】 社会福祉に関する事項を調査・審議することで、地域福祉体制の充実を図る。</p> <p>【手段】 市長の諮問に応じ、民生委員審査・障害者福祉・児童福祉・地域福祉の4つの専門分科会と審査部会(障害者福祉)によって、社会福祉に関する事項を調査・審議する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>法に基づき、適切に事業実施されている。</p>	現状維持	<p>①②引き続き事務の効率化を進めるとともに、協議内容の充実を図り、地域福祉体制の強化を目指していく。</p>	-	未実施	未実施	未実施	
77	民生・児童委員活動事業	福祉部	福祉推進課	-	-	<p>【目的】 民生委員・児童委員の活動を積極的に支援・促進し、地域福祉の向上を図る。</p> <p>【手段】 民生委員・児童委員協議会へ活動助成金の支出 民生委員・児童委員に対し活動報償金の支出 民生委員・児童委員協議会の活動補助</p>	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	<p>民生委員・児童委員の積極的な活動により活動日数が増加しており、活動の充実が図られている。地域福祉の推進役として民生委員・児童委員の果たす役割は大きいことから、今後も見守りや相談援助活動が行えるよう支援していく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①定例会における勉強会の開催や研修会への参加を促進し、民生委員・児童委員としての資質の向上を図るとともに、見守りや相談援助活動が行えるよう支援していく。</p> <p>②民生委員・児童委員の活動が健全に発展していくことで、地域福祉の推進を図る。</p>	B	H21	<p>急速な高齢社会の到来の中で、地域における民生委員・児童委員の活動は、今後、ますます重要になると予測される。このことは、同時に「地域ケアに対する市民意識の向上」が求められていることを意味する。</p> <p>よって、民生・児童委員の活動を、市民に対してさらに積極的にPRするなどの方策を講じながら、地域と連携した様々な支援活動を活性化されることを期待する。</p> <p>【民生・児童委員活動助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 引き続き、補助金の趣旨目的にそった執行を継続されたい。</p>	整理済	<p>引き続き、身近な福祉の相談役として地域で活発な活動ができるよう、地域、福祉関係団体、行政等と連携した取組を促進し、支援していく。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
78	更生保護事業	福祉部	福祉推進課	-	-	〔目的〕 保護司会、更生保護女性会と連携し、犯罪を犯した者の更生を助けるとともに犯罪や非行の予防と防止に向けた啓発を行い、安全で住みやすい地域社会を構築する。 〔手段〕 社会を明るくする運動を推進し、更生保護の啓発活動を展開 保護司会、更生保護女性会への助成を行い、更生保護活動を促進する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	更生保護事業の重要性は増しており、今後とも更正保護活動への支援を行うとともに、犯罪や非行の予防と防止に向けた啓発活動を行っていく必要がある。また、事業の実施による成果の把握と、適切な評価方法について検討する必要がある。	現状維持	①社会を明るくする運動の実施、保護司会による学校訪問など、更生保護と青少年の非行防止の啓発活動を行っていく。 ②保護司会、更生保護女性会との連携を図り、更生保護への理解を深める事業を展開するとともに、事業の適正な評価に向けて取り組んでいく。	B	H19	各補助金とも、適切な業績評価指標を設定し、成果と公益性を検証する必要がある。 【更生保護女性会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【越谷地区保護司会越谷支部助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。 【越谷地区保護司会助成金】 補助金により実施した事業の成果を把握し、成果を検証する必要がある。	検討中	越谷地区保護司会や更生保護女性会の取組により、犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる社会づくりが進められている。このような団体の更生保護事業の展開を積極的に支援するとともに、更生保護事業の成果と適切な評価方法について検討を進めておく。
79	社会福祉協議会助成事業	福祉部	福祉推進課	-	-	〔目的〕 地域福祉を中心に事業を展開する民間の社会福祉団体である社会福祉協議会の組織体制・事業の強化・充実を図り、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域福祉事業の充実を図る。 〔手段〕 社会福祉協議会に対し助成金を支出する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	社会福祉協議会は、社会福祉法第109条による地域福祉を推進する公益性の高い非営利・民間の福祉団体である。本市における地域福祉の推進を担う団体として、今後の支援のあり方や事業の効果等について、検討が必要である。	検討・見直し	①②昨年、運営費への助成から事業費への助成へと見直しを行ったところだが、今後も引き続き助成金の見直し・検討を進め、地域福祉の充実につなげていく。	C	H17	この助成金は、社会福祉協議会の管理運営の補助であり、助成金の効果が不明である。このような助成金を縮小するとともに、事業運営の委託や補助へ転換し、効果を評価できるものにするべきである。社会福祉協議会の経営についても、事業の見直し(民間との役割分担)、人件費のあり方(給与体系の見直し)、自主収入の拡大を図る必要がある。	検討中	助成事業の効果を検証のうえ適正な評価ができるよう、見直し・検討を進める。
80	生きがい対策推進事業	福祉部	福祉推進課	S24	-	〔目的〕 高齢者が、いきいきと自分らしく、安心して健康で元気に暮らせるよう、社会参加や生きがい活動を支援する。 〔手段〕 敬老会の開催、シルバーカレッジの開催、いきいき農園貸出事業のほか、老人クラブ育成や敬老祝金の支給により、生きがい対策事業を実施。	高	低	高	低	(c)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	今後、ますます高齢者人口が増加することが予測される中、生きがい対策事業のあり方について、検討する必要がある。	検討・見直し	①敬老会については、平成28年度から2日6部制で実施しているが、高齢者人口の増加に伴い、同様の方法での実施が困難となることが予測されることから、実施方法の見直しについて検討する。 ②趣味・娯楽・教養的な事業は民間でも実施しており、行政が主体的に担う役割は、減少していると思われる。そのため、引き続き各事業の見直しを実施する。	B B	H16 H18	高齢者が安心して健康で元気に暮らせるよう、社会生活や生きがいを得るための活動を支援する各種の事業である。主な事業項目は①敬老祝金の支給、②敬老会の開催、③いきいきセンター事業(無料の入浴サービス)、④シルバーカレッジの開催、⑤いきいき農園貸出事業(無料の農園貸出)、⑥老人クラブの活動助成、の6つである。 これまで地域発展に尽力された高齢者の方々に敬意を表すことは当然であり、高齢者が個人として尊重される豊かな生活を実現するために行政に期待される役割は大きい。しかしながら、当該事業については、財政状況から判断して継続が困難であると判断されるものや、公平性を欠いているものがみられ、取組みについて抜本的な見直しが必要である。 ①敬老祝金の支給については、支給対象および支給額の縮小を検討されたい。支給対象者は、右肩上がりで増加していくことが確実であり、近隣市と比較しても高水準と考えられる敬老祝金を維持していくことに妥当性が見出せない。支給対象となる年齢や高齢者に現金を支給する意義についても再度検討し、制度の抜本的改革に着手されたい。 ②敬老会の開催については、開催会場を1カ所として効率化を図っていること、式典内容を見直し高齢者のニーズ対応に努めている点などが評価できる。今後は市内の学校や自治会、NPO団体等と連携を図り、幅広い年代の市民参加が実現されることを期待したい。 ③いきいきセンター事業については、利用者が一部に限定されていること、健康増進を図るという事業目的に対する効果が不透明であること、実質的には公衆浴場に対する補助・助成制度となっていること等から、事業廃止に向けた検討を進められたい。 ④シルバーカレッジの開催は、無料となっている受講料の有料化を図られたい。受講者が高齢者全体に占める割合は1%にも満たず、受益者負担を求めることが適当である。また、講座内容は健康増進よりも生涯学習の色合いが強く、生涯学習課が所管する各種事業との統合を検討されたい。 ⑤いきいき農園貸出事業は、貸出の有料化および農業振興課が所管する市民農園事業との統合を検討されたい。募集要件等を調整し、高齢者や障害者の利用者を一定程度確保することにより、両事業の統合は十分に可能であると考えられる。また、利用者の交流促進についても一層の配慮が求められる。 ⑥老人クラブの活動助成は、各クラブの活動がより活性化するように、補助金交付の手法について検討されたい。例えば、具体的な活動内容に基づき補助金額が決定される等の仕組みが必要である。 《参考》平成18年度外部評価:〈敬老会開催事業〉B 平成16年度外部評価:〈老人クラブ育成事業〉B	検討中	平成27年度に、いきいきセンター事業について廃止しており、その他の事業についても、引き続き見直しを進める。
81	老人福祉センター運営事業	福祉部	福祉推進課	S59	-	〔目的〕 高齢者に関する各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する。 〔手段〕 けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘の管理運営業務について、利用者サービスの向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会へ委託する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	高齢者の健康増進や介護予防に大きく影響する事業である。今後、受益者負担や超高齢社会に対応した事業内容の充実等について、検討が必要と考えられる。	検討・見直し	①4館目のひのき荘が開設したことで全体の利用者数は増加したものの、1館当たりの利用者数は減少しているため、各館において事業内容の充実を図り、さらなる利用促進に務める。 ②引き続き、事業内容の充実を図るとともに、現在の指定管理期間の最終年度となるため、更新に向け、指定管理のあり方を整理する。	B B	H19 H25	事業概要 高齢者の生きがいづくりや社会参加活動の拠点である老人福祉センターにおいて各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を総合的に供与する事業である。けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘の管理運営業務について、利用者サービス向上及び経費削減のため、越谷市社会福祉協議会に委託している。 必要性 目的は高齢者の居場所確保、生涯学習の場の確保、孤立の回避という目的があることだが、このような目的を達成するために現状の規模・設備の施設が必要なのかどうかについては検証の余地がある。 特に、「助け合いの仕組みづくり事業」(事業番号156)のような事業が開発・育成されてきているのであれば、それをより有効に活用することも検討すべき。 高齢者のニーズが十分に把握できているとは言えない中、4か所目の老人福祉センターがH27年度に完成予定というのは、十分な資料が得られない状況においてその妥当性は確認できない。 効率性 指定管理者制度を採用しているが、1者入札で、入札にあたっての競争性が確保できていない。また、運営において、民間の創意工夫が反映されるしくみになっていないことは問題である。加えて、現状の施設で最も人気があるのが入浴施設等とのことであるが、これらの施設の娯楽的要素を考慮すると、世代間の公平性の観点からも、受益者負担を検討すべきと考える。 有効性 老人福祉センター3館の合計年間利用者数は微増(平成23年度は324,831人、平成24年度は328,704人)であるが、既存施設の利用はリピーターが多く、ユーザーが固定化していることが想定される。幅広い利用者に活用してもらうという観点からは、利用の認知や提供サービスに対する工夫が必要ではないか。 また、サービス充実の観点からは、個々のサービスが他の施設でも利用可能なようにし、その普及活動も当該事業に含めることが望まれる。 《参考》平成19年度外部評価: B	検討中	施設の受益者負担について、引き続き、検討課題としていきたい。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部署	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
82	老人福祉センター改修事業	福祉部	福祉推進課	S29	-	〔目的〕 老人福祉センターは、高齢者の福祉施設であり、多くの高齢者が集うことから、安全確保に十分配慮する。 〔手段〕 老朽化に伴う施設整備の改修、予算措置、工事請負費にて対応	高	低	高	低	(b)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	施設の老朽化に伴う修繕や改修について、今後も継続的に支出することが必要である。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①施設や設備の老朽化の把握 ②計画的な施設・設備の更新	-	未実施		未実施	
83	生活困窮者自立相談支援事業	福祉部	生活福祉課	H27	-	〔目的〕 生活保護受給者の増加、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していること。また、生活保護受給世帯における、いわゆる「貧困の連鎖」に対応するため、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、第2のセーフティネットの充実、強化を図ることを目的とする。 〔手段〕 業務委託により「自立相談支援」、「子どもの学習支援」を行うほか、支給対象者の申請に基づき、住居確保給付金を支給する。	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	〔自立相談支援事業〕 支援プラン作成前に支援が終了した場合など、数値に表れない成果についても判断材料とする必要がある。 相談者のニーズに合わせた、新たな支援策の必要性があるため、随時、全体的な見直しを行う必要がある。 〔学習支援事業〕 学習教室へ不参加の生徒は、家庭に問題があることも多いことから、単に学習教室の提供だけではなく世帯全体の支援が重要である。	検討・見直し	①相談内容を精査した結果、需要の多い「家計相談支援事業」を新たに追加し、支援の充実を図る。 ②支援の充実を図るとともに、随時、相談内容と実施事業の精査を行う。	-	未実施		未実施	
84	生活保護事務事業	福祉部	生活福祉課	-	-	〔目的〕 生活保護受給者の就労を支援し自立を促すとともに、医療事務、介護事務において適正な執行を図るため、嘱託医の委嘱、レセプト点検を実施する。 〔手段〕 委託により就労支援員を配置し、生活保護受給者に対して就労支援を行う。 生活保護医療費のレセプト点検を行う。 嘱託医を委嘱し、医療扶助内容の審査を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	〔就労支援事業委託〕 早期に就労可能な者について重点的に支援を行った結果、平成27年度実績は顕著な伸びを示したものの、現在支援を行っている方の多くは長期的な支援が必要な者であり、今後の支援については更なる工夫が必要と考える。	検討・見直し	①レセプト点検用機器の入れ替え時期にあっている。新たな機器の導入により、事務効率化の推進を図る。 就労支援事業については、委託先と各担当CWの情報共有を進め、相談支援体制の充実を図る。 ②医療扶助担当職員を増加し、医療扶助の適正化を図る。 就労支援事業については、長期継続契約の完了期間を迎えることから、現事業を精査し、より効率的かつ実効性のある事業になるよう努める。	B	H22	生活保護法に基づく事業であり、事業内容は次の4点である。 ①就労支援員による、生活保護受給者の就労支援 ②面接相談員による、生活相談 ③生活保護医療費のレセプト点検 ④嘱託医による、医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言指導 いずれも国の法律に基づく事業であり、法律の目的である「必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、事業の必要性は認められるが、個々の事業内容については一部で改善の余地が見受けられる。 嘱託医による医療扶助内容の審査については、レセプト点検との連携を密にし、より実効性のあるものとなるよう努められたい。 就労支援員による相談事業については、相談予約が殺到する現状を考慮し、相談日を週3日から週5日に拡充することを検討するなど、就労支援による被生活保護世帯の自立に努めている点は評価できる。一方で、予約が取りにくい状況であるにもかかわらず、突然の予約キャンセルにより相談員の手が空いてしまう事例も生じていることである。突然の予約キャンセルについては、既に実施されている文書指導を適正かつ厳格に適用し、無駄な空き時間を発生させないスケジュール管理を行い、より一層の就労支援に努められたい。 なお、当該事業については、生活保護(扶助)を給付する面において「生活保護扶助事業」と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。	整理済	就労支援員の相談日数については、平成25年度より週3日から5日に変更した。
85	生活保護扶助事業	福祉部	生活福祉課	-	-	〔目的〕 生活保護法に基づき生活に困窮している方に対して、健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するとともに、被保護者に対して自立に向けた必要な指導・援助を行う。 〔手段〕 生活保護法に基づき、被保護者に対して生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8つの扶助を必要に応じて適用し、適切な保護を行う。	高	低	高	低	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	事業の性質上、職員に対して広範囲な知識が求められている。職員に対する研修によるスキル向上と併せて、担当業務の見直しなどにより効率性の向上を図る必要がある。	現状維持	①他の担当業務との兼業により、生活扶助事業の効率性低下が見られたことから、課内における担当業務の見直しを図っている。 ②増加する生活保護受給者に対し適正な保護を実施するため、ケースワーカーのみならず、経理事務担当者等についても人人体制の充実を図る。	B	H22	生活保護法に基づく、8つの保護(生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を実施するほか、保護(扶助)を受けている方に対して必要な指導・援助を行う事業である。 一昨年のリーマンショック以降、社会問題となっているワーキングプアの増加を食い止めるためにも、生活保護扶助の適切な運用が必要である。 8つの保護制度のうち、生業扶助についてはハローワークと密接に連携して進める体制を工夫する必要がある。 また、不正受給防止策の一環として、査察指導員2名による事後チェックが行われているが、支給開始後の実態を確認する上で、2人体制で本来の目的が達成し得るのか否かを検証するなど、人人体制面において工夫をする必要がある。 生活保護は、申請に基づいて開始される(申請保護の原則)制度であるが、生活に困窮されている方をより広く保護するためにも、適正な対象者に対して真に必要な給付が適正に実施され、給付開始後においても資格や給付内容について、市民から疑念を持たれることがないよう、給付状況の把握などについて、積極的に努められたい。 なお、当該事業については、特に相談業務の面において「生活保護事務事業」と密接に関連があることから、より効率的・効果的な事業推進を図るためにも、事務事業のくくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくなるように改善する必要がある。	整理済	ケースワーカー、査察指導員等の確保を確実にを行う。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
86	中国残留邦人生活支援給付金事業	福祉部	生活福祉課	H20	-	〔目的〕 中国残留邦人等が、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図られない場合、老齢基礎年金による対応を補完する支援給付を行う。 〔手段〕 生活保護制度の例にならって支援給付を行う。	高	低	高	低	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	支援給付対象者の多くが日本語を話せない。また、生活保護制度に倣っての適用であるが、細部の運用が異なるなど専門性が必要な事業のため、少数の職員で対応するなどにより効率化を図っている。引き続き、事業の効率化に向けて見直しを進めていく。	検討・見直し	①支援対象者に対して、法律で定められた支援を行う。 ②支援対象者が増加した場合に対応できるよう、予算、電算システム、人員体制の拡充に備える。	-	未実施		未実施	
87	グループホーム等支援事業	福祉部	障害福祉課	H10	-	〔目的〕 地域での生活を望む障がい者に対し、日常生活における援助を行い、自立した生活の助長を図る。 〔手段〕 利用に応じ、グループホームには訓練等給付費を支給するとともに、該当するグループホームに補助金を交付する。また、生活ホームに補助金を交付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	障害者総合支援法の施行に伴い、入所施設から地域生活への移行が進められており、地域生活の場としてグループホームの果たす役割は大きい。また、身体障がい者も平成21年10月から利用できるようになったことから利用の拡大が望まれる。	検討・見直し	①②引き続きグループホーム等のサービスを継続する。 平成28年度末において市内の設置施設数は21施設(生活ホーム2施設)あるが、地域での生活を望む方が、地域で生活できるよう市内設置施設の拡充に努める。	B H17 B H20		<グループホーム支援事業> 障害者福祉は、施設サービスから在宅サービスへ、より少ない費用で利用者ニーズに対応しようとしているが、市内の施設利用者(170人)やグループホーム(1ヶ所)の整備状況を勘案すると、国や県の動向を見ながら、慎重に拡充を進めていく必要がある。 <生活ホーム助成事業> 自立支援に向けたヘルパー派遣事業と合わせて、生活ホーム利用者が自立するために必要な周辺支援施策との連携を強化する必要がある。 最も福祉の現場に近い事業を担当されている基礎自治体としての意見を、県や国に向けて発信されることを望む。	検討中	①②地域での生活を望む障がい者の方にグループホームを周知していく。
88	コミュニケーション支援事業	福祉部	障害福祉課	H14	-	〔目的〕 手話通訳者や要約筆記者を聴覚障がい者等の依頼に応じて派遣することにより、聴覚障がい者の社会参加促進とコミュニケーションの円滑化を図る。 〔手段〕 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に手話通訳者・要約筆記者派遣及び育成等に係る業務を委託する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	コミュニケーション支援事業について、引き続き当該事業の周知を進めるとともに、これから増加が見込まれる、中途失聴者、老人性難聴者に対する有効な周知方法を検討し、情報バリアフリーの推進を図ることが必要である。	検討・見直し	①毎年開催される講習会の修了者を中心に、登録手話通訳者・登録要約筆記者の確保と技術向上を図る。 ②対象者や、公的機関等に対して、事業の周知を図り、利用者を増やす。	B H18		聴覚障害者の社会参加促進のため意義のある事業と考えられるが、登録通訳者の育成・増員に一層努められるよう期待する。なお、社会福祉協議会への委託事務であるが、利用者の声を記録し、ニーズを反映できるよう十分な連絡調整をお願いしたい。	整理済	手話通訳者・要約筆記者派遣事務所を設置し、平成21年10月より越谷市独自で、要約筆記者の派遣に応えられる体制を整えた。本事業を受託する社会福祉協議会のホームページに利用案内の動画を掲載し、よりわかりやすい利用方法等の周知を実施している。
89	サービス利用計画給付事業	福祉部	障害福祉課	H24	-	〔目的〕 介護給付・訓練等給付又は地域相談支援給付の利用を申請する方に、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、指定特定相談支援事業所等が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して介護給付費等の支給を決定する。また、障害福祉サービスの利用期間中、定期的にモニタリングを行い、その結果をサービス等利用計画に反映させる。 〔手段〕 サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施に応じて、指定特定相談支援事業所に計画相談支援給付費を支給する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	市内で計画相談を行う事業所の確保が進まないため、事業所によるサービス等利用計画の作成、モニタリングの実施に余裕がない状況がある。	検討・見直し	①②引き続きサービス等利用計画作成、利用計画の見直しを行う。 ※平成28年度末において市内に14事業所が指定されている(平成26年度末時点では9事業所)。事業所への計画作成を希望する方が、地域で依頼できるよう事業所の確保に努める。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
90	ホームヘルプサービス事業	福祉部	福祉課	H12	-	〔目的〕 在宅生活を営むうえで、家事援助、身体介護及び外出時の支援を要する方にヘルパーを派遣し、自立生活の向上と日常生活の円滑化を図る。 〔手段〕 あらかじめ本市からの支給決定を受け、直接、利用者がサービス提供事業者と利用契約を結び、ヘルパーの派遣を受ける。 また、やむを得ない事由(障害支援区分未認定等)から本市の支給決定を受けられない者に対して、本市の更生保護措置としてヘルパーを派遣する(社会福祉協議会へ業務委託)。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	障がい者の在宅生活を支援する中心的なサービスであり、利用者の状況やニーズに応じた適切な支援に努める必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①②障がい者の在宅生活を支援する中心的なサービスであり、利用者が適切なサービスを利用できるように、障害支援区分認定調査、指定特定相談支援事業所によるサービス利用計画及びモニタリングを踏まえ、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行っていく。	B	H24	障害者自立支援法に基づき、在宅生活を送る障がい者の日常生活を支援するために、障害の程度や家庭環境に応じたホームヘルパー等を派遣し、居宅介護・同行援護・行動援護等を行う事業である。 障害者自立支援法の根幹ともいえる、障がい者の「地域生活」を支援・促進する本事業の必要性は高い。また、同法により、福祉サービスの提供主体は市町村に一元化されているため、本事業の抜本的な見直しや包括的な外部委託等は困難であり、市が主体となって事業を行う必要がある。 障害の重度化や家族構成の変化により、本事業の利用者は増加傾向にあるため、公平なサービスの提供が不可欠になっている。越谷市においては、原則、障害程度区分の調査を2人体制で実施しているが、利用者ニーズの的確な把握と客観性の確保が期待できるため、こうした取組みは高く評価できる。 事業の意義や必要性は十分に認められるが、当該事業の実施に要するコストは増加傾向で推移しているため、コスト削減の必要性を認識し、実施手法や体制に見直しの余地がないか早急に検討されたい。 平成22年の法改正により、平成24年度からサービスの提供を受けるためには、利用計画の作成が必須となるとともに、新たに事後のモニタリングが導入されているが、今後、利用計画の検証とモニタリングを徹底し、障害の程度に応じた適正なサービス量が提供されるよう努められたい。また、本事業の利用者数削減は困難であるため、行政サイドの事務コスト削減が必要である。例えば、障害者生活支援センター、相談支援事業所等、本事業と関連する業務を担う部署との人員・業務の統合や受付・審査業務における非常勤・臨時職員の活用等により、業務の効率化や経費削減を図られたい。 利用者数の増加に伴う業務量の増加は不可避であるため、制度や事務に習熟した職員の養成が重要課題となっている。OJTや各種研修による人材育成を強化するとともに、職員の異動についても配慮し、十分な業務体制が整備されることを期待したい。 成果指標を利用時間数としているが、これだけでは事業目的である「利用者の自立生活の向上・円滑化」が実現されたかを測ることは困難である。利用者・家族等へのアンケート調査により満足度等を把握するなど、事業目的の達成度が測定可能な指標を用いるよう改められたい。	整理済	利用者の要望に対応し、サービスの適正な利用を確保するために、関係機関との連携を図るよう努めた。
91	移動入浴サービス事業	福祉部	福祉課	H12	-	〔目的〕 家庭において入浴が困難な身体障がい者に対し、巡回方式で入浴サービスを提供し、保健衛生の向上を図り、健康の増進に寄与する。 〔手段〕 適切な事業運営が確保できると認められる事業者を登録し、事業の一部を委託することにより入浴サービスを提供する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	利用者に適正なサービス提供ができるよう入浴サービス事業者を確保していく必要がある。	検討・見直し	①、②引き続き利用者のニーズに応じていくため、入浴困難である利用者へ事業の周知をおこなう。また適正なサービス提供がおこなえるよう入浴サービス事業者へ新規参入を図っていく。	B	H19	利用者が委託先を選択できる制度の導入の検討を求める。 委託先を拡大するとともに、公平性の確保が望まれる。 また、利用者負担の軽減につながるならば、料金表の見直しをすることも必要であろう。	検討中	登録事業者の拡大に努めるとともに、費用基準額の設定や利用者負担の見直しについて検討する。
92	訓練等給付事業	福祉部	福祉課	H18	-	〔目的〕 事業所等において身体機能、生活能力の向上のための訓練や一般就労に必要な訓練及び就労の機会や生産活動などの機会を提供し、日常生活、社会生活の向上を図る。 〔手段〕 訓練等給付を必要とする対象者に対し、市が支給決定を行い、就労継続支援事業所において、必要な訓練を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	訓練等給付費の利用者は、年々増加傾向にあり、障がい者が地域生活を送る上で、日中活動および社会参加の場として重要な位置を占めている。今後も利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供と日中活動および社会参加の場の確保が必要である。また、訓練等給付の中でも利用者の様々な課題やニーズに沿った支援ができるように、市内施設の拡充が求められている。	検討・見直し	①②生活能力向上のための訓練や一般就労に必要な知識の習得や訓練及び就労の機会の提供等、障がい者の日中活動や社会参加の場として重要な位置を占めている。今後も本サービスを利用していけるように、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画やモニタリング報告を踏まえながら、利用者の状況やニーズに合わせた支援をしていく。併せて、市内施設の拡充を図っていく。	B	H23	〈障がい者施設サービス事業〉 平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が生活する入所施設や、日中活動を行う通所施設など、障害福祉サービスを提供する事業所へ給付費・補助金等を支給する事業である。また、障害者自立支援法施行以前から運営されている、「旧体系」の施設への給付費・補助金等の支給も行っている。 障がい者が生活する環境を守るうえで、事業の必要性は認められる。 多額の事業費がかけられ、新体系及び旧体系の障がい福祉施設へ障がい者のサービス利用状況に基づき給付費等が支払われているが、一部を除き施設への指導監督は障害者自立支援法の定めにより、埼玉県が行っている。また、2年に1回は県が市へ指導監督に入り、この際に市は県から助言をもらい、意見交換をしている。一方、市ではケースワーカーが業務の中で頻繁にサービス利用者や施設関係者と面談し、課題解決のために利用者や施設の橋渡し役となったり、問題を把握した際には指導台帳へ記録し、課内で情報を共有している。 県が施設に対して行った監査報告は、施設に問題があった場合のみ市に伝えられるとのことだが、市として現場で把握した障害福祉サービス向上のための情報は県と共有するなど、積極的に連携を進められたい。 また、成果指標に活動指標と同じ「利用人数」が設定されており、利用人数は増加傾向にあるが、これだけでは事業の目的である「障がい者の生活を豊かにする」ことの達成度は測れない。ケースワーカーに寄せられた障がい者及び施設からの声を汲み取りつつ、成果指標について、例えば「サービス利用者の満足度」を設定するなど、事業目的を反映するものに整え、障がい者のニーズに応えたサービスが提供できているのか確認できる体制づくりを進められたい。	整理済	成果指標で「サービス利用者の満足度」を設定することは難しいが、障がい者のニーズに応えたサービス提供ができていないか、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画やモニタリング報告等を踏まえて確認していく。
93	施設入所支援事業	福祉部	福祉課	H18	-	〔目的〕 障害者支援施設において入浴や排泄、食事の介護など必要なサービスを提供し、日常生活の向上を図る。 〔手段〕 障害者支援施設に介護給付費を支給する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	障害者総合支援法に基づき、施設入所から地域生活への移行が進められている。その一方で、施設入所を必要とする障がい者や家族がいる現状がある。利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供とともに、住まいの場の確保が必要である。	検討・見直し	①②入所施設の利用を必要とする方がサービスを利用することができるよう、障害者支援区分認定等を引き続き引き支援していくとともに、利用者が適切なサービスを利用できるよう、計画相談支援事業所によるサービス等利用計画や一定期間ごとのモニタリング報告も活用しながら、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行う。	B	H23	〈障がい者施設サービス事業〉 平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が生活する入所施設や、日中活動を行う通所施設など、障害福祉サービスを提供する事業所へ給付費・補助金等を支給する事業である。また、障害者自立支援法施行以前から運営されている、「旧体系」の施設への給付費・補助金等の支給も行っている。 障がい者が生活する環境を守るうえで、事業の必要性は認められる。 多額の事業費がかけられ、新体系及び旧体系の障がい福祉施設へ障がい者のサービス利用状況に基づき給付費等が支払われているが、一部を除き施設への指導監督は障害者自立支援法の定めにより、埼玉県が行っている。また、2年に1回は県が市へ指導監督に入り、この際に市は県から助言をもらい、意見交換をしている。一方、市ではケースワーカーが業務の中で頻繁にサービス利用者や施設関係者と面談し、課題解決のために利用者や施設の橋渡し役となったり、問題を把握した際には指導台帳へ記録し、課内で情報を共有している。 県が施設に対して行った監査報告は、施設に問題があった場合のみ市に伝えられるとのことだが、市として現場で把握した障害福祉サービス向上のための情報は県と共有するなど、積極的に連携を進められたい。 また、成果指標に活動指標と同じ「利用人数」が設定されており、利用人数は増加傾向にあるが、これだけでは事業の目的である「障がい者の生活を豊かにする」ことの達成度は測れない。ケースワーカーに寄せられた障がい者及び施設からの声を汲み取りつつ、成果指標について、例えば「サービス利用者の満足度」を設定するなど、事業目的を反映するものに整え、障がい者のニーズに応えたサービスが提供できているのか確認できる体制づくりを進められたい。	整理済	成果指標で「サービス利用者の満足度」を設定することは難しいが、障がい者のニーズに応えたサービス提供ができていないか、指定特定相談支援事業者によるモニタリング報告書やサービス等利用計画、サービス担当者会議を踏まえ、確認を行っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部署	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要
94	重度心身障がい者医療給付事業	福祉部	障害福祉課	S50	-	〔目的〕 障がい者の健康を守り、本人や家族等の経済的負担を軽減し、重度心身障がい者の福祉の増進を図る。 〔手段〕 医療費の保険診療自己負担分を助成。	高	高	高	高	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	平成20年度の外部評価で、利用者の利便性を高めるため、現物給付方式（医療費の窓口払い廃止）を求められた。事業の成果は評価されており、市民からの事業継続の要望は多くある。しかし、一方で医療機関へ必要のない通院を助長しているとの指摘もある。このことから、受給者の手続きに関する負担を増やすことなく、現物給付方式に替わる方式を確立するよう努める。	①現在、多くの利用者が市役所窓口にて請求を行い、これに対して口座振替により医療費を助成している。この手続きの代わりとして、保険者からの情報提供により、利用者が負担した医療費を把握し、自動的に助成を行う「自動償還払い」を開始する予定である。 ②支払事務を適正に行うため、社会保険の附加給付、高額療養費の把握に努めていく。	B	H20	障害福祉事業として重要な事業である。レセプトデータの電子データでの提供を広域連合に求めるなど、内部事務の効率化と合わせて、市民の利便性向上の促進に努めていただきたい。	検討中	重度医療については、本人や家族の経済的負担軽減を図るために、今後も継続してこの業務を継続して行う。また効率的な支払い業務ができるよう、事務を改善し市民の利便性向上に努める。
95	障がい者ガイドヘルパー派遣委託事業	福祉部	障害福祉課	S56	-	〔目的〕 介護者がいない在宅の視覚障がい者等に対して、ガイドヘルパーを派遣することにより公的機関での手続きや、突発的な通院等の外出を容易にする。 〔手段〕 社会福祉協議会へ業務委託を行い、利用者へガイドヘルパーの派遣を行う。	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	派遣範囲を明確化し、越谷市障害者等移動支援事業及び介護給付費における同行援護に対する本事業の位置づけ、利用条件を整理することが必要である。	本事業、越谷市障害者等移動支援事業及び介護給付費における同行援護の派遣内容を明確化し、利用者への更なる周知に努める。	B	H19	障害者ガイドヘルパーの派遣範囲の拡大ニーズに対しては、代替手段の利用を検討し、公益性の高いものに限定することを維持すべきである。ヘルパー確保の工夫が望まれる。また、外出支援事業をさまざまに組み合わせることで、利用者の利便性を高めていくことに取り組んでいただきたい。	整理済	越谷市障害者等移動支援事業及び介護給付費における同行援護との使い分けを利用者に周知している。本事業は移動支援事業、同行援護で対応できなかったもので、必要不可欠な外出のための援助とし差別化を図っている。
96	障がい者移動支援事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活に必要な移動や余暇活動に伴う移動の外出支援を行い社会参加を促進する。 〔手段〕 事業の全部又は一部を業者へ委託し、障がい者等の移動を支援する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	広く障がい者を対象とした外出の支援のサービスであり、事業の充実のため、サービス事業者からの相談、助言等を行い、サービスの質の向上に努めるとともに、その利用が適切なものとなるよう努める必要がある。	①②広く障がい者を対象とした外出の支援サービスであり、事業の充実のため、サービス事業者からの相談、助言等を行い、サービスの質の向上に努める。また、サービス利用者の方の、更なる社会参加促進を図るため、事業所の増加が必要である。	B	H29	本事業は、障害者総合支援法に基づき、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活に必要な移動や余暇活動に伴う移動の外出支援を行い、社会参加を促進するための事業である。障がいの有無に関係なく生活できる地域社会の実現に向け、社会参加や自立した生活を支援し、障がい者等の生活の質の向上につなげるものとして本事業は有効といえる。また、単身世帯の増加や実利用人数が増加傾向にあることから、市民ニーズの高い事業といえる。利用申請時の聴き取りをきめ細かく実施することにより、対象となるサービスの範囲に沿った適切な運用とする必要がある。聞き取りを行う職員（ケースワーカー）の能力向上や、異動によって経験の少ない職員が担当する場合の研修等の工夫もされたい。また、障がい等の程度に制限がなく、幅広い障がい者等を対象としていることから、公平に制度が利用されるよう、サービス事業者等との連携も含めて、事業の周知を行うよう努められたい。	検討・見直し	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
97	障がい者介護人派遣事業	福祉部	障害福祉課	H3	-	〔目的〕 独立自活を目指す重度の全身性障がい者、重度の知的障がい者の生活圏の拡大を図り、社会参加を促進する。 〔手段〕 生活圏拡大のため外出援助等の介護人を派遣する。	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	本事業の目的と対象となる介護人派遣の範囲を利用者へ周知し、適正かつ有効な運用を進めていく。	①②介護の内容、介護人派遣の範囲を周知徹底する。障がい者の生活圏の拡大、社会参加を促すため、適正かつ有効な運用を図る。	B	H17	<障害者介護券給付事業> この事業は、市の単独事業として実施しているが、平成17年度より県の補助事業となるなど、住民のニーズに柔軟に対応しているものといえる。国や県の動向を見ながら、利用者の偏在、利用実態を踏まえた上で、事業を遂行していくことが必要である。また、支援費制度と似たような事業があり、利用者の重複利用を運用上制限しているが、この事業を支援費制度へ統合することの可否も検討する必要がある。	整理済	他の外出を支援するサービスとの利用条件を整理し、重度の障がいのある方の外出を援助し、社会参加を図るために事業を継続している。
98	障がい者自立支援医療給付事業	福祉部	障害福祉課	S26	-	〔目的〕 上肢・下肢・心臓・腎臓等に障がいがあり、手術・治療を行うことにより障がいの軽減、社会生活の円滑化に効果が見込まれる場合に、手術等にかかわる医療費を支給し、日常生活の容易化と経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 支給対象者に代わり、市が指定自立支援医療機関に直接医療費を支払うことにより医療費の支給を行う。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	医療費の負担軽減対策は多岐に渡っているため、利用者へ周知を図り、更生医療を真に必要とする利用者が利用できるよう工夫する必要がある。	①②利用者が各制度との比較検討を行いやすくするため、引き続き各制度の内容について周知を行う必要がある。また、利用者に対してより分かりやすい案内をするため、通知の内容や窓口での対応方法を改善するよう努める	B	H20	障害福祉事業として重要な事業である。障害者に安心感を与えるよう、病院の医師等との情報交換を図り、市役所窓口でのきめ細かな相談対応が求められる。	整理済	手帳交付時の説明に加え、HP等で周知をしている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓	総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接									
99	障がい者手当給付事業	福祉部	障害福祉課	S54	-	〔目的〕 重度心身障がい者(児)を対象に、障がいの程度、年齢、所得状況に応じて重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を支給することにより、介護等の負担の軽減、障がい者の生活向上、福祉の増進を図る。 〔手段〕 手当の給付	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	対象者の増加とともに事業費と事務量が増加している。効果的な運用について引き続き検討が必要。	検討・見直し	①②ともに事業の効果的な運用について検討していく。また、対象者に障害者手帳交付時等の機会を利用し、制度の周知を徹底する。	B	H19	例えば、運用の事例を分析し、定例業務と特殊案件を区別してマニュアル化するなどの、事務の迅速化、効率化を進めていただきたい。 障害者福祉は広域事業であるので、市(独自)の事業については、近隣市とのバランスを考慮してサービスの維持に努めていただきたい。	整理済	運用については、システム管理により効率的に行っている。特別障害者手当、障害児福祉手当については、埼玉県主催の研修でマニュアルが配布されており、担当独自でもH22より通常案件、特殊案件に分けてマニュアルを作成している。重度心身障害者手当では、埼玉県の補助金対象外の受給者も、市独自の事業として手当の給付対象とし、サービスの維持に努めている。
100	障がい者就労訓練施設運営委託事業	福祉部	障害福祉課	H23	-	〔目的〕 障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、もって障がい者の自立及び福祉の増進を図ることとする。 〔手段〕 障害福祉サービス(就労移行支援、就労継続支援B型)、生活相談、障がい者と地域住民との交流に関する事業等を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うとともに、市民との交流を持つことは、障がい者が地域で暮らしていくために必要となる。	検討・見直し	①②引き続き障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行い、障がい者の自立及び福祉の増進を図る。また、障がい者が地域で働き、自立し、安心して暮らすために、地域交流事業の充実を図る。	-	未実施		未実施	
101	障がい者就労支援事業	福祉部	障害福祉課	H17	-	〔目的〕 障がい者の就労促進や地域社会での就労能力、さらには社会適応力を高め、障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図る。 〔手段〕 障がい者が就労するために、就労先の開拓、障がい者本人への業務内容に関する助言や技術的援助、一緒に働く人の障がい者に対する理解などの職場に定着するための支援を行う必要がある。障害者就労支援センターを設置し、障がい者の就労支援を実施する。 平成17年度より、NPO法人に事業を委託しており、平成27年6月からは社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に委託している。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	障がい者の就労支援に関し、必要となる支援の在り方や実施方法について、精査していく必要がある。	検討・見直し	①②平成27年度から、新たな長期継続契約として、社会福祉法人越谷市社会福祉協議会に業務委託していることから、継続的な取組を行うとともに、社会福祉協議会の法人会員を活用するなど、障がい者の就労や職場参加の受入れ企業のさらなる拡大に向けた取組を実施する。また、障害者就労支援センターと同様に社会福祉協議会が受託する障害者就労訓練施設しらこぼとや障害者福祉センターこぼと館の3つの機能を有効に活用することにより、障がい者の就労に向けた一体的な支援を行う。	C	H25	事業概要 障がい者の職業的及び社会的自立の促進を図ることを目的として、就労相談や就職準備、職場定着などの就労支援を実施するとともに、多様な就労形態を模索するため、障がい者の職場参加・職場実習を行う地域適応支援事業を実施する事業である。平成17年4月から実施しており、障がい者の就労を総合的に支援する窓口として、障害者就労支援センターを設置し、就労支援を実施している。本事業の主な対象者は、①就労を考えている方、②就労している方、③離職した方、④就労に向けて生活のリズムを整えたいと考えている方、⑤①～④の家族及び⑥受入側の事業者である。 必要性 障がい者数が増加する中、就労機会を提供することは市にとっての重要な施策の一つであると考えられる。また、障がい者本人や家族等からの相談件数が増加していることから、ニーズは高いと言える。 効率性 本事業は、3年間の長期継続契約で民間団体(NPO)に委託して実施している。業務委託により、事業の機動性を確保するとともに、人件費を低下させる効果が見られたことは評価できる。また、業務委託の入札においては複数の入札者があり、競争性は確保できたと考えられる。 有効性・成果指標 障がい者からの相談件数は、平成23年度の2,200件から平成24年度の3,071件と伸びているが、就職者数は、平成23年度は43人、平成24年度は48人とほぼ横ばいである。就労支援センターに相談に来る人の中には、様々な要因からすぐに就労に結びつかないケースや就労を目的としないケースも多く存在しているが、就職に至る人数が、毎年度横ばいである原因について十分な分析を行うべきである。 企業の採用率は景気の低迷などの影響を受け全体として低下している一方、障がい者をどのように採用するのかを検討する企業は増えてきているという状況とのことであるので、引き続き企業に対するアプローチを続けることが望ましい。その具体的な手段として、個別企業の訪問に加えて、商工会等の企業団体に対して協力を依頼することも検討すべきである。 一方で、すぐには就労に結びつかない方に対して、職場体験等の機会を設け、企業側の理解の促進を図るとともに、障がいを持つ方自身にとっても何が足りないかという認識の向上につなげる取組を行っている。これは越谷市独自の取組とのことであるが、今後も引き続き、短期的な施策だけでなく、このような中長期的な就労支援につながる取組も継続すべきである。 予算に限界がある中、就労支援に向けた様々な施策の優先順位付けには、事業を一定期間(10年程度)運営し、分析する必要があるとの回答であった。あと数年で事業開始から10年になるため、これまでの活動を評価し、優先順位づけを行っていく必要がある。 障がい者の就労支援のゴールは、対象者が就職することだけでなく、職場に定着することも重要である。このことから、障がい者の就労に係る成果指標としては、就職者の数だけでなく、定着率、定着期間等についても加えるべきではないか。	検討中	就職者数が横ばいである原因の分析を行うという課題については、積極的な職場開拓等により一時増加傾向となったことから引き続き積極的な職場開拓を進めていく。商工会議所等の企業団体への協力依頼については、地域の就労・生活支援機関等との連携を図る中で、同様に連携を図ることができるよう検討していく。これまでの活動を評価し優先順位付けを行っていくことについては、これまでの評価に基づき重点事項の整理を行う。成果指標については、職場定着に関する指標を加えることなどについても検討していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
102	障がい者相談支援事業	福祉部	福祉課	H14	-	<p>【目的】 障がい者及びその家族の相談に応じ、障害福祉サービス等の利用や関係機関の紹介等を行うことにより、障がい者の生活を支援する。</p> <p>【手段】 障がい者及びその家族の相談に応じ、障害福祉サービス等の利用や関係機関の紹介等を実施。また、市内の特定相談支援事業所のうちの3事業者に委託しており、障害者相談員による相談は、市が委嘱する身体・知的障害者相談員により実施。</p>	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	<p>障がい者数の増加に伴い、障害福祉サービスの利用や支援に関する相談、ピアカウンセリングの重要性は年々高まっている。</p>	<p>①②平成21年度に障害者地域自立支援協議会を設置したことから、相談支援事業所間の連携を図り、各障がいに対応した相談支援事業を展開できるように事業の充実を図っている。なお、サービス等利用計画の作成件数が増加し、相談支援事業に従事する人員の確保が困難となってきた。今後も引き続き指定特定相談支援事業所の確保に努めるとともに、適切な委託費の設定について検討する。</p>	B	H26	<p>在宅で生活する心身に障がいのある方やその家族が安心して自立した生活を営めるよう、社会生活や日常生活の上で課題となる問題について相談を受け付け、課題解決に向けた支援を行うものである。市が指定する9か所の指定特定相談支援事業者の内、3事業者へ市が委託し障害福祉サービス利用の支援やピアカウンセリング等を行う「障害者等相談支援事業」、精神障がい者を抱える家族からの相談に対し、同様の背景を持つ精神障害者家族相談員が市から補助金の交付を受け面接や電話によって相談支援を行う「家族相談員事業」、市が委嘱する身体・知的障害者相談員により、身体・知的障がい者やその家族の相談に応じる「障害者相談員による相談」の3つの事業で構成されている。事務事業評価表ではこれら3事業の人工・事業費についての内訳が把握できない。的確な評価を行うためにも、評価表の作成について以後改善されたい。</p> <p>「障害者等相談支援事業」について、平成24年4月の障害者自立支援法一部改正を受け、平成25年度からは、平成24年度まで委託や補助金によって相談支援事業を実施していた3事業者へ、全て委託事業として一本化することで事業を実施している。市が3事業者へ支払う委託費用であるが、委託内容やコストについて各事業者の事業内容や実績等についてさらに精査が必要であり、委託に関する管理が形式的となっている。コスト削減の観点や今後も増加する相談件数等を踏まえ、適正な精査を行い委託費を支払うよう改善を求め、指定特定相談事業者が9か所あるにも関わらず、3か所のみならず市からの業務委託費が支払われているが、業務の目的を達成するためにはどのような形で委託が行われることが市民にとってより良いサービスとなるかを検討・検証し、「今まで委託していたから」という理由だけの委託とならないようにすべきである。</p> <p>第3次越谷市障がい者計画によると、支援の対象となる障がい者・難病患者は、平成21年度には合計で11,798人であったが平成27年度には14,214人に増加すると推計されており、今後一層、障害者等相談支援事業のニーズが高まることが予想される。今後中核市への移行の中で相談機能をもつ市立保健所が設置されることも含め、改めて市が実施する相談支援事業の体制づくりについて、検討を進められたい。</p> <p>次に、活動指標を「開所日数」としているが、サービスの受益者に対し行ったサービスの活動結果を指標とすべきであり、開所しているだけでは指標として相応しくないと考える。成果指標としている「相談件数」はサービスの活動結果であるため、これを活動指標とし、成果指標はサービスの受益者が受けた利益を数値として把握することが望ましいことから、「相談を支援につなげた件数」等とすることを提案したい。</p> <p>【越谷市精神障害者家族相談事業補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 本事業は、精神障がい者やその家族の心身の負担を軽減するために、障がい当事者の家族で構成されるやまびこ家族会が補助金の交付を受けて、面接や電話での相談業務を行っているものである。同様の背景を持つ相談員が対応を行うことで、体験を分かち合い共感を得ながら対応することが可能となるため必要な事業と言える。 補助金の額は平成23年、24年、25年度ともに48万円を交付している。しかしながら、相談件数は平成23年度に67件、平成24年度に44件、平成25年度に35件と年々減少している中で同額が交付され続け、しかもやまびこ家族会から提出される収支報告書では毎年度同額が1円の誤差なく使用されていることがわかる。実績報告等により作業内容や収支内容について確認しているとのことだが、補助金交付に関する管理が形式的となっている。管理面について見直しを求めたい。</p>	3事業の内訳については、「家族相談支援事業」は保健所精神保健支援室へ移管し、相談支援事業者と障害者相談員への相談件数は別の成果として整理する。また適正な精査を行い委託料を支払うことについては、年々増加している相談件数だけでなくコスト削減の観点も踏まえ、今後も適正な委託費の設定や委託先の選定ができるよう検討していく。「相談件数」を活動指標とし、「相談を支援につなげた件数」等とすることについては、成果指標によりサービスの利用者が受けた利益を数値として把握することができるような指標の設定について検討していく。
103	障がい者短期入所事業	福祉部	福祉課	H15	-	<p>【目的】 障がい者を介護している者が本人を介護できない場合に、障がい者支援施設等を利用することにより、介護者の介護負担の軽減を図る。また、やむを得ない事由により障がい者が障害者総合支援法に基づく短期入所サービスの利用が困難であり、かつ、障がい者支援施設等に一時的に保護する必要がある場合に、障がい者本人の安全を確保し、介護を行う。</p> <p>【手段】 市審査会に諮り、障害支援区分を認定し、支給決定を行う。障がい者支援施設等に介護給付費を支給する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>障がい者の在宅生活を支える介護者の不在時に負担軽減を図る事業で、そのニーズ役割は大きい。今後も利用者のニーズを把握し、適切なサービスの利用を支援するとともに、事業所の確保が必要である。</p>	<p>①②短期入所の利用を必要とする方が、サービスを利用できるよう障害支援区分認定等を引き続き行い支援していくとともに、利用者が適切なサービス利用ができるよう、計画相談支援によるサービス利用計画やモニタリングを活用しながら、利用者の状況やニーズに合わせた支援を行う。</p>	B	H21	<p>在宅で介護されている家庭の実情を考えると、不可欠な事業である。しかしながら、ショートステイという本来の事業趣旨ではなく、正規施設の入所待ちの方の受皿となっているという実情もあり、高齢化に伴う介護対象者の増加、核家族化に伴う事態を映し出している面もある。短期入所サービスを利用する障がい者及びその家族に対し、今後も引き続き事業の趣旨を理解いただくよう努め、さらなる事業の適正化に努めていきたい。</p>	サービス利用決定時に行う調査では、本人の身体状況はもとより介護者を含めた生活環境を勘案し、適正なサービスを決定するよう努めている。
104	障がい者福祉センター管理運営委託事業	福祉部	福祉課	H4	-	<p>【目的】 障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与すること、また、障がい者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【手段】 通所により創作的活動、機能訓練などの各種サービスを提供。また、手話講習会等を開催して障がい者福祉ボランティアを育成する。障害者福祉センター「こばと館」の指定管理者として社会福祉法人越谷市社会福祉協議会を指定する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>障がい者団体の拠点として重要な役割を担っているが、今後も障がい者の多様なニーズに対応した事業展開が必要となっている。</p>	<p>①②デイサービス事業などの実施事業等について、障がい者のニーズを把握しながら、事業の充実を図っていく。</p>	-	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
109	成年後見制度利用支援事業	福祉部	障害福祉課	H16	-	〔目的〕 判断能力が不十分で、身寄りがいない対象者に対し、市長が家庭裁判所に申立てを行う。市長申立てにより選任された成年後見人等の報酬を負担する余裕がない者に対して助成を行い、福祉の向上を図る。 〔手段〕 市長申立て費用及び市長申立てにより選任された成年後見人等への報酬費用の助成を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	地域生活支援事業の必須事業に位置づけられており、今後利用者の増加が見込まれることから、制度活用の妥当性や公平性を確保しながら、効率的に事業を進める必要がある。	検討・見直し	①②今後、成年後見制度の利用者の増加が見込まれることから、引き続きケース方針調整会議で専門職の意見を聴取し、制度活用の妥当性、公平性を確保しながら、効率的な活用を図る。また、報酬助成の在り方や費用負担の方法等を検討していく。	B	H25	事業概要 判断能力が不十分で、身寄りがなく親族等による後見等開始の審判の申立てができない方について、その方の権利や財産を守るために、市長が代わって申立てを行う。また、申立費用を負担するとともに、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、報酬の助成を行う。 必要性 本事業は、成年後見制度を利用することが必要な状況にありながら、本人の判断能力が不十分でかつ親族等による申立てができない方を対象としており、後見人になる方への報酬等にかかる費用を行政が一部負担することによって後見人の選任を容易にして、成年後見制度の利用を支援することにつながることで障害者総合支援法において地域生活支援事業の必須事業となっていることから、必要性は高いと考えられる。 効率性 処理件数が少ない(平成23年度は申立件数、報酬助成件数それぞれ1件、平成24年度はそれぞれ2件)ことから、弁護士等に実質的な作業を委託し、市の関与は最小限にすることが可能となるか、その方法の方が効率性が高いのではないかなどについて、検討が望まれる。 有効性・成果指標 本事業は、成年後見制度の利用を必要とする方のセーフティーネットの役割を担う事業であることから、単に利用件数の伸びを求めるものではないが、平成23年10月に後見センターを設置したことにより、市担当職員や施設等関係機関の同事業についての意識が高まってきている。その結果、H25年では既に6件の利用実績があるとのことである。今後は高齢化の進展等により、本事業の利用ニーズも増大していくことが予想されることから、潜在的なニーズがどのくらいあるのかという想定を持った上で、ニーズがある層に対してどのようにアプローチして制度を普及させていくかが課題となると考えられる。 現在の成果指標は「障害者の権利擁護の推進」となっている。これに対して、内部評価では「市長による審判請求を行うとともに、報酬助成によって権利擁護が図れた」との評価がなされているが、助成することが権利擁護の推進に寄与するものではあっても、助成のみによって権利擁護が図れるものではない。 本事業の成果指標としてより適切なものを再考する必要がある。	整理済	ニーズに対する制度の普及という課題については、引き続き成年後見事業において実施している制度の普及・啓発の中で、同事業の周知を図っていく。
110	地域活動支援センター事業費等補助事業	福祉部	障害福祉課	H19	-	〔目的〕 障がい者等が、地域社会の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を、通所により行うことを目的とする。 〔手段〕 障がい者等の生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図る事業や創作的活動などの基礎的事業、就労に関する事業など、障がい者等に対して機能強化事業を行なう団体に対して補助金を交付する。	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	障がい者等が地域で生活するうえで、日中に活動する場として重要な役割を担っている。今後も利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供と適正な事業運営に努めていく必要がある。	検討・見直し	①②利用者の減少に伴い、地域活動支援センターの再編に取り組む。また、適正な事業運営が行なわれるよう指導し、日中活動の場を求める障がい者等のニーズに応えるとともに、障害に応じたサービスの提供を行う。	B	H22	障がい者自立支援法の枠組みにより、障がい者が地域社会の中で自立した日常・社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターで障がい者等の地域生活支援の促進を図るために、地域活動支援センターを運営する団体に対して、「越谷市地域活動支援センター事業補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する事業である。 利用者が増加傾向にある中で、障がい者の目線に立ったサービスを提供するためにも、ニーズを把握するための方策の実施に努められたい。なお、I型事業における相談業務においては、将来的な就労支援を意識した事業推進が必要である。 また、当該補助金の制度がホームページに掲載されておらず、市民への説明責任の点において不完全である。一般市民には直接関係の薄い補助金ではあるかもしれないが、透明性のある補助金執行の観点からも、積極的な情報公開に取り組まれたい。 【地域活動支援センター事業等補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 補助金交付先との日常からの情報交換や、補助事業に対する現地調査を職員が実施しているなど、監査体制は一定程度確保されている。 障がい者の自立した日常生活等のための事業として、補助事業の継続は必要であるが、限られた予算の中で、最小限の投資により最大の効果が生じる補助金執行が望まれる。今後は、活動実態に係る調査を定期的に行い、補助金の趣旨・目的に沿った適正な執行に、より一層努められたい。	整理済	①②事業所の実施している事業の周知について、ホームページなどを通して充実させることにより、利用者数の増加を目指すものとし、適正な利用を図る。
111	日常生活用具給付事業	福祉部	障害福祉課	S63	-	〔目的〕 障がい児・者に対し、日常生活用具の給付を行うことにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。 〔手段〕 申請に基づき、障がい状況・生活状況から必要性を市が判断し、業者への委託により本人に給付を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	事業内容の周知や、給付用具の情報提供に努める。また、社会参加の促進を図れるよう、給付用具の検討を行う。	検討・見直し	①②日常生活用具給付事業の効果を高めるため、障害福祉ガイド等を利用し、事業内容の周知を行う。また、給付用具の検討を進め、障がい状況、生活環境に応じた用具の給付を行う。	B	H21	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付する事業であり、事業の重要性は認められる。対象者が公平に制度を活用できるよう、さらにPRをしていただきたい。 利用者の実態に則した対象品目の適正化を継続いただきたい。	整理済	新規種目として、盲人用血圧計、視覚障害者用ICタグリーダーを設定した。また、障がい者手帳交付時の制度説明及び給付相談時に利用者の要望を的確に把握し給付することにより、障がい者の日常生活の便宜を図った。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
112	福祉タクシー利用券・自動車燃料券給付事業	福祉部	障害福祉課	S56	-	〔目的〕 在宅の重度心身障がい者の外出を容易にし、経済的負担の軽減と障がい者福祉の増進を図る。 〔手段〕 市内在住の在宅の重度心身障がい者に、福祉タクシー利用券又は自動車燃料費助成券を交付。	高	低	高	低	(a)	(d)	(a)	(b)	(b)	利用者の利便性を考えると、自動車燃料費助成券を取り扱う事業所(ガソリンスタンド)をさらに増加させる必要がある。	検討・見直し	①自動車燃料費助成券取扱事業所(ガソリンスタンド)を増加させるため、市内事業所及びその本社に協力依頼を続ける。また、対象者に制度を周知させるため、手帳交付時等に援護案内を行うとともに、ホームページへ交付対象者の要件や交付枚数、助成券の利用方法を掲載する。 ②アンケート実施の結果、通学や通勤といった通院以外にも利用しているとの回答が得られ、障がい者の社会進出にも貢献していることが把握できた。本事業を安定的かつ継続的なものとするため、平成30年度以降は所得制限を導入するとともに、運用方法等を検討する。	B	H18 H24	市内に在住する在宅の重度心身障がい者の外出支援と経済的負担の軽減のために、福祉タクシー利用券と自動車燃料費助成券のいずれかを交付する事業である。 福祉タクシー利用に関する補助は昭和56年度に開始されてから30年以上が経過しており、同制度は地域の障がい者に広く普及している。また、地域社会のなかで障がい者が自立した日常・社会生活を営むことを支援する本事業は、障害者自立支援法の趣旨にも合致しており、高い必要性が認められる。また、利用券・燃料券の使用は、1回につき1枚で差額は自己負担となっており、重度障害者の経済的負担の軽減と受益者負担の両面に配慮されている等、制度設計についても工夫が見られる点は評価できる。 平成17年度の外部評価において、利用者の声を収集して記録に残すことが要望されているが、現状では情報の蓄積や共有化が十分に図られていないことは残念である。無作為に抽出した一定数の利用者にアンケート調査を行う等、利用者のニーズや満足度の把握に積極的に取組まれた。アンケート調査で把握可能な利用者のニーズ・満足度等については成果指標として採用することをあわせて検討されたい。 不正利用の防止については、利用券・燃料券を利用する際に障害者手帳の提示を求め、燃料券は申請した車のナンバーを記載する等、一定の配慮がなされているが、福祉タクシーの利用券は交付された者同士の融通を防ぐ手立てがなく懸念が残る。不正利用が発生しないよう、新たな防止策を検討するとともに、利用者に対する注意喚起を徹底されたい。 福祉タクシーの協力事業者を支払われている事務手数料は、1枚あたりの助成金額に対し高水準であると思われる、見直しが必要である。現在の事務手数料は、埼玉県が県タクシー協会等と締結した協定に基づいた額であり、協力事業者との協定締結は埼玉県に委任している。手数料引き下げには、埼玉県や近隣市町と連携する必要がある。燃料券の利用可能な給油所は市内42か所中19か所であり、利用者の更なる利便性向上が喫緊の課題である。担当課においても毎年、給油所に対して協力を依頼しているが、特にセルフ給油所では経費削減のため従業員数も限られているため、燃料券の取扱いに慎重になっており給油所の増加につながらない。協力事業者を市のホームページや広報で積極的にPRすることで、メリット・インセンティブを与え利用可能な給油所を増加させるよう検討されたい。 《参考》平成18年度外部評価:B	自動車燃料費助成券取扱事業所(ガソリンスタンド)の増加については、事業所に対する協力依頼を継続する。また、利用券等交付時に行ったアンケート結果を今後の事業実施の参考にするとともに、不正利用防止策として、利用者に対する説明の徹底や事業者に対しても利用券等受け取り時の確認の徹底を依頼する。	検討中
113	療養・生活介護給付事業	福祉部	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 医療機関や障害者支援施設等において、機能訓練や入浴、排泄等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供し、日常生活の向上を図る。 〔手段〕 医療機関や障害者支援施設等に介護給付費等を支給する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	療養介護や生活介護については、障害者総合支援法に基づき支給されるサービスであり、その他のサービスとの組み合わせ等、利用者の状況やニーズに応じたサービスの提供と日中活動の確保が必要である。	検討・見直し	①②本事業は機能訓練、入浴・排泄等の日常生活動作の訓練、創作活動・生産活動の機会の提供等、障がい者の日中活動の場として重要な位置を占めていることから、引き続き日中活動の場の確保に努めていく。また、利用者が適切なサービスを利用できるように利用者の状況やニーズを踏まえた支援を行っていく。	B	H23	<障がい者施設サービス事業> 平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、障がい者が生活する入所施設や、日中活動を行う通所施設など、障害福祉サービスを提供する事業所へ給付費・補助金等を支給する事業である。また、障害者自立支援法施行以前から運営されている、「旧体系」の施設への給付費・補助金等の支給も行っている。 障がい者が生活する環境を守るうえで、事業の必要性は認められる。 多額の事業費がかけられ、新体系及び旧体系の障がい福祉施設へ障がい者のサービス利用状況に基づき給付費等が支払われているが、一部を除き施設への指導監査は障害者自立支援法の定めにより、埼玉県が行っている。また、2年に1回は県が市へ指導監査に入り、この際に市は県から助言をもらい、意見交換をしている。一方、市ではケースワーカーが業務の中で頻りにサービス利用者や施設関係者と面談し、課題解決のために利用者との施設との橋渡し役となったり、問題を把握した際には指導台帳へ記録し、課内で情報を共有している。 県が施設に対して行った監査報告は、施設に問題があった場合のみ市に伝えられるとのことだが、市として現場で把握した障害福祉サービス向上のための情報は県と共有するなど、積極的に連携を進められた。 また、成果指標に活動指標と同じ「利用人数」が設定されており、利用人数は増加傾向にあるが、これだけでは事業の目的である「障がい者の生活を豊かにする」ことの達成度は測れない。ケースワーカーに寄せられた障がい者及び施設からの声を汲み取りつつ、成果指標について、例えば「サービス利用者の満足度」を設定するなど、事業目的を反映するものに整え、障がい者のニーズに応えたサービスが提供できているのか確認できる体制づくりを進められた。 【新体系施設等移行促進補助金】(内部評価:終期設定)(外部評価:終期設定) 障害者自立支援法に基づき、旧体系の施設が新体系へ移行する際に交付される補助金である。旧体系施設が新体系施設へ移行する際に施設運営に支障がないように支給している。平成23年度までに該当する施設の移行の完了が見込まれており、一定の効果があつたと思われる。補助金交付要領に定められたとおり、障がい者の支援体制の確保が果たされているか、補助金交付先の事業活動を確認しながら終期(平成23年度末)まで適正な執行に努められた。	成果指標で「サービス利用者の満足度」を設定することは難しいが、障がい者のニーズに応じたサービスが提供できているか、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画やモニタリング報告等を踏まえ、確認していく。	整理済
114	療養・生活介護給付事業(療養介護医療給付事業分)	福祉部	障害福祉課	H18	-	〔目的〕 支給対象者が療養介護医療を受けた際に、その費用を支給し、日常生活の容易化と経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 支給対象者に代わり、市が療養介護利用を提供した指定障害福祉サービス事業者等にその費用を支払うことで、支給を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	引き続き適正な事業の運営に努め、障がい者支援の充実を図る。	検討・見直し	①②利用者が適切なサービスを利用できるよう障害支援区分の調査や指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画案や一定期間毎のモニタリングを踏まえ、利用者の状況やニーズに合わせた支援をしていく。	B	H23	<療養・生活介護給付事業> (事業番号:113参照)	成果指標で「サービス利用者の満足度」を設定することは難しいが、障がい者のニーズに応じたサービスが提供できているか、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画やモニタリング結果等を踏まえ、確認していく。	整理済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
115	助け合いの仕組みづくり事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H23	-	〔目的〕 主に高齢者に気軽に立ち寄れる居場所を提供することにより、社会的孤立の解消、自立生活の助長を図るとともに、各種福祉に関する事業等を展開し、高齢者福祉の向上を目的とする。 〔手段〕 空き店舗などを活用した高齢者の居場所の設置などの事業を越谷市社会福祉協議会に委託し、実施する。	高	低	高	低	(b)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	高齢者のニーズに対応した事業内容の検討	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①高齢者のニーズに合った講座内容の充実を図るほか、周知の強化に努める。 ②地域の高齢者を地域住民が支える互助の取り組みを推進する中で、地域住民が運営主体となる市内3ヶ所目の居場所について検討を進める。	B	H25	事業概要 主に高齢者に気軽に立ち寄れる居場所を提供することにより、社会的孤立の解消、自立生活の助長を図るとともに、各種福祉に関する事業等を展開し、高齢者福祉の向上を目的としている。空き店舗などを活用した高齢者の居場所の設置などの事業を越谷市社会福祉協議会に委託し推進する事業である。平成23年度に「ふらっと」がもうが、平成25年度には「ふらっと」おおぶくろがオープンしている。さらに、平成27年には同様の場をもう1か所設置予定である。 必要性 高齢者の居場所の確保が必要であること、また、高齢者が気軽に立ち寄れるためには居住地域の近隣や交通の便の良いところであることが望ましいことから、本事業の必要性はあると考えられる。 効率性 空き店舗を利用することによって地域活性化を同時に図ることが意図されているが、現状は空き店舗であるにもかかわらず、市場の相場で家賃を払っていることの妥当性は検証すべきである。また、そもそも、高齢者の居場所の確保という事業目的からすれば、例えば、市内に13か所ある公民館等の既存施設で同様の取組を行うことも可能であり、今後は検討する必要がある。また、民間企業等を活用することによって民間資金およびノウハウを活用することが可能となるため、検討が望ましい。 他の市等で行っているように、市民主体の組織に任せられることも検討していただきたい。 有効性・成果指標 施設の利用者は順調に増加しており(平成23年度は3,079人、平成24年度は7,191人)、一定の効果はあると判断できる。一方、世代間交流の促進を図るために、乳幼児を連れた母親等が来られるような場所を意図しているが、場所が狭いといった課題がある。また、最近掲載された新聞記事では「60歳以上が対象」と記載されている。これでは、60歳未満の潜在ユーザーに対して負の印象を与えかねない。今後は、場所やプログラムの工夫をすするとともに、幅広い世代への周知を図っていくことが求められる。	「ふらっと」おおぶくろにおいては、子育て世代が集まる日を設けるなど、世代間交流が図られる事業を展開している。 また、学生ボランティアが傾聴やイベントの手伝い等の活動を行っている。 今後は、NPO等による運営について検討していく。
116	介護支援ボランティア制度事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H23	-	〔目的〕 高齢者の社会参加活動の促進と健康増進や介護予防の推進を図る。 〔手段〕 介護支援ボランティア制度に係る事務を行う。 ※介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントがもらえ、貯めたポイントを換金(年間最大5,000円)できる仕組みです。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	登録者の拡大に向けて、受け入れ先の拡充が必要である。	現状維持	①登録者の拡大に向けて制度の周知を図る。 ②平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、介護度の軽い方への訪問サービスや通所サービスについて、事業者だけでなくNPO団体やボランティアなど、多様な提供が必要となってくることを踏まえ、当該制度の活用について検討をする。	B	H26	ボランティア登録をしている高齢者が、市で登録された施設・事業所等で行ったボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該ポイントを換金(年間最大5,000円)できる制度である。高齢化の進行による高齢者世帯の増加、地域のつながりの希薄化が進みつつある中で、元気で生活されている高齢者が今後とも介護や医療が必要な状態に陥らないように、いつまでも生きがいを持って、健康で暮らしていくために、十分意義のある事業となっている。 平成23年度にはボランティア登録者、ボランティア受入施設を対象としてボランティアの活動状況や制度の課題を把握するためのアンケートを実施しており、サービス向上の観点からも評価できる。アンケート調査の結果は登録者、受入施設ともに概ね好評であるが、ボランティア登録者の要望や意見に目立つ「研修の機会が欲しい」という声や、「ボランティアに金銭的な報酬はもらえない」という声への対応がこれまで特になされていない点には課題が残る。ボランティア登録者や受入施設の増加を図るためにも、これまでのアンケート調査から得られた結果を活かし、ボランティア登録者、ボランティア受入施設の幅広いニーズに対応していくよう、ボランティア実施内容のあり方、ポイント換金のあり方等について検討をされたい。特にポイントの換金については市の特産品・施設利用券による還付や、将来自分が支援を必要とする際に利用できるポイントとして蓄積するなどの方策についても検討されたい。 担当課では登録ボランティアを増やすことが課題となっているが、伸び率は高くない。ボランティア大学など市で実施している生涯教育関係の事業に集まる人々は、ボランティアに関心がある層と重なる部分も多いことが予想されることから、部署間の連携も視野に入れていただきたい。 当事業の目的は「高齢者が健康を維持し、生きがいをもって生活すること」を支援することにある。ボランティアの参加に対する満足度の把握も必要だが、アンケートの質問項目にボランティア登録者の健康状態を図りうる質問を付け加えることで、ボランティアが高齢者の健康増進に与える効果の検証を実施することを提案したい。 コスト削減について、ボランティア登録は毎年度ごとに登録が必要であり、その度に新たなボランティア手帳を交付している。ボランティア登録される方は新規登録者も増加傾向にあるが、多くが毎年度同じ方が登録している実態があるため、毎年度の登録制ではなく更新制にすることで無駄な事務や不要な手帳交付が省け効率化が図れると考える。今後、高齢化によるニーズの高まりによってボランティア登録者は増加することが予測されることから、限られた財源を有効に活用する視点を十分にもって事業の拡大を図られたい。 介護関係施設は市内に約200あるが、受入対象施設は半分以下の66である。アンケート結果の分析により、受入対象施設のニーズをくみ取り、反映すべきである。	ボランティア登録の方法の簡素化について、検討を行う。また、登録施設の拡充については、福祉指導監査課が毎年度行う集団指導の際など、適切な時期に制度の説明を行うなどの取組みを検討する。
117	一般介護予防事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H28	-	〔目的〕 地域の中に住民主体の通いの場を充実させ、人と人との繋がりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。また、自立支援に資する取組を推進し、いつまでも生きがい役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進する。 〔手段〕 高齢者が容易に通える範囲で週1回以上運動等ができるよう、自治会館等を会場とし、医療関係機関・運動事業所等に業務委託し実施する。	高	低	高	低	(b)	(a)	(a)	(b)	(b)	B	多くの高齢者が参加できるように、介護予防に効果的な運動を行うことで、健康度の向上を目指す。 また、いかに身近な単位で自主グループ化ができるかが検討課題。	検討・見直し	①今後通いの場を継続的に立ち上げていく。 ②2025年を目途に地域包括システムの構築を実現するために、積極的に住民の自主性を高める介護予防事業に取組む。	-	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
118	認知症総合支援事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H27	-	〔目的〕 認知症の早期発見・早期対応等の支援体制の構築や認知症に関する相談を行うことにより、認知症の方や家族の方が住み慣れた地域で生活できるよう支援する。 〔手段〕 認知症地域支援推進員を設置し、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を行う。また認知症初期集中支援チームを設置し、訪問支援対象者及びその家族に対し、初期集中支援を行い、自立生活のサポートを行うものとする。	高	高	高	低	(b)	(c)	(b)	(b)	(b)	B	高齢者の増加に伴い、認知症に係る取組みは重要となる。また、市民のニーズに対応した事業内容である。	検討・見直し	①平成29年度は認知症スクリーニング事業を開始し、認知症の早期発見につなげていく。また、認知症高齢者とその家族、地域の方、専門職等がお互いに交流するオレンジカフェの設置について、補助金交付という形で実施していく。 ②潜在的に認知症の疑いがある方が多数いると言われており、今後も適切な対応が求められる。	-	未実施		未実施
119	包括的支援事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H18	-	〔目的〕 高齢者が要介護状態等になることを予防し、「個々の高齢者の自立を支援するため」、必要な支援を行うことを目的とする。 〔手段〕 地域包括支援センターに委託し、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	高齢化が進む中、事業量の増加も伴うため、成果をどこに定めるかも含め、事業の優先順位に注意する。	現状維持	①地域包括支援センターの地区センターへの移設(新方・荻島・出羽・南越谷)により、相談窓口の見える化を図る。 ②上記の総合評価に同じ。	B	H29	本事業は、介護保険法に基づき、高齢者が要介護状態等になることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。 地域包括支援センターの運営委託については、業務内容の実地点検を通して、透明性のある適正な運営を図る必要がある。さらに、業務の公正、中立性だけでなく、予防の観点を取り入れた取り組みとなるよう、指導を実施されたい。また、事前に予告して行っている現在の実地点検に加えて、予告なしでの実地指導を行い、日常の様子を確認することも検討されたい。 地区センターへの移設により相談窓口の見える化を進めている点については、地域包括支援センターの認知度の向上が期待できる。これにより、要介護認定者だけでなく、介護認定を受けていない高齢者へも地域包括支援センターの存在を周知し、潜在的な支援を必要とする人にサービスが行き届くよう、その他の広報手段と合わせて実施されたい。なお、地区センターへの移設は平成29年3月から開始されたものであり、現時点では移設の効果の検証が難しいが、今後の地区センターへの移設の検討に当たっては、移設の効果を確認した上で実施することも必要と思われる。 活動指標の委託地域包括支援センター数について、施設数は毎年度変わるものではないため、包括支援センターの活動内容が分かる指標を設定されたい。また、成果指標については、早期発見、予防、要介護度の悪化の防止の効果が分かるものにするのが望ましい。	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
120	生活支援体制整備事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H27	-	〔目的〕 生活支援の充実を図り、地域共生社会の実現を見据えた体制整備を図ることを目的とする。 〔手段〕 コーディネーターの配置等を通じて、地域に不足するサービスの創出などの資源開発や関係者間の情報共有のためのネットワーク構築等を行う。	高	高	低	低	(b)	(a)	(b)	(a)	(b)	B	支え合い活動の普及啓発を図る。地域にあるサービスのリスト化を図る。	検討・見直し	①地域の支え合いを啓発するための市民を対象にした意見交換会の開催や、地域資源の周知や利用促進を図るための地域資源マップを作成し、生活支援の充実を実現するための体制整備を図っていく。 ②地域での支え合い活動や通いの場を充実させていく。	-	未実施		未実施
121	地域ケア会議推進事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H27	-	〔目的〕 地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者個人に対する検討を多職種が協働して行うことにより、社会基盤の整備を同時に推進する。 〔手段〕 各地区の地域包括支援センターへ業務委託を行い、会議等を行うことにより、個別の課題から地域の課題までを抽出する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	会議を通じ、高齢者の現状や適切なニーズを把握することにより、見えてきた課題の整理が必要。	検討・見直し	①各会議の開催を現状維持し、課題への具体的な解決策について、各地域で整理する。 ②本市の地域ケア会議の手法を踏まえ、国の示す会議運営の視点を取り入れた地域ケア会議の実施を検討。	-	未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価							A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓	総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接							
							(a)	(b)	(c)	(d)	(a)	(b)	(c)	(d)	(a)	(b)						
122	日常生活支援事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H6	-	<p>〔目的〕 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしが続けられるようにする。 〔手段〕 日常生活の支援を必要とする方に在宅サービス事業を行う。</p>	低	高	低	高	(b)	(a)	(d)	(c)	(b)	B	<p>日常生活支援(訪問理美容サービス)を必要とする方に対し、一層の支援を行い、利用の促進を図る。</p>	<p>10. 方向性 11. 改革改善案 ① 高齢者の支援を行い、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、制度の周知を行う。 ② 周知方法や、事業のあり方等について、検討していく。</p>	C	H23	<p>在宅で生活する65歳以上の高齢者が安心して自立した生活を継続できるように、単身世帯や要介護状態など一定の条件を満たす者に対し、介護保険サービス等での対応のできないサービスについて、日常生活の便宜を図るための支援を実施している。寝たきり生活を強いられる要介護状態の高齢者に対する寝具の乾燥・消毒を行う寝具乾燥サービス事業、居住していた民間住宅の取り壊しにより転居を求められた際の家賃の差額を助成する住み替え住宅家賃助成事業、障害や要介護状態のため理容所や美容所に向くことが困難な高齢者に対し、理美容師が自宅へ訪問する際の出張料を助成する訪問理美容サービス事業の3事業により構成され、業務委託等により実施されている。 要介護状態等で生活に困難を抱える高齢者の生活の質を保つためには必要な事業であると言えるが、本事業は平成23年度の外部評価において、利用件数が少ないこと、各事業についてニーズの的確な把握がされておらず、利用件数の少ない理由の具体的な検証と対策が特になされていないことを主な理由として、事業の大幅な見直しが必要と指摘された事業である。平成23年度の外部評価以後、事業の見直しを行い介護保険で対応可能な高齢者住宅改造整備費の助成事業を廃止したことは評価できる。しかし、それぞれ現在3名の利用者に限られる寝具乾燥サービス事業と住み替え住宅家賃助成事業については抜本的な見直しが行われていない。 寝具乾燥サービス事業については1人1万円以上経費がかかるため、布団乾燥機の購入・貸出や介護支援ボランティア等の活用によってサービスの廃止が可能かどうか検討されたい。 住み替え住宅家賃助成事業については、無期限に月額3万円を限度とする補助金が交付されている。高齢者の住宅施策のあり方について見直しが進められていることから、公営住宅等の活用で利用者へ支援を実施することが可能であれば、事業を廃止する方向で検討されたい。 また、訪問理美容事業について、助成する訪問料金は理美容を実施した事業者ではなく埼玉県美容業生活衛生同業組合越谷支部に支払われており、市の担当者は組合に支払われた助成金の使途について把握していない。事業担当課として助成金の使途について把握に努められたい。 次に、活動指標について、事業ごとに実績の内訳が記載されていることは、市民へわかりやすい情報提示となっている点から評価できる。 一方、成果指標が「要介護及び要支援認定者の割合」としている。これについては平成23年度の外部評価での提案を受けて修正された指標項目であり、本事業の最終的・長期的な成果を表す指標として設定されたことは評価できる。ただ、目標値の設定、目標達成過程における本事業の成果の寄与度等を定量化することが困難であることが認められるため、上述の最終成果指標とともに、「要介護及び要支援認定者の割合」および第5期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にサービス支給件数の目標値が定められている事業については、「目標値の達成割合」を中間的・中期的な成果指標として加えることを提案したい。 《参考》平成23年度外部評価：C</p>	<p>周知方法や、活動結果・成果について検討するとともに、事業のあり方についても、調査研究している。 高齢者世帯等住み替え住宅家賃助成事業について、年々利用者数が減少し、27年度は新規利用者はなく、3名の利用者に対して、他の制度での対応が可能となったため27年度で廃止した。なお、平成28年度経過措置期間に利用者は0名となった。</p>
123	家族介護支援事業	福祉部	地域包括ケア推進課	S61	-	<p>〔目的〕 高齢者を介護している家族等を支援し、介護による家族の精神的・経済的負担を軽減する。 〔手段〕 一人暮らし高齢者の急病等に迅速に対応する緊急通報システムの設置や、在宅で介護度の重い高齢者を介護している家族への手当の支給</p>	低	低	高	高	(b)	(a)	(c)	(d)	(b)	B	<p>今後も高齢者の増加が見込まれており、それに伴い、対象者の増加も見込まれるため、支援を必要としている方に対して、適切に行えるような工夫が必要である。</p>	<p>10. 方向性 11. 改革改善案 ①②緊急通報システム事業と在宅介護者福祉手当支給事業について、どちらも、単純に利用者数が増えれば良いという事業ではないため、支援を必要としている方に対して適切に行えるような取り組みとなるよう、周知方法等検討し取り組んでいく。</p>	C	H19	<p>在宅で高齢者を介護している家族等を支援することで精神的・経済的負担を軽減する事業である。 在宅介護者福祉手当の支給について、現況届の提出や対象者全員への電話確認などで正確な支給に努められているが、高齢者の入院など、庁内の別の課が持つ情報により正確な情報で確認できることもあり、これらとの連携により、さらなる正確な対象者把握を検討されたい。 緊急通報システム事業については、前回の外部評価を受けて、民間の緊急通報センター方式に変更したことにより、出動要請頻度が高くなっている消防署の負担を減らし、利用者にとっても相談サービスなど内容の充実を図ることができたことは評価できる。しかし、利用者数は減少傾向にあり、その理由や背景をきちんと把握する必要もあると思われる。 一方で、介護保険制度の運用が開始されてから15年以上が経過しており、家族等が要介護高齢者の介護をすべて担うというケースは少なくなっていることや、施設から在宅へという「地域包括ケア」が本格的にスタートし、今後は在宅介護が増加が見込まれるなど、高齢者介護もどんと変化してきている。このような国全体の流れや、将来の人口推移の動向、市民からの意見を広く聴き、当該手当・サービスの在り方の検討は継続されたい。 《参考》平成19年度外部評価：C</p>	<p>緊急通報システム事業について、広報への掲載や民生委員への周知を行った。しかし、問い合わせ数の増加に対し、利用者数の増加が伴わなかったため、引き続き周知方法等の検討を行っていく。 在宅介護者福祉手当支給事業について、適正な支給を図るために、事務取扱基準等の作成を検討。</p>
124	老人ホーム措置事業	福祉部	地域包括ケア推進課	S44	-	<p>〔目的〕 環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を支援する。また、虐待を受けるなどやむを得ない事由のある高齢者を一時的に保護する。 〔手段〕 心身の状態、環境状況等を総合的に勘案の上、養護老人ホーム等に入所措置する。</p>	高	低	低	高	(b)	(a)	(a)	(a)	(b)	B	<p>入所者の高齢化に伴い、入所生活において、自立が困難な状態になる方に対する、介護保険サービスの利用が必要となっている。</p>	<p>10. 方向性 11. 改革改善案 ①②単身高齢者及び高齢者のみの世帯が急増していく中、入所の措置について、より適切な対応を検討していく。</p>	-	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
125	成年後見制度利用支援事業 (地域包括ケア推進課)	福祉部	地域包括ケア推進課	H18	-	〔目的〕 身寄りのない判断能力の不十分な認知症高齢者等の福祉の向上を図るため。 〔手段〕 ・市長が法定後見の審判の開始を請求する場合の手続きを行う。 ・上記により法定後見を受ける者に対し、報酬への助成を行う。	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	後見の必要な方への適切な支援を開始できるよう対象者を早期に発見する仕組みの検討。	検討・見直し	①②庁内関係各課及び成年後見センターとの連携を図る。	-	未実施		未実施
126	介護支援事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H28	-	〔目的〕 越谷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の一部を助成することにより、低所得利用者負担の軽減を図る。 〔手段〕 減免の申請に基づき、承認された対象者に、利用料の減免額を助成する。	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	低所得の介護予防サービス利用者の負担を軽減することで、今後も訪問型サービス及び通所型サービスが、適正に給付されるよう取り組む。	現状維持	①②対象者が、介護予防・生活支援サービス事業を継続して利用できることにより、要介護状態等になることを予防する。	-	未実施		未実施
127	軽費老人ホームサービス提供経費補助金事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H27	-	〔目的〕 軽費老人ホームにおいて、60歳以上で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方を低額な料金で入所させ日常生活に必要な便宜を供与する。 〔手段〕 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用(費用実支出額(年額)と費用助成基準額(年額)のいずれか少ない方)から、入所者からの徴収額を差し引いた額を助成する。	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	平成27年度中核市に移行したことにより、埼玉県から移譲された事務であり、埼玉県が実施している事務に準じて行っている。	現状維持	① 高齢者が定額な料金で生活できる場の確保のため。 ② 事業のあり方等について、調査・研究を行う。	-	未実施		未実施
128	地域包括支援センター移設事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H28	-	〔目的〕 市民等が分かりやすく気軽に地域包括支援センターを利用できるようにするとともに、地域福祉の充実を図ることを目的に、地域包括支援センターを地区センター内に移設する。 〔手段〕 地区センター内の改修工事を行い、市内の法人等に委託している地域包括支援センターを移設する。	低	高	高	低	(b)	(a)	(d)	(d)	(b)	A	高齢者のニーズに対応した相談施設の充実。	現状維持	①平成29年度は新方地区、荻島地区、出羽地区、南越谷地区の4地区について地域包括支援センターを各地区センターに移設予定。 ②平成30年度以降は、地区センターの大型館化等に合わせ、対応を検討。	-	未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
129	介護予防・生活支援サービス事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H27	-	〔目的〕 要支援者が、支援を必要とする程度に応じて利用した訪問型サービス、通所型サービスの費用を総合事業費から支給する。 〔手段〕 要支援者が受けた総合事業サービスについて、利用者負担額（1割または2割）を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して総合事業サービス提供事業者へ支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	今後、高齢者のニーズに合わせた多様なサービス提供体制の構築は必要となる。	検討・見直し	①総合事業サービスの提供主体を多様化し、訪問型・通所型ともに多様なサービス類型を導入する。 ②多様なサービスを充実させ、介護予防の取組みを強化することで、高齢者が要介護状態等になることへの予防を行う。	-	未実施		未実施
130	介護予防ケアマネジメント事業	福祉部	地域包括ケア推進課	H27	-	〔目的〕 要支援者に対して、その状況にあった総合事業のサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、介護予防に対する意欲を高められるよう働きかける。 〔手段〕 各地区の地域包括支援センターへ業務委託を行い、介護予防ケアマネジメントを実施する。また、要支援者が受けた介護予防ケアマネジメントについて、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して地域包括支援センターへ支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	総合事業サービスの提供主体が多様化することに伴い、簡略化したケアマネジメントの方法の検討が必要となる。	検討・見直し	①平成29年度から総合事業のサービスが多様化することに伴い、簡略的なケアマネジメントであるケアマネジメントCを開始する。 ②多様なサービスを充実させ、介護予防の取組みを強化することで、高齢者が要介護状態等になることへの予防を行う。	-	未実施		未実施
131	介護サービス事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 要介護者が、介護を必要とする程度に応じて利用した居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要介護者が受けた介護サービスについて、利用者負担額（1割又は2割）を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて介護サービス提供事業者へ支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	介護保険法に基づき実施している事業であり、法の趣旨を踏まえ今後も適正に実施していく。	現状維持	①②引き続き適正かつ効率的に事業を実施していく。	-	未実施		未実施
132	介護認定審査会事業	福祉部	介護保険課	-	-	〔目的〕 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、調査員による認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において要介護状態区分等の審査判定を行う。 〔手段〕 申請に基づき、作成された資料を介護認定審査会に諮り、審査委員の合議により要介護度を判定する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法に基づき、介護認定審査会の適正な開催に努める。	現状維持	①H29.4.1からの委員改選に併せ、合議体数を12合議体から14合議体へ拡大した。申請から介護認定までの期間に遅延が生じないように努めていく。 ②介護申請の増加状況を把握し、適切な対応を図っていく。	-	未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
133	介護保険利用者負担軽減対策事業(旧「介護支援事業」)	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 介護保険料第1～第3段階に該当する市民税非課税世帯について、介護保険の居宅サービス等の利用者負担額を軽減する。 〔手段〕 対象者からの申請に基づき、内容を審査のうえ、認定証を交付し、利用者負担額(1割負担)を10分の3もしくは10分の5に減額する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	介護サービス利用料の支払いが困難な低所得者が、本来受けるべき介護サービスの利用を控えたりすることのないよう負担軽減を図っている。草加市や春日部市等、近隣自治体や県内の多くの自治体と同様の制度があるが、一律ではない。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①低所得者の負担軽減施策として、引き続き適正かつ効率的に事務を行っていく。	B	H21	介護保険に関する事業であり、要介護・要支援認定の低所得の世帯が居宅介護サービスを受ける際に、利用者負担を軽減するための事業である。事業の重要性は認められる。事業の成果が減額者の認定率(利用者負担減額認定者÷要介護要支援認定者数)となっているが、これは事業の成果を測る指標とは言えないのではないか。事業目的に照らし、検討されたい。 また、要介護・要支援認定時に低所得者かどうかの判定を行うなど、現時点でも業務効率を図られているが、今後もさらに効率化を進めていただきたい。	整理済	経済的な理由から介護サービスを抑制することのないよう、今後も該当者を的確に把握し、併せて業務の効率化に努めていく。
134	介護予防サービス事業	福祉部	介護保険課	H18	-	〔目的〕 要支援者が、介護を必要とする程度に応じて利用した居宅サービス、地域密着型サービス等の費用を介護保険から給付する。 〔手段〕 要支援者が受けた介護予防サービスについて、利用者負担額(1割又は2割)を除いた額を、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて介護予防サービス提供事業者へ支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	平成28年3月から、介護予防サービスの一部が総合事業へ移行したことに伴い、介護予防サービス利用者は減少しているが、介護保険法に基づき実施している事業であり、法の趣旨を踏まえ今後も適正に実施していく。	現状維持	①②引き続き適正かつ効率的に事業を実施していく。	-	未実施		未実施	
135	審査委託事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 要介護・要支援の認定を受けた被保険者が利用した介護(予防)サービスに対する介護給付費の請求内容が適正か審査する。 〔手段〕 埼玉県国民健康保険団体連合会へ審査を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	当該事業は介護保険法に国民健康保険団体連合会による審査が規定されており、同連合会への業務委託により、事務の効率化、迅速化が図られている。	現状維持	①②引き続き、埼玉県国民健康保険団体連合会への委託により当該事業を実施し、事務の効率化、効果的な執行に努める。	-	未実施		未実施	
136	電算処理事務事業(介護保険管理システム電算委託)	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 介護を必要とする被保険者の申請に基づいて行う認定事務や、受給者管理及び給付実績管理を電算化し、制度の円滑な運用を図るとともに、認定情報の提供等に活用する。 〔手段〕 認定申請に係る要介護認定事務や介護給付管理等の電算管理を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	介護報酬改定等により、3年に1度介護保険制度の大幅な改正があるため、改正時はシステム改修のため委託料の増加が見込まれる。	検討・見直し	①②毎月開催している電算委託業者との打ち合わせのなかで、適正かつ効率的な事務の実手法について検討を行っていく。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
137	電算処理事務事業(介護保険料電算委託)	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 65歳以上の第一号被保険者の保険料賦課徴収に係る事務を電算化し、事務の効率化と適正な資格管理を行う。 〔手段〕 65歳以上の第一号被保険者の賦課徴収事務の電算管理を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	マイナンバー制度に合わせ、改修が必要となる場合がある。	検討・見直し	引き続き介護保険料の賦課徴収事務について電算管理を行うとともに、次期計画の推進に必要なシステムの見直しを行う。	-	未実施		未実施	
138	特別養護老人ホーム等施設整備促進事業	福祉部	介護保険課	H27	H29	〔目的〕 施設入所が必要な高齢者のために、特別養護老人ホームを整備し、特別養護老人ホームの待機者を減少させる。 〔手段〕 特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人等に対し、補助金を交付し、整備を促進する。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	特別養護老人ホームについては、待機者が多いこと、また、今後の高齢化の状況などから、さらに需要が増加することが見込まれるため、積極的な整備促進が必要となるところであるが、既存施設においても介護職員の不足が唱えられており、それらを勘案して施設整備を促進する必要がある。	現状維持	①特別養護老人ホーム新規2施設に対する補助金の交付 ②第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホーム整備事業者の公募選定(予定)	-	未実施		未実施	
139	認定調査事業	福祉部	介護保険課	-	-	〔目的〕 要介護認定を受けようとする市民からの申請を受け、市の調査員または委託による訪問調査を行い、一次判定及び介護認定審査会での判定資料となる調査票を作成する。 〔手段〕 市の調査員によるほか、指定居宅介護支援事業者や介護保健施設等に委託し、認定調査を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法の趣旨に基づき、迅速な対応と適正・公平な認定調査業務に努める。	現状維持	①②ともに適正な事業を進め、認定調査において申請増に伴う課題等が生じた場合は適切な対応を図っていく。	B	H29	本事業は、介護保険法に基づき、要介護の新規・変更・更新認定調査を実施する事業である。申請件数が増加傾向にある中、定められた期間内での適正かつ公平な認定調査が求められる。国の基準に基づいた公平な調査を実施するよう努められたい。調査を業務委託する場合は、実際に調査に赴く調査員が業務の特徴や責任を認識した上で業務に当たるよう、受託者に求める必要がある。認定調査の業務委託料単価については、近隣6市1町による申し合わせを所与のものとして、随時見直せる仕組みとすることでコスト削減につなげるよう検討されたい。活動指標について、認定にかかる日数を短くすることで、申請者の利便性の向上に加え、介護サービスを利用する予定がない場合にもあらかじめ認定を受けようとする申請を減らすことが期待できる。このことから、認定にかかる平均日数を指標として設定することを検討されたい。また、成果指標が設定されていないため、認定調査の事業内容を反映する指標を設定されたい。具体的には、介護保険審査会への不服申し立ての審査請求件数や、介護認定を受けている人のうち、介護サービスを利用している人の割合などを指標とするよう検討されたい。		※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
140	保険事務管理事業	福祉部	介護保険課	H12	-	〔目的〕 介護保険制度における保険者としての事務を円滑に遂行するとともに、市民に対して介護保険制度の周知を図る。 〔手段〕 ①介護保険保険者に係る固有事務の執行 ②市民・事業者・行政との連携により、介護保険全般にわたる理解を深めるための取組みを推進する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	介護保険法に基づき、適正に事務を執行している。	現状維持	①第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定年度にあたり、介護予防に力を入れた介護保険給付費の抑制に繋がるような計画の策定に努める。 ②第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進により、要介護度の上昇抑制や給付費の抑制に努める。	C	H17	本事業は、介護保険法に基づき、介護保険制度の保険者としての固有事務を実施するとともに、市民に対して介護保険制度の周知を図ることを目的とした事業である。第6期介護保険事業計画では、高齢者がすこやかにいきいきと安心して暮らせる社会を目指し、健康寿命を延ばすという視点から、予防重視型システムの充実を施策展開の基本的視点として挙げている。また、予防を重視した施策は、介護保険給付費の抑制にも効果があると考えられる。策定中の第7期計画は、第6期の取組の検証を行い、効果的な予防事業が展開されるような内容とされたい。評価表について、非常勤・臨時職員も本事業に従事しているということだが、資源投入量の人工に表示がないため、記載方法を改められたい。介護保険制度の周知は本事業の目的の一つだが、現在の取り組みはパンフレットの作成や出前講座の要望への対応など、受動的なものが中心とみられる。実際の取り組みや指標の設定においては、コスト面に配慮しつつ、複雑な制度を分かりやすく伝えるための取り組みを検討されたい。		※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B							B	C	D
141	こども医療費給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	S48	-	〔目的〕 児童の健康増進と子育て家庭に対する経済的負担を軽減することを目的とする。 〔手段〕 児童の医療費の自己負担分を支給する。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	平成22年10月より対象年齢を15歳まで拡大した。また市内の医療機関では窓口負担のない現物給付を実施している。	現状維持	①② 県の補助制度や保健医療制度の動向に注視しながら市の制度のあり方を検討する。	B	H20	国や県の医療制度の影響を大きく受ける事業である。 次期越谷市子育てプランの策定と合わせ、将来の財政的な状況を踏まえた市としての対応策を検討し、事前に準備することが重要と思われる。	整理 済	平成22年10月以降、対象者を中学卒業まで拡大し、子育て世帯の経済的負担を軽減した。今後、県や国の動向を見ながら運営していく。	
142	ひとり親家庭等医療費給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	H4	-	〔目的〕 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促すことにより、世帯の福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を支給する。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	母子父子・養育者家庭や父母に障がいのある家庭において、適正かつ迅速な審査・運営を心がけ、すべての対象者に対し公平な手当の支給をめざす。	現状維持	①② 引き続き迅速で正確な対応を心がけ適正支給に努める。	B	H22	埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱等に基づき、ひとり親家庭の健康増進、経済的負担の軽減、及び福祉の向上を図るために、ひとり親家庭における親子の医療費自己負担分を、県と市で支給する事業である。「ひとり親家庭」に該当するか否かを確認するために、職員が現地調査を行うなど、適正な事務執行に対する取り組みは見られるが、提出された医療費の領収書に対する確認が行われておらず、制度の濫用に繋がる可能性があることから、何らかの確認体制の構築が必要であると思われる。 なお、現物給付については、市民の利便性向上や事務軽減に寄与する側面がある一方で、制度の濫用に伴う医療費の増加につながる恐れもあることから、現状の方式を維持することが望ましいと思われるが、現物給付による方法を全て排除せず、他自治体の情報収集についても積極的にを行い、更なる事務の効率化に努められたい。 なお、制度自体が「届出制」となっているため、該当する市民の方がその機会を逸失しないよう、積極的なPR活動が必要である。ホームページでは事業内容が紹介されているが、所得制限の詳細が分からない、申請手続きの際に必要な書類が分からないなど、広報内容についても、市民目線で改善を行う必要がある。 同事業に関する条例に掲げられた「ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る」という目的を達成するためにも、継続的かつ向上性のある事業展開に努められたい。	整理 済	医療費の支給にあたっては、制度の濫用を避けるため、医療機関で発行された領収書の原本の提出を求めているところであり、適正な審査を経て支給している。	
143	子育て支援事業	子ども家庭部	子育て支援課	H10	-	〔目的〕 子育てに関する不安や悩みについて、乳幼児とその親が自由に交流できる、子育て支援の拠点を整備する。 子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動体制を整備する。 〔手段〕 それぞれの運営を越谷市社会福祉協議会、NPO法人等に委託し実施する	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	ファミリー・サポート・センターについては、近年の経済状況から、就労する母親の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、提供会員の確保が課題となっている。	検討・見直し	①地域子育て支援拠点(子育てサロンと地域子育て支援センター)については、市内20か所に設置されており、子育てサロンについては今後、内容の充実に努める。 ②平成24年度から開始した緊急サポート事業及び平成25年度から開始した「こしがや子育てネット」など、様々な施策を展開し、総合的な子育て支援策の拡充を図っていく。	B	H17	事業概要 子育て中の保護者の交流・集いの場を設けるとともに、子育てに関する不安や悩みについての相談を行う。また、子育ての援助を受けたい方と、援助を行いたい方を会員として組織し、相互援助活動体制を整備する。具体的には、①子育てサロン事業、②ファミリー・サポート・センター事業、③緊急サポート事業、④子どものショートステイ事業、⑤子育て支援ネットワーク推進事業、⑥子ども・子育て支援事業計画策定の6つの事業で構成される。 必要性 核家族化や共働き世帯の増加や、乳幼児虐待が増加している現状において、子育て世帯への支援は社会的要請であると言える。また、越谷市においても、大型のマンション開発が進み、一部地域では子育て支援に対する需要が高まっており、子育て支援事業を構成する個々の事業の必要性はいずれも高いと言える。 有効性・成果指標 子育てサロンについては、現在6か所設置されているが、利用者数は、H20年に、1万5千人、H24年では6万9千人と大幅に増加している。この背景として、1つの拠点におけるサロン開催回数が増やしたことが挙げられる。サロンの開催回数は、H20は837回、H24年では1660回になっている。ニーズが高いため、今後も拠点を拡充することが望まれる。その際、計画されているように、地域間のニーズの偏在を考慮して、サービスの需給がひっ迫しているところを重点的に整備することが必要である。 ファミリーサポートについては、利用側の登録数は順調に伸びているが(平成19年度は588人、平成24年度は1,073人)、利用率はあまり高くない。この背景として、いわば何かあった場合の「保険」として会員登録している人がいる可能性がある一方、使い勝手がよくないなどの要因があることも考えられる。会員数と利用者数の差の要因を分析し、利用率を高めるための工夫が必要である。また、提供会員数の伸び率が利用会員ほど高くない(平成19年度は211人、平成24年度は281人)ことから、提供会員の獲得については、今後も様々な努力を続けることが必要である。 本事業は、6つの事業で構成されていることから、本来的には事業ごとに成果を把握して評価すべきである。本事業のニーズは高いので、予算を拡充することも選択肢として考えられる。その際には、子育て及び児童福祉関連全体で160億円程度と市全体の予算に占める割合が大きいことから、効率的・効果的に事業を実施する方策を検討することが不可欠である。 《参考》平成17年度外部評価: B	整理 済	子育てサロンの拡充を図るとともに、各機関との連携を強め、児童虐待等の防止及び早期対応の強化を図る。また、引き続き既存施設の活用にも努め、契約方法についても、受託可能事業者が複数見込まれる状況になった場合には変更をし、経費の節減に努めていく。	
144	児童援護事業	子ども家庭部	子育て支援課	S33	-	〔目的〕 経済的に困窮している妊産婦への助産及び心臓疾患等で手術等を受ける児童に対し助成を行う。 〔手段〕 児童福祉法に基づく入院助産制度の活用を図る。条例に基づき児童が心臓手術等を受けの際に要する費用の一部を助成する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	手術等に要した費用の査定基準。	検討・見直し	①②入院助産については、出産後の生活面などの指導にも取り組んでいく必要がある。	B	H19	入院助産制度については、当制度の適用について十分検討していただきたい。単に助産支援をするだけでなく、生活自立のための指導・支援が必要と思われる。 心臓手術に関する制度については、保険適用等の状況を継続的に見て、制度の見直し・廃止の検討をしていただきたい。	整理 済	入院助産制度については、経済的な理由により、妊婦の助産を受けさせるものであるが、生活保護の受給者については、生活福祉課や関係機関とともに、生活自立のための支援・指導を行っている。心臓手術に関しては、ほとんどのものが保険適用となっている。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
145	児童手当給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	S47	-	〔目的〕 次世代を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 〔手段〕 児童を養育している父母・養育者等に手当を支給する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	出生や転入時に本制度の情報提供を行い、対象者にもれなく周知・案内を実施している。認定や現況届の事務処理において、常に効率的な方法を模索し適正な運営に努めたい。	現状維持	①② 国・県の動向を見据えながら適正な運営に努める。	-	未実施		未実施	
146	児童扶養手当給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	S37	-	〔目的〕 母子父子、養育者家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 〔手段〕 児童を養育している父母・養育者等に手当を支給する。	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	母子父子・養育者家庭や障害のある父母等の家庭において、適正かつ迅速な審査・運営を心がけ、すべての対象者に対し公平な手当の支給をめざす。	現状維持	①② 引き続き迅速で正確な対応を心がけ適正支給に努める。	B	H18	離婚増等の社会現象から受給者増の傾向とのことであるが、市負担割合の増、受給額の減等を踏まえ、母子家庭自立支援や就業支援に向けた広報活動や理解を深める事業展開を期待する。また、将来、母子家庭自立支援員を配置することであるが、支援員を中心に母子家庭との経験、知識の交流の場としてブログなどITを活用したシステムの研究を進められることを提案する。	整理済	母子自立支援員を配置し、経済基盤の安定や自立に向けた支援、情報提供など、関連機関と連携しながら支援を行っている。
147	重症心身障害児施設運営補助事業	子ども家庭部	子育て支援課	H9	-	〔目的〕 重度の知的障がいと肢体不自由が重複している児童(者)の個々の症状に応じた必要な治療を実施するとともに、日常生活の援助、育成指導をする。 〔手段〕 中川の郷療育センターの運営に対し助成することにより、重症心身障がい児(者)の療育を支援する。「中川の郷療育センター」の運営・建設費の借り入れ返済に対し助成。 5市1町(越谷市、草加市、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町)が共同して設置し、広域的に運営している。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	重症心身障がい児施設として、医療ケアを含めた必要性は大きい。	検討・見直し	①②引き続き重度心身障がい児(者)の施設サービスの充実・継続に努めていく。	-	未実施		未実施	
148	障がい児支援事業	子ども家庭部	子育て支援課	-	-	〔目的〕 在宅の障がい児の地域生活を支援する。介護者宅への負担軽減を図る。 〔手段〕 障がいの程度、状況などに応じて障害福祉サービスの活用を図る。 サービス団体において、一時預かり等の援助が受けられるよう必要な手続きを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律では、市がサービスを決定し、これに基づき利用者は介護事業者や福祉施設での契約になる。	検討・見直し	①サービス提供事業所が増えてきていることから、必要なサービスが受けられるように支援していく。 ②短期入所等の事業所の増加等について、国県に働きかけていく。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A									
149	障がい児補装具等給付事業	子ども家庭部	子育て支援課	-	-	〔目的〕 身体に障がいのある児童の身体機能を補うことにより、障がいによる負担を軽減し、日常生活の向上を図る。 〔手段〕 身体に障がいのある児童に対し、補装具費の支給および日常生活用具を給付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	障がい児補装具等給付事業については、児童ごとに個々の障がいや身体の状態に合った使いやすいもの、かつ余剰な部品等によって費用負担が大きくなり、今後の適切な給付に努める。	①障がいの早期発見と機能訓練等により補装具等の装着が低年齢化してきているが、児童の状態に応じた適正な支給に努める。 ②成長過程にある児童への補装具等の支給となるため、サイズの変化消費が激しい。平成30年度から、補装具の貸与制度が始まるが、引き続き、給付は増加が見込まれ、予算措置が必要である。	現 状 維 持	①障がいの早期発見と機能訓練等により補装具等の装着が低年齢化してきているが、児童の状態に応じた適正な支給に努める。 ②成長過程にある児童への補装具等の支給となるため、サイズの変化消費が激しい。平成30年度から、補装具の貸与制度が始まるが、引き続き、給付は増加が見込まれ、予算措置が必要である。	A	H26	本事業は、障がいのある児童に対し、失われた身体上の機能を補う装具(義足、義手、車いす等)や、使用することで日常生活の便宜が図れる用具(たん吸引器、入浴補助具、点字器、ネプライザー、パルスオキシメーター、ストマ装具等)を購入・修理をする際の費用を、利用者世帯の市民税所得割の額によって、一部助成もしくは全額助成を行うものである。「補装具費の給付事業」、「重度身体障害児日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業」、「難聴児補聴器購入助成事業」の4事業で構成されている。 「補装具費の給付事業」において交付される補装具は、児童ごとに個々の障がいや身体の状態に合った使いやすいもの、かつ余剰な部品等によって費用負担が大きくなり、越谷市では申請前に児童の障がいの状況や必要な補装具の種類について保護者と相談の場を設けている。また、高度な専門性が必要な補装具費の給付決定事務は地区ごとに振り分けた6名の担当者がそれぞれ行っており、職員の異動によって専門性の継承が損なわれないよう、ベテランの職員がサポートできる体制が執られているほか、毎年度県の研修会に参加し、知識の習得に努めている。さらに、作成された補装具が児童の生活上、利便性の高い補装具となっているか面接時等に担当職員が補装具の目視や口頭で確認しており、不具合等の訴えがある場合などは、業者へ確認するなどして記録にも残している。なお、援護記録等は児童が18歳になり、担当課が障害福祉課へ移管される際にも有効活用されている。 補装具購入の受益者負担について、購入する補装具にかかる費用は世帯に課税される市民税の額により1割負担、もしくは全額公費となる。ただし、自己負担割合や各補装具の部品ごとの価格は厚労省で設定されており、設定以上の価格のものについては超過負担という形で本人負担となっている。越谷市では国の指針に従い適正に事務処理が行われている。 「重度身体障害児日常生活用具給付事業」、「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業」、「難聴児補聴器購入費助成事業」についても、担当職員が支給の判定を行うに当たって、支給条件の確認を障害者手帳、医師の意見書、見積書等で適正に行っている。 障がい児補装具等給付事業について、今後とも国の指針に沿った適正な事務を行い、児童が補装具等の給付を受けることで安心して自立した生活を行えるよう、担当者の専門性を維持しながら、支給前後の審査に十分配慮されるよう努められたい。 次に、成果指標としている「補装具費等交付数」であるが、これは事業を行った活動の結果であるため、活動指標とすることが望ましい。本事業の目的は障がい児の日常生活上の負担を軽減することであるため、成果指標には「支給を受けた児童の数」等を提案したい。	整理 済	今後も、国の指針に沿った適正な事務を行い、児童が補装具等の給付を受けることで、安心して自立した生活が行われるようサポートする。
150	母子家庭等生活支援事業(母子家庭自立支援給付事業)	子ども家庭部	子育て支援課	H19	-	〔目的〕 収入基盤の弱い母子家庭等に対して、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や生活の安定に資する資格の取得を促進し、母子家庭等の自立を図る。 〔手段〕 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給・高等職業訓練促進給付金の支給家庭等	高	高	高	高	(c)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	習得した資格等が的確な就労に結びつくよう情報の提供に努める。	①②習得した資格等が的確な就労に結びつくよう情報の提供に努める。また、より安定した就労に結びつく看護師等の習得を指導していく。	現 状 維 持	①②習得した資格等が的確な就労に結びつくよう情報の提供に努める。また、より安定した就労に結びつく看護師等の習得を指導していく。	B	H23	母子及び寡婦福祉法に基づき、収入基盤の弱い母子家庭の母に対して、雇用の安定と就業の促進を図るために、就労に結びつきやすい知識・技能の習得や、資格の取得に対し給付金を支給し、母子家庭の自立を図る事業である。法律に基づく事業であり、母子家庭の経済的自立を促すために当該事業の必要性は認められる。毎年、看護師、准看護師等の資格取得により、就労実績を残している。相談件数、支給件数、就労実績は増加傾向にある。 自立を目指す母子家庭の母から相談を受けた市の相談員が、ハローワークに同行し、就労支援員に引き継いだり、市とハローワークの情報交換会が年に1回開催されるなど、市とハローワークとの連携も図られている。 昨今の社会情勢や経済状況から、今後当該事業のニーズの高まりが予測される。現在、年に1回開催されているハローワークとの情報交換会の回数を増やすなど、ハローワークとの連携強化を検討されたい。 また、当該事業の支給対象者の就労状況について確認し、成果指標に支給対象者の「就労件数」、「就労率」等を加えることを検討されたい。	整理 済	母子家庭等の自立のために、総合的に支援するため、更に情報の提供を図っていく。
151	母子家庭等相談事業	子ども家庭部	子育て支援課	H19	-	〔目的〕 経済的基盤などの弱い母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図る。 〔手段〕 母子父子自立支援員(2名の交代勤務)による母子家庭等に対する相談及び支援を行う。 平成27年度より、母子父子寡婦福祉資金貸付金業務が埼玉県より移管されたため、母子父子自立支援員を2名増員し、4名体制とした。	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	ひとり親家庭が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。	①②母子家庭等が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。母子家庭等の自立には、安定した就労が必要であり、ハローワークとの連携を図っていく。	検 討 ・ 見 直 し	①②母子家庭等が抱える多様な問題に答えられるよう相談指導の充実を図る。母子家庭等の自立には、安定した就労が必要であり、ハローワークとの連携を図っていく。	B	H22	母子家庭等の自立を促進し、児童の福祉の向上を図るために、母子自立支援員による相談及び支援を行う事業である。 ハローワークとの連携や、戸籍事務担当課との連携も図られており、事業目的に沿った方向で仕組みが機能している点は評価できる。 社会的・経済的状況から相談件数は増加傾向にあるが、相談員の人数を増やさず、効率的に相談業務を進める工夫が必要である。 なお、相談内容が複雑化しているため、専門的な内容と一般的な内容を精査しつつ、各課に分散する相談窓口を統一する検討を進められたい。 また、「ひとり親家庭ガイド」に記載されている各種支援施策に係る諸手続きについても、円滑かつ迅速な手続きが行えるよう、相談員が総合窓口となって進められるような体制の構築、より分かり易い支援施策とするための制度統合などについても検討を進められたい。 このほか、市民にとってよりわかりやすい行政評価とするために、活動指標については「相談事業のPR実施回数(越谷市における母子家庭等総数に対して、何世帯にPRできたか)」、成果指標については、「越谷市における母子家庭等の総数に対する相談件数割合」を設けることについても積極的に検討を進められたい。	整理 済	母子・父子自立支援員により相談を受け、自立に向けての各種の相談に応じている。また、研修等も受ける中で、相談員の資質向上にも努めている。
152	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども家庭部	子育て支援課	H27	-	〔目的〕 母子家庭等の経済的自立を促進するとともに、その被扶養者である二十歳未満の子の福祉の増進を図る。 〔手段〕 母子家庭等の母、子等に必要資金の貸付を行う。 (修学資金、技能習得資金、修業資金、生活資金、就学支度資金等)	高	高	高	高	(c)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	定期的な償還の確保と未納分の解消を図る。	①②定期的な償還を確保するとともに、未納分の解消を図るため、積極的な償還の周知と、未納者への電話催告や、臨宅徴収を計画的に実施していく。	検 討 ・ 見 直 し	①②定期的な償還を確保するとともに、未納分の解消を図るため、積極的な償還の周知と、未納者への電話催告や、臨宅徴収を計画的に実施していく。	-	未 実 施	未 実 施	未 実 施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 事業開始年度	5. 事業終了年度	7. 事業内容及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
						8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
						(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
						高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B							B	B	D
153	障がい児施設運営事業	子ども家庭部	H25	-	<p>【目的】 発達に遅れがある就学前の児童に対して療育を行い、日常生活能力や社会適応能力を高める。</p> <p>【手段】 年齢や個々の発達の段階に応じた日常生活に必要な動作訓練や基本的な生活能力の向上、さらに</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①児童発達支援センターが行うべき、また期待されている各事業について検討を行う。その場合は現在ある施設・設備で実施することを基本とする。②国が提示している児童発達支援センターのあるべき形が備えるさまざまな機能の実現に向け調査、研究を行う。</p>	B	H16 H20 H24	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称</p>	<p>事業費のうち人件費が占める割合は依然として高いが、効率的な業務見直しを行い、定数を見直した。今後も効率的な運用を進め、新規事業の導入においてもできるだけ現行人員で対応できるよう心がけたい。</p>				
154	障がい児施設管理事業	子ども家庭部	H25	-	<p>【目的】 障がい児療育や相談事業等に必要施設環境の整備。</p> <p>【手段】 施設や設備の保守点検や清掃、不具合箇所の修繕を実施するとともに計画的に設備等の充実を図る。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①開所から3年を経て、建物を含む施設の各種修繕が発生する可能性がある。放置は修繕規模の拡大を招くためできるだけ早急に発見して対応を行うことで良好な療育環境の維持に努める。②施設の維持管理について、修繕した箇所やその経過をすべて記録し、将来の大規模修繕計画の一助とする。</p>	B	H20	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称</p>	<p>効率的な運用を進め、できるだけ現行人員で対応できるよう心がけたい。</p>				
155	子ども・子育て支援給付事業	子ども家庭部	H27	-	<p>【目的】 子ども・子育て支援新制度施行に伴い、多様化する教育・保育需要に対応するため、市の確認を受けた施設・事業に対し、入所児童に係る給付費を支弁する。</p> <p>【手段】 確認を受けた施設・事業に対し、各年齢毎の入所人数に応じた給付費を支弁する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①待機児童を解消させるため、私立保育園、地域型保育事業の新設、定員の増加を図っていく。 ②今後も私立保育園、地域型保育事業の新設、定員の増加を図っていく。</p>	-	未実施		未実施				
156	子育て充実事業(旧私立保育所事業)	子ども家庭部	H27	-	<p>【目的】 保育所等の円滑な運営と保育・教育内容を図ることにより、社会環境等の変化に伴う子育てニーズの多様化に対応するべく、補助事業を実施している施設・事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>【手段】 補助事業を実施した施設・事業に対し、補助金を交付する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①引き続き、保育園の新設、定員枠の拡大により、待機児童の解消を図る。 ②待機児童の解消を図る上で、効率的に事業の執行に努めていく。</p>	B	H20	<p>外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称</p>	<p>私立保育所における人員配置や処遇改善等については、法人の運営にかかわる事項であるが、低年齢児の待機児童解消策には、民間保育園等との連携が欠かせないことから、入所希望児童を受け入れるための職員雇用の人件費等、法人運営経費の一部を助成し支援に努めている。</p>				

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A							B	C	D
157	大相模保育所整備事業	子ども家庭部	子ども育成課	H28	H32	<p>【目的】 老朽化による痛みや耐震性能の確保が困難な施設の健全化を図るとともに、低年齢児が中心となっている待機児童の解消に寄与する。</p> <p>【手段】 近隣用地を確保し、建替えを行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現状維持	<p>①敷地周囲の擁壁工事を行う。また、建設検討委員会を立ち上げ基本設計に取り組む。</p> <p>②建替え工事を着実に進め、保育環境の向上と公立保育所における低年齢児の受け皿確保に向け事業を進めていく。</p>	-	未実施		未実施			
158	地域子育て支援事業	子ども家庭部	子ども育成課	H14	-	<p>【目的】 地域の児童及びその保護者が相互に交流を図るとともに、地域で安心して子育てができるような環境整備を推進するため地域子育て支援センター事業を実施することにより、児童及び保護者の福祉の向上を図る。</p> <p>【手段】 保育所内の地域子育て支援センターにおいて、一時預かりや子育てについての悩みや不安などの相談に経験豊富な有資格者が対応するほか、子育て講座を開催する。</p>	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	検討・見直し	<p>①子育て講座等の内容の充実を図る。</p> <p>②多様化する子育て支援と保育ニーズへの対応を図るため事業を検討していく。</p>	B	H24	<p>越谷市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づき、各地域子育て支援センターにて、子育てに関する悩みや不安について相談業務を行い、必要に応じて一時的に子どもを預かることで、地域に根ざした子育て支援を行う事業である。越谷市では、子育て世帯の減少と子育て家庭の核家族化が進行しており、周囲からの育児支援が得られにくくなることから、子育ての負担感、孤立感及び育児不安の増大などが懸念されている。子育て相談や、講座の開催、必要に応じて子どもの一時預かりなどにも対応しており、地域の子育て支援全般を果たず当該事業の役割は大きい。</p> <p>しかしながら、課題となる点も残されている。まずはコスト面についてだが、ヒアリングによると、国からの補助金が平成23年度予算では365千円であったが、決算では191千円に削減された。これは実費徴収が増加したため部署内での補助金配分が見直されたことによるものだが、実費徴収を増やす努力によって、逆に補助金配分額が削減される結果になっている。今後、現場の努力や実情が反映されるような補助金配分の方法等、それぞれの業務に対するコストが明確になるよう検討されたい。</p> <p>次に、地域子育て支援センターで実施している一時預かり・相談や、各種子育て講座について、利用者のニーズを汲み取るための独自のアンケート調査を行うことを提案したい。アンケート結果をもとに、利用者の目線から事業の内容を見直していくことで、更なるサービス向上につながることを考える。</p> <p>さらに成果指標についても「一時預かり・相談延べ人数」では、実態がとらえにくい。さまざまな視点から指標設定されることを検討されたい。例えば、代替りの指標として「1施設あたりの年間一時預かり利用者数」や独自のアンケート調査による「利用者の満足度」を提案したい。</p> <p>最後に当該事業は、公立保育所の建て替えに併せ、支援センターを拡充していく予定であり、期待は更に高まるものとなる。コスト意識を強く持ち、子育てをする市民に、幅広く、より良いサービスを提供するような取り組みに今後期待したい。</p>	整理済	地域子育て支援センターで実施している一時預かり保育・子育て相談や各種子育て講座について利用者の目線から事業の内容を見直し、更なるサービスの向上に努めていく。		
159	病児保育事業	子ども家庭部	子ども育成課	H29	-	<p>【目的】 仕事と子育ての両立を支援するため、病気または病氣回復期にあり、家庭での保育が困難な乳幼児・児童を一時的に保育する。</p> <p>【手段】 病気または病氣回復期にあり、保護者等の都合で、家庭での保育ができない児童を保育する。</p>	高	高	低	高	(a)	(b)	(b)	(a)	(b)	A	現状維持	<p>①多様な保育ニーズに対応するため、平成29年度より、病児保育事業を開始し、より利用しやすい環境を整えていく。</p> <p>②引き続き、利用案内等を行い、多様な保育ニーズに対応し、利用環境を整えていく。</p>	-	未実施		未実施			
160	保育ステーション事業	子ども家庭部	子ども育成課	H9	-	<p>【目的】 仕事と子育ての両立を支援するため、利便性の高い駅前に保育ステーションを設置し、送迎保育や一時預かり・育児相談等を実施する。</p> <p>【手段】 民間活力を活用し、多様な保育ニーズに応えるため、運営を社会福祉法人に委託する。</p>	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	検討・見直し	<p>①平成29年度からも保育ステーション利用者数、特に送迎保育利用者数の増加を図るため、引き続き、事業の周知やより利用しやすい環境の整備に努めていく。</p> <p>②平成30年度には越谷レイクタウン駅近くに市内3か所目となる保育ステーション(一時預かり事業と子育て相談事業を実施)を設置する予定となっている。</p>	B	H18	<p>事業費は、2ヶ所の保育ステーションへの委託費であるが、利用ニーズも高く、利用者も増加傾向にあることから、事業継続も必要と思われる。市が自己負担する一般財源経費も増加傾向にある中、今後ますます増加する多様なニーズにどう対応すべきか、検討する必要がある。</p>	整理済	平成23年度には、利便性の高い新越谷・南越谷駅前に設置している南越谷保育ステーションの隣に地域子育て支援センターを開所し、多様な保育ニーズに対応できる体制をとっている。		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
161	保育所運営事業	子ども家庭部	子ども育成課	S44	-	<p>〔目的〕 増加傾向にある保育需要に対応するため、良質かつ適正な保育サービスの提供を行う。また、特別支援保育、延長保育等の多様な保育ニーズに応えられるよう、適切な保育所運営の確保に努めるとともに、地域に開かれた保育所づくりを進める。</p> <p>〔手段〕 保育所運営に係る直接・間接経費の充実、適正な就労形態の維持と資質向上研修などを実施する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>子育てと就労支援のための必要不可欠な事業であり、引き続き事業の推進を図っていく必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①事業実施において、大きな割合を占める人件費の適正な執行に努める。</p> <p>②費用対効果を検証し、民間保育園等との更なる連携に努める。</p>	B	H19	<p>受け入れ児童の量的な拡大については、公立保育所の規模拡大が難しい状況にあることから、民間を積極的に活用すべきである。また、市では、民間で対応の難しい障がい児保育、延長保育、地域保育への貢献に重点を移し、多様な保育ニーズへの対応に期待したい。</p> <p>評価表の資源投入量について、保育士等保育所に勤務している職員の人件費が含まれていないため、正確なコスト把握ができていない。評価数値の記載方法について見直しが必要である。</p>	整理済	<p>待機児童解消の対策や多様な保育ニーズへの対応における公立保育所の役割として、建て替えに伴い、保育ニーズの高い乳児の受入枠の拡大を図ってきた。また、人的投資を伴う特別支援児保育や延長保育の充実を引き続き図っている。</p>
162	保育所改修事業	子ども家庭部	子ども育成課	S44	-	<p>〔目的〕 施設の構造耐力の低下要因の対策と衛生設備等の充実を図るため、既存施設(公立保育所の屋根、外壁、内装、設備)の維持管理を行い、効果的な使用環境を整備する。</p> <p>〔手段〕 施設各部位の耐用年数及び経年劣化状況を把握し、特に屋根、外壁など直接雨水が浸入する恐れのある部位を重点的に改修する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>施設の老朽化が進行する中、限られた予算の効果的な執行により、施設の安全確保を最優先に考える必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①良好な保育環境を確保するため、改修・改善に取り組んでいく。</p> <p>②順次、要改修施設・改修箇所を選定し、予算の効果的な執行に努めていく。</p>	B	H20	<p>公立・私立保育園の設置、家庭保育室との分担など、保育行政全体を見据えたうえで、公立保育園の今後の役割を定め、中長期的改修計画との整合を図っていただきたい。成果指標については、改修計画に対する改修実施率などを設定していただきたい。</p>	整理済	<p>経年による劣化が見受けられる公立保育所においては、計画的な改修を行っていくとともに、その年次に発生する緊急修繕を実施し、施設の保全に努めている。</p>
163	保育所管理事業	子ども家庭部	子ども育成課	S44	-	<p>〔目的〕 保育所の安全確保と保育環境の向上を図るため、効果的な施設管理に努める。また、緊急の修繕や年次計画的修繕を実施し、快適な保育環境の充実を図る。</p> <p>〔手段〕 警備、清掃、防火施設、害虫駆除などの業務を委託する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>緊急の修繕や年次計画的修繕を実施するが、経年劣化とともに修繕の範囲が増加傾向にある。</p>	検討・見直し	<p>①年次計画に基づき、計画的に修繕を行う。</p> <p>②建替え計画を踏まえ、予算の効率的な執行に努めていく。</p>	-	未実施		未実施	
164	いじめ問題再調査委員会運営事業	子ども家庭部	青少年課	H27	-	<p>〔目的〕 いじめに係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止。</p> <p>〔手段〕 本委員会を設置し、重大事態の調査の結果について、調査審議を行う。</p>	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	A	<p>現状維持</p>	<p>いじめ防止対策推進法に基づき委員会を設置し、重大事態の調査の結果について、調査審議を行う。これまで開催実績は無し。</p> <p>①②必要に応じ会議を開催する。</p>	-	未実施		未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
165	学童保育室運営事業	子ども家庭部	青少年課	-	-	〔目的〕 放課後児童の健全育成のため、保護者が就労等により居間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。 〔手段〕 学童保育指導員及び臨時職員により対応する。また、一部について民間企業に運営を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	社会状況等の変化により学童保育室の需要は高く、事業コストは増加の一途である。消耗品と備品の購入費の見直しを行い、より効率的な運用を目指す必要がある。	①保育料の見直しにより保育料の滞納額が平成27年度から増加しているため、収納対策を強化し、自主財源の確保に努める。 ②引き続き収納対策の強化をするとともに、運営コストの多くを占める人件費を削減するため、民間の活用等を含め効率的な運営について検討を行う。	B	H21	各地域ごとの学童保育希望者数について年度ごとに増減があること、また多様化する保育ニーズへの対応など、事業計画を左右する様々な要因があることは理解できる。 今後とも、地域のニーズを把握され、民間施設の活用やパート指導員の活用などに配慮しつつ、変化に対応した柔軟かつ効率的な事業推進を望む。	検討中	効率的な運営を行うため、地域性の変化や保護者のニーズを把握して、柔軟に対応する。
166	学童保育室建設事業	子ども家庭部	青少年課	S48	-	〔目的〕 増加傾向にある学童保育室の需要に対応するため、学童保育室の建設を行う。 〔手段〕 学校敷地内スペースまたは転用可能教室の活用を図り学童保育室を整備する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	児童福祉法の改正により平成27年度から高学年児童の受入れを実施しており、学童保育室利用希望者の増加は顕著である。今後は公共施設マネジメントの観点からも、転用可能教室の活用に重点を置く必要がある。	①待機児童の解消及び受入枠の拡大を目指し、蒲生南学童保育室の2室化整備を実施する。 ②将来的な児童推移や学童保育室の申請率の変化を分析し、施設整備計画を検討する。また、学校を含めた既存施設の有効活用についても検討し、整備費コストの削減を図る。	B	H21	市立小学校に通学する低学年の児童について、帰宅後に保護者が就労等の事情により保育することができない場合、保護者に代わって保育する場所である学童保育室の増築を行う事業である。 学童保育室への入室需要増加に対応するための増改築事業であることから、待機児童数がどのくらい解消したのかを成果指標に設定し、増改築の計画管理を行う必要がある。 越谷市では、学童保育室のあり方について「公設」を基本としながら、その都度、「公営」か「民営」かを検討しているとのことであるが、市民に理解されるだけの根拠が必要である。 公設民営と公設公営とのコスト比較、保育所運営に係る経費に対する保育料収入の寄与度、月額保育料の適正価格等についてコスト分析がなされておらず、全般的にコスト意識が希薄である。 市民ニーズが高く、必要性の高い事業であるだけに、より厳しい姿勢で事業に取り組まれない。	検討中	学童保育室は市民のニーズが高く、必要性の高い事業であり、福祉に貢献する事業であるため収支のバランスだけで運営を行うことは困難である。しかし、運営コストと保育料の収入におけるコスト分析については、積極的に検討を行い、より具体的な事業計画を行う必要がある。今後は統計的な手法を用いた建設計画と収納業務の見直しによる保育料収入の向上を目指し、業務を推進していく。
167	学童保育室施設管理事業	子ども家庭部	青少年課	-	-	〔目的〕 安全で快適な保育環境の確保と保育内容の向上を図るとともに、適正な施設の管理に努め、放課後児童の健全育成事業の充実を図る。 〔手段〕 定期的に施設のチェックを行い、専門業者に依頼し適正な維持管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	施設や設備の経年劣化が進む中で、コストを上げずに安全で快適な保育環境を実現できるような方策を計画する。	①引き続き適正な施設管理に努め、より一層安全で快適な保育環境の確保を図る ②施設や設備の更新計画を検討し、省エネやCO2排出量の削減など環境負荷低減に配慮した維持管理計画を検討する。	B	H21	公立学童保育室29ヶ所の軽微な修繕など、維持管理を行う事業である。 学童保育室は、校庭を借用したプレハブ建設保育室、及び校舎の一部を借用した保育室に大別されるが、特に、プレハブ保育室の老朽化への対処が課題となっている。 今後とも、安心・安全の見地に立ち、長期的視点に立った計画に基づき、適切な管理に努められたい。	検討中	学童保育室の老朽化に対し、現状の施設および設備の調査を行い、より安全で効果的な維持管理を行えるよう努める。また、快適性を維持しながらも省エネ・CO2排出量の低減を図る。
168	教室運営事業	子ども家庭部	青少年課	H19	-	〔目的〕 放課後及び週末における子どもたちの安全で安心な活動の拠点となる居場所を整備し、異年齢の子どもたちの交流、地域の大人との交流及び子どもたち自身の意思によるのびのびした活動を通じ、心豊かなたくましい子どもたちを育むとともに、地域の教育力の活性化を図る。 〔手段〕 市民との協働事業として、地域の幅広い年代の方々のご協力により事業の実施を図る。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現在、PTAをはじめNPO団体や青少年関係団体、地域の協力を得ながら、子どもたちの安全・安心な居場所として「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでおり、平成29年度は市内18教室の開催となる。今後とも、地域や関係機関等と連携しながら、より充実した事業を展開していく。	①実施回数や内容の充実などに努める。 ②地域ボランティアや異学年の子どもたちとの交流活動をはじめ、様々な体験活動が出来る場として、市民との協働により事業の充実に取り組んでいく。	B	H23	平成19年度より国において創設された「放課後子どもプラン」に基づく「放課後子ども教室推進事業」を越谷市においても実施するための事業である。 「地域の教育力の活性化」を目的とし、市内すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進している。国の方針や参加実績から事業の必要性が認められる。 資源投入量に見合った活動がなされており、教室の開催数、内容の多様さ、参加者数の多さを始め、参加者や関係者などにアンケートを定期的に実施して、事業の検証に活用していることなどは評価できる。 成果指標として、「地域住民の地域の子どもたちへの関心度」を提案したい。 今後は放課後児童健全育成事業、学校応援団推進事業など、目的等が類似する事業との整合性や連携方法等を確認しながら、関係団体・部署との連携をさらに進め、効果的・効率的な事業運営を推進されたい。	検討中	放課後児童健全育成事業、学校応援団推進事業など、目的等が類似する事業との整合性や連携方法等を確認しながら、関係団体、関係部署との連携を進め、効果的、効率的な事業運営を検討する。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B									
169	青少年健全育成推進事業	子ども家庭部	青少年課	H10	-	<p>〔目的〕 青少年が社会の一員として、将来の目標を持ち、主体的に生きられるよう、青少年健全育成を推進する。</p> <p>〔手段〕 青少年健全育成を目的とした市民団体と連携して、健全育成研修会や市民フォーラムなどを開催する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>青少年を取り巻く環境は大きく変化し、様々な影響を及ぼしている。各種メディアが提供する情報等には有用なものが多い一方、暴力・虐待表現を含む情報が悪影響を及ぼす中、犯罪の凶悪化、低年齢化が進み、深刻な状況となっているため、関係機関と連携し指導/パトロールの強化や青少年指導員の資質の向上を目指し、研修会等の開催を充実させる必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①青少年犯罪の粗暴・低年齢化や不審者情報が多く発生している状況において、子どもたちが地域で安全安心に活動できるよう、地域と連携し取り組んでいく。</p> <p>②子どもたちの安全を守るため、学校・地域・家庭・関係機関が一層の連携を図っていく。</p>	B	H21	<p>少年高齢化が急速に進展する中で、青少年の健全育成はますます重要な課題となっている。現在、交付金対象となっている3団体の果たすべき役割が重複している面も認められる。したがって、市長の附属機関である青少年問題協議会との関係や、3団体それぞれの役割・機能を再検討され、4団体それぞれの位置付けを明確にすることを望む。</p> <p>なお、その際には、より効果的・効率的な組織を確立するため、団体の「発展的統合」も視野に入れられることを期待する。</p> <p>【青少年地域ふれあい推進事業補助金】(内部評価:終期設定)(外部評価:継続) 地域の自主活動との連携も考慮し、趣旨目的に沿ったNPO等への補助などを継続されたい。</p> <p>【青少年育成越谷市民会議交付金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。</p> <p>【青少年指導員連絡協議会交付金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。</p> <p>【青少年育成推進委員協議会交付金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 団体を専門的組織として位置付け、交付金をより一層有効活用されることを望む。</p>	整理済	<p>各団体において、果たすべき役割やその活動に共通している点が見られるが、設立の趣旨、目的等が異なっており、独自の組織体制で活動していることから、「発展的統合」は困難である。今後は、各団体の役割・分担について明確にし、団体の位置づけなどについて検討する。青少年地域ふれあい推進事業については、より効果的・効率的な事業展開を図るため、事業内容の見直しを図った。</p>	
170	青少年団体育成事業	子ども家庭部	青少年課	H8	-	<p>〔目的〕 青少年関係団体自らが自主的に活動できるよう支援する。また、団体が地域や学校と連携しつつ地域に密着した青少年健全育成活動の充実が図れるよう支援する。</p> <p>〔手段〕 各団体に対して助成金を交付する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>近年、少子化や一人で遊べるゲームの普及などから、参加者、参加団体が減少傾向にあるが、より参加率を高める企画、運営が図れるよう支援する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>ボーイスカウト、ガールスカウトについては、市民からの問い合わせもあり、今後もボーイスカウト各団連絡協議会、ガールスカウト連絡協議会と連携し定期的に様々なPR活動を行い、加入者の増加に努める。</p>	B	H20	<p>少子化が進展する中、子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、いずれの組織においても加入者数が減少してきている。今後は、各組織が自立した運営ができるよう、助成金を主体とした事業から、指導者の育成や組織からの相談に乗るなどソフト面の強化を図る方向に向かうことが望まれる。</p> <p>【越谷市子ども会育成連絡協議会交付金】 (内部評価:減額(縮小)・終期設定) (外部評価:減額(縮小)・終期設定) 現行でも子供会の加入率は約40%にとどまっている。少子化の進展、保護者の地域活動参加に対する意識の変化等により、今後とも子供会に加入する児童の数は減少することが予想される。現在の予算額にこだわることなく、子供会への加入数、加入率などの推移を確認しつつ、柔軟に予算額を見直すことが望まれる。</p> <p>【ボーイスカウト助成金】 (内部評価:減額(縮小)・終期設定) (外部評価:減額(縮小)・終期設定) ボーイスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ボーイスカウトは、花火大会、市民祭り、ユニセフの募金活動など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。</p> <p>【ガールスカウト助成金】 (内部評価:減額(縮小)・終期設定) (外部評価:減額(縮小)・終期設定) ガールスカウトの登録人数は、ここ数年、激減してきている。ガールスカウトは、綾瀬川の水質調査など社会貢献を積極的に担っているが、助成金の性質から、特定の団体に偏らないことが求められるため、本事業のあり方について見直す時期にきている。</p>	検討中	<p>少子化、核家族化の進行に伴い、いずれの団体も参加者が減少しているが、それに対応するため、一層の広報活動強化を行い、加入者の増加に努めるとともに、各団体の事業活動が自主的・主体的に行えるよう支援を継続していく。</p>	
171	児童館コスモス運営事業	子ども家庭部	青少年課 児童館コスモス	S62	-	<p>〔目的〕 子どもたちの健全育成の拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマに、科学に対する興味・関心を高めるため、特色ある児童館の運営を行う。</p> <p>〔手段〕 子育て支援事業、児童健全育成事業、科学教育事業等を実施し、参加者の拡大と定着を図る。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>未就学児を中心とした子育て支援事業及び児童健全育成事業を展開するとともに、子どもたちに科学への興味・関心を持ってもらうため、「天文と物理」をテーマに科学に関する実験や工作などの体験ができる科学教育事業を展開する特色ある大型児童センターとして、利用者にとって魅力的な事業を計画・実施し、入館者数の増加を目指す。</p>	検討・見直し	<p>①「天文と物理」をテーマにした科学教育事業内容について、子どもたちの興味・関心を高めるような事業展開を行っていく。また、利用者のアンケート等を参考に、事業内容を工夫するなど検討し、児童館の利用促進に努める。</p> <p>②「天文と物理」をテーマにした科学体験展示物等の老朽化に伴う機器等の入れ替えを段階的に行い、子どもたちが遊んで学べる施設機能の復旧を図る。また、既存プラネタリウム施設のメンテナンス及び修繕等を実施し、延命化を図りながら、将来の新規導入に向け、調査・検討を行っていく。</p>	C C	H18 H25	<p>事業概要 子ども達の健全育成のための拠点施設として、また、「天文と物理」をテーマにした子ども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し運営する。また、子どもの健全育成事業、科学教育事業を開催し、参加者の定着と拡大を図る。</p> <p>必要性 入館者数は、平成20年度の119,067人をピークに減少基調にあり、平成24年度では99,166人と、19,901人(△16%)減少している。減少数を年代別にみると、小学生の減少が、11,332人と最も多く、次いで幼児3,972人減、大人3,245人減となっている。春日部市に近いという立地は、主な対象とする小学生にとって、親の同伴を必要とするものであり、特に低学年の場合には1人あるいは友人たちと気軽に行けないことが想定される。児童をめぐめる環境が変化し、ニーズが多様化しているのであれば、大型施設を伴う「児童館」としての位置づけにこだわらず、大人も対象にするなど既存の施設を有効に活用する方策を検討すべきではないか。また、大型施設化を志向した結果、地域密着型の児童館が少ないことの不利性についても併せて検討する必要がある。</p> <p>効率性 同じ児童館であるコスモスとヒマワリを別事業として運営している結果、運営ノウハウの共有、委託等契約業務が2倍になる、ボリュームディスカウント、例えば、清掃委託契約の一本化などを活用できないといった効率性の観点からの課題が生じている。</p> <p>有効性・成果指標 利用者が横ばいとなっている要因の1つとして、企画が魅力的ではないことが考えられる。プラネタリウム等の科学館の運営は、専門的ノウハウが活きる分野である。大型施設系の児童館である以上、魅力的な企画が求められるが、市の直営では企画の魅力を高めることには限界があると考えられる。教育委員会、教職経験者を多く採用しているが、これだけでは学校授業の延長にしかならず、魅力的な企画は生まれにくいことが懸念される。今後は、指定管理者等、民間のノウハウの活用や企画委員等の設置によって魅力を高めることも検討すべきではないか。</p> <p>また、越谷市は周辺市町を含めた5市1町での施設利用を促進しているとのことである。しかし、現在では、チラシ等で案内を行うのは越谷市だけとのことであったが、利用者増加の観点からはこれらの周辺市町に対しても積極的な宣伝を行うべきであると考えられる。</p> <p>その他 本運営事業のうち他の施設で提供可能なサービス・コンテンツについては、普及活動を推進することが望まれる。施設側に余力があれば、老人ホーム等の事業を積極的に取り入れることも一案であると考えられる。</p> <p>《参考》平成18年度外部評価: C</p>	検討中	<p>小中学生を対象に科学への興味・関心を高めるため、科学教室の充実や科学作品展等の開催のほか、科学技術施設見学会など、他団体との事業交流を行っていく。また、児童館ヒマワリと共通事業については、講師・必要資材・運営人員など、相互協力と連携を図り、効率的な事業運営に努める。さらに、入館者数の増加を図るため、イベント事業等のPRなど広報活動に努める。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
172	児童館コスモス施設管理事業	子ども家庭部	青少年課	S62	-	〔目的〕 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 〔手段〕 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①建築施設や設備等の老朽化箇所や故障及び部品交換のある備品については、延命化を図るため、修繕等を実施し、来館者が安全で快適に施設を利用できるように努める。 ②主要施設の老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保と快適な環境を維持するため、計画的に施設や設備の改修・更新に取り組む。なお、専門技術を持つ民間業者への効率的な保守管理委託や改修・修繕により、施設の延命化を図っていく。	B	H27	児童福祉法に基づく児童厚生施設の管理に関する事業。館内の安全を確保しつつ、利用者が快適に過ごすことができる環境を整備し、また市民、子どもたちが利用しやすい施設の維持管理を目的とする事業である。子育てしやすいまちの整備に資するため、当該施設の役割も十分に発揮することが求められる。そのため、年間を通じて、子育て世帯を中心に施設利用の案内についてより効果的な手段により情報を発信していく必要性が高いものと思われる。現在発行している「コスモスだより」は、毎月の予定やイベントの内容が分かりやすく記載されており、見ている市民にとっても実際に利用するきっかけになり得ているのではないかと。実際に乳幼児等の利用者は増加傾向にあるので、このような方法により、常に施設の利用やイベント、事業などの認知度を高めることで、今後も地域の子育て世帯を中心とした利用者、リピーターの増加、満足度の向上に期待したい。 子ども家庭相談員も配置されているが、実際に相談の需要が見込まれ、相談の内容に応じて保健所などの関係機関につなげる例もあるとのことで、当該機関との連携体制も含めてその実施状況を適切に把握し、引き続き相談しやすい効果的な相談業務の実施をされたい。その他の職員についても、管理・運営部門のそれぞれの事務内容に応じた適切な人事配置の実施に努められたい。 具体的な利用状況やイベントなど運営内容の資料・説明は把握できるが、保守管理にどのような予算を計上し、執行しているかが不明確であり、管理事業の把握が困難。施設管理者として通常固定的に支出しているものと突発的、単発的に発生し支出しているものの把握に努められたい。また施設管理部分の費用支出状況について確認されたい。 活動指標や成果指標については、施設勤務職員の努力がより反映されるような指標を検討すべきではないかと。管理事業であるので、修繕計画を定めたくらうでどの程度修繕が実施できたか、施設環境に対するアンケートなどの市民意見にどの程度対応できたかを指標に取り入れるなど、見直しを検討されたい。	建設から30年を経過し、施設設備などが耐用年数を超え、機器の入れ替え、大規模修繕の時期を迎えている中、地域の児童の健全育成、子育て支援の拠点施設として、安全・安心で快適な環境を継続して利用者へ提供するために、利用者アンケート等を参考に、魅力ある児童館を目指し、今後も、必要最小限度の設備投資により、計画的に修繕を実施していく。	
173	児童館ヒマワリ施設管理事業	子ども家庭部	青少年課	H7	-	〔目的〕 館内の安全確保と快適な環境を保ち、児童館の持つ諸機能が十分に発揮できるように効率的な施設の管理を行う。 〔手段〕 施設の安全確保、環境の保持及び設備の諸機能を維持するため、施設管理を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	①施設や施設設備の老朽化により、故障や取替え部品のある備品については修繕し、延命を図り、利用者が快適に施設を利用できるように努める。 ②専門技術を持つ民間業者への効率的な保守管理委託や既存施設・設備の部分改修・修繕により施設設備の延命化を図り、初期投資のコストパフォーマンスを実現する。	B	H21	児童館ヒマワリは、建設時に、用地費、建設工事費を合わせ総額22億円を要した大規模かつ先駆的な施設である。開館から14年を経過し、経年による劣化への対応が必要になっている現状を踏まえながら、本施設を今後どのように維持管理していくべきか、運営面での課題整理と併せた総合的な検討を進め、効率的な事業執行を期待する。	建設から22年を経過し、施設設備が耐用年数を超え、機器の入れ替え、大規模修繕の時期を迎えている中、児童の健全育成、子育て支援の拠点施設として、安全・安心で快適な環境を継続して利用者へ提供するために、今後も必要最小限度の設備投資により部分的な修繕を実施する。	
174	児童館ヒマワリ運営事業	子ども家庭部	青少年課	H7	-	〔目的〕 子どもたちの健全育成の拠点施設として、また、「生物と環境」をテーマに科学に対する興味・関心を高めるため、特色ある児童館運営を行う。 〔手段〕 児童健全育成事業、科学教育事業、子育て支援事業等を実施し、参加者の拡大と定着を図る。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①「生物と環境」をテーマにした科学体験ができる展示物の老朽化している展示物1台を児童館ヒマワリの科学のテーマに沿った新規の展示備品の設置を行う。また、ミニ水族館や太陽光発電装置の修繕を行い、児童に科学への興味・関心を広げる環境を整える。 ②児童は、もとより、多くの市民への児童館施設の利用促進を図るため、事業の内容の見直しや、利用者のニーズを反映した事業に取り組んでいく。	C C	H21 H25	事業概要 子どもたちの健全育成のための拠点施設として、また、「生物と環境」をテーマにした子ども科学館として、地域に根ざした児童館を目指し、運営する事業である。 必要性 利用者は、平成15年度の141,394人をピークに、その後は減少しており、平成20年度は88,931人まで減少した。その後、平成21年度以降は増加に転じており、平成24年度では101,184人にまで回復しているが、これは平成15年度の約71.5%に過ぎない。また、内訳をみると乳幼児と同伴の大人の来館者数が増加しているだけであり(乳幼児は平成20年度で29,902人、平成24年度で40,053人、大人はそれぞれ28,064人、36,046人)、当館が主要なターゲットとしている小中学生の利用は減少している(小学生は平成20年度で27,091人、平成24年度で22,477人、中学生はそれぞれ3,874人、2,608人)。草加市に近い立地ということもあり、主な対象とする小学生にとって、親の同伴を必要とするものであり、特に低学年の場合には1人あるいは友人たちと気軽にいけないことが想定される。児童をめぐると環境が変化し、ニーズが多様化しているのであれば、大型施設を伴う「児童館」としての位置づけにこだわらず、大人も対象とするなど既存の施設を有効に活用する方策を検討すべきではないかと。また、大型施設化を志向した結果、地域密着型の児童館が少ないことの不利益についても併せて検討する必要がある。 効率性 同じ児童館であるコスモスとヒマワリを別事業として運営している結果、運営ノウハウの共有、委託等契約業務が2倍になっている、ボリュームディスカウント、例えば、清掃委託契約の一括化などを活用できないといった効率性の観点からの課題が生じている。 有効性・成果指標 メインターゲットである小中学生の利用が伸びない背景の1つとして、企画が魅力的ではないことが考えられる。科学館の運営は、専門的ノウハウが活きる分野である。大型施設系の児童館である以上、魅力的な企画が求められるが、市の直営では企画の魅力を高めることには限界があると考えられる。教育委員会、教職経験者を多く採用しているが、これだけでは学校授業の延長にしかならず、魅力的な企画は生まれにくいことが懸念される。今後は、指定管理者等、民間のノウハウの活用や企画委員等の設置によって魅力を高めることも検討すべきではないかと。また、越谷市は周辺市町を含めた5市1町での施設利用を促進しているとのことである。現在では、チラシ等で案内を行うのは越谷市だけのことであったが、利用者増加の観点からはこれらの周辺市町に対しても積極的な宣伝を行うべきであると考える。 その他 本運営事業のうち他の施設で提供可能なサービス・コンテンツについては、普及活動を推進することが望まれる。施設側に余力があれば、老人ホーム等の事業を積極的に取り入れることも一案であると考えられる。 《参考》平成21年度外部評価：C	児童館の利用者の主体である児童の利用拡大を図るため、小中学生が利用しやすい施設の利用時間の拡大や遊びを通して、運動や学ぶ機会を増やし、児童健全育成を推進する。 また、児童館で実施する事業については、民間団体との協働事業や外部講師の招聘に努め、事業運営の充実を図る。 一般市民の児童館ヒマワリの施設利用については、一部の事業への参加拡充に取り組んでいく。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
175	急患診療所施設管理事業	保健医療部	地域医療課	H14	-	〔目的〕 住民が安心して利用できる初期救急医療施設とする。 〔手段〕 夜間急患診療所の適切な維持管理を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	平成27年3月1日より、小児急患診療所と成人夜間急患診療所を統合し、越谷市保健所内に夜間急患診療所を設置して、効率的な施設運営を図った。	検討・見直し	①②引き続き、施設の適正な維持管理を実施していく。	B	H25	事業概要 診療所を利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持するため、小児夜間急患診療所及び成人夜間急患診療所(平成24年4月診療開始)の維持管理を行う事業である。 必要性 二次救急医療を維持していくという観点からは、一次救急医療を実施する急患診療所の必要性は高いと考えられる。 効率性 小児向け及び成人向けの急患診療所を統合して1か所とすることは、施設運営の効率性の改善に寄与することが考えられる。 有効性・成果指標 市立病院の受診者が深夜0時までの時間帯が全時間帯の約75%を占めていたことから、この時間に近い午後11時までを対象として急患診療所での診療を行っており、患者への利便性や、二次救急医療を維持していく観点からは有効と考えられる。 平成23年度及び平成24年度では、それぞれの施設で365日診療を実施した。一方、毎日限られた時間のみではなく、24時間に渡り一次救急を実施するための工夫については引き続き検討する余地があるのではないか。例えば、2施設統合後の新急患診療所が、市立病院の前に移転する計画であることから、現在一次救急を提供していない空白時間だけ、市立病院から医師を派遣してもらおう等が考えられる。	整理済	小児急患診療所と成人夜間急患診療所内に夜間急患診療所を設置して、効率的な施設運営を図った。
176	急患診療所診療業務事業	保健医療部	地域医療課	H14	-	〔目的〕 夜間における初期救急医療を確保する。 〔手段〕 夜間急患診療所において診療業務を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	夜間急患診療所の診療時間内に、第二次救急医療機関等を受診している軽症者の患者を、夜間急患診療所に誘導するための施策を検討する必要がある。	検討・見直し	①夜間急患診療所について、周知を図っていく。 ②夜間急患診療所の周知と併せ、救急医療体制についての啓発を行っていく。	C	H29	本事業は、越谷市夜間急患診療所設置及び管理条例に基づき、夜間における初期救急医療を確保するため、夜間急患診療所を設置し診療業務を行うものである。また、夜間における初期救急患者への対応を通して、第二次救急医療機関(重症患者を対象)・第三次救急医療機関(重篤患者を対象)の適正利用にも貢献している。 2か所あった夜間急患診療所の統合により施設管理費の圧縮や人員体制の見直しを行い経費を削減しているが、施設の建設費が別途かかっていることや今後も施設維持費がかかることから、引き続きコストを常に意識して事業を進める必要がある。更なる効率化のため、人員体制等の精査による委託料の見直しを検討されたい。 また、急患診療所診療業務事業の意義は高いものではあるが、多くの自治体では、小児を対象した夜間急患診療のみを実施しており、成人も対象としている市町村は少ないこと、越谷市が属する第二次救急医療圏内においても、すべての市町村が夜間急患診療所を実施しているわけではないことを鑑みると、今後の患者の推移を見極めた中で適正な事業規模となるよう検討することも必要である。 併せて、救急医療体制を維持するため、救急車の要請を含む救急医療の適正利用を周知する必要がある。28年度実施の世論調査の結果でも、夜間急患診療所の認知度は上がっているが、更なる認知度向上のため、対象者を絞った周知を実施するなど、効果的な周知に努められたい。 診療所受診者数を成果指標としている点については、受診者数の増加が必ずしも医療の適正利用につながっているとはいえない。また、受診者数を増加させることが本事業の成果であるとの誤解も生じさせることから、当該項目は成果指標にふさわしいとはいえない。そこで、第二次・第三次救急医療機関への患者の流入を防ぐという目的を踏まえ、事業実施による成果を具体的に定義するとともに、客観的に把握可能な項目を新たに成果指標として設定されたい。	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
177	救急医療対策事業	保健医療部	地域医療課	S52	-	〔目的〕 初期救急医療及び第二次救急医療の医療体制を確保し、救急医療体制の充実を図る。 〔手段〕 休日、年末年始における休日当番医制事業、近隣6市1町による病院群輪番制および小児救急医療支援事業を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	初期救急医療については、休日に診療を行っている医療機関の把握に努める必要がある。第二次救急医療については、埼玉県地域保健医療計画において病床数が定められており、新たな病院の設置は困難であることから、現状の医療資源を効果的に活用し、実施していかなければならない。	検討・見直し	①初期救急医療について、休日に診療を行っている医療機関を把握し、より正確な情報の提供を行う。 ②第二次救急医療については、6市1町で構成する埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会を通して、第二次救急医療の充実・確保に努める。	D B	H17 H23	<在宅当番医制事業部分> 初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制を確保し、救急医療体制の充実を図るために行われている救急医療対策事業のうち、休日や年末年始における初期救急医療体制を確保するための事業である。休日や年末年始における救急患者の診療を社団法人越谷医師会及び歯科医師会に委託し、所属する会員により、在宅当番医制で実施する。平成22年度は医科は委託日数20日、延べ40施設、利用患者は2,639人、歯科は委託日数20日、延べ26施設、利用患者は184人の利用実績がある。 平成17年度に、外部評価で「(H17年度から日曜日診療が除外されていることを踏まえて)祝日においても在宅当番医制の意義について抜本的見直しを図り、医療機関自身による初期救急医療体制の確立を推進する必要がある」とコメントが出ていた。その後、担当部署により休日に診療している医療機関の数を調査したところ、医科11、歯科15であり、当該事業を縮小するには不十分と判断し、当該事業は平成17年度以降も現在まで同様の内容で継続されている。 休日及び年末年始の初期救急医療体制のあり方について、事業縮小・廃止の基準は設けず、埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会において、初期救急医療から第三次救急医療までの体系的な医療体制の確保という観点から協議していることであるが、病院群輪番制や小児救急医療支援など他の医療関連事業との関係性や役割分担を整理するなかで、在宅当番医制事業における課題を改めて把握し、業務改善に取り組みたい。 《参考》平成17年度外部評価：<在宅当番医制事業>D	整理済	休日当番医・休日歯科当番医制事業については、休日及び年末年始における初期救急医療体制の整備を図るため継続していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
178	地域医療推進事業	保健医療部	地域医療課	H23	-	〔目的〕 地域医療の向上を図る。 〔手段〕 看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内医療機関に従事しようとする方に対して修学資金を貸与する。 骨髄等を提供した方に対して、骨髄移植ドナー助成金を交付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	市内の看護師募集状況や貸与者の申請状況を踏まえ、今後の貸与者数について検討する必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	B	H24	越谷市地域医療団体交付金交付要綱等に基づき、医療に関する講演会やシンポジウムを開催し、市内保健衛生及び地域医療の向上を図る事業である。 平成23年度より事業を開始した越谷市看護師等修学資金は、越谷市看護師等修学資金貸与条例に基づき、看護師等の養成施設を卒業後に市内医療機関において看護業務に従事しようとする者へ、修学資金を貸与するものであり、その修学を容易にし、市内の看護師不足を解消するために必要な事業といえる。 修学資金の適正な利用のためには、今後も在学証明書や連帯保証人の確認に加えて、個々に面接を実施し、申込者の今後の看護業務に対する意向や、一括返還についての注意事項など、徹底した確認が必要である。修学資金利用者の養成施設への在学確認なども適宜実施されており、引き続き適正な事業運営に努められたい。 今後、修学資金利用者の卒業生が出てくるものと推測されるが、当事業の成果として、「市内医療機関への就職率」や、「修学資金の回収状況」を成果指標として追加されることを提案したい。 次に講演会、シンポジウム等についてだが、内容は健康に関するテーマであり、保健医療部や福祉部などの類似事業と重複している部分がある。類似事業と重複している部分を今一度整理した上で、講演会等については、類似事業への移行や統合を検討されてはどうかだろうか。 また市民に対して積極的な参加を促していくためにも、市民が関心を持つように、随時講演会等の内容について見直しをしていくべきである。市民のニーズを汲み取るために既に実施している講演会等に対する満足度調査(アンケート)結果を活用することにより、今後は、成果指標として、市民の「満足度」を既存の成果指標「参加者数」の代わりに設定されることを提案したい。 【越谷市地域医療団体交付金(医師会)】 (内部評価:継続)(外部評価:廃止) 【越谷市地域医療団体交付金(歯科医師会)】 (内部評価:継続)(外部評価:廃止) 本交付金の交付要綱では、交付対象が医師会・歯科医師会に限定されており、その他の団体については市の共催による会場使用料の減免という支援にとどまっている。また、昨年度5回開催した歯科医師会へは300千円の交付、3回開催した医師会へは500千円の交付と、1回当たりの金額に差が生じている。専門性を加味している点は理解できるが、交付先を医師会や歯科医師会に限定することや、交付金額の妥当性などについて検討が必要である。また、その内容についても、健康に関するテーマであり、保健医療部や福祉部などの類似事業で十分対応可能である。あえて医師会や歯科医師会が主催となり、実施する必要性が感じられない。今後、越谷市医師会や越谷市歯科医師会へは、地域への貢献として謝金の減額やボランティアによる講演会等の実施を促すなど、当該補助金を廃止する方向で検討するべきと考える。	整理済	地域団体交付金事業のあり方について、対象団体を含め検討を重ねた結果、平成25年度で事業の廃止を行った。
179	保健センター整備事業	保健医療部	地域医療課	H27	-	〔目的〕 市民の健康づくりや保健・医療・福祉の連携強化など地域保健の更なる拡充のため、保健所を中心とする地域保健・医療拠点として、新たな保健センター等の整備を進める。 〔手段〕 新保健センター等の建設(保健所と同一敷地内に一体整備)する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現状維持	①実施設計・地質調査・既存施設の解体を実施する。 ②今後も計画的に事業を実施していく。	-	未実施	-	未実施	未実施	
180	がん検診等事業	保健医療部	市民健康課	S36	-	〔目的〕 がんの早期発見に努め、治療に結びつけるとともに、がん予防に関する知識の普及啓発を行い、市民の健康保持・増進に資する。 〔手段〕 検診(施設・集団)業務を越谷市医師会へ委託して実施するとともに、市民に対し広報等により周知する。 (対象) 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診:40歳以上の市民 乳がん検診:35歳以上の女性 市民 子宮がん検診:20歳以上の女性市民	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	胃がん・乳がん・肺がん・子宮がん・前立腺がん検診では受診者数が増加するとともに受診率も向上している。 大腸がん検診はがん検診推進事業(無料クーポン券の配布)を5歳刻みの方を対象に5年間実施してきたが、国の事業終了に伴い、無料クーポン券の配布を行わなかったため、受診者数及び受診率が低下した。	検討・見直し	①受診率向上のためあらゆる機会を捉え、がん検診の必要性について周知するとともに、引き続き無料クーポン券によるがん検診総合支援事業を実施する。 ②検診結果で要精密検査となった方に対して、がんの早期発見、早期治療につなげるために、精密検査未受診者勧奨を実施する。	B	H19 H27	がんの早期発見に努め、治療に結びつけるとともに、がん予防に関する知識の普及及び啓発を行い、市民の健康の保持及び増進に資することを目的とした事業である。検診の種類により若干異なるが、受診率は県内でも平均値もしくは若干上回る数字となっており、精密検査受診率も国の目標値を上回っている。今後もがん検診の受診率がさらに高まるように、がん予防に係る知識の普及及び啓発に一層努められたい。 厚生労働省においては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」を定め、市町村による科学的根拠に基づくがん検診を推進しており、がん検診の種類・検査項目・対象者・受診間隔の指針を定めている。市では、乳がん検診で年齢を35歳に引き下げる等、国の指針より拡大した形でのがん検診を実施しており、その実施にあたっては、医師会との協議を行っているとのことであるが、限られた資源の中での利益と不利益のバランスを考慮することも重要であり、拡大して実施している部分が、どの程度がんの予防に貢献しているかを検討することも必要である。国が医療保険者に義務付けたデータヘルス計画では、レセプトと連携している特定健診の結果等から医療費と生活習慣病等の傾向を分析し、地域にあった予防施策を計画することで、効果的で効率的な施策を実施することが求められている。がん検診は医療保険のレセプトとは連携していない事業であるが、データヘルス計画を含む各種データの分析結果が、がん検診等の事業に反映されることが必要であり、それらの部門との連携による事業の推進を検討されたい。 また、成果指標について、がんの発見件数が多いことのみが市民の健康保持・増進に資するための成果とは必ずしも言えないため、がん発見件数とともに、がん予防等について目標を定めて適切な指標を追加設定されたい。 《参考》平成19年度外部評価: B	整理済	従来、集団検診のみであった肺がん・結核検診について、個別検診を実施することにより、複数の検診を同一医療機関で受診できるようになった。また、特定健診受診券にがん検診について案内を同封するなど、受診率向上に努める。
181	医療等支援事業	保健医療部	市民健康課	H27	-	〔目的〕 未熟児養育医療、小児慢性特定疾病、特定不妊治療を行う夫婦に対し、医療費による経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 各医療費に対する一部助成を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状の水準を維持する	現状維持	①制度の周知を図り、利用者の拡充に努める ②継続した取り組みを進める	-	未実施	-	未実施	未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
182	健康づくり事業	保健医療部	市民健康課	H9	-	〔目的〕 市民一人ひとりが健やかで実り多き人生を送れるよう、自分の健康管理について関心を持ち、自ら健康の保持増進を図るために、健康に関する正しい情報を提供し、実践方法を普及するとともに、仲間づくりを推進し、健康づくりを支援する。 〔手段〕講座や講習会を開催する。内容により、住民ボランティア組織(食生活改善推進員協議会等)へ委託する。健康づくりを推進するためのボランティアを養成・育成する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	健康づくり事業は開催回数は個別フォローが増加したが、健康体操教室のコースの減少に伴い述べ参加人数は減少した。相談事業については、中核市移行に伴い保健所精神保健支援室での相談が開始され延べ人数は減少した。	検討・見直し	①多くの方に参加していただけるように、社会的ニーズに即した内容を参加しやすい方法で開催する。 ②講座終了後自主的に健康づくりに取り組めるように内容を検討する。また、講座に参加した方が、自らの成果としてだけでなく、健康についての情報等を家族や知人(地域)に発信するような取組みを試みる。	B	H18	健康づくりの多様なメニューを抱え大変と思われるが、自分の健康管理に関心を持ち、健康づくりを支援しているのだということの啓発が一層必要である。そのため、免疫力を高めるための健康対策、機能低下にならないための健康づくり対策、予防習慣を啓発する活動等、関心を持ちやすいユニークで親しみのある事業活動を期待する。	整理済	今後も社会的ニーズや市民ニーズを把握し、参加しやすい教室を運営し、効果的な健康づくり事業に取り組んでいく。
183	健康診査等事業	保健医療部	市民健康課	H20	-	〔目的〕 疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、生活習慣病等を予防し、市民の健康の保持・増進を図る。 〔手段〕個別通知、または広報等の周知方法により、健康診査・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診を実施し、必要に応じて栄養・運動等について保健指導を行い、健康に関する知識の普及啓発を行う。 (対象)健康診査:健康増進法第19条の2に該当する40歳以上の市民(生活保護受給の方等) 骨粗しょう症検診:20歳以上の女性市民 肝炎ウイルス検診:これまでに肝炎ウイルス検診未受診の方	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	肝炎ウイルス検診は、40歳以上70歳以下の方で5歳刻みの方に勧奨通知を送付しているが、対象者の年齢制限は無く未受診の方が対象となるため、受診者数は増加した。 骨粗しょう症検診は往復はがきので申し込み制とした為、受診者数が減少した。	検討・見直し	①ウイルス性肝炎の原因が明らかとなり、対策が講じられてきているが、今後も肝炎に対する知識の普及を図っていく。 また、骨粗しょう症検診の申込み方法を、往復はがきと電子申請とした。 ②肝炎ウイルス検診について、引き続き個別勧奨通知を送付し受診勧奨を行うとともに、肝臓健康手帳を配布する。	B	H21	本事業は、大きく以下の3つの事業から構成されている。 ①生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導、②肝炎ウイルス検診、③20歳以上の女性を対象とした骨粗しょう症検診 ①生活保護受給者を対象とした健康診査・保健指導の受診率は、2.5%(平成20年度実績で対象者1,150名に対して受診者29名)である。種々の事情により受診できない方もおられることを考慮しても、予防医療の重要性が叫ばれる中、2.5%という受診率は低い。未受診者に積極的に働きかけて、受診率の向上を図ってほしい。 ②肝炎ウイルス検診は1回だけの検診であるのに対して③骨粗しょう症検診は1年に1回の検診である。受診可能回数などを考慮して、受診率などの成果指標を設定すべきである。 ③骨粗しょう症検診は、毎年、6月から7月の18日間、医師会に委託して実施している集団検診である。平成20年度実績は、最大受診可能数1,520名に対して、1,420名が受診した。今後とも、受診者を増やす必要があるが、現在の検診形態では満杯の状態である。予算拡充も視野に入れて、医師会とも調整を行ったりするなどの対策を立案する必要がある。	整理済	健康診査については、生活保護受給者に個別勧奨通知を実施した。成果指標を適切な指標とした。
184	歯科健康診査等事業	保健医療部	市民健康課	H8	-	〔目的〕 生涯を通じて自らの歯で食べる楽しみを享受し、豊かな人生を送ることが出来ることを目的に、幼児から高齢者及び障がい者を対象に、歯科口腔保健に関する知識を普及啓発し、歯科疾患の予防を図るとともに早期発見・早期治療を行うことにより健康の保持増進を図る。 〔手段〕 歯周病検診は個別通知により勧奨し、実施する。歯科健診・相談及び口腔がん検診を実施する。越谷市歯科医師会への業務委託により行う。また、歯科健康フェアを越谷市歯科医師会と共催にて開催する。広報等により啓発する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	歯周病検診は40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の方に勧奨通知を送付しているが、受診者数が減少した。	検討・見直し	①口腔がん検診をはじめ、引き続き歯科口腔保健事業の周知及び知識の普及を図る。 ②在宅訪問歯科保健事業は事業の周知を図り、様々な歯科保健のニーズに対応する。	B	H18	高齢者の歯の疾患の予防は重要であるが、歯周病が原因で内臓疾患をもたらし、健康全体がそこなわれつつある事例があることを広く理解させる取組が必要と思われる。検診対象者の5%前後の受診率はやむをえない点もあるが、一層周知活動に努めていただきたい。	整理済	歯周病検診については40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の方に勧奨通知を送付し、受診率の向上に努める。 歯周疾患については、歯科健康フェアや健康教育において周知する。また、口腔がん検診について引き続き周知し、受診率の向上を目指す。
185	乳幼児等健診事業	保健医療部	市民健康課	S54	-	〔目的〕 乳幼児に対し、健康診査を実施し疾病及び運動機能や精神発達遅滞等を早期に発見することで、発育・発達に応じた育児相談等を行い、健全な育成を図る。また、妊婦に対して妊婦健康診査を実施し、妊娠中からの継続した支援を図り母体や胎児の健康管理を行う。 〔手段〕 業務委託により、乳児健診を実施する。集団健診にて幼児健診を実施する。妊婦健診を助成券にて実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	10か月児健康診査については、他の乳幼児健康診査受診率と比較して、低下してしまう。里帰り出産が増えていることから、委託料ではなく、負担金補助及び交付金が増えている。	検討・見直し	①平成29年度の取組 乳児健診の受診期間を当該月並びに翌月まで拡大する。 ②平成30年度以降の取組 高い受診率を維持するため、積極的に勧奨する。	B	H20	少子化対策の観点から当該事業は重要である。平成20年度からの妊婦健診の公費負担増に備え、事業費拡大は不可欠である。今後も、更に受診率向上に向けて未受診者の減少に努力してほしい。	整理済	受診率向上のため、乳幼児健康診査については、個別通知を行うとともに、未受診者に対し積極的な受診勧奨を行った。 また、4か月児健康診査未受診者には、訪問するなどして、10か月児健康診査を忘れず受診するように勧奨した。 妊婦健康診査については、県内統一した内容での助成を実施した。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B						B	B	D
186	保健センター施設管理事業	保健医療部	市民健康課	S63	-	〔目的〕 保健センターを利用する市民の安全を確保し、快適な施設環境を維持する。 〔手段〕 業務委託により、施設の維持管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状の保守水準を維持しながら、契約形態や仕様の見直しを行い、コスト削減を図る。	検討・見直し	①②現状の保守水準を維持しながら、契約形態や仕様の見直しを行い、コスト削減を図る。	B	H22	市民の健康の保持及び推進を図ることを目的として設置されている越谷市立保健センターの施設管理を行う事業である。 施設管理の具体的な事業内容についての活動指標・成果指標の設定がなく、業務委託内容及び施設の適切な維持管理内容が不明確である。SLA (Service Level Agreement/サービス品質保証制度)を導入し、業務委託内容が誠実に履行されているか否かを確認することができる体制を整備することが必要である。 また、全般的にコストに対する意識の低さが見受けられる。施設管理に係る業務委託契約の半数が長期継続契約となっているが、個々の契約について、長期継続による効果の妥当性を検証する必要があるほか、保健センター施設管理部分に係る指定管理者制度の導入についても、より積極的に検証を進められたい。また、事業内容に比べて人工の資源投入量が大きいことから、人件費の効率化についても更に進められたい。 なお、管理事業と改修事業を分割して評価しているが、全体像が見えにくいことから、一体的な評価を行う必要がある。	整理済	警備業務委託を長期継続契約としたことで、委託料の軽減が認められた。 建物等定期点検及び赤外線による外壁調査結果により、施設、設備の改善、改修箇所の把握ができ、業務委託内容及び今後の建物の維持管理内容について検証できた。
187	母子健康づくり事業	保健医療部	市民健康課	S30	-	〔目的〕 育児不安の解消を図り、母子の健康づくりを推進するため、各種健康教室の開催、相談並びに家庭訪問を行う。 〔手段〕 保健力リーダーなどを活用し、各種教室への参加を促進するほか、母子健康手帳の交付の機会を捉え、乳児家庭全戸訪問事業や産後ケアの利用促進を図る。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	母子保健法に基づく母子健康手帳の交付、教室や相談業務、妊産婦・新生児訪問等の充実に努める。	検討・見直し	①平成29年度の取組 各種事業の統合、整理を行い、効率化を図る。 ②平成30年度以降の取組 母子健康手帳の交付において相談事業の充実に努める。	B	H16	女性も働いている現状では、平日対応だけではなく土日の対応をご検討いただきたい。また、ITを利用しある程度の相談内容をホームページからFAQで対応できるようにするなど必要ではないか。	整理済	母親学級・両親学級の開催曜日の1日を土曜日として、利用者の利便性を図り、安心して生み育てる環境づくりに努める。
188	予防接種等事業	保健医療部	市民健康課	S23	-	〔目的〕 予防接種法に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を適正克円滑に実施し、公衆衛生の向上に寄与する。 〔手段〕 対象者には通知を郵送し、高齢者には広報等で周知し、予防接種を受けることを勧奨する。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	予防接種法に基づき実施している。成果を挙げるための検討は、今後も必要である。	検討・見直し	①平成29年度から接種率の向上を図るため、日本脳炎2期と2種混合ワクチンの接種率の向上を図るため、2か月ごとに通知することとする。 ②平成30年度以降の取組として、予防接種法関連の改正に適正に対応していく。	B	H21	幼児から高齢者までを対象として、市民の健康増進を図る上で、必須の事業である。 BCG、及びポリオの受診率は、それぞれ98.0%、92.5%と極めて高い値である。しかし、BCGやポリオの予防接種は、さらに高い受診率を目指すべきであり、そのためには保護者の一層の理解を得るよう努めなければならない。特に、BCGの未受診者(59名)に対しては、個々のフォローを行うことによって、実質受診率=100%を目指す必要がある。 ポリオが、BCGに比べて受診率が低い原因として、接種方法の違い(BCGは個別接種、ポリオは集団接種)が考えられる。ワクチンの特性によって、ポリオの場合は、集団接種を取らざるを得ないという制約があるとのことではあるが、個別接種を行っている自治体もある。何らかの工夫を行い、BCG並みの受診率を目指すようにしていただきたい。 【市外での予防接種費用助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 予防接種助成金は、市が現物給付できない県外等で接種した場合の助成金であり、その必要性は認められる。	整理済	接種率の向上を図るため、健診や相談の機会を捉え、アドバイスすることを継続する。また、予防接種の種類が増えてきているので、医療機関とも連携し、間違いのないよう努める。
189	後期高齢者医療費負担事業	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度の維持と推進 〔手段〕 埼玉県後期高齢者医療事業を実施する広域連合の運営費に係る負担金分及び後期高齢者医療費給付費に係る負担金分(医療費の1/12)を支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	本事業は、法令等に基づき実施する事業であり、活動指標や成果指標において数値化することになじまない。今後とも継続して計画どおり事業を進める。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
190	健康診査事業(後期高齢者医療)	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	<p>【目的】 後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <p>【手段】 後期高齢者医療広域連合から委託を受け、被保険者の健康の保持・増進に資するため、健康診査を実施する。</p>	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	継続して計画どおり事業を進める。	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	B	H23	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活の質の確保や介護予防、また、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し医療につなげて重症化を予防することを目的とした健康診査で、後期高齢者医療制度被保険者を対象としたものである。健診の内容は40～74歳の人がかかる特定健診と基本的に同内容である。</p> <p>埼玉県後期高齢者広域連合から委託を受けて実施される事業であるが、委託元の広域連合からの委託費は上限が決まっており、市の一般財源からの持ち出しがある。特に平成22年度の人員費、事業費の増加率は顕著である。受診者が増加傾向にあり、事業費の増加は理解できるが、効率化に向けた取り組みは積極的に進められたい。例えば、現在、対象者全員に診察券を郵送しているが、後期高齢者の中にはかかりつけ医を受診しており、必ずしも健康診査を必要としない者も一定数はいると考えられる。その不要となる診察券を送付前にスクリーニングすることも可能である。</p> <p>また、当該事業には数値化した成果指標が設定されていないが、疾病の早期発見・予防については「健康診査による疾病の発見率(健康診査受診により疾病が発見された人/健診受診者数)」等により数値化することが可能である。また、活動指標に「後期高齢者医療被保険者の内受診者数」が設定されているが、分かりやすく「健康診査受診率(健康診査受診者数/対象者数)」とすることも検討されたい。</p> <p>適切な成果指標及び活動指標の設定により、当該事業の現状、成果、課題を的確に把握し、市民に分かりやすく伝えるとともに、事業の改善に向けた具体的な取り組みに活かされたい。コスト増加にも注意し、受診者が増加傾向にあっても、効率的な事業運営がなされるよう注意されたい。</p>	<p>目標受診率には届かなかったものの、周知活動に努めた結果、昨年度同様、30%の受診率を超えることができた。</p> <p>今度とも外部評価で指摘された効率化に向けた取り組みを継続する。</p>
191	疾病予防事業(後期高齢者医療)	保健医療部	国民健康保険課	H21	-	<p>【目的】 後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <p>【手段】 保養所宿泊助成事業を実施する。 人間ドック検診料助成事業を実施する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>宿泊助成は、疾病予防の観点でとらえた場合、特別調整交付金の対象となり、一般会計からの支出を抑制している。外部評価で指摘された福利厚生としての意味合いから事業の付け替えを行った場合、上記交付金の対象外となり、一般会計の支出は急激に増加する。その結果、事業廃止をなした場合、本事業の開始経過及び類似事業が県内においても増加傾向であることを鑑みると、利用者(被保険者)の理解は得ることが困難である。今後については、交付金の廃止、もしくは国民健康保険における保険者変更時などの節目に、事業継続の有無を検討していく。</p>	①人間ドック検診料助成事業を周知することで、被保険者のさらなる疾病予防に努め、継続して事業を進める。 ②被保険者の要望、他保険制度の保健事業を調査、勘案し、継続して事業を進める。	B	H26	<p>後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図ることを目的として、保養所宿泊利用助成を行う事業である。利用契約を結んだ保養施設に被保険者が宿泊する際の費用の一部を助成するものである。</p> <p>平成19年度までは国民健康保険法に基づく保健事業として保養所利用助成の対象者であった被保険者が、平成20年度に後期高齢者医療制度の開始により保険者が市から埼玉県後期高齢者医療者広域連合へ移ったことで助成の対象外となったため、平成21年度より市の単独事業として実施している。助成の対象となっている施設は、埼玉県国民健康保険団体連合会が契約を締結した宿泊施設(契約保養所)であり、年度当たり2泊に限り助成金が交付される。平成25年度の利用状況は、4月時点の被保険者数27,431人に対し、助成件数は年間2,521件である。なお、国民健康保険における同助成については平成24年度に外部評価が実施され、国保の逼迫した財政状況や健康増進のあり方が制度開始以降大きく変化していることから、保健事業の内容を抜本的に見直す必要性について指摘されている。</p> <p>本事業の助成金の財源は市の一般財源に加え、「高齢者の医療の確保に関する法律」第95条に基づく特別調整交付金を当てている。特別調整交付金は、市町村が行う健康の増進の保健事業に使用することが認められているが、当事業の利用実態は、老人クラブの親睦等に利用されることが多く、福利厚生を目的としたものとなっていないか検証が必要である。また、保養所宿泊助成による健康増進の効果の検証が難しいことから、疾病予防事業としての位置づけには疑問が残る。平成26年3月に策定された「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針について」では健康増進の保健事業の内容について、健康診査や保健指導の充実について重点を置くことが求められている。平成26年度より人間ドックの検診料助成事業を開始したことは評価できるが、保養所利用助成については、今後対象者が増えることで市の事業費が増加し続けると、本来の疾病予防に必要な財源も圧迫されてしまうことになるため、国保における同事業の対象者と不公平感の出ないよう、2事業を併せ本来の目的である健康増進に寄与する事業への見直し、または市の事業費を削減する方策について検討されたい。市民の福利厚生のために助成が必要であると判断される場合は、別事業として実施されることが望ましい。</p> <p>次に、成果指標を「被保険者の健康の保持増進」としているが、目標値や実績値に具体的な数値が記載されていない。疾病予防という本来の目的を果たしているかを検証するためにも、レセプト・特定健診・介護保険など市がもつデータを活用して、宿泊助成の利用者が健康を維持できているかを分析していただきたい。</p> <p>【契約保養所及び市民保養施設宿泊助成金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 健康増進を図る保健事業のあり方は時代とともに変化している。国保の同事業と併せ、健康診査や保健指導の充実に重点を置いた保健事業への見直しを含め、市民の合意形成を図りながら検討を進められたい。</p>	<p>外部評価において、利用者の医療費と平均医療費を比較することで、成果指標を検証できないか指摘があった。現状、検証途中であるが、医療費データに関しては、広域連合が保管していることから、単に利用者のデータを突合させて医療費を抽出するのは困難な状況である。外部評価の指摘に関しては、引き続き、検証を行い、具体的な成果指標を定めるように努める。</p>
192	健康増進事業	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	<p>【目的】 越谷市と小鹿野町の住民の交流を通じて、小鹿野町の豊かな自然と古い伝統や格式ある文化にふれることにより、越谷市民の健康増進を図る。</p> <p>【手段】 小鹿野町との業務委託により、小鹿野町が所有する保養施設の料金を割引くことで施設を利用しやすい環境を整える。</p>	高	低	高	高	(b)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	市民の健康増進については、直接的に効果検証することが困難であるが、外出を促すことで、心身のリフレッシュ効果をもたらし、健康増進に繋がるものと考えられる。しかし、現在は、利用者数に関わらず、一律の委託料で行なっているが、事業のコストを考えると、今後検討していく余地がある。	①本事業の周知を進め、利用者数の増加を図る。また、利用者数の減少への対応を検討していく。 ②事業のあり方について、小鹿野町と協議し、検討していく。	-	未実施	未実施	
193	電算処理事務事業(国民健康保険賦課)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	<p>【目的】 国民健康保険被保険税の賦課に係る事務を電算化し、制度の円滑な運用を図る。</p> <p>【手段】 国民健康保険被保険税の賦課に係る電算管理を委託する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	膨大な情報等を処理する必要がある国保運営を、適正かつ効率的・効果的に滞りなく行うために、電算処理事務は必要不可欠なものである。	①現行事業を継続する。 ②制度改正や運営形態の変更等に対し、必要な改修を迅速に行う。	-	未実施	未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
194	連合会負担金事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険法に基づき、国民健康保険事業の目的を達成するために設立された埼玉県国民健康保険団体連合会に負担金を納付する。 〔手段〕 国民健康保険団体連合会に対して、その運営経費を負担するものとして、平等割と被保険者割の合算額を納付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づき、県内の保険者が共同してその目的を達成するため設立されたものである。本事業は、連合会が行う各種業務の経費を、保険者が共同で負担するものであり、今後も継続して実施していく必要がある。	現状維持	①②これまでどおり実施していく。	-	未実施		未実施	
195	レセプト点検事務事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 医療費の適正化を図る。 〔手段〕 医療事務経験のある臨時職員を雇用し、レセプト点検を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	職員及び臨時職員によるレセプト点検は医療費の適正化のために重要かつ不可欠な事業である。今後も、継続して実施していくが、内容点検効果率が全国平均に満たないため、より効果的な点検方法を検討する必要がある。	現状維持	①②審査の対象であるレセプトの請求数は減少しているが、再審査レセプト件数は増加している。資格点検及び内容点検を全件行うことにより、医療費の適正化が図れることから、今後も継続していく。また、より効果的な点検方法等を検討していく。	B	H21	レセプト点検は、医療費適正化のための重要かつ効果的な事業である。効果を確実なものとするために、活動結果、成果について、定量的な目標値を設定され、一層の業務の効率化に努められることを望む。例えば、設定する目標値として、処理対象とするレセプト枚数、過誤調整等対象件数、金額、点検効果率等があげられる。また、本事業にかかる総費用が把握できるように、事務事業の括りを整理されるよう検討を願う。	整理済	平成23年9月よりレセプトの電子化が始まり、審査支払機関での審査の精度が上がった。またレセプト点検については、毎年計画を作成し、それに基づき行っている。
196	電算処理事務事業(国民健康保険資格・給付)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付に係る事務を電算化し、制度の円滑な運用を図る。 〔手段〕 国民健康保険被保険者の資格の取得喪失、給付等に係る電算管理を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	膨大な情報等を処理する必要がある国保運営を、適正かつ効率的・効果的に滞りなく行うために、電算処理事務は必要不可欠なものである。	現状維持	①現行事業を継続するとともに、制度改正に対し、必要な改修を迅速に行う。 ②制度改正や運営形態の変更等に対し、必要な改修を迅速に行う。	-	未実施		未実施	
197	保険給付事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 疾病、負傷、出産、死亡が発生した場合に給付を行う。 〔手段〕 被保険者に対して、医療サービス等の現物支給や現金支給を行う。医療費の保険者負担分(原則7割)を医療機関等を通じて給付する療養の給付(現物給付)のほか、療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	国民健康保険法に基づく保険給付を適正に行うとともに、法制度改正に的確に対応し給付事務の効率化を進める等、市民サービスの向上に努めている。またレセプト点検、再審査・過誤処理、不当利得請求、第三者行為求償、医療費通知、被保険者への受診内容調査、頻回受診適正化指導等を実施し、保険給付費の適正化を図っている。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	B	H19	医療費の適正化(レセプト二重チェック)にさらに努めることを望む。頻回受診などによる医療費のムダ使いを減らすための対策を進める必要がある。国保連合会の事務の合理化を促進する必要がある。	整理済	平成23年度より、レセプトの電子化が開始され、診療報酬の審査の質の向上及び国保連合会の事務の効率化が進んだ。頻回受診指導は毎年行うとともに、その他医療費の適正化を進める対策を実施している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
198	審査委託事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 国民健康保険法に基づき、保健医療機関等から請求を受けた診療報酬明細書(レセプト)の審査をする。 〔手段〕 埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	国民健康保険団体連合会への審査委託は、法に則って実施しているものであり、専門機関である連合会に委託することは、現状において最も効果的かつ効率的である。	現状維持	①②継続して計画どおり事業を進める。	A	H22	国民健康保険法第45条の規定に基づき、医療機関等から請求された診療報酬明細書(レセプト)の審査に係る事務を、埼玉県国民健康保険団体連合会に委託する事業である。 医療費の適正化のため、診療報酬明細書(レセプト)の審査は重要な業務であり、点検事務の適正かつ効率化の観点から、必要性・重要性ともに高い事業である。 事業自体は適正に実施されているが、委託単価について積算根拠の明示を求めるなど、委託先に対する管理監督を強化する必要がある。また、法律に基づく事務であるとしても、実施手順の改善や、別事業で行われているレセプトの再チェックや過誤請求に関する事務と連携を密にし、コスト削減に努めることが必要である。 なお、事務事業が細分化されており、全体像が見えにくくなっていることから、本事業にかかる総事業費が把握できるよう、事務事業のくり方について見直しを行い、事業内容やその成果が市民からみて分かりやすくするように改善する必要がある。	整理済	平成23年9月よりレセプトの電子化が始まり、国保連合会における審査の質の向上、審査支払事務の効率化が図られている。
199	後期高齢者支援金事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 後期高齢者医療制度を支えるために支援金を納付する。 〔手段〕 国保の被保険者に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②平成30年度以降については、国保の都道府県単位化により、市町村に代わり、都道府県が社会保険診療報酬支払基金に対し、納付することとなる。市町村単位では、国保事業費納付金制度の中で調整されることとなり、終了することとなる。	-	未実施		未実施	
200	前期高齢者納付金事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 65歳以上75歳未満の前期高齢者の医療費について保険者間の負担の不均衡を調整する。 〔手段〕 加入者数に応じた前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①継続して計画どおり進める。 ②平成30年度以降については、国保の都道府県単位化により、市町村に代わり、都道府県が社会保険診療報酬支払基金に対し、納付することとなる。市町村単位では、国保事業費納付金制度の中で調整されることとなり、終了することとなる。	-	未実施		未実施	
201	介護納付金事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	H12	-	〔目的〕 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方の介護保険の費用を納付する。 〔手段〕 国保の被保険者である40歳以上65歳未満の方に税を賦課・徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①継続して計画どおり事業を進める。 ②平成30年度以降については、国保の都道府県単位化により、市町村に代わり、都道府県が社会保険診療報酬支払基金に対し、納付することとなる。市町村単位では、国保事業費納付金制度の中で調整されることとなり、終了することとなる。	B	H20	制度に従い実施する事業であり、事務事業評価の視点からは課題は見つけにくい。あえて挙げるとすれば徴収率の向上策があるが、負担納付率を高める努力を重ね、市からの繰入金金の減少及び保険料アップをしなくても済む措置を期待する。	整理済	法に基づく事業であり、適正に実施している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
202	共同事業拠出金事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	-	-	〔目的〕 都道府県内の市町村の保険料の平準化や財政の安定化を図る。 〔手段〕 高額な医療費を支出した保険者に交付金を交付する共同事業に対して、拠出金を拠出する。 1 高額医療費共同事業 2 保険財政共同安定化事業	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法に基づく事業であり、適正に実施している。	現状維持	①継続して事業を進めていく。 ②平成30年度以降については、国保の都道府県単位化により、本事業の内容が国保事業費納付金制度の中で調整されることとなり、終了することとなる。	-	未実施		未実施	
203	疾病予防事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	S54	-	〔目的〕 国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図る。 〔手段〕 医療費通知を発行する。 保養所利用助成事業を実施する。 人間ドック助成事業を実施する。 糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	保養所宿泊助成や人間ドック助成、糖尿病性腎症重症化予防対策事業は、国民健康保険法で保険給付とは別に保健事業として位置づけられており、被保険者の健康の保持促進のために行っているもので今後も継続していくが、糖尿病性腎症重症化予防対策事業については、参加者数をより増加させるための工夫が必要であると感じている。	検討・見直し	①前年度の検証を行い、課題への対策等をまとめ、平成30年度を開始年度とする第2期保健事業実施計画を策定する。 ②第2期保健事業実施計画の進行管理を行うとともに、被保険者等の要望や国や県の動向、他市の状況等を参考に、より効果的な保健事業を検討していく。	C H19 B H24		国民健康保険被保険者の保険制度・健康に対する意識啓発と健康増進を図ることを目的として、医療費通知と保養所利用助成を行う事業である。医療費通知は国保加入世帯に対し受診に要した医療費の総額を定期的に通知するものであり、保養所利用助成は利用契約を結んだ保養施設に被保険者が宿泊する際の費用の一部を助成するものである。医療費通知は厚生労働省の通知により実施が奨励されており、埼玉県内では全ての市町村で実施されていることから事業の必要性は認められる。治療に要した医療費を知らせることで、被保険者のコスト意識を養い、医療機関等による不正請求の抑止にも一定の効果があると考えられるが、実施方法等の見直しにより事務コストの削減を図ることが必要である。医療費通知に係る埼玉県からの交付金は、「年に6回以上」通知する場合に支給対象となるため、越谷市では条件を満たす最小の回数である「年に6回」を通知回数としているが、政府管掌健康保険は年2回の通知となっているほか、年1回～年4回程度を通知回数としている自治体も増加している。県からの交付金でまかなっており、越谷市の一般財源からの支出は発生していないが、県全体でみれば6回通知によるコスト負担は重く、ひいては越谷市が負担する事務委託経費にも反映されることになる。埼玉県や県内の市町村と通知回数の適正な水準について協議するよう提案したい。保養所助成制度は、国民健康保険法に基づく保健事業として被保険者の健康増進を図るために実施されている。助成の対象となっている施設には、埼玉県国民健康保険団体連合会が契約を締結した宿泊施設(契約保養所)と、市が契約を締結した小鹿野町の宿泊施設(指定保養所)があるが、契約保養所は年度あたり二泊に限り助成金が交付されるのに対し、指定保養所は何泊でも制限なく助成を受けられる。国保会計が逼迫しているなかで、際限なく助成することには合理性が見出せず、指定保養所の助成についても年度あたり二泊に限るよう制度を変更されたい。なお、小鹿野町との市民交流のため、助成が必要であると判断される場合は、別事業として実施されることが望ましい。平成16年に策定された「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」では、健康増進のための保険事業について、生活習慣病対策や保健指導に重点を置くことが求められている。本事業が開始されてから20年以上が経過しているが、国保の財政状況や健康増進のあり方は大きく変化していると考えられる。こうした背景から宿泊助成を廃止する自治体が増加していることを踏まえ、将来的には事業内容を抜本的に見直し、生活習慣病対策や保健指導等を拡充するよう検討を進められたい。 【契約保養所及び市民保養施設宿泊助成金】 (内部評価:継続)(外部評価:減額) 契約保養所と指定保養所で助成対象となる宿泊日数が異なるが、いずれも年度に二泊までとし、助成金額を削減していくことが必要である。 昭和63年度の事業開始から長期間が経過しており、健康増進を図る保険事業のあり方は時代とともに変化している。また、国保会計の財政状況は悪化の一途をたどっており、関連事業の抜本的な見直しが必要とされている。本助成金については、被保険者からの一定のニーズが確認できるが、保険事業としての役割は終えつつあると考えられるため、将来的な廃止について市民の同意形成を図りながら検討を進められたい。 《参考》平成19年度外部評価:C	整理済	医療費通知については、県の調整交付金の対象となるように通知回数を設定している。通知回数の減については県に要望をしていく。 指定保養所については、平成26年度より全国の契約保養所と統合し、年度2回までを助成限度とした。
204	特定健康診査事業(国民健康保険)	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	〔目的〕 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病を予防する。 〔手段〕 40歳から74歳までの被保険者に対し、特定健康診査・特定保健指導を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	特定健康診査等の実施が、義務付けられたことで平成20年度から市民健康課と連携し、特定健康診査等を実施している。市民には、毎年、新たな受診勧奨方法を加えながら周知しているため、受診率は毎年、上昇しているが、国が示す目標値とは開きがあるため、さらに受診率を向上させることが今後の課題になっている。	検討・見直し	①第2期特定健康診査等実施計画の中で掲げている行動目標及び目標値(特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少)の達成状況について評価を行っていく。 ②中長期的には、国の掲げる目標値60%に近づくため受診を促進し、年1回の特定健診を受診する習慣の定着を図っていく。	B H22		高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、生活習慣病を予防するため、40歳から74歳までの被保険者に対して、特定健康診査・特定保健指導を行う事業である。医療費の抑制は国・地方自治体問わず急務であり、事業の必要性は認められる。主要関連計画として「越谷市特定健康診査等実施計画」が策定されていることを踏まえると、当該計画を実現するための活動目標・成果指標の設定が必要であり、成果指標の「疾病の早期発見、予防」については「特定健診受診により疾病が発見された人/特定健診受診者数」等により数値化することを検討されたい。また、越谷市独自の検査項目については、市民サービスの向上も重要ではあるが、統計データや対投資効果を勘案して選択・設定すべきであり、コストの削減に向けて事業内容の検証が必要である。このほか、受診率向上のための広報活動について、近隣自治体や先進自治体の取組状況を参考に、費用対効果の高い方策により、更なる充実に取り組まれたい。		平成20年度からの取組により、年々受診率は向上している。今後も若年層に重点化した受診勧奨の促進をすること、また、未受診者全員対象とした勧奨やイベントなどで受診啓発と新規の取組を実施し受診率向上と生活習慣病予防を図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
205	電算処理事務事業(後期高齢者医療)	保健医療部	国民健康保険課	H20	-	【目的】 後期高齢者医療制度の的確な執行と事務の効率化 【手段】 電算管理者への委託を行い、保険料徴収に係る事務を電算処理する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	継続して計画どおり事業を進める。	①継続して計画どおり事業を進める。 ②継続して計画どおり事業を進める。	-	未実施		未実施
206	保健衛生事業	保健医療部	保健総務課	H27	-	【目的】 保健衛生の充実を図り、市民の健康を守る。 【手段】 衛生関係免許申請の受付等を行う。 病院等への許可や立入検査等を行う。 地域保健従事者の人材育成のため、実習の受け入れを行う。 献血者の確保促進のため、献血実施に向けた調整や、啓発活動を行う。 国から委託された厚生労働統計調査を行う。 医療救護所で使用する災害用医薬品等の入れ替えを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	保健所による衛生免許の受付業務が県内で統一されていることは、利用者がどこの保健所でも申請を行えるために不可欠である。	①②今後も、誤りのない受付業務を迅速に進めるため、県とも連携しながら受付業務を進める。	-	未実施		未実施
207	保健所施設管理事業	保健医療部	保健総務課	H27	-	【目的】 保健所施設の適切な維持管理を実施することにより、保健所を利用する市民等の安全で良好な施設環境を確保する。 【手段】 業務委託により、保健所施設の維持管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状の保守水準を維持しながら、契約形態や仕様の見直しを行い、コスト削減を図る。	①②現状の保守水準を維持しながら、契約形態や仕様の見直しを行い、コスト削減を図る。	-	未実施		未実施
208	感染症対策事業	保健医療部	保健総務課	H27	-	【目的】 ・感染症の発生予防、拡大感染防止 ・感染症の早期発見、早期対応 ・感染症予防に関する普及啓発 【手段】 ・法律に基づく、感染症患者発生時の対応 ・感染症に関する検査等の実施(委託含む)	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	結核患者に対する直接服薬確認療法(DOTS)は、結核患者が確実に服薬治療し、再発やまん延を防ぐために不可欠な方法である。今後も効果的かつ効率的に行っていく必要がある。	①平成29年度は、薬局DOTSを開始し、対象者の利便性を考慮したDOTS方法を選択できるように体制の強化を図る。 ②薬局DOTSの効果測定を行いながら、服薬支援等の拡充を図り、結核療養上の支援を強化していく。	-	未実施		未実施
209	食肉検査事業	保健医療部	生活衛生課	H27	-	【目的】 ・管轄すると畜場及び認定小規模食鳥処理場由来の食肉及び食鳥肉等を原因とする、公衆衛生上の危害の発生を防止する。 【手段】 ・と畜場で処理される獣畜のと畜検査 ・施設及び作業の衛生に関する監視指導 ・枝肉の細菌検査 ・と畜場作業員を対象とする衛生講習会の開催 ・認定小規模食鳥処理場の巡回指導	高	高	高	高	(d)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	食肉及び食鳥肉を原因とする危害発生の防止体制をさらに充実させるため、獣畜の疾病や施設の衛生管理について、さらに掘り下げた調査等を実施し、施策に反映させることが重要と考えられる。	①平成29年度は、次の事項をより一層充実させる。 ・食肉及び食鳥肉の病原微生物汚染状況の調査 ・精密検査の精度の向上 ・HACCPの考え方に基づく施設の衛生指導の実施 ②平成29年度及び平成30年度以降に、調査等で得られた知見を関係者にフィードバックしていく。	-	未実施		未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×有効	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
210	食品衛生事業	保健医療部	生活衛生課	H27	-	【目的】 ・食品営業施設等の許可指導を行うとともに、食品営業者の自主管理の向上を推進する。 ・食品営業施設等の監視指導や食品の抜き取り検査を行うことにより、食の安全・安心を確保する。 ・食中毒の原因究明及び再発防止の措置を行い、食品からの健康被害を防止する。 ・消費者や食品等事業者への食の安全・安心に関する正しい知識の普及啓発を行なう。 【手段】 ・食品営業許可に関する指導・助言 ・食品衛生監視指導及び検査の実施 ・食中毒事件(疑い含む)発生時の調査及び原因究明のための検査の実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	市内の食中毒発生件数が平成27年度と比較すると増加している。ただし、平成27年度より開始した事業であるため、この評価が正当であるものかどうか今後の結果を比較検討していく必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①平成27年度より開始した事業のため、事業成果及び課題を検討している段階である。平成29年度は食品営業施設への監視指導数や衛生講習会の開催数を増やし、食中毒による行政処分件数0を目標にして、市民の食の安全・安心を確保していく。 ②平成30年度以降は過年度の事業成果及び課題を検討しながら、食中毒による行政処分件数0を目標に、市民の職の安全・安心を確保していく。	-	未実施	未実施
211	生活衛生事業	保健医療部	生活衛生課	-	-	【目的】 ・公衆衛生水準の確保を図り市民の健康を守るため、環境衛生指導等を実施するとともに快適な住環境の保全に努める。 【手段】 ・環境関係営業者の開設許可・確認の指導助言及び環境関係営業施設の監視・指導 ・衛生害虫(ボウフラ)の駆除(一部業者託)。 ・市民の依頼によりスズメバチの巣の駆除(業者委託)。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	スズメバチの巣の駆除やボウフラ対策について、他の自治体の手法について最新の状況を把握していないため、現在の事業内容が効率的で質の高いサービスを提供しているか検証していない。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①他自治体の取組等について調査を行い、本市の取り組みについて効率性を検討していく。また、一部の事業については、平成27年度からの事業であり、情報収集を図りながら、検討・見直しを検討していく。 ②平成29年度の検討を踏まえ、新しい手法を含めた検討を行う。	-	未実施	未実施
212	動物管理センター施設管理費	保健医療部	生活衛生課	H27	-	【目的】 ・施設を適切に維持管理して、安全かつ衛生的な施設環境及び周辺の衛生的な生活環境を確保する。 ・関係法令に基づき保護した犬や猫、負傷動物を収容し、適切に管理を行う。 【手段】 ・関係法令を遵守し、浄化槽や空調機器等を専門業者に保守管理を委託するなど施設の維持管理を適切に遂行する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	施設設備の維持管理は関係法令に基づき適正に実施されており、周辺の衛生的な生活環境は確保されている。 施設で管理する動物の死亡数が増加していることから、動物の生活の質(QOL)に配慮した管理方法を検討する必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①収容動物の管理等で使用する検査機器の保守管理を委託することで、適切な維持管理体制を整備する。 ②業務委託する施設管理について、契約内容及び実施結果を十分に精査し、施設及び周辺地域の衛生的な生活環境の確保に努めていく。	-	未実施	未実施

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B									
213	動物管理指導事業	保健医療部	生活衛生課	-	-	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病の発生予防及びとまん延防止により、公衆衛生の向上を図る。 ・動物の愛護及び適正飼養の啓発指導等により、人と動物が共存できるまちづくりを目指す。 ・飼い主のいない猫の繁殖の抑制を図り、地域の良好な生活環境を促進する。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬や猫の飼い主に対して適正飼養の知識や情報等の普及啓発を図る。 ・飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせた市民に対し、手術費用の一部を補助する。 ・収容した犬猫の返還、譲渡を推進し、殺処分削減を継続する。 ・動物取扱業者等に対する調査・指導等 	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>収容される犬猫が増加していること、かつ収容中に死亡した猫が増加している。補助金の効果的な活用、収容した動物の適正な管理方法など検討していく。ただし、本事業は平成27年度に開始したもので、この評価及び課題が正当であるものかどうか今後の結果を比較検討していく必要がある。</p>	<p>①平成29年度から「子猫の育成ボランティア制度」を開始した。収容した猫のQOLを改善することで、死亡する猫の数を減少させるとともに譲渡率を向上させ、犬猫の殺処分数の削減を継続していく。</p> <p>②平成28年度に開始した「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金」の交付については、109件の手術が実施され、99.3%の補助金が交付された。平成30年度以降の補助金予算を検討するため、子猫の収容数の増減、苦情相談件数の推移等を精査していく。</p>	B	H29	<p>動物の愛護や適正飼養の啓発活動、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部助成、収容した犬猫の譲渡の推進による殺処分削減などにより、公衆衛生の向上を図ると同時に、人と動物が共存できるまちづくりを目指す事業である。</p> <p>本事業は、越谷市保健所開設に伴い27年度から開始された新規事業であるが、初年度より高い成果目標を設定し、事業目的を達成するための取組を多く実施している点について評価できる。例えば、狂犬病予防法に基づく登録犬のデータベースを活用し、保護犬の飼い主に早期に連絡し引き取りを促しているほか、飼い主から犬猫の引き渡し依頼があった際にも安易に引き取らず、飼い主に対し、終生飼養義務の指導を併せて行うなどの取組を行い、新規収容犬猫の抑制・削減に努めている。また、猫の不妊・去勢手術費用の助成制度の開始にあたっては、市内の動物病院へ説明会を開催し協力を求めるなど、地域の関係者と連携した事業への取り組みについて評価できる。</p> <p>さらに、保護された子猫に対する夜間も含めたきめ細かな対応を図るため、子猫の飼育経験のある市民に譲渡に適した状態までの育成を依頼するミルクボランティア事業を29年度から開始するなど、周辺自治体や県も注目する取組を展開しており、猫の収容数削減に向けて有効な取組と評価できる。これらの取組は、事業目的達成に向けて、すべて職員の創意工夫により実現しており、評価できる。ミルクボランティア事業については、今のところボランティアの人数も少ないことなど課題もあるが、開始後間もない事業でもあり、今後は他の取組も含めたPDCAサイクルを回しながら課題を浮き彫りにし、より良い事業運営を目指すとともに、多くの市民に周知するための広報にも注力していただきたい。また、本事業は犬の登録手数料などを財源とする特定財源であることから、手数料を支払う市民に対して、その活用先を知ってもらうことでより多くの人にも実態を知ってもらうことが望ましい。現在、越谷市ホームページにおいて、犬猫の保護・収容情報、新しい飼い主探し掲示板等を掲載しており、犬の登録と狂犬病予防注射の情報に登録手数料の使途等を追加することで、市民の理解・協力も深まるのではないかと考える。</p> <p>活動指標について、犬猫の収容数は指標として適切かについて、再度検討を行うことが望ましい。代替案として、動物の適正飼育等の啓発活動において譲渡対象動物の紹介なども行っていることから、「犬猫の譲渡数や返還数」を活動指標の一つとしての設定することを検討されたい。</p>	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定			
214	衛生検査課事業	保健医療部	衛生検査課	H27	-	<p>【目的】</p> <p>衛生検査をとおして、公衆衛生水準の確保を図り、健康の維持に貢献する。</p> <p>【手段】</p> <p>食品、水及び感染症等に関する衛生検査を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>①検査項目の拡充と検査精度の確保に努める。</p> <p>②検査項目拡充や検査精度確保をしながらも、予算面のコストダウンに努める。また、調査・研究の成果を積極的に報告・発表をし、越谷市のPRを行う。</p>	-	未実施	<p>現状の検査に加えて、検査項目拡充等によって様々な検査を対応できるように努めている。また、健康危機管理を対応できるようにしており、有事の備えもしている。</p>	現状維持	未実施	未実施		
215	再生可能エネルギー推進事業	環境経済部	環境政策課	H14	-	<p>【目的】</p> <p>温室効果ガス発生の原因となる化石燃料や、原子力などの代替となる再生可能エネルギーの普及を図るため、太陽光発電や風力発電などの利用を促進する。</p> <p>【手段】</p> <p>住宅用太陽光発電設備の設置費用の補助制度、風力発電業務委託等の施策を実施する。</p>	高	低	高	高	(a)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	<p>太陽光発電設備補助については、設置工事費の低下により、平成26年度以降は国・県の補助はなくなっている。市としては、第4次総合振興計画後期基本計画に基づき、補助を継続していくが、今後も設備の価格、需要、他の自治体の動向を見ながら、事業内容の見直し等を随時検討していく。</p>	<p>①住宅用太陽光発電設備設置費補助金の申請期間の見直しを行い、年度内の申請の平準化を図った。</p> <p>②国のエネルギー政策や、新技術の開発等の動向を踏まえ、新たなエネルギー関連施策を検討する。</p>	C	H25	<p>事業概要 化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を図るため、太陽光発電や風力発電などの利用を推進する事業である。</p> <p>必要性 東日本大震災以降、再生可能エネルギーに対する市民の認識は高まっており、太陽光発電設備設置に対する市民のニーズは増加している。</p> <p>事業開始当初は、太陽光発電の利用にかかる費用が割高であったことから、補助金により助成する必要があった。一方、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が整備され、また、様々な事業者が参入しており、太陽光発電パネルの単価も下落していることから、太陽光発電は普及し始めている。こうした状況を踏まえると、太陽光発電に関しては、導入段階では助成措置が必要であったが、徐々に補助金の必要性が低下していると考えられる。実際に、国や県においても、同様の補助金額は削減されてきており、本市においても同様に削減していくことが妥当であると考えられる。</p> <p>効率性 市の特徴(平坦で日照時間が長い)を活かした取り組みということで、住宅用太陽光発電設備の導入を進めるという考え方は理解できるが、果たして効率性の観点から最適手段かという問題がある。温室効果ガスの削減という目的を実現するための普及啓発の手段として、効率性を最大化するために事業の見直しを行うことが必要と考えられる。</p> <p>有効性・成果指標 成果指標として、「太陽光発電設備による温室効果ガスの削減量」が挙げられている。太陽光発電設備による温室効果ガスの削減量は、H23年度に238.9t、H24年度に340.8t、風力発電による削減量はH14からH24までで3750tの削減に寄与しているが、実際に、本事業を推進することによる温室効果ガスの削減効果は極めて限定的であると考えられる。そもそも再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの削減効果が限定的であることを踏まえると、温室効果ガス削減の全体目標に対する寄与の観点も含めた現実的な指標を設定すべきである。また、その他の手法を組み合わせ、例えば、ハード面では、公用車をハイブリッドへの変更、トラック等の車両の変更、市民全体が関わることができる発電等の施策を同時に展開したり、ソフト面では、団体や家庭、個人、事業所のエネルギー利用の節約等の協力を引き出すような取り組みを推進することが必要である。</p> <p>活動指標 住宅用太陽光発電設備補助件数は増加しており(H21:33件、H22:72件、H23:129件、H24:184件)、平成21年度から24年度までの累計で418件、補助金合計は40,833,300円である。風力発電業務委託は平成14年10月から平成25年6月までの累計で9,706,000kwh、委託料合計は39,824,000円であり、着実な推進実績が認められる。</p> <p>その他 市役所や公共施設等の取組として、既存の14施設に太陽光パネルを設置している。小中学校についても、新耐震基準で改築された校舎から屋根が貸せないかということで検討をするなど、市が率先して再生可能エネルギーの利用を促進していくことで自治体としての姿勢を示し、普及啓発に努めていくことが重要である。</p> <p>【太陽光発電設備設置費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:終期設定) 上記のとおり、太陽光発電設備の普及が軌道に乗ってきた状況を踏まえると、補助金制度の必要性は薄いと考えられる。また、太陽光発電設備設置に限定した補助金であることから、その他の手段により再生可能エネルギーを利用したいと考える市民との間で公平性の点で課題がある。</p>	<p>・太陽光発電設備設置費補助金については、これまでの実績等を踏まえ、平成28年度に単価や件数等の見直しを行った。</p> <p>・成果指標を「市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量」とした。</p> <p>・「越谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業」を実施し、平成26年度に、234.62kWの太陽光発電設備が設置された。また、公共施設の率先導入として、平成27年度には国・県の補助金を活用し、太陽光発電設備と蓄電池を3施設に設置した。</p>	検討中		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
216	生活環境対策事業	環境経済部	環境政策課	-	-	〔目的〕 騒音・振動・悪臭等の感覚公害を未然に防止するとともに、既に発生している事業に対しては、速やかに問題解決に取り組む。 〔手段〕 開発時などに事前指導を行い、感覚公害の未然防止に努めるとともに、発生源に対しては立入調査や測定等を実施し、現状を把握したうえで適切に指導する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①住宅と工場等が混在した地域において、工場・事業場の開発事前協議の段階で、騒音・振動等の発生の恐れがある場合は、事業所設置計画届出の際には生活環境に影響のないように適切な要請・指導を行う ②特に苦情等の多い都市・生活型公害では、関係法令や条例に規定されていない施設、設備の事業も多いことから、関係法令、条例等の対象とするかどうか見直しも検討する必要がある。	B	H21	感覚公害の分野で、やむなく対応が後手に回ることあるものの、快適な生活環境を守るうえで必要不可欠な事業である。 成果として「苦情解決率」を設定しているが、分かりやすい指標として評価できる。また、住工隣接地の騒音問題において、当事者同士の話し合いの場を設けるなど、工夫もうかがえる。 今後も、開発指導課との連携を強化し、事業者から提出される事業設置計画書等に対するチェックを欠かさず、問題発生防止に役立てていただきたい。	整理 済	活動指標には、苦情解決率を設定しているが、より解決率を向上させるために、発生事業について速やかに対応できるように関係部署と連携を図る体制が必要がある。また、当事者間での協議の場を設け、改善要望などを示しながら段階的に取り組む必要がある。
217	生活排水対策事業(旧「合併処理浄化槽普及事業」)	環境経済部	環境政策課	S63	-	〔目的〕 公共用水域の水質汚濁の防止と環境衛生の向上 〔手段〕 市街化調整区域に居住用の生活排水設備として合併処理浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	埼玉県では、平成37年度までに生活排水処理率を100%とすることと目標が設定されている。生活排水処理率は下水道人口及び合併処理浄化槽人口の合計を行政人口で除して算出するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進が急務となる。目標の達成のため、補助金制度の拡充や充実など検討していく。	B	H16 H27	公共用水域の水質汚濁の防止と環境衛生の向上を図るため、市街化調整区域における住宅の合併処理浄化槽の普及を図る事業である。具体的手段としては、汲み取り槽や単独浄化槽から、合併浄化槽への転換する際の費用に対し補助金を支払うことで普及促進を図っている。 例年補助金の要望件数は多く、予算額を上回る要望がある。前年までは先着順によっていたが、今年度より抽選方式となった。限りある予算の中では希望者全員に補助金を交付することができないのは止むを得ないことであるが、今後競争率が上昇し当選者と落選者の間で著しい不公平感が発生することのないよう、補助率、補助金額の引き下げによる交付対象件数の増加策の検討や制度の周知方法等について研究されたい。また、対象となる市民のニーズを調査し、現在の補助金制度以外にも、し尿汲み取りまたは単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進できる方策があるかどうか併せて検討されたい。 県は平成37年度までに生活排水処理率を100%とすることを目標にしており、環境衛生向上の観点からしても、合併処理浄化槽の普及促進は急務である。一方、市の成果目標は県の目標を意識したうえで過去に設定されたものであるが、社会情勢の変化等もあり現在は目標と実績にかい離がみられ、過大目標となっている。平成27年度に本市生活排水処理基本計画を見直し、平成32年度の合併処理浄化槽普及率を35%とする方向とすることで、行政評価の成果指標についても、基本計画見直しにあわせ、現実的な目標に修正することを検討されたい。 《参考》平成16年度外部評価：B	整理 済	新たな国庫補助制度が創設され、補助率が従来の1/3から1/2となったこともあり、当該補助事業制度を採用した。これに伴い、本市の負担となる事業費も削減されたことから、その削減分を上乗せする形で平成28年度において40基分の予算を配当していただいた。
218	生物多様性保全・向上事業(旧「自然保護事業」)	環境経済部	環境政策課	H12	-	〔目的〕 多様な生物を育む水辺や緑地、田園環境などの保全を図る。 〔手段〕 地域住民や農業者、関係団体などと連携しながら、地域の自然資源を地域協働で守り育てる仕組みづくりを支援する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①生物多様性地域戦略の策定に向け、検討を進める。 ②市民の意識啓発や、市民団体の育成等に努める。	B	H21	担当課が総合評価を「B」とした背景には、河川の汚れ等の認識があり、本事業の事業目的を広い視野で認識された結果と考える。活動の成果指標として、ビオトープの設置累計数等を設定することも考えられる。 また、5年毎に発行している「ふるさといきもの調査資料編」や10年毎に発行している「いきもの発見図鑑」は、観光推進事業等と連携し、市内散策コースのガイドにも活用できるものである。本事業の成果を、市民へ向けてさらにアピールするとともに、市民サービスの一層の向上に向けて他主管部署との連携強化を図られたい。	整理 済	ふるさといきもの調査等の事業成果を活用するため、教育委員会と連携し、小中学校への出前講座や環境学習支援等の取組を進めた。また、市民の意識啓発や市民活動団体との連携を深めるため、勉強会等を実施した。
219	大気・水質対策事業	環境経済部	環境政策課	H13	-	〔目的〕 公害の未然防止および市民の生活環境を保全する。 〔手段〕 関係法令に基づき、大気や公共用水域に係る環境測定を業者委託により実施するとともに、排出基準等の規定されている特定施設に対しては、立入調査などを実施し、規制基準を遵守するよう指導する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①大気・水質環境の保全を図るため、環境基準の達成、維持について分析や研究等を検討する。さらに引き続き工場・事業場等の立入り、行政指導を充実させ、今後予想される環境問題の把握に努めていく。 ②環境基準、事業目的の達成のためには、職員の専門的知識の習得と人員確保が必要である。また、陳腐化した大気測定機器の整備も計画的に進めていく。	A	H24	大気・水質対策事業は、公害の未然防止および市民の生活環境を保全するために、関係法令に基づき、大気や公共用水域に係る環境測定を実施するとともに、排出基準等規定されている特定施設に対しては、立入調査等を実施し規制基準を遵守するよう指導を行うものである。 大気や水質環境の維持は市民にとって安全・安心な生活を営むまちづくりにとって不可欠なものであり、当事業に期待される役割は大きい。当事業は人工5.61人の体制だが、委託できる事業はすべて民間委託し、入札制度も積極的に進んでいる。ほぼ事務職員中心とした構成で、立入調査など必要最小限の人員配置で運用しており、コスト意識を持った運営をしている。事業の成果についても、公害苦情における一定の解決率を確保し、また苦情処理件数も減少傾向であるため、地道な努力の結果といえる。 また、平成23年に発生した東日本大震災により、市民の不安が増大し、より一層市民の生活環境保全に向けた取り組みが求められるようになった。これまでの事業に加えて、福島第一原子力発電所の事故による放射線対策も注力する必要がある。当事業にかかる負担は高まりつつある。 放射線対策については、学校や保育所、公園を中心に、放射線量の測定や放射性物質の調査を行い、必要に応じて放射線低減作業も実施した。さらに市民向けのパンフレットの作成や放射線測定器の貸出も行うことで、市民のニーズに沿った対応をとった。放射線測定器の貸出率も、貸出し当初は9割以上あったが、現在は1割を切っており、市民の放射線に対する不安はある程度収まったと考えられる。 今後、県からの権限委譲事務等の業務内容の増大に伴い、専門知識の習得など所管事務の質的向上が必要であると思われるが、研修会の回数や規模などを拡大するなど、職員のスキルアップのため積極的な事業執行を行うことに努められたい。 最後に、活動指標・成果指標について、活動指標の「環境基準を達成した地点数」と、成果指標の「水質環境基準適合率」は実質的に意味合いは変わらず、重複している。「環境基準を達成した地点数」は成果としての意味合いが強いので、活動指標から外すのが好ましいと考える。一方で、改善の方向性にあるものとして「特定施設への立入調査」を継続的に実践していくことが重要であり、活動指標には「特定施設への立入調査件数」とすることを提案したい。	整理 済	公害の未然防止と市民の生活環境の保全を図るため、引き続き環境モニタリングを実施するとともに、事業場等への立入り調査を行い、規制基準を遵守するよう指導していく。
220	し尿収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	〔目的〕 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 一般家庭等から排出されるし尿を業者に委託して定期的に収集を行う。	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	①②し尿汲み取り世帯の減少に対応する収集体制の検討(災害時における体制として、浄化槽清掃業者の協働体制)	B	H20	対象世帯は2,800程度と多くはないが、現状では継続が必要な事業である。今後検討すべきものとして浄化槽設置の推進があるが、補助金額のアップがどの程度効果的かを調べる必要がある。また、同時に市民への周知も欠かせない。 なお、災害時の対応については、危機管理課の防災施設整備計画担当との協議も必要と思われる。	整理 済	し尿汲み取り世帯の減少に伴い、外部評価時の8業者9台から5業者6台に委託内容を変更し対応している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
221	リサイクルプラザ施設管理事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H18	-	<p>〔目的〕 廃棄物の資源化及び減量を図る。</p> <p>〔手段〕 ・施設の適切な維持管理を行う。 ・資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率的に処理(破碎・選別)するため、資源化施設の運転管理を行う。</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>毎年度、不法投棄や処理困難物の量が不確定であるが、不法投棄防止等の啓発を図り、最小限の経費負担となるよう努める。また、施設及びプラント設備についても建設から10年が経過しているため、修繕、改修及び更新に係る負担が増加していくため、コストの平準化を図るためにも長寿命化計画や修繕計画の作成を行う。</p>	<p>検討・見直し</p> <p>①更なる分別、資源化を徹底による搬出量の減少を図るとともに業務の効率化、市民の安全確保及び環境衛生の拡充を図る ②不法投棄の防止などによるごみの減量</p>	C	H22	<p>リサイクルの拠点施設である「越谷市リサイクルプラザ」において、一般家庭及び事業所から排出される不燃ごみ・缶・ビン類・粗大ごみ等を適正に処理し、効果的に資源化を図るため、機器類の維持管理など運転保守管理を行う事業である。</p> <p>建設後約8年程度であるが、平成25年度より減価償却費が大幅に減少しており、耐用年数を超過していない資産については減価償却が必要である。また、修繕や更新した消耗部品等の減価償却については、総務省が進めている地方公会計に関する資料等を参考にし、減価償却が必要な機器等については適正な減価償却費の計上に努められたい。</p> <p>活動指標と成果指標について、目的と手段では資源化施設に搬入される粗大ごみや不燃ごみなどを効率的に処理することで廃棄物の資源化及び減量を図ることから、「処理した廃棄物の量」(搬入された廃棄物の量)は、当該事業では資源物の運搬業務を担っていないため、活動指標として不適切である。このことから、成果指標の「搬入された廃棄物のうち資源化できた量」を活動指標として設定することを検討されたい。</p> <p>資源化を積極的に図った結果として、成果指標に「廃棄物の減少量(前年比)」等の設定を検討されたい。</p> <p>また、業務委託契約について、多くの委託業務を別々に契約していることで、事務事業の効率化が図れているとはいえない。運転管理委託との包括的な業務委託とすることによる事務事業の効率化の検討を早急に進めることが必要である。</p> <p>廃棄物の種類により異なるが、ごみ処理能力(52t/日)があるにもかかわらず、ごみ排出量が処理能力の半分程度で、施設をフル活用しているとはいえない。ごみの排出量は、人口減少やごみ減量に対する啓発活動が進められていることなどから、中長期的に減少すると見込まれる。</p> <p>リサイクルプラザの処理能力の余力分を有効活用するには、他市町村等の資源物を受け入れるなど、広域的な取組が必要である。総務省が推進している公共施設等総合管理計画の策定においては、個々の自治体で対応できない施設や事業などでは、隣接する市区町村を含む広域的視野を持った計画を検討されることが望ましいと記載されている。越谷市にとっては既存のリサイクルプラザの有効活用が進むことに加え、受け入れるごみ相応分の費用を得ることができるメリットがある。市外からごみを受け入れることによる他市町村との分別方法の調整や、越谷市民の理解を得ることなど慎重に進めなくてはならない事項があることは理解できるが、中核市としての越谷市が地域のリーダーシップを取り、周辺市町村との連携を積極的に図っていくことが必要でないか。大型施設にかかる運営コストを認識し、双方がWinWinとなりうる広域処理のあり方を検討する必要性は高い。</p> <p>活動指標にある運転トラブル発生件数について、機器類が稼働しなくなる重大なトラブルを指標として設定している。多種多様な機器類を有するプラント施設であり、長寿命化に視点を置いた施設管理計画を策定することは困難であると理解できるが、重大トラブルを発生させないためには、日々の日常点検とともに、施設管理計画も必要と考えられるため、今後の課題として検討していただきたい。</p> <p>施設維持管理において、平成18年度からの15か年の長期修繕計画に基づいた修繕に努められている。引き続き計画的な修繕を推進されることに加え、廃棄物処理施設は他の都市施設と比較し性能低下や磨耗の進行が速いことを認識し、施設保全と延命化を主とした長寿命化計画の策定について検討されたい。</p> <p>《参考》平成22年度外部評価: C</p>	<p>①減価償却費を実態に整合した耐用年数等、適正な資産評価を行った。 ②活動指標及び成果指標については、市民にわかりやすい明確な指標に改めた。 ③業務委託契約について、一部の施設設備保守管理委託を平成27年度の運転管理委託に移行し、事務の効率化を図った。 ④施設維持管理における長寿命化、長期修繕計画については、すぐに実施できるものではないが、越谷市公共施設等総合管理計画や施設維持管理計画と併合、連携を図り、取り組んでいきます。</p>
222	可燃物収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	S33	-	<p>〔目的〕 市民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図る。</p> <p>〔手段〕 越谷市全域を週2回(月・木)(火・金)(水・土)の3コースに分けて、各家庭から排出される可燃ごみを定期的に収集する。</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>現状維持</p> <p>①安定的なごみ収集の継続ができるよう、引き続き効果的な収集体制の維持及び管理を実施していく。②ごみ収集については、受益者負担の考え方を整理し、ごみの指定袋制や有料化などについて調査研究を行っていく。</p>	B	H21	<p>可燃ごみ分別の不徹底によるコスト増大の対策として、有料化を検討中とのことであるが、効果が期待できると思われる事業については、早期に結論を出し、実施に移すべきである。</p> <p>また、事業系ごみの出し方については、今後とも現場パトロールの強化などを通して、きめ細かい対応をとられたい。</p>	<p>整理済</p> <p>廃棄物減量等推進審議会において、ごみ処理に係る経費負担(家庭ごみの有料化、事業系ごみの手数料改定)の有り方について検討済。</p> <p>家庭ごみの有料化は家庭ごみが減量されていることから有料化話との答申を受けたことから、現在はごみの推移を観察中。事業系不燃ごみ処理手数料の改定は、平成24年度に検討し、改定の必要はなしとなっている。また、事業系ごみの出し方については、現場パトロール強化を図るとともに悪質な不法投棄者には、警察署と連携しながら対応している。</p>	
223	公共施設廃棄物処理事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	<p>〔目的〕 公共施設における環境の保全、公衆衛生の向上</p> <p>〔手段〕 可燃ごみは週2回の定期収集(東埼玉資源環境組合に搬入)、資源物等(びん・缶)、不燃ごみ、危険ごみは隔週1回(リサイクルプラザに搬入)</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>現状維持</p> <p>①②公共施設の廃棄物の収集については、排出量削減に対する啓発を進めるとともに、効果的な収集方法を引き続き検討していく。</p>	B	H21	<p>ごみの15種類別に対する効果は期待できるが、分別を徹底させることがポイントとなる。継続的に周知を図り、減量とリサイクル化に対する具体策を策定し推進していただきたい。</p>	<p>整理済</p> <p>「地球にやさしい越谷市率先実行計画」において「用紙使用量の削減」、「ごみの削減とリサイクル推進」に関する行動調査を実施することにより、環境に配慮し、ごみ減量に対する意識付けと啓発活動を継続的にを行い、ごみ減量に努めている。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価				9. 総合評価								A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要		D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	各評価で認識した課題等										
224	最終処分場維持管理事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H2	-	〔目的〕 一般廃棄物最終処分場の安全の確保する。 〔手段〕 地下水の水質検査を月1回、各種機器の保守点検及び運転管理を月8回の巡回管理方式で維持管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①安全性を確保するための各機器の保守管理や水質管理を行う。 また、機能維持を確保するため迅速な機器の修繕を行う。 ②適正な施設の維持管理を行うための計画的な修繕を行う。	現状維持	①安全性を確保するための各機器の保守管理や水質管理を行う。 また、機能維持を確保するため迅速な機器の修繕を行う。 ②適正な施設の維持管理を行うための計画的な修繕を行う。	B	H21	本事業は、委託事業として行っている。水質検査は重要であり、万一ミスがあると、将来取り返しのつかない事態にもなりかねない。 現在、検査は職員立会いのもとで行われているが、結果報告においては環境資源課のチェック基準をマニュアル化するなどし、チェック漏れ防止及びノウハウの伝達を考慮すべきである。	整理済	平成23年度より業務担当に電気、機械等の保守管理の経験がある技術職員を配置し、さらに適正な維持管理を図っている。		
225	資源回収奨励補助金交付事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H1	-	〔目的〕 ごみの減量化による処理経費の節減及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図り、併せて地域コミュニティづくりを促進する。 〔手段〕 自主的な資源回収を行う市内の地域住民で組織する団体に対し、回収量に応じた補助金を交付する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	少子高齢化等により、活動が縮小している団体もあり、回収量が減少している。	検討・見直し	①②資源回収活動を行っていない自治会やマンションの管理組合に引き続き事業の案内を行い、事業参加を促していく。	B	H18 H25	事業概要 ごみの減量や環境意識の高揚を図るため、地域において自主的な資源回収を行う団体に対し、回収量に応じた補助金を交付する。 必要性 地域住民で組織する団体に、資源回収活動を実施してもらい、リサイクル活動の促進とごみの減量化を行うことは必要性が高い。また、行政回収分については1kg当たり17円のコストがかかるが、資源回収に対する補助金額は1kg当たり8円であり、行政回収分の費用削減の観点からも必要性が高いと言える。 一方で、平成元年から補助制度が開始されたが、市民の分別に対する意識はかなり高まっており、制度導入時と比較すると補助制度が果たす役割は減少していると考えられる。補助制度の見直しと合わせて、事業目的を実現するための手段の見直しが必要である。 効率性 資源回収量の単位当たりコストは増加しており(H23:8770円、H24:8826円)、効率性を上げるための事業実施方法の見直しや工夫を検討することが必要である。 事業の効率性を上げる取組として、団体に負担をかけないようにして、回収量を増加するために、手続きを簡素化していることは評価できるが、団体にとっての負担を軽減し、より円滑に取り組めるように、必要となる手段を検討することが重要である。 現在1kg当たり8円と設定されている補助金額の単価については、実施団体における取組状況、市民の資源回収への理解状況等を踏まえて設定すべきであり、単価については検討する余地がある。 有効性・成果指標 成果指標として、資源回収量を登録団体数で除して算出した「1団体あたりの資源回収量」は増加している(H23:17.8t、H24:19.8t)が、単純に団体数が減ると「1団体あたりの資源回収量」は増えることになるため、団体数の増加と「1団体あたりの資源回収量」の増加を同時に達成することが、資源回収量を増加していくために必要である。実際には団体数は減少している(H23:500団体、H24:444団体)。 また、本事業の目的はごみの減量化であるので、「市民1日当たりのごみ量」等も成果指標として検討することが必要である。 活動指標 「資源回収量」は減少しており(H23:8913t、H24:8808t)、実績が下がった原因をきちんと分析して、活動の成果としての「資源回収量」を上げる手段を検討することが必要である。 その他 組織化されていない団体に対する働きかけが重要であり、具体的な働きかけの手法について検討する必要がある。 【資源回収奨励補助金】(内部評価:減額(縮小))(外部評価:減額(縮小))地域内のコミュニティ作りが本補助金の主眼となりつつあるのであれば、当該分野における事業から支出すべきではないか。 《参考》平成18年度外部評価: B	検討中	資源回収活動を通して資源の有効利用に対する意識の向上を図るため、現在、組織化されていない団体に対する参加を働きかける。 また、補助金の単価については、市場や近隣の市町村の動向とともに、実施団体における取組状況、市民の資源回収への理解状況等をふまえて検討する。		
226	資源物分別収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H18	-	〔目的〕 ごみの減量・資源化を図り資源の有効活用を促進する。 〔手段〕 各自治会から推薦を受けた方を廃棄物減量等推進委員として委嘱するとともに、ごみ収集カレンダーの配布等により家庭ごみの適正な処理方法の普及啓発を行う。また、ごみ集積所に排出される資源物を業務委託により定期的に収集し、施設に搬入する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	推進員の活動内容の見直しを行う必要がある。	検討・見直し	①②安定的な収集を行うとともに、廃棄物の減量・資源化の推進を図るため、効果的な収集方法・体制を検討していく。	B	H23	事業概要 資源物(古紙類・ペットボトル・びん・古着類・白色トレイ・危険ごみ)のリサイクルを推進するため、ごみ集積所に出される資源物の収集運搬を行う。また、ごみ収集カレンダーの配布や廃棄物減量等推進員を通じた排出方法の普及啓発を行う事業である。 効率性 「収集車1台当たりの回収量」は増加している(H23:366t、H24:371t)が、単純に収集車の数が減ると「収集車1台当たりの回収量」は増えることになる。活動指標は資源回収量とすることが適当ではないか。 現在、廃棄物減量等推進員の役割を集積所の見回りに限定しているということであるが、普及啓発を推進するという観点から、廃棄物減量等推進員が担うべき役割については、15分別の普及に向けた指導等も含めることが必要であると考えられる。廃棄物減量等推進員に対する謝礼は、一人当たり年間2500円の図書カードのみであり、自治体によって状況が異なるものの、業務内容に比べて低く抑えられている。他自治体における廃棄物減量等推進員の活動状況、報酬水準等も勘案し、廃棄物減量等推進員の役割と対価を見直すことで、事業の効率性を上げることも検討する必要がある。 有効性・成果指標 成果指標として挙げられている「リサイクル率」は下がっている(H23:19.8%、H24:19.1%)。なぜリサイクル率が下がったかの分析が十分に行われていないが、実績データから見ると、本事業の費用対効果は上がっていないと考えられる。また、全国平均や県内他自治体(所沢市や川越市では20%以上)と比較して、本市のリサイクル率は低い。ただし、リサイクル率が全国共通の指標にも関わらず、自治体ごとリサイクル対象の捉え方に差があることから、必ずしも相対的な評価が可能な指標とはなっていないということであれば、リサイクル率の他の自治体との比較は参考的なデータと位置づけることでもよいが、他の自治体のリサイクル率が上がっているなかで、本市だけが下がっているということであれば、他の自治体の取組状況を参考に事業内容や実施方法を見直す必要がある。例えば、プラスチック類のさらなる分別等を実施し、燃えるごみの削減に継続して取り組むなどの方策が考えられる。 活動指標 活動指標として、「廃棄物減量等推進員数」が挙げられているが、減少している(H23:592人、H24:545人)。マンションにおいては管理組合等が分別収集に向けた取り組みを担っており、必ずしも廃棄物減量等推進員の配置が必要ではないことから、活動指標の見直しが必要である。 《参考》平成23年度外部評価: B	整理済	推進員が動きやすい環境づくりを進めるための制度変更を検討していく。 ごみ収集カレンダーについては、さらに内容の充実を図っていく。		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
227	修理再生等啓発事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H20	-	〔目的〕 ごみの減量、リサイクルの啓発を図る 〔手段〕 ・粗大ごみを再生した木製家具等の常時販売 ・リサイクル関連講座の開催	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	市民の要望やニーズを踏まえ、適宜事業を見直す必要がある。	検討・見直し	①②粗大ごみとして排出される自転車を修理・再生し、市民への提供を始める。また、イベントに参加して再生品の販売を行うことで、リユースの啓発を行うなど、ごみの減量やリサイクル意識の高揚を図る。	C H22 C H26	リサイクルの拠点施設である「越谷市リサイクルプラザ」において、家庭等から収集した粗大ごみを修理・再生したものの販売や、リサイクル・リユース促進に関する講座を開催することで、ごみの減量やリサイクル等の普及啓発を行う事業である。 リサイクルプラザへの来場者数や販売点数等は増加しているが、成果指標であるごみの減量や資源物の排出量への効果が出ておらず、ごみの減量や再使用・再利用等の啓発活動が進んでいるとはいえない。 現在開催されているリサイクル関連講座や団体見学の主な参加者が、小学生や比較的時間に余裕があるシニア層が中心であることや、講座内容の包丁研ぎ教室や古着のリメイク教室が、リサイクル等の促進に寄与しているのかが疑問である。どのような年齢層の市民にリサイクルやごみ問題を働きかけていくかを明確にした上で、リサイクル開催講座の大幅な見直し・改善をする必要がある。 ごみの減量・リサイクルに関する啓発活動は、資源物に限らず可燃ごみを含めた全てのごみを対象としており、可燃ごみが約8割を占める「ごみの排出量」を成果指標に設定していることは理解できる。ただし、リサイクルプラザは可燃ごみ以外の廃棄物を処理する施設であることを鑑み、粗大ごみを再生し販売することがごみの減量に寄与することから、「修理再生品の販売重量」を成果指標として設定されることを検討されたい。 環境問題に関連する啓発方法については、他の事業体や海外などの優良な先進事例があると思われるため、それらを研究し参考にした上で、越谷市独自の啓発事業を実施していくことも重要である。 啓発施設内の図書コーナーについては、貸出件数の実績が極めて低く、有効に活用されているとはいえないことを踏まえ、市立図書館への機能集約を実施したうえで、廃止する必要がある。 また、人件費が事業費以上にかかっている状況であるが、人件費に計上されている職員は、修理再生等啓発事業だけでなく、越谷市全体のごみ減量の推進やリサイクル啓発を行う業務を担当している。人件費については、見直しを行った上で、適正な計上に努められたい。 リサイクルプラザ内の啓発施設は、ごみに関する啓発を行うことを主目的とした施設である。国の補助金を活用し建設された施設であり、継続的に事業を推進する必要がある。今だにリサイクルプラザを知らない市民への広報方法の見直しをするとともに、対象とする年齢層を明確にしたリサイクル講座の企画に努められたい。 他事業でも実施されているエコやリサイクル関連の啓発活動との連携や統合を検討され、市民が参加しやすい環境作りにも努めるとともに、リサイクル・リユースの積極的な事業展開を進められたい。 《参考》平成22年度外部評価：C	家具の常時販売やフリーマーケットの開催等を通じて幅広い世代の来館者を増やすことができた。リサイクル講座も今まで小学生やシニア層を中心としていたものを親子で楽しめる講座を開催することで30代、40代の参加を促すことができた。 また、リサイクルプラザ啓発施設内に設けられている図書コーナーについては貸し出し機能を廃止し、ごみの減量・資源化に関する資料コーナーとし、環境情報を提供する場や関係団体が打ち合わせをする場所として利用するなど有効活用を図っていく準備を進める。
228	粗大ごみ等収集運搬事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H3	-	〔目的〕 市民の生活環境を維持するため。 〔手段〕 自宅及びごみ集積所にて家庭から排出される粗大ごみを迅速かつ確実に収集し、リサイクルプラザに搬入する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、粗大ごみを収集することで、衛生的な住環境維持が保たれるものと考えられ、継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っていく必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要性があり、継続して実施していく。	現状維持	①②安定的なごみ収集の継続ができるよう、引き続き効果的な収集体制の維持及び管理を実施していく。	B H20	事業内容は、粗大ごみの収集及び処理場への搬入であり、その点においては適切な外部委託である。 課題は、①リサイクル率アップ、②減量化、③手続の効率化である。 ①②については市民へのアピール、③は粗大ごみ処理券有料シールの採用や、パソコンシステムを活用した事務処理の導入の推進を期待する。	リサイクルプラザ啓発施設において収集した家具の一部を修理して販売している。また、電話受付の際に適切な処分方法を案内し、さらなる減量を図っている。 平成21年9月より、粗大ごみ運搬収集手数料については、シール制を導入し、市民の方の利便性を図ってきた。 今後もさらに効率的かつ利便性向上に向けて、事業の改善を図っていく。
229	東埼玉資源環境組合負担金事業	環境経済部	リサイクルプラザ	S36	-	〔目的〕 東埼玉資源環境組合において、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家から排出される可燃ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。 〔手段〕 越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町で負担金を支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	可燃ごみの減少率は1.37%と減量化は進んでおり、負担金額も減少している。	現状維持	①②今後とも分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を図る。	A H24	東埼玉資源環境組合負担金事業は、東埼玉資源環境組合において、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市並びに松伏町の5市1町の家から排出される可燃ごみ、伐採枝、し尿および浄化槽汚泥を適正に処理するために、分担割合に応じて各市町から負担金を支払うものである。 事務的には、分担割合に応じて、年4回の負担金の事務処理を行う他に、事務連絡協議会への出席や、職員の研修も実施している。負担金は前年1月～12月におけるごみの総量に応じて算定され、分担割合は5市1町の中で、主にごみの排出割合に応じて個々に配分される。基本にごみの総量の削減が進めば、来年度の負担金が減少し、事業費削減に寄与する。 当事業単体では、ごみ削減に向けた方向性を策定するのは困難であるが、引き続き事務連絡協議会にて情報共有を行い、時には類似事業や一部事務組合とも連携し、ごみ削減に向けた取り組みに努められたい。 また、成果指標には「分担割合」が設定されているが、昨年のごみの総量を基に、単純な引き受け割合の増減を評価しているに過ぎない。分担割合は、ごみの総量に応じて決定されるが、前年度の数値をもとに当年度の数値が決定されるため、当期の成果を計る指標としては好ましくない。この事業は他自治体における負担金割合の大小を単純に評価するものではなく、あくまでごみの排出抑制や再資源化、分別の徹底を促すことにあるので、成果指標の再考が必要と考える。例えば、改革改善の方向性に記載されているように、市民に対するごみの分別の徹底や、ごみの減量・資源化の成果を評価する指標として、「ごみの総量を対前年度比〇%削減」といった成果指標を提案したい。	平成24年度より成果指標に「可燃ごみの減少率」を加えている。 今後も更なる減量化に向けて、ごみの分別の周知徹底を図っていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 改革改善の	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
230	動物死体収集事業	環境経済部	リサイクルプラザ	S61	-	〔目的〕 市民の生活環境保全、公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 専門業者に委託することにより、道路や敷地内に放置された野良の動物の収集・及び、飼い動物の死体の戸別有料収集・処理を行う。	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	飼い動物の死体処理の手数料については、手数料収入が全額業者への委託料となっているが、市には受付業務分の人件費コストが発生しており、本来ならば人件費分を含むコスト全額を受益者(市民)が負担すべきである。	①②飼い動物の死体処理を民間事業者が市民からの依頼を直接受け収集・処理する。	B H18 B H27	動物の死体を迅速に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事業である。市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業を実施する責務を負っている。 市は市民からの通報を受けた後、委託先の専門業者に連絡することで、業者が戸別に訪問し、動物死体の回収・処理を行っている。処理数は一年間で野良動物が1,100件超、飼い動物(ペット動物)が600件超であり、事業の必要性は明確である。事業費はすべて委託料であり、実際の処理件数に基づいて単価契約で委託料が支払われている。対象が飼い動物の場合には、委託事業者が市民より手数料7,350円を徴収し、毎週の実績報告と合わせて受領した手数料を市に納入している。処理件数の確認方法、および料金の徴収から納入においても、適切な仕組みになっていると認められる。事業の目的上、動物死体は速やかな処理が求められるものであるため、引き続き迅速かつ適正に事業が遂行できるよう努められたい。 委託料の額と手数料の額については、課題が生じている。市民は飼い動物の死体処理をする場合に、本事業を活用して合同火葬とするか、斎場を利用して収骨するかを選択できる環境にある。本事業による処理手数料については、手数料収入が全額業者への委託料となっているが、市には受付業務分の人件費コストが発生しており、本来ならば人件費分も含むコスト全額を受益者(市民)が負担すべきと考える。この課題については、既に担当課で認識し、改善策を具体的に検討中であるとのことであるため、引き続き検討を続け、適正な処理手数料に改定されることを期待する。 《参考》平成18年度外部評価: B	整理 済	飼い動物の死体処理については、平成29年度より民間事業者が、市民からの依頼を直接受け、収集・処理できるよう関係機関と調整
231	破砕物等搬出事業	環境経済部	リサイクルプラザ	H18	-	〔目的〕 一般家庭から排出される不燃ごみ、缶、びん類、粗大ごみを再資源化するため。 〔手段〕 リサイクルプラザ資源化施設から排出される廃棄物や資源物をそれぞれ業者に委託し、可燃物は東埼玉資源環境組合に運搬し、不燃物等は、それぞれの処理施設に運搬して適正な処理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	不法投棄や処理困難物の処分にかかる処理経費の負担軽減。	①更なる分別・資源化の徹底による搬出量の減少。 ②不法投棄の防止などによるごみの減量。	B H20	破砕可燃物等を処理場へ搬入する事業であり、搬入の外部委託は適切である。 課題としては、事業費の80%を占める不法投棄物や乾電池等の廃棄にかかる処理委託費の削減である。解決には、市民の理解が求められるので、より効果的なPR活動を行い、ごみの減量に努力していただきたい。	検討 中	更なる分別、資源化を徹底し、可燃残渣、不燃残渣及び処理困難物の搬出量の減少を図り、警察や産業廃棄物指導課との連携による不法投棄防止パトロールやリサイクルプラザでの効果的な啓発を図っていく。
232	不燃ごみ収集等事業	環境経済部	リサイクルプラザ	-	-	〔目的〕 市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 〔手段〕 ごみ集積所に排出される不燃ごみ及び缶を定期的に収集し、リサイクルプラザに搬入する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	ごみ収集は廃掃法に定めのある地方自治体の責務であり、衛生的な住環境維持のため継続的かつ安定的な収集体制づくり及び維持を行っていく必要がある。一方で、効果的な収集方法等については、常に研究を続ける必要性があり、継続して実施していく。	①安定的なごみ収集の継続ができるよう、引き続き効果的な収集体制の維持及び管理を実施していく。 ②ごみ収集については、受益者負担の考え方を整理し、ごみの指定袋制や有料化などについても調査研究を行っていく。	B H29	ごみ収集車両等の整備などを適正に実施することにより、各家庭から排出される不燃ごみ、缶などの円滑な収集の推進を図るとともに、路上などの不法投棄物の回収を行うことで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事業である。本事業は必要性が高く、正確かつ確実な履行が不可欠である。不法投棄の情報について、市民からの通報に加えて、郵便局員の協力を求めるなどの工夫は評価できる。高齢者が増加している実態から、今後は関連事業である「ふれあい収集事業」にかかる人手のウエイトが大きくなると考えられ、より事業の効率化が求められる。そのような中で他自治体の手法や体制と本事業を具体的に比較していないのは問題である。他自治体では、ごみステーションの管理システムを導入し、業務の効率化を図っている例もある。他市の情報収集することにより、システム導入や業務委託など本市にふさわしい業務効率化を追求できる方法を探り、長期的な視点で今後の見通しを立てる必要がある。また、ゴミそのものを減らす観点から、他の関連事業とのより一層の協力・連携を進める必要がある。震災や大雨等の災害時における廃棄物の広域的処理については、引き続き検討を進め、災害時の廃棄物処理が迅速に行える体制の早期構築に努められたい。 事務事業評価表の人工の数値については、リサイクルプラザの職員47人が含まれていない。本表を作成するうえでは適切でないため、他事業の評価表と併せて来年度(30年度)からの改善を求める。 活動指標の数値は、成果指標の収入量から単に収集車両の台数14台で除した数値であり、それぞれに設定するのは適切ではない。成果指標については、事業目的が「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る」であることから、「不法投棄の収集件数」など新たな指標を設定することを検討されたい。		※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
233	産業廃棄物対策事業	環境経済部	産業廃棄物指導課	H27	-	〔目的〕 産業廃棄物等の排出抑制及び適正処理を推進する。 〔手段〕 産業廃棄物排出事業者を対象に適正処理講習会等を開催する。 立入検査等により産業廃棄物の排出事業者及び処理業者の指導を行う。	高	高	高	高	(d)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	産業廃棄物の適正処理推進のため、パトロールを強化する等、不適正処理の未然防止策を充実させる必要がある。	①平成29年度から未然防止策を強化するため、監視パトロールの実施回数を増加する。 ②産業廃棄物の不適正処理の未然防止策の充実を図るため、排出事業者等に対する啓発等、パトロール以外の方策を検討する。	- 未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総 合 評 価	実 施 年 度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
234	若年者等就業支援事業	環境経済部	産業支援課	H17	-	【目的】 若年者・女性・中高年等の早期就職の実現。 【手段】 専門のキャリアコンサルタント(相談員)を1名配置し、個々のニーズを踏まえ、就職に向けた一貫した相談支援を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	相談が長期化する相談者への継続した支援と相談後に就職しても定着せずに、再相談に来る相談者への的確なフォローアップ。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①②新規相談者数の増加は必然と延べ相談件数へつながるため、新規相談者獲得のためにも周知に努める。引き続き、長期相談者へのフォローと就職後の定着支援に努める。なお、平成30年5月末で現在の長期継続契約が終了となることから、従来のキャリアコン事業+現場相談員による支援セミナーの開催などが新たにできるよう、予算拡充も視野に入れた支援体制を構築したいと考えている。	B	H23	若年者、女性、中高年齢者等及び失業者の就職について、求職者の能力や企業の人材ニーズを踏まえながら、キャリアコンサルタントによるマンツーマンのカウンセリングにより支援を行う事業である。厳しい経済状況の下、新卒者の就職難や非正規労働者の増大など雇用情勢を取り巻く環境は極めて厳しい状態にあるため、社会保障費用抑制や新たな納税者の創出など行政経営の観点も踏まえると、本事業の必要性は認められる。しかしながら、その取り組みについては、見直しを行うことが必要である。若年者等に対する就職支援施策は、国・県はもとよりNPO団体等でもさまざまな事業が実施されている。その中で、市として取り組む範囲をその理由を含めて明確化し、他の実施機関との棲み分け(役割分担)を図ることが重要である。また、事業実施に係るコストの実態が、事務事業評価表上で明らかになっていない。現状は、相談回数1回当りの「単当たりコスト」が表記されているが、より適切な事業運営を行うためにも、相談者1人当りの単当たりコストについても明記すべきである。必要性の高い事業ゆえに、事業実施に係るコストについては、丁寧な説明に努められたい。上記に加え、本事業には他にも改善を要する点が見受けられる。まず事業目的については「就職支援を実施する」ことが目的ではなく、「早期就職を実現させる」ことが目的である点を指摘したい。現在の事業目的は「手段が目的化」されている状態にあるため、事業目的の見直しが必要である。活動指標については、事業の取組状況を的確に把握できるよう、現在の「相談回数」に加え、「相談者数(実数)」、「新規相談者数」、「継続相談者数」なども設定するよう提案したい。また成果指標についても、「新規相談者就職率」、「相談期間別就職率」、「支援をした人の離職率」、「再支援者就職率」などを指標案として提案するので、その妥当性について検討されたい。このほか、支援内容をより実効性のあるものとするために、本事業の利用者に対してアンケート調査等を行い、事業内容や実施日時等を常に見直ししていくことに努められたい。昨今の経済・雇用情勢を踏まえると、本事業の果たす役割は極めて重要である。今後も、事業内容の充実を図りながら、取り組みを強化していくことは当然のことであるが、庁内関係部署、ハローワーク、NPO団体等との情報共有や連携を密にし、支援希望者が相談の機会を逸することのないよう、取り組まれたい。	整理 済	相談者の早期就職支援が第一であるが、就職してもすぐに離職するのでは意味が無い。継続して働くという姿勢を身に付け、本事業において支援した人の定着化を図れるよう、根気強く個々にあったコンサルティングを実施していく必要はある。
235	高齢者就業支援事業	環境経済部	産業支援課	S57	-	【目的】 高齢者の補助的、短期的な就業を通じて、高齢者が自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実、社会参加への就業機会の増大と福祉の増進を図るための事業及び能力を活かした活力ある地域社会作りを寄与するためシルバー人材センターが行う事業に対し補助金を交付し、シルバー人材センターの事業推進を図る。 【手段】 補助金交付要綱に基づく補助金を交付して支援する。 また、中高年齢者の優れたスキルとパワーを地域で発揮するため、シニアセミナーを開催する。	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	シルバー人材センターの自主財源による運営と策定された中長期計画に沿った運営がされていくよう指導する。	検討・見直し	①②シルバー人材センターにおいて策定された中長期計画に沿った運営がされていくよう指導していく。	B	H27	高齢者の生きがいの充実、就業機会の増大等を図るために越谷市シルバー人材センターが行う事業に対して補助金を交付し、その事業の推進を図ることを目的とする事業である。将来人口推計の動向も鑑み、高齢者の生きがいづくり及び社会参加は超高齢社会における重要課題であり、その課題の解消に資する本事業は今後も継続していくことが期待される。高齢者の経験知が地域に還元され、地域が活力に満ちた明るいものとなるよう引き続き事業の実施に努められたい。シルバー人材センターの現状の事業は、市からの補助金を前提とした運営がなされているが、今後、高齢者人口が増加し、シルバー人材センターの会員数が増加し、事業規模が拡大した場合の補助金負担額増大の懸念もあるため、センターで取り扱う業務範囲や受注件数の拡大による収入増を契機とした自主財源による運営がなされるよう、業務の効率的執行を含めた適切な指導及び助言をされたい。また、成果指標の就業率(延べ)について、就業先の新規開拓件数を加えるなど、センターの業務拡大や自主財源運営に向けた指標となるよう検討されたい。 【公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的に、昭和57年度に開始され、直近では平成25年度に見直しを実施されている。今後の高齢者人口増加を鑑み、定年退職後の高齢者に対する就労対策の面からも継続することが妥当と考える。そのうえで、公益社団法人越谷市シルバー人材センター補助金交付要綱において補助対象経費を明定するとともに、当該補助金の交付に係る国の要綱等を精査した上で事業費補助のあり方について検討されたい。	整理 済	会員数、就業者数は増加傾向にあり、一層の運営努力を行っていく。
236	勤労者等貸付事業	環境経済部	産業支援課	H14	H29	【目的】 勤労者及び家内労働者等に対し、貸付事業を実施し、勤労者等の福祉向上を図る。 【手段】 貸付資格を備えている勤労者等に対し、応急に必要な生活資金を100万円を限度に中央労働金庫が貸付を実行する。越谷市は労金の貸付に対し、その利子補給を実施する。	低	高	低	低	(b)	(c)	(d)	(c)	(a)	D	毎年一定の相談はあるものの、生活困窮者による恒常的な貸付希望が多く、本貸付制度の主旨にはなかなか合致しない。また、市の貸付認定を受けても、その後の労金による審査において貸付実行に至らない。	終了(H29年度)	①外部評価を受けて、平成29年度末を事業終期とし、事業の休・廃止に向けた手続を行う。 ②仮に平成29年度中において新規貸付実行となった場合は、利子補給を行う根拠となる条例・規則の廃止はできないことから事業継続の可能性もある	D	H27	勤労者及び家内労働者に対して貸付を行い、勤労者等の福祉の向上を図ることを目的とした事業である。平成26年度の貸付実行件数は0件、平成27年3月末現在の労金貸付件数3件、貸付残高460千円であり、市の利子補給金決算額は8千円である。このように、当該制度はほとんど利用されておらず、本事業によって、市内の勤労者及び家内労働者に対し、貸付事業を実施し、福祉向上を図るという目的が達成されているともいえないため、事業の休・廃止を含めた検討が必要である。生活費を補てんする個人向けローンなど、民間金融機関において、類似の用途に貸付を実施する商品は数多く展開されており、公共サービスとして本事業に取り組む必要性は低い。さらに、生活困窮による恒常的な生活費を必要とする相談または申請については、市の認定が受けられないにも関わらず、そのような相談が多いという現状に鑑みれば、事業内容や事業自体の見直し時期にきているといえる。平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されたことから担当および関係部署と協議の上、事業の休・廃止を含め、今後の方向性について検討されたい。 【勤労者等生活資金利子補給金】 (内部評価:継続)(外部評価:終期設定) 勤労者等に対し、応急に必要な生活資金を貸し付けることにより福祉の向上を図ることを目的としている。補助金であるため、交付申請から支払までについては、越谷市補助金等の交付手続等に関する規則に基づく適正な事務処理に努められたい。また、今後の方向性を検討する中で、越谷市勤労者等生活資金貸付条例改正も視野に入れ、現在、利子補給対象となっている者に配慮した経過措置を設定した上で新たな貸付認定は行わないこととし、現在の利子補給対象者の完済後、補助金を廃止するなど対応を検討されたい。	整理 済	平成27年度実施の外部評価を踏まえ、事業の休・廃止を行う方向で整理を進めていく。
237	産業雇用支援センター管理事業	環境経済部	産業支援課	H16	-	【目的】 産業雇用支援センターに来庁する市民等が安全に利用できるよう施設管理を行う。 【手段】 委託等により施設の保守管理を実施し、適正な運営管理に努める。	低	高	低	低	(d)	(a)	(d)	(c)	(b)	B	施設利用率の向上	検討・見直し	①②施設の利用率を高めるため、施設利用のPRを実施するとともに施設の保守管理に努め施設の適正管理を行う。	-	未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
238	空き店舗対策事業	環境経済部	産業支援課	H23	-	<p>〔目的〕 市内商店街の活性化および市内産業の振興、地域における高齢者等による支え合い仕組みづくりの推進を目的とする。</p> <p>〔手段〕 ①市内商店街の空き店舗に新たに新店を出す事業者に対して、改装費及び家賃に要する経費の一部を助成する(平成28年度から補助内容を一部変更し、改装費のみ補助)。 ②地域支え合い仕組み推進事業を実施する越谷商工会議所に対して、経費の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>支援施策の周知強化を図り、女性や若者等による補助金の利用促進に努めることで、さらなる商店街の活性化を目指す。また、補助事業者へのフォローアップの充実を図り、補助事業の効果を高めるとともに、商店街との連携促進による商店街活性化の推進を継続して実施する必要がある。</p>	<p>10. 改革改善の方向性 検討・見直し</p>	<p>①空き店舗対策事業費補助金については、平成28年度から要綱を一部改正し、女性・若者に重点を置いて補助上限額を手厚くしたため、引き続き本制度の周知を図る。</p> <p>②補助事業者の事業が継続的に展開され、商店街活性化の一助となるよう、経営相談窓口の案内を行うなどフォローアップの充実を図る。また、地域支え合いの仕組み推進事業については、更なる周知強化に努め、利用者やサポートスタッフ、支え合い活動回数等の増加を図る。</p>	B	H24	<p>空き店舗対策事業は、市内商店街の活性化および市内産業の振興、地域における高齢者等による支え合い仕組みづくりの推進を目的として、市内商店街の空き店舗に新たに新店を出す事業者に対して改装費および家賃を補助し、また実施主体である越谷市商工会に補助金を交付し、事業の推進を支援する事業である。</p> <p>まず、「空き店舗対策事業費補助金」について、改装費や家賃の補助といった支援を行っているが、重要なのは「その事業者が経営を円滑に進め、事業が継続されるか」であり、単に空き店舗を埋めるだけでなく、その事業が継続するためのサポートも検討していただきたい。例えば、経営に関する専門家やアドバイザーによる経営指導や相談も補助要件として提案したい。また「空き店舗対策事業費補助金」の存在を多くの市民へ周知させるために、広報紙への掲載や自治会への広報など、積極的な広報活動も必要である。</p> <p>次に「ふらっとがもう」は、地域での支え合いを支援する施設として、期待される役割は大きいですが、個別評価にある「事業の活動量に見合った十分な成果が出ている」とは言い難い。例えば、利用会員数41人、支え合い活動回数は月平均6時間程度であり、「こしがやブランド」認定品等の販売額からも、改善の余地がある。平成23年度に開始されたばかりの事業とはいえ、一層のコスト意識を持ち、事業に取り組む必要がある。将来的には、補助金なしでも、事業単体で運営できるように、多くの市民に呼びかけていくべきである。</p> <p>さらに、成果指標についても、「ふらっとがもうの営業日数」は成果ではなく、活動結果である。代替の成果指標として、例えば、「来場者数」や「こしがやブランド認定品販売額」を提案したい。</p> <p>最後に空き店舗事業が、地域に果たす役割は大きい。そのためにはコスト構造を明確にし、多くの市民に活用してもらい、地域を活性化させるような取り組みを今後期待したい。</p>	<p>整理 経済</p>	<p>外部評価の指摘を踏まえ、成果指標を変更。さらに、事業PRの強化に努め、本事業の効果拡大を図る。</p>
239	流通・工業系土地利用事業	環境経済部	産業支援課	H23	-	<p>〔目的〕 ・市街化調整区域における新たな産業用地を創出し、市内における企業立地を促進する。 ・雇用の増加、地域経済の活性化とともに、将来的な税収の確保を目指す。</p> <p>〔手段〕 ・既存工業団地の拡張のため、地権者と立地企業とのマッチングを図る。 ・主要幹線道路沿線における新たな産業団地整備について、関係機関等と協議しながら、実現可能性の高い事業手法を検討する。</p>	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	<p>・成果に結びつくまでに時間を要する。 ・事業効果の検証方法を確立できていない。</p>	<p>現状維持</p>	<p>①企業立地支援制度の創設について検討する。 専担組織の設立について検討する。 既存工業団地の拡張について、地権者の合意形成や立地希望企業とのマッチングを進める。 新たな産業団地候補地について、関係機関と協議しながら、地元調整や地権者の意向把握を行う。</p> <p>②既存工業団地の拡張について、地権者の合意形成や立地企業とのマッチングを図り、企業の立地を支援する。 新たな産業団地候補地について、関係機関と協議しながら、地元調整や地権者の意向把握を行う。</p>	-	未実施		未実施	
240	商工会議所補助事業	環境経済部	産業支援課	-	-	<p>〔目的〕 市内商工業者の総合的な改善発達を図る</p> <p>〔手段〕 地域の総合経済団体である越谷商工会議所が実施する、各種事業に対して助成を行う ・中小企業経営支援事業 ・一般事業 ・税務指導事業 ・たばこ小売活性化事業</p>	高	低	高	低	(a)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	<p>地域の総合経済団体としての活動は、市内商工業者の改善発達を図り、社会福祉の増進に資するものであるが、事業の成果等をしっかりと把握し、費用対効果を検証するなど、より効果的・効率的な事業実施が求められる。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①補助対象事業の内容や成果等について、改めて把握・検討を実施。</p> <p>②市内商工業者の状況や他商工会議所の取組み等の把握に努め、より効果的・効率的な事業となるよう検討を行う。</p>	B	H19	<p>補助金の項目ごとに限度額を設定される方向は、評価できる。 補助金の使い方のみでなく、補助金により実施した事業の成果を把握しなければ、市としての説明責任を果たせなくなるおそれがある。 商工会との連絡調整を密にして、それぞれの補助金事業の目的、目標を明確に定め、各事業の実績を把握され、補助金額、補助率等の評価をされることを望む。 【税務指導費補助金】、【小規模指導費補助金】、【商工会一般事業費補助金】、【たばこ小売活性化事業費補助金】 補助金により実施した事業の実績を把握すること。 【若手後継者育成事業費補助金】 平成19年度より商工会一般事業費補助金へ統合されたことは評価できる。</p>	<p>整理 経済</p>	<p>景気は一部回復傾向にあものの、市内で大半を占める小規模事業者は依然厳しい状況にある。このため、平成28年度の商工会議所移行に伴い、地域の総合経済団体として商工業の持続的発展を図る必要から引き続き支援を行う。 また、外部評価で指摘された、補助事業の目的、目標を定め費用対効果の検証を実施する。</p>
241	商店街活性化推進事業	環境経済部	産業支援課	-	-	<p>〔目的〕 商店街の活性化を図る。</p> <p>〔手段〕 商店街団体等が実施する販売促進事業や商店街施設・設備の整備事業等に対して、その経費の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>商店街を取巻く環境は依然として厳しい中、当事業により商店街の維持等が図られているが、 ≪①費用対効果の把握・検証の不足、②新たな取組みの減少(H29年度は要望時点で1件)、③商店街を受け継ぐ後継者不足≫等が課題である。また、変化する地域コミュニティの中で、現代における商店街機能の在り方の再構築が求められている。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①国・県等の商店街・商業者対象の施策について、積極的な情報提供を行うとともに、今後の商店街支援について、商店街・越谷商工会議所等の支援機関と連携した支援を継続して実施していくとともに、経済情勢や消費者ニーズの変化に対応した支援策を検討・実施する。</p>	B	H20	<p>【商店街活性化推進事業費補助金】 (内部評価：終期設定・統合・メニュー化) (外部評価：終期設定・統合・メニュー化) 補助金交付の効果が薄れたことから、「商店街活性化」の判断基準を明確化し、補助の実績を個別に評価し成果を公表していただきたい。また、補助メニュー以外の申請も広く取入れる考え方が必要と思われる。大型店の出店にともなう影響は避けがたく、現状の補助金レベルでは活性化には限界がある。郊外の大規模ショッピングセンターとの共存共栄について調査研究するとともに、商店街の自主的な工夫を支援する施策に転換することを商店側と一緒に検討する必要がある。</p>	<p>整理 経済</p>	<p>平成23年度に補助金要綱を改正し、補助事業等の見直しを実施。今後も、商店会等の意見を伺いながら、効果的かつ効率的な補助金の運用を推進する。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
242	中小企業資金融資事業	環境経済部	産業支援課	H20	-	<p>【目的】 市内中小企業者の健全な発展および近代化を推進し商工業の振興を図る。</p> <p>【手段】 市内中小企業者が金融機関から融資を受ける際、市が市内の金融機関に対し、保証協会を介した損失補償をすることで円滑な融資を促進するとともに、融資利用者に対し利子額の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>平成19年度の責任共有制度導入に伴う融資制度の見直しや平成28年度の市税の確認範囲の整理による申請負担の軽減等、利便性向上に向けた取り組みを継続している。現下の経済情勢や市内中小企業者等のニーズを捉え、より利用しやすい制度となるよう見直しを継続していくとともに、市内中小企業者・起業家への融資制度の更なる周知を行っていく。</p>	<p>①② 市のホームページや広報等の有効利用に努め、市内中小企業者・起業家への制度融資の更なる周知や積極的な情報提供を図るとともに、利用者の利便性・財源等を考慮し、金融機関・保証協会との連携を図りながら、制度の見直しを検討していく。</p>	B	H23	<p>市内中小企業者が融資制度を利用して事業資金を調達する場合に、その経費負担低減策として融資に係る利子の一部を補填する事業であり、昨今の厳しい経済状況の中で、市内中小企業の事業の安定と発展、さらには市内商工業全体の振興を図るために重要な事業であり、必要性は高い。</p> <p>自治体が行う制度融資については、発生件数は少ないものの悪用される事例も見られる中において、現地調査を実施している点については、不正利用防止の観点から評価できる。今後も職員的能力向上に努め、低コストで実施できるよう取り組まれない。</p> <p>融資実績件数については、年度当初の目標値に対して実績値がその約1/4程度に留まっている状態が数年連続している。市内事業所数から見ても利用件数が少ないと言わざるを得ない。昨今の経済状況からすれば企業側の資金需要は高まっているはずであり、そのような環境下で利用が増加しないということは、制度融資の制度設計に問題があるのではないか。課題として認識しているとおり、市内中小企業者等のニーズ把握を実施するとともに、近隣自治体を含め国内の先進事例を参考にしながら、利便性の高い制度となるよう見直しを図ることが必要である。</p> <p>制度融資の積極的な周知も必要であるが、企業にとって魅力がある制度でなければ、どんなに周知をしても利用増加は望めない。金融機関や信用保証協会との連携を強化し、早急な対応策を講じることが急務である。</p> <p>なお、制度融資利用企業が返済不能に陥り、信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を行った場合、市側では損失補償金が発生する。こうしたリスクを回避するためには、様々な中小企業支援策の実施によって、中小企業の経営体質を強化していくことが必要である。社会情勢や経済情勢を注視し、時代の要請と企業ニーズに応じた支援施策を、柔軟かつ迅速に展開されることに努められたい。</p> <p>【小口資金利子補給金、中口資金利子補給金、起業家育成資金利子補給金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 昨今の経済情勢等を鑑みれば、制度融資を利用する中小企業者の経費負担を低減する取り組みは必要である。現状、企業からの申請に基づき利子補給を行っているため、申請の失念によって不利益を被る企業が生じない制度運用に努められたい。なお、企業側の経費負担低減だけではなく、事務負担の低減も図れる利子補給制度の設計を検討されたい。</p>	<p>申請に対する融資実行率を高めるべく、今後も担当職員的能力向上を図るとともに、現地調査による事業者の実情把握に努めていく。</p> <p>また、近隣自治体の先進事例等を参考に、利用者にとって利便性の高い制度となるよう融資条件などの見直しを検討する。また、利用者の利子負担軽減のために実施している利子助成限度額の引き上げ期間の延長についても経済状況を注視し検討する。</p>
243	創業者等育成支援事業	環境経済部	産業支援課	H15	-	<p>【目的】 新たな事業の創出及び新規雇用の創出を促進し、産業振興の一助とする。</p> <p>【手段】 ・新たに創業しようとする者又は創業から3年以内の者を対象に、低廉な料金で事務所スペース(創業支援室)等を貸し出す(平成28年度からビジネスサポート事業へ移行)。 ・専門家による創業・経営相談等を行う(平成28年度からビジネスサポート事業へ移行)。 ・当該年度中に市内で創業した者又は創業を予定している者を対象に、事務所の家賃の一部を補助する(平成28年度から補助内容を一部変更し、補助対象経費に創業奨励金を追加)。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>支援施策の周知強化を図り、創業希望者の発掘に努める必要がある。また、創業実現件数を増加させ、補助事業者が安定した企業運営を継続し、新規の雇用が創出できるよう、創業前及び創業後の継続的な情報収集及び支援体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>①平成28年度より実施している創業者支援補助金を引き続き実施することで、更なる創業時の支援強化及び女性・若者の創業支援を目指す。また、創業支援セミナーについては、商工会議所等との連携強化を図り、創業希望者の発掘に努める。</p> <p>②創業希望者等がより創業を実現しやすくなるよう、商工会議所や市内金融機関等との連携・協力を強化し、本市での創業にかかる支援体制の充実を図る。また、創業者等が収益を上げ発展的な事業展開が出来るよう、補助終了後についても事業の実施状況の把握に努め、状況に応じたアフターフォローを行う。</p>	C B	H26 H29	<p>市内で新たに事業を開始しようとする個人又は中小企業者等を対象とした補助金の交付や各種セミナーを実施することで、事業の創出、新規雇用の創出を促進し、市内の産業を推進を目的とする事業である。</p> <p>26年の外部評価で指摘された補助金の廃止、整理・統合や事業内容の大幅な見直しを行うなどの取組は評価できる。しかし、本事業予算の8割超が創業者支援補助金として措置されていることを鑑みると、28年度における成果指標「創業を支援した数」の20件のうち、補助金による支援件数が4件にとどまっているのは少ないと言わざるを得ない。今後一層、補助金による支援が創業に結びつくような取組を実施されたい。また、今後は、越谷商工会議所を代表機関とするこしがや企業応援プラットフォームの構成団体と緊密に連携しながら事業の周知に努め、実効性のある創業者育成支援に取り組んでいく必要がある。</p> <p>成果指標「創業を支援した数」の目標数値について、実績との差が大きく、過大な目標となっていると言わざるを得ない。創業については制度を整備したからといって急激に増えるわけではない。創業希望者の裾野を広げながら、堅実に取り組んでいく必要があることから、現実的な目標への修正を検討されたい。</p> <p>現在の状況を踏まえると、本事業が越谷市における創業者支援に貢献しているとは考えにくい。仮に本事業が廃止されても、その影響は極めて限定的である。今後は、越谷市においてどのような企業を育成したいのか、そのためには民間資金の活用も含めて、どのような手法が有効なのかを考えた上で、本事業の再整理を検討されたい。</p> <p>【創業者支援補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 市内で新たに事業を開始しようとする個人又は中小企業者等を対象に、事業を営むための初期費用及び貸室に係る家賃の一部を助成する補助金である。28年度から女性や若者への支援を手厚くしたものの、より活用しやすい制度構築が必要である。</p> <p>【創業者オフィス家賃補助金】 (内部評価:要改善(見直し済))(外部評価:廃止) 29年度中に、当該補助金を廃止し、上記創業者支援補助金に統合。</p>	<p>※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
244	産業活性化推進事業	環境経済部	産業支援課	15	-	<p>【目的】 市内産業の活性化及び振興を図る。</p> <p>【手段】 ①産業雇用支援センター二番館を拠点として、専門の支援人材による、創業や市内中小企業の経営課題等に関する診断・助言・各種コーディネートの一貫した支援を実施する。併せて、創業支援室入居者に対するきめ細やかな伴走型支援を行い、円滑な創業を促進する。</p> <p>②こしがや産業フェスタ実行委員会に対して、こしがや産業フェスタの開催に係る費用の一部を助成する。</p> <p>③産業財産権を取得しようとする市内中小企業等に対して、その経費の一部を助成する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>指標の達成度が高く、上位施策の実現に寄与する事業ではあるが、一部に課題があり検討の余地がある。</p>	<p>10. 改革改善の方向性</p> <p>検討・見直し</p>	<p>11. 改革改善案</p> <p>①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組</p>	B	H20	<p>負担金交付や業務委託により、こしがや産業フェスタの開催、産業雇用支援センター二番館の運営などを行い、市内の産業、企業の活性化及び振興を図る事業である。</p> <p>フェスタ開催による出会いの場の創出や創業・経営に係る窓口の設置など、市内産業の活性化のため重要な事業であるが、全体としてビジネス視点に欠けている印象が強い。フェスタでは参加企業数の減少傾向もみられるため、商談によるビジネスマッチングの充実を図るなど、出展者、来場者双方の満足度を高める取組みを検討されたい。</p> <p>フェスタの出展者へのアンケートにより、契約の締結数等の成果を把握しているとのことであったが、回収率は27%と低い。実態を把握できているとはいえない。参加事業者から課題や改善点等、フェスタの実態を把握するためにも、アンケートの内容の充実及び回収率の向上に注力していただきたい。展示即売会の売上金額について、把握の必要性を認識していないことは問題である。フェスタに参加する事業者は、出展料だけでなく準備も含めて多くの時間を費やすことになり、その負担に見合ったPRやマッチング効果を具体的な金額や数字として求めるものである。フェスタのあり方について、ビジネス視点に立った見直しが必要である。</p> <p>活動指標について、二番館に配置しているコーディネーターへの1日あたり相談件数は2件程度であり、少ないと言わざるを得ない。より積極的な周知をするとともに、関係機関との連携を強化することで相談件数の増加を図っていく必要がある。</p> <p>成果指標の「フェスタへの市民参加率」の分子は活動指標の「フェスタ来場者数」として算定されているが、フェスタ来場者がすべて市民であることを仮定した成果指標であり、現実的でなく、早急な見直しが必要である。</p> <p>【こしがや産業フェスタ負担金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) 市内の企業と農業者が一堂に会し、自社の技術を披露する場で、市内産業に対する市民理解の向上と地域産業の活性化を目的とするイベントを市として支援するための負担金であり、継続が妥当である。しかし、事業内容については、より効果を生むように常に見直しを図る必要がある。このため、今後は実行委員会に対し、イベントの内容の見直し、改善の検討をする場を設けながら取り組むよう、市として要請する必要がある。また、フェスタに参加した事業者の物販などにより全体としての程度の経済波及効果があるかについて試算するなどの新しい取組をするよう、実行委員会に促し、負担金出損の効果より高めるような検討を早急に開始されたい。また、フェスタ自体の魅力が高まれば、市の負担金の減額・終期設定することも可能と考えるので、その方向でも検討を進められたい。</p> <p>【産業財産権取得費補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:統合・メニュー化) 補助金の見直しにより、29年度からビジネスパワーアップ補助金に統合されている。過去の補助状況や29年度分の募集状況を見ると、企業ニーズは高く、今後も統合の効果が期待できる。今後も活用した企業の声を収集しながら、より多くの企業が活用できる制度となるよう不断の見直しを検討されたい。</p>	<p>※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定</p>
245	中心市街地活性化推進事業	環境経済部	産業支援課	H13	-	<p>【目的】 中心市街地活性化基本計画を踏まえ、越谷駅東口周辺の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。</p> <p>【手段】 越谷商工会議所が実施する人材発掘・育成事業、情報化基盤整備事業、イベント開催事業など、中心市街地の活性化に資する事業に対し、補助金を交付し支援を行う。 中心市街地内の蔵を民間主導による活性化の拠点施設として活用するため、一部費用の負担を行う。</p>	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>事業を検証し選択と集中を行っているが、中心市街地内の商業活性化に対する課題を更に洗い出し、これらの解決に向けた取組みに対して重点的に支援していく必要がある。ハード面での事業は難しいことから、ソフト面の事業で更なる活性化に向けた取組みを進めていくことが必要と思われる。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①越谷商工会議所が中心市街地活性化事業として、人材発掘・育成事業やイベント開催事業を推進し、民間事業者による蔵・古民家の活用に向けた事業など官民が一体となった事業に取り組む。</p> <p>②これらの事業を通して、越谷駅周辺の中心市街地のみではなく、市内の商業活性化が推進されるよう取り組んでいく。</p>	<p>【中心市街地活性化推進事業費補助金】 (内部評価:統合・メニュー化)(外部評価:終期設定) 当該補助金は恒常化しており、事業の成果が分かりづらい。現状では、3年にわたり予算及び実績が変わっていないなど、マンネリ化がうかがわれる。助成の成果を十分精査し、補助対象事業及び対象経費の助成割合等の検討、また各々の補助の結果、どのような状況になったのかについて具体的評価が必要と思われる。 今後は、住民の自主性を強力に支援する方向で事業を運用していくよう見直しをされたい。</p>	C	H20	<p>平成20年度の外部評価で指摘された補助金の見直しについては、10%減額した実績がある。 しかし、越谷市中心市街地活性化基本計画策定段階から地元事業者の活動が活発になり、多くの新たな事業活動が展開され、地元事業者による中心市街地のまちづくり推進に寄与している。</p>
246	観光推進事業	環境経済部	観光課	-	-	<p>【目的】 各種イベントや他地域との観光交流事業を展開し、賑わいの創出及び地域活性化を図る。</p> <p>【手段】 越谷市民まつり実行委員会や一般社団法人越谷市観光協会等に補助金を交付する</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(a)	B	<p>地域資源を活用した新たなコンテンツづくりや農業・商業・工業の他産業と連携した観光事業など、さらなる賑わいを創出する事業内容の検討が必要である。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①大相模調節地での水辺のコンテンツづくりや越谷駅東口高架下に整備した観光物産拠点施設の運営など新たな事業を展開し、賑わいの創出と地域活性化に努めていく。</p> <p>②観光は、農業、商業、工業との連携による地域振興や雇用の創出など幅広い分野に効果が期待できるため、継続して民間事業者と連携しながら、特色ある観光イベントや他地域との観光交流事業を展開し、賑わいの創出と地域活性化に努めていく。</p>	<p>観光資源発掘に加え、観光協会との更なる連携が課題と思われる。散策コースの整備及びボランティアガイド利用等の情報を広く知らせるためにも、観光協会ホームページの充実を図られたい。更に、越谷市のホームページTOPメニューから、観光協会のホームページへワンクリックでリンクできるような仕組みもぜひ考慮いただきたい。</p> <p>【観光協会補助金】(内部評価:減額(縮小)・終期設定)(外部評価:減額(縮小)・終期設定) 補助金は、イベントの経費にとどまらず、駅前や人の動きの多い場所への(直轄)PRコーナー常設に活用するなど、直接的な使途を含めた予算面における検討が望まれる。 【越谷市民まつり負担金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 使途の詳細を見直し、より有効な活用方法の検討が望まれる。</p>	B	H21	<p>平成22年度から「田んぼアート事業」、平成24年度から「ウッドデッキ事業」、平成27年度からは観光スポット等を巡る回遊性を高める事業を実施するなど、市内の地域資源を活用した賑わいの創出に努めている。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
247	魅力発信事業	環境経済部	観光課	H28	-	〔目的〕 特産品や観光資源等の魅力を内外に発信し、市の知名度向上及び郷土愛の醸成を図る 〔手段〕 市内の優良な商品をこしがやブランドとして認定するとともに、魅力ある特産品等のPRIに係る取組を支援する	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	こしがやブランド認定制度は創設してから6年が経過し、各種事業の実施により認定品の普及や市内事業者の支援などに一定の効果があった。一方で、さらなる郷土愛の醸成や市内への誘客を図るためには、観光及び流通分野での民間事業者のノウハウを活かした「適切な選定方法」や「効果的な情報発信」が必要な時期を迎えている。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①こしがやブランド認定制度は、観光振興に関する包括連携協定を締結している㈱JTB関東及び越谷商工会議所等の民間事業者と連携し、市内の「食」にテーマを絞った事業内容へ見直しを行い、地域一体となった「食」のブランドプロモーションを展開する。 ②特長的な「食」や「地域資源」等の魅力を、民間事業者等と連携しながら情報発信し、市の知名度向上や市内への誘客、郷土愛の醸成を図る。	-	未実施		未実施	
248	かんがい排水整備事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る。 〔手段〕 農業用排水施設(用排水機場、用排水路、樋門樋管、堰等)の新設や再編整理を行う。	高	低	低	低	(b)	(d)	(a)	(a)	(b)	B	事業の有効性を検証し、整備手法の見直しをすることでコスト削減を図り、計画的、効果的な事業の取組が必要である。	検討・見直し	①既存施設の有効活用等、整備手法の見直しを行い、コスト削減に取り組む。 ②整備・改修箇所の調査により、事業の必要性や効果を十分に検証し、優先順位を見極め事業に取り組む。	B	H23	農業用排水施設の新設・再編など、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、水利用の安定と合理化を図る事業である。 農業用排水施設は、農業生産を行う上で欠かすことのないインフラであるとともに、近年多発する「ゲリラ豪雨」などに対する浸水対策においても重要な施設である 特に農業については、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加への是非が検討される中において、その結論如何に関わらず、安全・安心な農産物の供給や高い労働生産性などを具備した、強い農業生産体制を構築することが求められており、それらを支える事業の一部として、必要性も認められる。 しかしながら、国・地方共に厳しい財政状況の下、新たな設備の整備や、老朽化した設備の改修などに要する経費を継続的に確保していくことが難しくなっており、より一層の効率的な事業推進が求められる。 そのためには、今後の農地のあり方について早期に計画を策定し、守るべき水田を明確化することが必要である。その上で、新規整備計画や既存設備の改修計画を策定し、計画に基づく事業実施の優先付け、計画の進捗状況管理などを徹底して行う事が重要である。 また、施設の維持管理については、アセットマネジメントの考え方を導入し、ライフサイクルコストの低減を図ると共に、改修や更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫されたい。 なお、事務事業評価表の「減価償却費」の欄に金額の記載がなされていない。減価償却費について適正に把握されているか再度検証を行い、不備等があるならば、早急に改善されたい。 成果指標については、事業の進捗状況とともに、整備による農業生産向上の観点や、農業生産者の満足度の観点から指標を立て、農業生産者を含む市民全体に対して、本事業の成果をPRしていくことを提案したい。 今年度よりスタートした「第2次越谷市都市農業推進基本計画」の実施については、これまでの取り組みを改めて総括した上で推進し、より実効性のある計画となるよう、努められたい。	整理済	市内の農業用施設は全般的に老朽化しており、今後さらに維持管理や更新に係る費用の増大が見込まれている。このため、施設の点検・調査による機能診断を行い、現状を把握し、施設の更新と併せて補修・補強などによる延命措置を検討し、効果的な手法による整備を行う。また、農地の利用状況や将来的な営農形態を分析し、用排水路の整備計画の見直しも含めて、計画的な補修や整備に努める。
249	高収益農業推進事業	環境経済部	農業振興課	H22	-	〔目的〕 首都近郊という地理的優位性を活かし、高収益が見込める都市農業の展開を支援する。 〔手段〕 観光農園マップの作成による観光農園・体験農園の支援 集団的いちご観光農園「越谷いちごタウン」の施設管理・育苗施設の管理	高	高	高	高	(b)	(a)	(b)	(b)	(b)	A	いちご観光農園は、安定的な高収入が見込めるため、首都近郊という地理的優位性を活かした都市農業の展開において、今後も発展が期待できる。集団的いちご観光農園「越谷いちごタウン」の適正な施設管理を行うとともに、越谷いちご団地生産組合や市内生産者等、関係機関と連携し、飲食店や商業者・観光協会との相互の発展を図ることで、地域経済への波及効果を高める方策の検討が必要となる。	現状維持	①越谷いちごタウンの適正な施設管理を行うとともに、関係機関と連携し、市内観光農園のPRを図り、市内飲食店や商業者との相互の発展を促すための方策を検討する。 ②越谷いちごタウンの短期的整備を評価したうえで、中長期的整備(ハウス増設、直売所・加工施設等の整備)に向けて、資金確保の検討や整備手法等について民間力を活用し、関係団体と連携し取り組んでいく。また、いちご以外の品目の導入も検討する。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	(6) 事業×間接						
250	地産地消推進事業	環境経済部	農業振興課	H21	-	<p>【目的】 農産物価格の低迷や農業者の高齢化や農業従事者の減少、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念されるなど、農業を取り巻く環境が厳しい状況にある中、都市近郊に位置し、周囲に大勢の消費者を抱えている本市の地理的優位性を活かしながら地産地消の推進を図る。</p> <p>【手段】 地場農産物の販売拡大を図り、地産地消を推進するため、六次産業化推進事業として地場農産物を活用した加工品開発の支援を実施する。また、学校給食米生産奨励事業により越谷産米の導入を促進する。</p>	高	高	高	高	(b)	(a)	(b)	(b)	(b)	B	<p>さらなる成果の向上のためには、地産地消の推進拠点であるグリーン・マルシェの効果的な活用策を検討していくことが重要であるため、JA越谷市との連携をさらに深め、事業に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>①生産者を対象に実施した地場農産物を活用した加工品開発の支援を継続して行い、地産地消の推進を図る。また、学校給食米の使用量と使用回数の増加に努める。</p> <p>②地場農産物のさらなる消費拡大に向けた方策を検討していく。また、学校給食米の週4日、11ヶ月間の使用を目標に、集荷体制の確立に努めるとともに、目標達成後に段階的に補助金を減額していくことや廃止も含め、現行の助成制度のありかたについて、JA等関係機関と協議した上で検討していく。</p>	B	H24	<p>農商工連携事業による地場農産物の展示商談会の開催や、学校給食米生産奨励事業により越谷産米の普及を促進することで、地産地消の推進を図る事業である。農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化、減少、それに伴う耕作放棄地の増加が懸念される等、農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、本事業の必要性は認められる。</p> <p>第2次越谷市都市農業推進基本計画によると、これまで市内で生産された農産物は、市場へ出荷されるのが一般的であったが、平成20年度に市内初の本格的な農産物直売所「グリーン・マルシェ」が開設されて以降、農産物直売所に出荷する農家数は増加するとともに、新鮮で生産者の顔が見える安心感から地場農産物の消費が拡大している。</p> <p>平成23年度には市内飲食事業者を対象にアンケート・ヒアリング調査を新たに実施し、これをもとに、地場農産物のニーズを把握し、農産物の展示相談会を開催したところ、17店舗の新規需要を創出している。地産地消を推進する本格的な取り組みは始まったばかりであり、引き続き事業の発展を推進していただきたい。</p> <p>地元農産物を積極的に取り扱おうとする取り組みは、空き店舗活用事業、学校給食等、他課が実施する事業にも広がっている。今後も多様な事業と連携して地場農産物の消費の拡大を推進されたい。また、全国各地で本格化している6次産業化は、地域の農業者の収入増加等産業振興や地元産品のブランド化に効果があるため、推進上の諸条件を整備していくことによって推進されたい。</p> <p>飲食事業者および市民の利便性向上の観点から、農産物直売所だけでなく、越谷産野菜等を加工・販売・提供するスーパー等の小売店やレストランについても実態把握に努め、地産地消マップのような「見える化」についても検討されたい。</p> <p>アンケート結果から得られた課題(安定供給、物流・配達、農産物の競争力、情報入手等)については、基本計画で定める関連支援策を活用しながら、優先順位をつけて早期の課題解決に努められたい。</p> <p>アンケート・ヒアリング調査や展示商談会に限らず、インターネットも活用しながら、市内の飲食事業者と農業事業者が定期的・日常的に情報・意見交換できる機会の創出を検討されたい。</p> <p>活動指標の「地場農産物に関するアンケート調査回答数」、「地産地消推進フェア参加者数」は、平成23年度のみ実施するものであり、他年度と比較できないことから、指標として適切とはいえない。代替案として成果指標「農産物直売所の売上高」に影響を与える「農産物直売所へ出荷する農業者数」を活動指標とすることを提案したい。</p>	<p>越谷市商工会と連携し、地場農産物を活用している事業者との交流機会を創出し、農商工連携事業を発展させていく。</p> <p>JA越谷市への学校給食米の集荷が確実に増えており、学校給食への使用量と使用回数も増加している。終期設定として、学校給食へ週4日、11ヶ月の使用量を目標に、集荷体制の確立に努めていく。</p>
251	都市型農業経営安定化支援事業	環境経済部	農業振興課	H26	H28	<p>【目的】 「都市型農業経営者育成支援事業」の研修修了生や新規就農者等への技術的なフォローアップを行い就農の定着・安定化を図る。また、農業技術センター施設を活用していちごを栽培し、そのいちごを用いて多様な販売方法を提案・試行を行う。更に栽培技術や農業経営等の情報を提供する。</p> <p>【手段】 事業を着実に実施するため、業務を専門知識・技術対応能力を有する業者に委託する。</p>	高	高	高	高	(b)	(a)	(b)	(b)	(b)	A	<p>「都市型農業経営者育成支援事業」の研修修了生や新規就農者等の就農の定着を図るためには、継続的な技術支援が必要となる。</p>	<p>終了（H29年度） 残期間（H29.4～6）で事業終了。</p>	-	未実施	未実施	
252	土地改良事業	環境経済部	農業振興課	-	-	<p>【目的】 生産性の向上及び地域環境の改善を図るため、県や土地改良区などと連携をとりながら、土地改良事業の推進と効果的な運営を行う。</p> <p>【手段】 土地改良事業の適切かつ効果的な運営や農業施設の管理運営及び用水確保に関する費用負担などの負担金の拠出、土地改良事業を行う団体に対する事業費の補助を行う。</p>	高	低	低	高	(b)	(b)	(a)	(a)	(b)	B	<p>協議会等を通じて情報を得ることで施設の様々な管理手法等を検討し、経費の削減に努める必要がある。</p>	<p>①広域・複数の土地改良区県他市と連携し、意見交換を行い、農業用水の確保や有効利用、施設の管理方法について協議を行う。</p> <p>②同上</p>	B	H22	<p>生産性の向上と地域環境の改善を図るため、土地改良事業に要する経費に対し、土地改良事業を行う団体に、土地改良事業補助規定により予算の範囲内で補助金を交付する事業である。</p> <p>事業の目的自体は有意義なものであり、必要な事業といえるが、農業を取り巻く社会環境の変化を考慮し、補助が適切な額であるか、随時チェックをされたい。また、昭和31年4月26日の土地改良事業補助規程施行開始以来多年が経過しており、土地改良事業の適切かつ効果的な運営に本制度が果たしている役割について、一旦総括されたい。その上で、今後の土地改良事業の負担のあり方を含めて抜本的に検討されたい。</p> <p>補助対象者が農業関係団体に限られるため、補助金がどのように使われ、いかに役立っているのかを農業者でない市民にも説明できるよう客観化する取り組みが必要である。</p> <p>以下「環境経済部事業概要書」の4. 事業内容より、当該補助金の問題点を列挙する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良団体連合会については、補助金により市の農業に対しどのような利益があるのか具体的な記述が無い。 ・春日部土地改良推進協議会については、補助金を活用してどのような事業を実施するのか具体的な記述が無い。 ・古利根堰連絡協議会については、古利根堰の円滑な管理運営のためにどのように補助金が使われているのか記述が無い。 ・南部葛西用水三市連絡協議会については、葛西用水路の管理方法の調整に関する事項を協議するためどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・見沼代用水協力協議会については、見沼代用水路の清浄化と維持管理のためにどのように補助金が使われるのか記述が無い。 ・末田大用水改修促進協議会については、水路改修工事が20年度に完了したとのことだが、事業量や事業費と、工事に對する振り返りの記述が見当たらない。 ・県土地改良県営部会については、どのように県に協力しているのか具体的な記述が無い。 <p>【小土地改良事業費補助金】(内部評価:継続)(外部評価:継続)</p> <p>小土地改良事業費補助金は、昭和31年4月26日に制度化されてから多年にわたり土地改良関連団体に補助されてきたもので、補助金額が非常に少額であるために、補助事業の申請・報告等の諸手続きにかかる人件費等の方がかえって高くなってしまっているのではないかとと思われるメニューも散見される。しかし、負担金として近隣自治体と同様に拠出している補助金であり、当面継続せざるを得ない状況である。そうであるとしても、補助金申請書、事業実施報告書、支出の証憑類、補助団体の運営状況などを厳しくチェックし、当該補助金が本市の土地改良事業、農業の生産性向上にどのように貢献しているか等について総括、整理し、市民に分かりやすく説明していただきたい。</p>	<p>農業施設の維持・運用については、広域的な取組が必要であり、また農業や農業用水が農産物の生産の場のみならず、生き物や環境、文化や教育を育む等の多面的機能があることを幅広く市民に伝える為、協議会等を通じて農業水利施設の維持管理の重要性についての理解向上に努める。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
253	東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業	環境経済部	農業振興課	H28	-	〔目的〕 東埼玉資源環境組合第一工場の操業に起因する地盤沈下の影響により破損した、農業用排水路及び農道の機能回復を図る。 〔手段〕 農業用排水路や農道の整備や補修・補強等を行う。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	整備手法の見直しをすることでコスト削減を図り、計画的、効果的な事業の取組が必要である。	-	未実施		未実施	
254	農業技術研究事業	環境経済部	農業振興課	H10	-	〔目的〕 農業者に対し、都市化と調和した安定的で効率的な農業経営を支援する。 〔手段〕 農業技術センターにて園芸作物の試験・研究、バイオテクノロジーによる優良苗の作出等の各種試験研究を行い、蓄積された技術や情報を農業者に提供する。また、土壌・堆肥・養液の分析を行い栽培や土作りを支援する。更に、農業者と消費者の交流を図るべく、施設見学の受け入れや本市農業のPRを行う。	高	低	高	高	(a)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	栽培業務の一部を民間に委託しているが、土壌等の分析や各種団体との連携・協力業務などにおいても、民間等へ委託した場合の効果等を検証し、より高い成果を上げられる手法を検討する必要がある。	C H18 C H29		農業技術センターにて各種試験研究を行い、蓄積された技術や情報の提供、土壌・堆肥・養液の分析により栽培や土作りをサポートすることで、農業者の都市化と調和した安定的で効率的な農業経営を支援する事業である。18年の外部評価であった指摘については、栽培業務の一部を外部委託することで、職員の減員により人件費が削減されるなど、トータル的な事業費削減と効率的な業務遂行の点で改善がみられ評価できる。一方、本市の農業人口は、全国的な傾向と同様減少の一途を辿っている。そのような中で、農業者への試験研究結果の提供を通じて、農業を移る産業に変革するか、といった視点が本事業において大変重要である。しかしながら、本事業費の内訳は、農業技術センターの維持管理にかかる支出が大半であり、目的に沿った事業が展開されているとはいえない。今後はより高度な研究のため大学等と連携し、試験研究によって得られたデータの市内農業者への提供、フィールドバックしていくための機会の設置など、農業者支援に直結する事業内容に向けて抜本的な見直しを早急に行う必要がある。さらに、センター稼働開始からほぼ20年が経過し、より高度な研究・分析を実施するためには、施設の改修、農業者への分析データの提供、データ活用を促す情報共有システムの構築など、新たな事業展開も必要であると考えられる。まず、事業内容の抜本的見直しとともに、センターの今後のあり方の検討を早急に開始されたい。また、28年度に実施した「環境と情報の集い」来場者アンケート結果によると、興味を持った内容として「栽培試験」や「土壌分析」とした回答は少なく、市民のセンター業務に対する関心も低い結果となっている。今後のセンターのあり方見直しの項目として、市民に対し関心を高めるための活動も含めることを提案したい。活動指標のうち「イベントの参加件数」は、年度当初に計画されており、年間の事業活動の中で、職員の努力により増加させる余地が少ないとすれば適切とはいえない。成果指標については、「市民等の利用者数」は目的達成に向けた成果指標とはいえず、むしろ活動指標としての設定が適当だと考える。そのほか、「新たにセンターの分析結果を活用した市内農業者」を成果指標に導入するなど、活動成果の利用者拡大に向けた取組を検討されたい。		※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
255	農業施設維持管理事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 ①農業生産基盤となる水路等農用施設の維持管理を行い、農業用水の安定供給を図る。 ②広域的農用施設(古利根堰、末田須賀堰、水利権等)の適正な管理を確保する。 〔手段〕 ①用排水路等の修繕、草刈や浚渫等の委託、ポンプや電気設備の点検業務を行う。 ②維持管理費について関係土地改良区、関係市町で応分の拠出を行う。(負担金)	高	低	低	高	(b)	(b)	(a)	(a)	(b)	B	農業従事者の高齢化や担い手不足から、農家団体等での施設の維持管理が困難となっており、また農業施設が老朽化していることから、市への管理要望が増加傾向にある。このため、維持管理の手法の見直しを行うことでコスト削減に努め、効率的、有効的に事業を行う必要がある。	B H21		農業用水安定供給の目的において、施設維持管理は重要である。ただし、現行の委託料がコストとして妥当であるか検証の必要がある。また、修繕費の執行については、管理台帳を参照して修繕計画を立てる等、今後もこまめな管理を継続していただきたい。受益者負担については、地域内の住居地進出もあり、複雑な状況となっていることを考慮し、導入の是非について再検討の余地があると思われる。	検討中	農業用水の安定供給のため、施設の維持管理は必要不可欠であるが、効率的な手法を探り、さらなるコスト削減を検討する。
256	農業従事者継承育成事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 農業を支える農業関係団体や担い手がより一層効果的な活動ができるよう、農業者相互の情報交換・技術向上を図るとともに、農業後継者の確保・育成について支援する。 〔手段〕 各団体が提案する農産物のPR活動をはじめとした越谷市の農業振興に係る活動に対して、事業ごとに精査を行い、より効果的かつ意欲的な事業に対して補助金を交付する。また、新規就農希望者に対して研修を実施し、農業後継者の確保・育成について支援する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	市独自の特別認定農業者制度や補助制度を活用し、規模拡大を図る農業者や農業団体の活動を支援した。今後は新規就農者・農業後継者の育成・確保のため、事業の対象者や実施手法を見直すことで、効果的・効率的に事業を行う必要がある。	B H19		農業関係団体育成支援のためいくつかの補助金が支出されているが、支援の一貫性確保のため農政課が事務を取り扱っている。中には、収入が補助金主体の団体もあり、運営や事業展開に当たり、補助金に依存しがちにならないよう将来、自立に向けた取り組みや実施した事業の成果の把握もお願いしたい。 【越谷市農業団体連合会補助金】 会員相互の連携を取りながら、関係団体とも協議し、地産地消を推進するなど、そ菜、花卉、稲作、畜産の各部会の活動は見るべきものがある。行政として農業関係団体の育成支援を通じ、後継者育成に積極的な働きかけを行ってほしい。 【農業後継者等育成費補助金】 越谷市グリーンクラブと越谷市農協女性部への補助金であるが、両者とも農協との係わりが強く、JA越谷市からの補助金も受けている。事業活動も見るべきものがあり、越谷市の農業発展や地産地消活動にも寄与しており、地域農業の担い手である後継者育成のためにも、行政の支援は必要と思われる。 【21世紀・越谷塾補助金】 21世紀越谷塾は、農業関係団体の代表者で構成されているが、そのメリットが充分生かされていると思えない。取り組んでいる事業も21世紀越谷塾が取り組むべき事業とは思えず、「越谷市農業農村活性化推進機構の設置及び運営に関する要領」の目的に示されている「農業農村の活性化」に寄与する事業の実施を再考していただきたい。	整理済	農業者の自主的な活動を促進し、より効果的に農業団体への支援が行えるよう組織の再編を実施。平成23年度から21世紀・越谷塾を越谷市農業担い手育成総合支援協議会に統合した。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
257	農産物生産奨励事業	環境経済部	農業振興課	S38	-	〔目的〕 高品質な農産物の生産を目指し、地場野菜産地育成などの各種奨励事業による支援を行う。 〔手段〕 農業近代化資金融資に対する利子補給及び地場野菜等産地育成事業に対する補助、特産物生産奨励助成金の交付、経営所得安定対策の推進活動に対する補助。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	当該制度は農業者が農業機械の購入や、農業用施設等の整備に必要な資金の融資を受けるための制度であり、農業経営の近代化及び安定化を図るものであることから、引き続き必要不可欠である。また、伝統的特産物の生産規模拡大や生産量の確保、品質の保全に向けて引き続きの支援が必要である。	現状維持	①関係団体等との連携を強化し、意欲ある担い手に制度資金の活用を促し、支援を行っていく。また、新たに越谷ねぎ匠の会の運営に対して助成金を交付し、特産物の生産奨励に寄与する。 ②近代化資金については、引き続き意欲ある担い手に制度資金の活用を促すが、国の制度変更等を注視し、制度改正の際は速やかに市の手続き等についても改正を行う。イベントでのPR活動や保全活動を行い、地場農産物や特産物の生産・消費拡大に努める。	B	H18	農業世帯の高齢化により、大規模な融資案件は減少する傾向にある。事業の実態として、職員が農業現場や、研究会等へ立会い農業指導を行っている。これを事業として明記する必要がある。農業団体連合会や農業協同組合等との連携を通じて農業者のニーズを把握し、都市型農業としての経営改革支援への転換を検討することを望む。活動結果指標については、目標を明確に定め計画的に事業推進していただきたい。	整理済	農業環境の変化に対応するため、新品種の栽培や新たな栽培方法について、埼玉県春日部農林振興センターと連携し、地場農産物の拡大・拡充に努める。農業経営の近代化や効率化を図るため、農業機械の購入に対する利子補給を行ない、意欲的に取り組む農業者を支援する。
258	農地利用集積事業	環境経済部	農業振興課	S62	-	〔目的〕 農業振興地域内の農用地区域における、集団的な優良農地の保全・有効活用を図る。 〔手段〕 地域における話し合いを開催し、中心となる経営体への農地の集積方法について検討する。検討の結果、集積を推進する地区においては、基盤整備を実施した後、担い手への集積を行う。集積の手段については、農地中間管理事業または農地利用集積円滑化事業の活用を検討する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	平成28年度には農地中間管理事業を実施し、船渡地区において集積事業を行った。平成29年度には更なる集積事業を実施するため、地域の説明会を行う。	検討・見直し	①船渡地区に続く新たな集積の実施を検討するために、複数の地区で説明会を実施する。 ②新たな地区での集積を実施する。	B B	H21 H26	農地には食料生産基盤以外に、水害の抑止・環境保全・景観維持などの多面的な役割が期待されている。市内に残された農地の保全・有効活用のため、集団性のある優良農地を整備し、継続的に営農活動を行える意欲的な担い手への利用集積を進める事業である。 平成25年3月に越谷市農業協同組合と越谷市がそれぞれ農地利用集積円滑化団体を設立し、相互に役割を分担し連携することで利用集積を進めている。越谷市農業協同組合は水田や畑などの農地を集積し、農地の大規模化による営農の効率化・コスト削減を図るための集積事業を担い、越谷市は温室などの施設整備を伴う高収益型農業のモデル事業などに必要と認められた場合に農地集積を実施している。越谷市では約440haを集団性のある優良農地として認定し保全・有効活用を図っていく中で、意欲的な農業者のニーズを把握し、持続的に農業が行われる環境整備に努められ、整備後の担い手不足が生じないよう、関係団体と連携し事業推進を図りたい。 活動指標の「農地の利用集積面積」は、第4次総合振興計画でも主な事業の目標値として設定されている。上位計画の目標値であることを踏まえ、活動指標ではなく成果指標とすることを検討されたい。 成果指標の「遊水機能体積」について、農地の持つ保水・遊水機能は水害の軽減に寄与するものであり重要な機能ではある。ただし、数値が利用集積された農地のみでの遊水体積であることで、平成24～26年度が全て同数値となっており指標として適切とはいえないため、遊水機能の重要性を表した指標設定とされることを提案する。 農業経営の大規模化による営農の効率化を図ることや、遊水機能確保のための農地保全からなる複数の主たる目的を持ち合わせている事業である。大規模で効率的な農業経営を継続的に行うことで、優良農地の保全に繋がり、水害の軽減・環境保全などに効果を発揮するものである。農地利用集積事業は、他の事業として推進されている土地改良事業、かんがい排水整備事業、農業従事者育成事業などと密接に関わっており、営農の効率化や環境保全など多面的な効果に資する重要な事業である。本事業の目的としている、農地集積により優良農地を整備し営農の効率化を図る事業であることは分かるが、成果指標に挙げられている遊水機能を確保するという農地保全の意味合いを汲み取りづらい記載となっているため、事業目的を明確に表現した記載とされるよう検討されたい。 農地利用集積事業は開始後間もない事業であり、集積された土地での営農も始まったばかりの状況である。今後も、優良農地の集積を進めるとあわせ、事業効果を検証・分析することで、より意義のある事業推進に努められたい。 《参考》平成21年度外部評価：B	整理済	指標の見直し
259	農道整備事業	環境経済部	農業振興課	-	-	〔目的〕 生産性の高い農業を促進する。 地域の生活環境を改善する。 〔手段〕 農道の整備を行う。	高	低	低	高	(b)	(b)	(a)	(a)	(b)	B	一般的な道路整備と区別し、整備手法等を見直すことでコスト削減を図り、効率的に事業を進める必要がある。	検討・見直し	①整備手法の見直しなど、費用対効果を検証し、整備を行う。 ②農道の利活用状況を把握し、優先順位を見極め計画的且つ効果的に整備を進める。	B	H25	事業概要 本事業は、農作業機械の移動や農産物の運搬の効率を高めるとともに、生活道路として地域環境の利便性の向上を図るため、農道を整備するものである。 必要性 越谷市はかつて市の7割が農村であったが、現在は1/4に減少する等、農業が衰退している状況であるが、古くからの小規模農家が多く、他方で近年の農業機械の大型化、農地の集積等が進む中、一部の農地において、通行が困難な農道が存在している。そのような状況において、農道整備の必要性は農業を継続する前提であれば認められるものの、市としての農業のあり方がどうあるべきかという基本に立ち返って、農道整備の必要性を検討すべきである。 効率性 本事業では、農道整備に必要な用地取得や地元理解を確認した上での要望書を前提に、事業の予算化、実施を前提としており、事業運営の障害が地元で解消された箇所のみを対象にしていることから、効率的な事業運営が行われていると判断できる。他方で、道路整備には、資材、技法の双方の点から技術革新が日々進んでおり、効率的な農道整備の施行は継続的に求められる課題であると考えられる。 有効性・成果指標 拡幅を伴わない整備や整備済道路の修繕も本事業には含まれるが、整備済延長の数値としてはカウントされないため、「整備済延長の割合」は本事業の成果指標としては適切ではない。 要望のあった市民から事業後の状況について個別にヒアリング等は実施しているものの、農道整備が適切であったかどうか、検証がなされてない。今後、事業の成果をモニタリングするための仕組みを構築していく必要がある。 活動指標 現状、「工事箇所数」が指標になっているが、活動指標としては、「予定期間内に終了した工事数」がより適切である。 その他 市民からの要望に基づいて実施する部分と、行政として認識する課題・計画に基づく部分の両方があり、それぞれ活動や成果指標が異なるはずなので、再整理が必要である。	検討中	農道は農村地域における農作業の効率化及び地域住民の生活道路として整備するものであるが、市が考える将来の営農形態を見据えた上で農道整備の必要性を検討し、計画的かつ効果的に事業を実施する。また、事業完了後にアンケート等のモニタリングを実施するなど、事業の成果を検証する仕組みを検討する。
260	道水路管理業務事業	建設部	道路総務課	-	-	〔目的〕 市民生活の根拠となる道路の適正管理を図る。 〔手段〕 道路法に基づく道路占用許可・道路工事等施工承認・道路幅員証明・特殊車両の通行許可及び協議事務における適切な指導、道路工事調整会議等の開催。	高	低	高	低	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	申請に際しての事前相談や申請時において、専門的な知識・判断が求められるケースが増えているとともに申請件数自体も増加傾向にあることから、さらなる効率的な事務を行っていく必要がある。	検討・見直し	①②社会経済情勢を反映した適正な占用料を算出し、占用料の見直しに向け取り組んでいく。また、定期的な見直しの検討を行っていく。	B	H16	許可等の件数を活動指標に記入していただきたい。 道路管理台帳のシステム化や電子申請などITを利用した業務の効率化、および申請に対する迅速な対応をはかり、住民の利便性を高めていただきたい。	検討中	業務の効率化・迅速化を図るため、道路管理システムの活用を検討する。 また、将来の電子申請の導入について研究していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
261	道水路境界管理事業	建設部	道路総務課	-	-	〔目的〕 道水路敷地と民有地の境界を確定し、道路及び水路の適正な管理に寄与する。 〔手段〕 国及び県等の補助事業による官民境界線調査を行い、座標による境界線管理区域の拡大を図る。 また、座標管理されていない地区の官民境界については、申請に基づき境界確定を行う。さらに、道路内に存在する民有地の取得を行う。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	公共座標管理区域と未完了区域では、境界確定手法の違いによる境界確定の際に発生する個人の負担する費用に差が生じている。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①②地籍調査事業の進捗を図る。	B	H22	申請のあった土地に対し、官地と民地の境界を確定し、基準点の維持管理を行う事業である。官民境界が未確定の場合、道水路整備など公共事業の円滑な実施の妨げとなる場合が多い。境界争いを未然に防止し、公共事業の効率化を図るために必要な事業である。 また、基準点や境界の座標値は、市役所における窓口事務を迅速かつ効率化する地理情報システムの基礎的なデータとなるため、その拡大を図ることが急務といえる。 事業が未だ道半ばであり、今後とも境界確定率向上と境界点等の座標管理の充実を図られたい。 埼玉県国土調査推進協議会負担金については、それによって得られる利益と比較検討され、不適切な額であれば見直しを協議されたい。 測量業務を委託しているとのことであるが、調達手続が適切な方法かどうか、コスト面を含めて検証を進められたい。	整理済	地籍調査事業負担金については、国土調査推進協議会を通じて補助事業の拡充を図るための意見を述べると共に他の事業実施自治体との情報共有等を行っており、適正なものであります。 測量業務については、短期間で精度の高い成果を要求しているため、公平性の観点からも指名参加事業者の実績等を確認しながら調達方法等について決定した。また、公共座標未完了区域での境界確定の個人負担軽減を図るため、広域に測量を要する場合等については補助的な測量を行っていく。
262	道路管理システム事業	建設部	道路総務課	H8	-	〔目的〕 道路に関する情報データ整理を行い、業務効果や行政サービスの向上を目指す。 〔手段〕 道路台帳図と道路境界線情報を関連付けし、新たに取得した道路情報データ等を整理し、効率的に入力処理する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	市民のニーズや情報化社会の大きな変化に対応するため、個々のサブシステムの改革改善を進める。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①②個々のサブシステムの改革改善	C B	H20 H25	事業概要 道路管理業務の効率化や市民サービスの向上を図るため、道路情報や境界線情報を道路台帳図と関連付けたシステムを構築し、道水路管理情報である基準点・公共座標の管理提供を行う事業である。 必要性 市が管理する道水路に関する情報は、市民や事業者等から求められており、閲覧実績件数(H23:7381件、H24:8427件)や境界確認済証明書等発行件数(H23:351件、H24:397件)の推移からもニーズは確実に存在し、増大傾向にあるものと見受けられる。他方、道路管理システムに関する計画策定からおおよそ20年が経過し、市民や事業者のニーズが大きく変化していることが考えられ、事業の必要性については絶えず検証する必要がある。 効率性 事業費のうち外部委託費が多くを占めている。1)閲覧用道路台帳データ、地番図データの更新、2)地籍データの入力、3)官民境界データ等の更新、4)占有申請データの入力等の対価として、年当たり3千万円程度をシステム会社に支払っているが、委託費の妥当性については検証が十分に行われているとは必ずしも言えない。この点について、システム化により5名程度の職員削減が可能となり、外部委託費以上の人件費削減が実現できたとの見方もあるが、外部委託による人員削減効果、事務手数等の軽減効果については十分に検証する必要がある。 有効性・成果指標 「道路台帳閲覧件数」については、23年度7381件、24年度8427件と増加しており評価できる。また、閲覧件数の増加に伴い、単位当たりコストの低下も達成している。 成果指標としては、「境界確認済証明書等発行件数」が挙げられている。同発行件数は、23年度351件、24年度397件と足元で増加しており評価できる。しかし、同指標は、アウトプット指標であり、アウトカム指標を示すことが必要である。また、サブシステムごとに成果指標及び活動指標を設定することが必要である。 道路占有物の情報については、道路管理システムに十分に反映されていない。このことから、災害発生時等において利便性が低いと考えられる。 活動指標 活動指標として、「サブシステム稼働率」が掲げられ、平成24年度実績は60%である。道路管理システムは、10のサブシステムから構成され、現在までに6つのサブシステムが稼働していることから、稼働率は60%と算出されている。一方、4つのサブシステムについては稼働していない。この背景として、平成5年に、「越谷市地理情報システム導入のガイドライン」を策定し、「道路管理システム」が基幹システムとして位置づけられたものの、システム全体の稼働予定時期について明確に定めがなく、現在に至っており、そもそも全面稼働の時期が明示されていなかった点に問題があると考えられる。 その他 上述のとおり、システム構築に係る進捗管理が十分に行われているとは考えにくい。道路管理システムの全体計画を改めて策定する必要がある。 システム開発に当たっては、統合型GISシステム等他のシステム化の進捗状況の影響を受けていることから、そうした影響を踏まえた計画策定・見直しが必要とされる。 《参考》平成20年度外部評価：C	整理済	事業の必要性については、より市民のニーズを踏まえた情報を管理していく。 また、システム全体の見直し時に年次計画についても整理し、計画的なシステム構築を目指す。また、既存のサブシステムの活動指標については、構築時に指標の設定を行い、より明確な指標とする。 導入効果については窓口作業量と比較すると、年間約7,300件の道路台帳図閲覧があり、システム導入により年間1,000時間超の作業時間の軽減が図れているものと考えられる。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
263	道路台帳整備事業	建設部	道路総務課	-	-	〔目的〕 道路法第28条により、「道路管理者はその管理する道路の台帳を調製し、保管しなければならない。」とされており、道路の構造・兼用工作物・占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項の把握を目的とする。 〔手段〕 既存の道路台帳に対し、市道路線の認定・廃止・区域変更等や道路改良等により整備された道路の台帳更新を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	未供用路線の今後の取扱いについて検討を行う必要がある。また、施設の長寿命化を見据え、管理台帳の管理項目、更新頻度についても検討を行う必要がある。	現状維持	①未供用路線の今後の取扱いについて検討 ②施設等についての整理手法の検討	B H17 B H24	道路管理上の基礎的な事項の把握を目的として、越谷市が管理する市道の認定・廃止・区域変更・道路改良等の状況について、道路台帳を更新・整備する事業である。道路台帳は道路法により管理者に作成が義務付けられており、道路行政にとって最も基本的な資料であることから必要性・重要性の高い事業である。 越谷市では、平成22・23年の2か年で、業務の効率化や更新コストの減少を目的として道路台帳のデジタル化が図られた。デジタル化により、台帳の更新業務は効率化されたものと考えられるが、平成24年度の当初予算額は前年度と同額であるほか、事務事業評価表に記載されている平成25年度の予算方針は「拡充」とされている。業務内容や実施体制の見直しにより、デジタル化の効果を最大限発揮していくことが必要である。 本事業は、測量や大量のデータ入力等、専門的な知識・技術とマンパワーを必要とする業務が多いため、業務の大部分を委託しているが、委託先は指名競争入札により選定されている。担当課からは、道路台帳は地方交付税の算定基礎等に使用されるため、業務に精通した信頼に足る業者に委託する必要があることから、指名競争入札としている旨の説明を受けたが、同種業務の実績等を入札参加の条件とすれば、業務に精通した業者を選定できると考えられるため、制限付一般競争入札制度等の導入を検討されたい。また、引き続き指名競争入札による場合は、指名先の追加・見直しを随時行うとともに、契約額が適正な水準であるかについて、近隣市との比較等により定期的に検証することが必要である。 また、道路台帳平面図をホームページ上で公開し、窓口業務の軽減を図るなど、デジタル化された道路台帳の新たな活用方法について、検討を進められることを期待したい。 成果指標には、「道路新規認定件数」が設定されているが、道路新規認定は本事業で行われているものではなく、成果指標として不適切である。速やかな台帳更新が実施されているかを把握するために、「道路変更箇所台帳更新率」等を成果指標とするよう検討されたい。 《参考》平成17年度外部評価：B	整理済	委託費用については、定期的な近隣市町村との比較により、検証していく。また、ホームページへの公開により道路台帳図の取得手段を広げた。成果指標について変更を行った。
264	都市再生地籍調査事業	建設部	道路総務課	H10	-	〔目的〕 国土調査法に基づき、都市部の地籍調査を推進するために基礎データとして整備し、土地の境界を明確にし、土地取引、公共工事・災害時復旧事業の円滑を図るとともに、将来行う予定の一筆地調査の基礎データを作成する。 〔手段〕 市街地の官民境界や国・県等の道水路管理者と境界を確認し境界点測量の成果である座標をデータ化し、維持管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	事業の成果・効率性ならびに進捗の観点から官民境界を確定する街区先行調査を「行っているが、本来の目的である一筆調査に着手出来ていない。	検討・見直し	①国発注の関連事業の有効活用及び経費の軽減、進捗を図るよう調整を図る。 ②公共座標管理区域の拡大を図ることによって公共座標での登記事務を促進し、一筆調査に活用する。	- 未実施		未実施	
265	交通安全施設整備事業	建設部	道路総務課	S37	-	〔目的〕 歩行者や自転車利用者等の安全確保を図るとともに、交通事故を未然に防止する。 〔手段〕 暗い交差点や見通しの悪い道路に道路照明灯や道路反射鏡を設置する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	歩行者や自転車利用者の安全を確保し、交通事故を未然に防止するために必要である。	現状維持	①電気使用料について、契約状況等を精査し、LEDランプ等の省エネタイプのランプへの転換等更なる抑制を図る。 ②道路管理システム(照明灯)の活用により、道路照明灯の適正な配置を行い、道路交通の安全性の向上を図るとともに、LEDランプ等の省エネ型のランプへ転換することで二酸化炭素の排出量を削減するなど、地球環境の保全に努める。	B H19	交通安全施設整備に対する市民の要望が多い状況で、限られた予算を調整し対応されている点は評価できる。今後、年間1億円にのぼる電気代、及び電球交換等の保守にかかる経費がますます増大することが予想される中で、市としての優先順位を定め予算を配分することを求める。 成果指標については、安全度の向上が評価できる指標とすることを望む。	整理済	電気使用料について、契約状況の精査と併せて、使用電力の削減効果の高いランプへの交換等を積極的に行い、さらなる抑制を図る。
266	交通安全応急対策事業	建設部	道路総務課	S37	-	〔目的〕 交通事故の防止を図る。 〔手段〕 交通事故発生箇所等に対し警察署等と協議のうえ白線や看板、滑り止め舗装等を施工する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	誰も安心に安心して利用いただけるよう、交通管理者である警察と連携し、交通事故の防止を図る事業である。	現状維持	①区画線の設置、復旧等により、道路の安全の向上を図る。 ②越谷市道路交通環境安全推進連絡会議を充実させるとともに、幅広く関係機関と調整を図り、道路の安全対策に取り組む。	B H19	警察等他関連機関と連携して、事業を推進されている点は評価できる。 応急対応の結果を集約し、類似危険箇所については先手を打った対応をするなど、事故発生を未然に防止するための計画的な事業推進を検討する余地がある。 成果指標については、活動指標(標識等延長した長さ)ではなく、安全度の向上が評価できる指標、例えば、交通事故件数の減少度等を設定すべき。	整理済	越谷市道路交通環境安全推進連絡会議を充実させるとともに、幅広く関係機関と連携を図り、道路の安全対策に取り組む。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A							B	C	D
267	住宅市街地安全対策事業(ゾーン30)	建設部	道路総務課	H25	-	〔目的〕生活道路の安全対策等及び交通事故の減少を図るため、交通管理者である警察が行う最高速度30km/hの交通規制と連携し、路面標示を組み合わせ対策(ゾーン30)を施工することで、安全性・快適性の向上を図る。 〔手段〕ゾーン30区域内に、外側線・ドット・文字表示等の路面標示を施工する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	生活道路における安全対策として、ゾーン30は非常に有効な手段であり、交通管理者である警察と連携し、路面標示を組み合わせ対策(ゾーン30)を施工することで、安全性・快適性の向上を図るとともに交通事故を未然に防止する。	現状維持	①生活道路の安全対策等及び交通事故の減少を図るため、交通管理者である警察と連携し、路面標示を組み合わせ対策(ゾーン30)を施工すること、安全性・快適性の向上を図る。 ②ゾーン30整備予定箇所として、平成29年度から平成32年度で、計5地区の実施計画となっている。	B	H29	本事業は、生活道路の安全対策等及び交通事故の減少を図るため、交通管理者である警察が行う最高速度30km/hの交通規制と連携し、路面標示を組み合わせ対策を施工することで、安全性・快適性の向上を図る事業である。生活道路の安全性を高めるための手法として、ドライバーの視覚に訴えるゾーン30の手法は効果的と考えられる。一方で、区域の指定は交通規制を伴うため、地域住民の合意形成が十分になされるよう注意が必要であり、住民への事業の周知や意見交換の場を多く設けるなどの対応に注力いただきたい。また、本事業は事故防止のためのドライバーへの働きかけであるが、歩行者や自転車に対しても本事業の趣旨を周知し、交通ルール遵守の意識向上を図ることさらなる事故防止に努められたい。 活動指標の路面標示の延長距離については、目標値を安易に前年度と同じに設定するのではなく、単位当たりコストを削減するような目標値を設定されたい。成果指標の市内人身件数については、本事業によって事故の発生率を下げるための道路環境を整備しているが、本事業実施前の統計に基づいた事故発生率で目標値を設定していることから、適切な目標の設定が必要である。また、成果指標としては、ゾーン30域内の人身事故件数や、域内の自動車の速度違反件数などを設定することも検討されたい。	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定		
268	越谷吉川線整備事業(県営・市営)	建設部	道路建設課	H8	H30	〔目的〕広域的な幹線道路の整備を促進し、円滑な道路網の形成を図る。 〔手段〕県事業区間については、県に街路事業(越谷吉川線)の負担金を支払う。 また、足立越谷線から南越谷駅越谷駅線までの区間について、市事業により整備を進める。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	県事業:引き続き埼玉県と連携を図りながら事業の進捗を図る。 市事業:早期完成を目指して、事業の進捗に努める。	現状維持	①②県事業:埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗に努める。 市事業:事業の進捗に努め、早期完成を目指す。	A	H20	県が事業主体となって実施する事業に対する費用負担であり、市の視点から事業を評価することは難しい。今後も県と連携を図りながら推進していただきたい。	整理済 今後も積極的に埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗に努める。		
269	街路施設維持管理事業	建設部	道路建設課	-	-	〔目的〕街路事業の進捗を図る。取得用地の適正な管理を行う。 〔手段〕街路事業関連用地の取得を行う。取得した用地に外柵工事・砂利敷き等を施す。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	取得した街路用地について、適正に管理を行なっている。	現状維持	①②先行取得済の用地に外柵設置や砂利敷き等を行い、適正な管理を行う。財政状況や事業の進捗に応じた用地取得を進める。	B	H21	担当課の総合評価「A」は、本事業を狭義に解釈すると理解できないが、事業のために取得した土地が長期間放置されている状況は無視できない。このことは、街路施設に限ったことではないと思われるが、遊休地の管理費(雑草駆除、ごみ処理)の経費支出や該当地から徴収できたであろう固定資産税額を考えると、無駄な支出があると言わざるを得ない。 長期間、遊休地となっているものについては、早期に活用策を講ずるべきである。	整理済 「行政財産の使用料に関する条例」に基づいて、取得した用地の事業化までの有効利用を図っている。		
270	橋りょう施設維持管理事業	建設部	道路建設課	-	-	〔目的〕道路交通網の要である橋梁の安全性を確保する。 〔手段〕既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	越谷市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を実施していく必要がある。	現状維持	①橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕を実施していく必要がある。 ②定期的な点検を行いアセットマネジメントの考えを取り入れた橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を実施していく。	B	H22	円滑な交通の確保を図るとともに災害時の安全性の向上を図るため、既存橋の補強工事等、適正な維持管理を行う事業である。 橋りょうの適正な維持管理は市民生活に不可欠であり、本事業は必要性があるが、21年度は事業費が1億円を超える単独事業となった。市債発行事業でもあるので、人件費も含めて一層のコスト削減の努力を実施されたい。 ライフサイクルコスト引き下げのため、橋りょうの維持管理にアセットマネジメントの考え方を導入することは重要な取り組みであるといえる。橋りょうの改修、更新計画が将来にわたって引き継がれるよう工夫されたい。 なお、使用されていない橋りょうの廃止・統合・移設についても、アセットマネジメントの中に取り入れるなど、維持管理方法を工夫されたい。 平成21年度に補強工事を実施した堂面橋の他にも、修繕が必要な橋りょうが10本あり、その優先順位や補強工事の内容や工事の効果についても、必要に応じて市民にわかる形で公開を進め、市民の理解が得られるよう努力されたい。 成果指標についても、安全性の観点から指標を立て、市民に本事業の成果をアピールされたい。	整理済 平成23年度に市のホームページにより、「越谷市橋梁長寿命化修繕計画」を公表した。平成25年度から本計画に基づき、修繕計画を実施していく。実施に際してはライフサイクルコストの削減を考えた修繕を行い、橋梁の健全性を保ちながら長寿命化を図っていく。		
271	橋りょう整備事業	建設部	道路建設課	H24	-	〔目的〕交通アクセスの円滑化と利便性の向上を図る。 〔手段〕橋りょうの整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	継続して事業を進めて行く。	現状維持	①登戸橋の上部工整備を進めて行く。 ②取付道路の整備等の事業の進捗に努め、早期完成を目指す。	B	H29	幹線道路の築造に伴う新橋の架設や橋梁長寿命化修繕計画における既設橋梁の老朽化等の問題に伴う架設を行うことにより、安全かつ円滑な道路網の形成を目指す事業である。 本事業は、上述の手段により、交通アクセスの円滑化と移動の利便性向上を図るための事業であることから、竣工までの年次計画や完成後の効果等について、受益者である地域住民等へのわかりやすい説明や広報が必要不可欠である。登戸橋についてはすでに着工しているが、提出資料によると、完成前から整備工程表の公表や市民への説明会の開催などに取り組まれていた状況がうかがえ、評価できる。今後、供用年数の経過等から整備が必要な橋りょうが増えてくる中で、橋りょうの必要性、住民ニーズを把握しながら、引き続き効率性も重視しつつ適切な事業の実施に努めていただきたい。特に、計画時や施工時には把握しにくい課題が、供用開始後に顕在化するケースが少なくないと思われるが、施工前段階における地域住民へ説明会の開催等により把握された住民ニーズを可能な範囲で工事計画へ反映させるなど、住民や関係機関とコンセンサスをとりながら整備事業を進めていく必要がある。 活動指標の供用開始橋りょう数や、成果指標の橋りょう整備箇所については、いずれも橋りょう完成による義務的な指標となっており、年度単位の本事業の実施状況が説明できる指標とはいえず適切ではない。活動指標については、年度ごとの取り組みがわかる指標が望ましいことから、現在工事中の橋りょう名を明示したうえで、年度別の工事の進捗率、達成状況や住民説明会の開催件数などを設定することが望ましい。本事業は単純に橋りょうを架設すればいいというわけではなく、市内交通アクセスの利便性向上のため、市民の理解が必要不可欠であると考え。説明会の開催により市民の事業への理解度が深まったか、また竣工により利便性が高まったか等を、事業実施前や竣工後のアンケートにより数値化し成果目標として設定することを検討されたい。	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
272	橋りょう耐震化整備事業	建設部	道路建設課	H25	-	<p>〔目的〕 地震による落橋・倒壊等の甚大な被害を防止する為、橋りょうの耐震補強をおこない耐震性能の向上と地震時における迅速な通行、輸送機能の確保を図る。</p> <p>〔手段〕 緊急輸送道路などの優先的に通行を確保すべき路線に架かる橋梁から耐震補強を実施していく。また、橋梁長寿命化とも整合性を図り、効率的な整備を実施していく。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>現 状 維 持</p> <p>①引続き新平和橋の耐震整備工事を行う(3カ年工事3年目)。 ②橋梁耐震の指針が改定された場合は適切に対応していく。</p>	B	H29	<p>越谷市橋梁耐震化基本方針に基づき、橋りょうの耐震補強を行い耐震性能の向上と地震時における落橋・倒壊等の甚大な被害を防止すると同時に、迅速な通行、輸送機能の確保を図る事業である。 本事業についても事業に対する受益者である市民や利用者の理解が必要なことから、竣工までの計画、地域住民への説明、連携が必要不可欠である。新平和橋についてはすでに着工しているが、提出資料より基本方針が策定され、完成前から整備工程表が作成されている。今後、毎年の点検結果を踏まえながら、橋りょう耐震化の緊急性、必要性等を考慮しながら、適切な事業の実施に努めていきたい。しかし、市民への周知は、ホームページの掲載や看板の設置等のみで、説明会などは開催されておらず、「橋りょう整備事業」に比べると情報発信手段が画一的である。竣工後解決が困難な問題を事前に把握し、事業に組み込むためにも、着工前に地域住民等に対する説明の機会を設けることが望ましいといえる。また、橋りょう補修工事の実績紹介では、工事内容の記述だけでなく、工事前に顕在化した問題点が耐震化整備事業の実施によりどのように改善したか等を市民にわかりやすくお知らせする内容の記述も必要である。 活動指標及び成果指標については、いずれも整備箇所の工事完成によりカウントする指標となっており、年度単位での本事業の進捗状況が把握できるものでなく適切ではない。また、長期的な事業であることから、1橋梁の工事長期化が橋梁長寿命化計画全体に影響を与える可能性も少なくなく、工事の進捗状況の可視化が必要だといえる。活動指標については、現在工事中の橋りょう名を明示したうえで、年度別の工事の進捗率、達成状況や橋りょうの点検実績などを指標として設定することが望ましい。成果指標については、説明会でのアンケートや市政世論調査により、市民の本事業への理解度や満足度を数値化し設定することを検討されたい。</p>	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定	
273	川柳大成町線整備事業	建設部	道路建設課	H23	H30	<p>〔目的〕 幹線道路の整備を推進し、円滑な道路網の形成を図る。</p> <p>〔手段〕 事業計画用地の用地取得を進めていく。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>現 状 維 持</p> <p>①用地買収並びに関係機関との協議を進める。 ②事業の進捗に努め、早期完成を目指す。</p>	-	未実施	未実施		
274	通学路安全対策事業	建設部	道路建設課	H25	-	<p>〔目的〕 通学中の児童・生徒の交通事故を未然に防ぐ。</p> <p>〔手段〕 歩道の設置、交通安全施設の設置及び危険箇所の改善等を行う。 通学路安全点検を行い、危険箇所を把握する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>現 状 維 持</p> <p>①通学路安全総点検に基づく整備計画に沿って、通学路の整備箇所の再調査を進める。 ②歩道分離箇所の整備について、優先順位などを含め関係機関と連携を図り取り組む。</p>	B	H26	<p>通学中の児童・生徒の交通事故を未然に防止することを目的とし、通学路の危険箇所を把握するため安全点検を実施し、点検結果を踏まえ、歩道の設置、交通安全施設の設置及び危険箇所の改善等を行う事業である。 整備手法はハード整備が主である。整備費用については国庫補助金を活用し歩道整備等を実施しているが、後の維持管理では越谷市の財源を捻出する必要がある。財務的にインフラ整備には多額の費用がかかることも考慮し、作るだけでなくソフト面での対策を講じることも検討されたい。また、将来の子どもの人口減少も見据えた整備計画や地域で子どもを守る取り組みを検証することも必要である。 活動指標の通学路の整備率について、通学路全てで歩道分離の必要性は無く、安全施設の設置で対応可能な箇所もあり、整備率100%が最終目標ではない。現指標では最終的な目標値が明確になっていないため、よりわかりやすい指標の設定に修正されるとともに、活動指標の通学路の整備・延長距離の成果が整備率の向上に繋がることから、成果指標として設定することを検討されたい。 成果指標について、「通学中の交通事故発生件数」は事故を未然に防ぐ事業目的であることから、指標として不適切である。また、「満足度」についても関係機関や保護者等へのアンケート調査を早急に進め、整備済箇所が安全性の向上にどの程度効果があったのかの事後評価を実施することが必要である。その上で、適切な成果指標の設定に努められたい。 事業コスト削減について、平成25年度からの新規事業であり前年との比較検証が出来ない面もあるが、整備手法や他事業との連携による創意工夫に努められるとともに、今後は定期的に削減効果の検証を実施されたい。 当該事業は交通事故の危険がある箇所を事前に把握し、通行者の安全を未然に確保する事業であることを認識され、業務を遂行されることを期待する。</p>	<p>検 討 中</p> <p>通学路の整備率について、歩道分離箇所を含め整備延長の整理を行う。また、成果については、整備後の効果に関係機関と連携を図り調査を行う。</p>	
275	土地区画整理地区界整備事業	建設部	道路建設課	H19	-	<p>〔目的〕 土地区画整理事業地区界の円滑な交通を確保する。</p> <p>〔手段〕 土地区画整理事業地区界の道路整備を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	<p>現 状 維 持</p> <p>①各区画整理事業の進捗にあわせ、事業に取り組んで行く必要がある。 ②各区画整理事業の進捗状況等にに応じて、休止や廃止を検討して行く。</p>	A	H24	<p>土地区画整理地区界(土地区画整理事業の対象となった地区の境)の道路の取り付けや側溝整備を行う事業である。土地区画整理事業では、開発の対象となった地区内の道路は整備されるものの、対象にならなかった周辺地域の道路については整備が行われないため、事業区域の内外で道路の整備状況に差異が生じる。事業区域の外側に位置する道路を区画整理の整備状況と整合させることは、円滑な道路・交通環境を確保するために不可欠なものであり、本事業の必要性は高いといえる。 事業が開始された平成19年以降、土地区画整理事業の進捗に合わせ、真に必要なとされる場所のみに限定して整備を行ってきたことが窺われる。また、事業費については、道路の規格・構造や用地費・補償費は国の政令・基準等で定められているため、現状以上にコスト削減を進めることは困難であると思われる。 事業自体は適正に実施されていると評価できるが、現在の活動指標・成果指標には本事業の効果を測定できないものが多い。活動指標である「用地買収面積」は、平成23年度以降、用地買収の実績・計画がないため空欄となっている。また、成果指標の「進捗率(用地買収)」は平成22年度に用地買収した実績値を実績値そのもので除しており、100%となることが確実なうえ、平成24年度の目標は空欄となっている。現在、成果指標としている「整備延長(単年度)」は活動指標とし、成果指標として「整備延長(累計)」、「事業計画の進捗率」を提案するので変更を検討されたい。 本事業は進行中の土地区画整理事業が完了する平成27年度に廃止される予定である。事業の進捗管理を徹底し、期限内に事業目的が達成されることを期待したい。</p>	<p>整 理 済</p> <p>引き続き、事業の進捗管理を徹底し、事業の目的達成に向け取り組む。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						9. 総合評価						総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B									
276	東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業	建設部	道路建設課	H28	-	<p>【目的】 車両の走行性を充実させるとともに、道路環境の向上を図る。</p> <p>【手段】 東埼玉資源環境組合第一工場周辺の幹線道路並びに一般市道で収集車が運行する運搬するルートの舗装改築を行う。</p>	高	高	高	高	(a)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>単価コストだけでなく、舗装の耐久性を含めた検討を行うとともに、道路の安全性を維持できるように努め、計画に沿った舗装整備を実現する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①事業のコストの削減に行い、事業計画どおりに進められるよう努めたい。</p> <p>②東埼玉資源環境組合と年次計画に沿って進められるよう取り組んでいきたい。</p>	-	未実施		未実施		
277	道の駅整備事業	建設部	道路建設課	H28	-	<p>【目的】 「休憩」「情報発信」「地域連携」の3つの機能、さらには「防災」「福祉」などの役割を担う施設整備を図る。</p> <p>【手段】 地域活性化を基本とし、交通アクセス性や観光振興など、多面的な要素を含んでいるため、施設の位置づけや機能、効果的な整備場所を選定し整備を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>国・県における補助金等の活用や整備及び管理運営を含めて、積極的な民間活力の導入に努める必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①道の駅基本構想の策定を進める。</p> <p>②道の駅整備の実現に向け、基本計画や用地取得、整備に向けて準備を行う。</p>	-	未実施		未実施		
278	道路改良事業	建設部	道路建設課	-	-	<p>【目的】 生活道路の安全性の向上を図るとともに、快適な住環境を創造する。</p> <p>【手段】 道路の拡幅整備や質的改良を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>沿線の理解をいただき、用地事務の効率化を図る。</p>	検討・見直し	<p>①継続して取り組む必要があるとともに、大型車両をはじめとする交通量の多い路線については、道路の質的改良も含め、道路の耐久性を高めて行く必要がある。</p> <p>②道路の拡幅整備以外に耐久性の高い道路づくりに取り組んでいきたい。また、優先順位も含めた取組状況等について、市民の理解を得ながら事業を進めるための方針を検討して行く。</p>	B	H22	<p>生活道路の安全性・耐久性の向上のため、道路の拡幅整備や質的改良を行う事業であり、自動車に大きく依存する現代社会では必要な事業といえる。ただ、日本では少子高齢化が進み、人口が減少している中で、今後予想される社会に対応した計画を立てる必要がある。</p> <p>道路の質的改良により、道路寿命を延伸し、将来にわたっての管理コストの削減をはかることについては、重要な取組みである。整備コストと将来的な管理コストを十分に比較検討のうえ計画されたい。</p> <p>なお、整備についての住民要望の一覧表と整備の優先順位は公開し、整備箇所の優先度について、危険度などの付帯情報や整備優先理由を含めて、市民の納得が得られる取組みを実施されたい。</p> <p>成果指標についても、要望にどれだけ対応できたかを市民にアピールできるものを検討されたい。</p>	整理済	<p>道路の質的改良を含めた道路寿命の延伸については、コスト面を十分考慮した上で検討して行く。また、道路整備に係る要望の受付と対応状況については、適切な公開の仕方を検討するとともに、計画的な道路維持管理のあり方について検討を進める。</p>	
279	道路施設等維持管理事業	建設部	道路建設課	-	-	<p>【目的】 道路環境の保全を図る。</p> <p>【手段】 既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>建設工事のコストが拡大している為、対応が必要である。現場発生材の側溝や側溝蓋を再利用する。また、交通状況や路面の損傷状況を把握し、耐久性を考慮した整備を行うことにより、トータルコストの削減を図る余地がある。</p>	現状維持	<p>①U字溝や蓋の再利用を積極的に図る。</p> <p>②道路施設等の損傷状況を把握し、状況に応じた補修を実施することによりトータルコストの削減を図る。</p>	B	H16 H23	<p>道路環境の保全を図るために、既存道路の側溝整備及び舗装の打ち換えなどの補修を行う事業である。毎年200件以上の道路補修工事を実施している。安心して利用できる安全な道路を維持するために必要な事業といえる。</p> <p>工事の対象案件は住民からの要望、過去の要望の積み残し、市の計画する箇所の中からバランスをとり、緊急度の高いものから処理している。</p> <p>毎年、約100件の要望が寄せられる中で、緊急度の優先順位付けについての基準は特になく、現場確認をして行われている。場当たり的な事業実施とならないように、中長期的な計画が求められるが、現状では、中長期的な計画が確立されておらず、減価償却費の積算がなされていない点は問題がある。今後に向け、目減りしたストックに対して対応する数値を適正に積算し、道路施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、アセットマネジメントの考え方にに基づき、計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。また、維持管理課が担う道路等の維持管理業務と当該事業の整合性を確認し、役割分担等を整理したうえで業務の効率化に取り組まされたい。</p> <p>成果指標として、「要望に対する補修工事完了率(=補修完了箇所/補修要望箇所)」を新たに提案したい。</p> <p>《参考》平成16年度外部評価：〈道路補修事業〉B</p>	整理済	<p>補修箇所については、緊急性や道路施設等の損傷の程度を見極めながら、優先順位をつけて順次整備を行っている。また、小規模補修については維持管理課と役割分担を行いながら、道路整備単価契約等により発注を行い、業務の効率化を図っている。</p>	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B									
280	道路舗装事業	建設部	道路建設課	-	-	〔目的〕 車両の走行性を充実させるとともに、道路環境の向上を図る。 〔手段〕 幹線道路並びに生活に密着した道路の舗装改築を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	単価コストだけでなく、舗装の耐久性を含めた検討を行うとともに、道路の安全性を維持できるように予算面の拡充に努め、計画的な舗装整備を実現していく必要がある。	検討・見直し	①道路舗装事業の優先度を高め、予算の拡充に努めたい。 ②大型交通量の通行量が多い幹線道路については、質的改良を含めた整備に取り組んでいきたい。	B	H21	予算上の問題で、道路舗装工事が思うように進められていない現状である。 以下の3点について検討をしていただきたい。 ①予算確保の手段として、現状の道路の安全性等についての問題点を調査報告する ②舗装の工法について調査・研究し、より耐久性のあるものを採用する ③工事業者へ指導を行い、工事の品質向上を図る 道路舗装が進まない現状について、広く市民に理解をいただき、市全体予算の中での優先度を上げていく努力が望まれる。	整理済	良好な舗装状態を長期にわたり維持できるよう、一部の路線で舗装組成の検討を行い、質的向上を図った工事を実施している。また、受注者に対しては、施工の品質向上が図られるよう、指導、監督の徹底に努めている。今後も、写真等で事業の必要性を理解していただき、更なる予算の確保に努めて行くとともに、計画的な道路の維持管理のあり方について検討を進める。	
281	南浦和越谷線整備事業(県営)	建設部	道路建設課	H8	-	〔目的〕 広域的な幹線道路の整備を促進し、円滑な道路網の形成を図る。 〔手段〕 事業主体である県に街路事業(南浦和越谷線)の負担金を支払う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	引き続き、事業主体である埼玉県と連携を図りながら、事業の進捗をあげる必要がある。	現状維持	①② 引き続き、事業主体である埼玉県との連携を図りながら、事業の進捗を図る。	-	未実施			未実施	
282	歩道整備事業	建設部	道路建設課	-	-	〔目的〕 安全で快適な歩道空間を確保する。 〔手段〕 歩車道の分離や段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮した整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	安全で快適な歩道空間を確保するための事業であり、歩車道の分離や段差解消を行い、高齢者や障がい者に配慮した整備を行う。	現状維持	①整備手法を検討し、整備延長を延ばす。 ②誰もが安全に通ずるよう、用地取得を考慮しながら整備を進める。	B	H23	安全で快適な歩道空間を確保するために、水路に蓋を掛け歩道として整備したり、歩車道の分離や段差解消を行い、安全な歩道空間を確保する事業である。 高齢者や障がい者に配慮した整備が行われている。また、過去に水路に蓋をかけて整備した箇所の安全確保のために、既設水路内に管を埋設する改修整備も実施している。誰もが安心して歩ける安全な歩道空間は市民にとって生活に欠かせないものであり、事業の必要性は高い。 平成14年に水路の破損が原因で、蓋の落下事故が起こったため、既設水路内に管を埋設する改修整備が実施されているが、市内の歩道全域について危険が予測される老朽化箇所などを包括的に把握するためのデータ化はできてはいない。現状において、危険箇所の把握は市民からの通報のほか、建設部の職員が現場にて確認したり、郵便局員の情報提供により行っているが、いずれも不定期なものである。 市内の歩道整備状況について、工事の実施年度や内容が総合的に把握できていない状態には問題がある。減価償却費の積算もなく、中長期的な計画や改修整備の明確な優先順位付けも不明確である。事故が起こってから、対策を立てるという対応とならないように、また、コスト面の効率化にも有効であるライフサイクルコストを考慮したアセットマネジメントの考えに基づき、歩道の耐用年数に応じた計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。 成果指標として、「市民(特に、高齢者や障がい者)の歩道に対する満足度」を提案したい。	整理済	歩道整備事業の計画的な推進について検討を進める。	
283	ポンプ場改修事業	建設部	治水課	H25	-	〔目的〕 ポンプ場施設の機能維持を図る。 〔手段〕 国の長寿命化支援制度を活用し、調査や更新、改築等を行う。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	A	機械・電気設備等が耐用年数を超え、老朽化したポンプ場が多い。 長寿命化支援制度の終了に伴い下水道ストックマネジメント計画の策定が必要になる。	現状維持	①長寿命化支援制度を活用している、越谷第一ポンプ場及び御料堀ポンプ場については、引き続き事業を進める。また、下水道ストックマネジメント計画の策定を進める。 ②御料堀ポンプ場の長寿命化事業を進める。下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持管理を進めていく。	-	未実施			未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
284	ポンプ場施設維持管理事業	建設部	治水課	H4	-	〔目的〕 ポンプ場等の水防施設を正常に機能させるための維持管理を行なう。 〔手段〕 ポンプ場等の機器類の維持管理業務を委託する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	ポンプ場等河川施設の老朽化が課題である。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①施設の機能を最大限発揮させるため、引き続き施設の維持管理に努める。 ②維持管理業務委託を基に、整備計画の作成に努める。	B	H26	地域の浸水被害の軽減と治水安全度の向上を図るため、越谷市にある33箇所のポンプ場及び排水機場の内、市内を流れる都市下水路の最下流に位置する3箇所の施設(御料堀ポンプ場・出羽堀ポンプ場・新川排水機場)を有効に機能させるため適正な維持管理を行う事業である。近年の都市化や越谷市の地理的、地形的条件もあり、台風や大雨による浸水被害が度々発生しており、安心・安全な都市機能を備えたまちづくりには、ポンプ場・排水機場の果たす役割は高く、水防時に施設を正常に機能させる維持管理の必要性は高い。 多くのポンプ場を抱える中で、多額の更新・維持管理費を長期的に負担していかなければならない現状を認識する必要がある。減価償却費においても多額の費用が計上されているように、排水機場やポンプ場の施設ストックは膨大であり、今後の維持・管理等に要するコストは増加することが予想される。 長寿命化計画に基づいた更新・修繕が進められている施設もあるが、一部の施設では担当職員が実施している日常点検結果を基に維持管理が進められている状況である。現在の水防施設は将来においても必要な施設であり、ライフサイクルコストを最小限にした上で、適切な維持管理をしていく必要がある。機器台帳の整備とあわせて、アセットマネジメント導入や長寿命化計画策定に向けた作業を進め、計画的で効率的な予防保全に努められたい。 また、点検業務に従事している担当職員が平成25年度より減っている状況であるが、長寿命化計画を策定するには、日常点検等に基づいた現施設の状況把握が重要であり、業務内容の確認・検証を行い適正な職員配置を検討されたい。 活動指標の「機器類の改修率」について、不具合の発生箇所数には、修繕も実施しない経過観察で対応している緊急性の低い不具合箇所数も含んでいる。施設を適正に維持管理するには、どんな小さな不具合も把握する重要性は理解できるが、水防時に影響を及ぼす恐れのある機器類の不具合箇所数といった活動指標の見直しを検討されたい。	整理 済	活動指標を、全ての不具合の発生箇所数としていたが、水防時に影響を及ぼす恐れがある機器類の不具合箇所数に活動指標の見直しを行った。
285	応急対策事業	建設部	治水課	H20	-	〔目的〕 浸水被害の発生した地域に対し、緊急かつ応急的な施設の新設や改良を行ない、浸水被害の早期軽減を図る。 〔手段〕 応急ポンプの新設や、配管の常設等を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	応急対策工事であることから、事象が起きてからの対応となってしまう。今後、浸水常襲地域の浸水対策として計画的に実施していく必要がある。事業として、緊急性・必要性は高いが、対応方法によって施工方法が異なるため、1箇所あたりのコスト比較は出来ない。	検討・見直し	①浸水被害の常襲地区について、ポンプ施設等の設置を図る。 ②浸水被害の解消を目指し、計画的な施設整備を進める。	B	H22	台風や大雨時における水防活動において浸水被害の軽減を図るため、河川施設の改修や仮設ポンプの設置・増設などの整備を行う事業である。 ゲリラ豪雨による災害など、突発的で予測困難な、長期計画では対応できない浸水対策工事を実施している。 近年はゲリラ豪雨により浸水被害が発生しており、また、大きな河川の多い平野部という地理的条件から、内水対策は必要不可欠といえる。計画的に実施され、市民の安心・安全を確保されたい。 減価償却費については、適正に把握されているかを再度検証し、施設更新計画を適正に作成されたい。 成果指標としては、「応急対策の事業箇所」を設定するとともに、このほかにも市民に分かりやすい指標を設定されたい。応急対策の事業箇所が少なければ整備が行き渡ってきているということであり、反対に緊急対策の事業箇所が多ければ、予算を増やし事業量を増大させる必要がでてくる。	整理 済	今後、頻発するゲリラ豪雨による浸水被害が生じた地域の雨水排水システムを調査し、より効果的な仮設ポンプの設置や増設を行い、浸水被害の軽減に努める。
286	河川施設維持管理事業	建設部	治水課	H2	-	〔目的〕 河川施設が適切に機能するよう河川環境の保全を図る。 〔手段〕 現状を確認し、浚渫や修繕等を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	河川施設の老朽化が著しく、計画的な改修が課題である。また、堆積物による流下阻害や貯水能力の減少を防止するための浚渫が必要である。	検討・見直し	①既存施設の調査を進め、現状把握に努める。河川施設が十分機能するよう河川・調節池等の浚渫を継続して実施し、浸水被害の軽減を図る。 ②既存施設の現状把握調査を基に、中長期的な計画を策定し、計画に沿った整備等の実施を進める。	B	H17	河川施設を公園利用等へ活用し施設維持する目的で、地域住民とともに維持管理方法を検討する場を設け、草刈等の環境問題を地域住民とともに解決する方向で検討することを望む。住民協働化の時代に対応し、周辺住民とともに施設を維持し、費用の低減化を図ることを望む。	整理 済	河川施設のほか、道路施設・公園施設等の草刈について、事業の一元化を図るため、平成23年度より維持管理課に業務を移管した。
287	管路改修事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 市街化区域の浸水被害の軽減や安全で快適な生活環境の維持を図る。 〔手段〕 公共下水道における雨水幹線等を対象に修繕及び補修を行い、適切な施設管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本事業は、市街地の雨水排水を担う公共下水道施設の円滑な排水機能と安全を維持することで、安全で良好な水環境を確保することを目的に、施設の維持管理を主とする事業であるが、整備されてから長期間が経過しており、老朽化する施設に対し、今後も予防保全的な維持管理は必要であるものの、全ての施設の現状把握ができていないため、計画的な修繕ができていない。	検討・見直し	①引き続き修繕や補修を行うとともに、既存施設の現状把握に努める。 ②引き続き修繕や補修を行うとともに、未改修施設の調査結果から、中長期的な改修計画の策定を進める。	B	H21	管路改修には、今後多額の維持費用の発生が予想され、計画的な事業の推進が求められるが、その第一歩として、管路の現状を管理するための水路台帳の早急な整備が必要である。台帳整備については、台帳の有効利用に向けて関係部署が連携し、全庁的に検討することが望まれる。	整理 済	対象施設の現状把握調査を行うとともに、水路台帳の精査を行い、中長期的な改修計画の策定を進める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
288	管路整備事業	建設部	治水課	S47	-	〔目的〕 市街化区域の浸水被害の軽減及び安全で快適な生活環境への改善を図る。 〔手段〕 公共下水道(雨水幹線等)の整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	近年の気象の変化に伴い、ゲリラ豪雨や大型台風が頻発する等雨の降り方も変化しており、雨水排水計画の見直し並びに計画的な施設整備、維持管理が必要である。	①平成28年度に実施した浸水被害の軽減に向けた基礎調査を基に、中長期的な整備計画の策定を行う。 ②整備計画に基づき、浸水被害の軽減に向けた計画的な整備を進める。	B	H16 H23	浸水被害の軽減や生活環境の改善を図るために公共下水道(雨水幹線等)の整備と越谷レイクタウン関連の公共下水道(汚水、雨水)の整備を行う。市民生活の安全を守る上で必要な事業である。 管路整備については、越谷レイクタウン関連のものは汚水用と雨水用を一括して工事発注し、事業の効率化を図っているが、それ以外のところは過去に補助金交付対象となっていた汚水用のものが先行したため、当該事業では雨水幹線の整備のみ行っている。 現在、平成22～26年度の5か年計画(社会資本総合整備計画)に基づき、国の補助金を得て整備を進めている。しかしながら、市内の雨水幹線等の総合的な把握については、平成16年度の外部評価で指摘を受け、平成22年度より緊急雇用対策を活用し雨水管の台帳整備を開始したところである。長期的な整備計画はまだなく、豪雨時などに冠水被害が出たところ等緊急度の高い箇所から対応をしている。 雨水管路の整備に必要な事業費の確保は、公共下水道事業全体の計画と関係し、台帳整備が途中の現段階では主体的な計画は立てにくい。台帳整備後には、減価償却費の積算を適正に行い、ライフサイクルコストの引き下げや、施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、アセットマネジメントの考え方に基づき、計画的かつ効率的な中長期的更新計画を策定されたい。 成果指標として、「浸水被害件数」を提案したい。 《参考》平成16年度外部評価：B	整理済	浸水実績地域に重点をおいた、中長期的な整備計画の策定が必要である。
289	御料堀都市下水路整備事業	建設部	治水課	S50	-	〔目的〕 御料堀都市下水路の維持管理のため、管理用道路用地を確保する。 〔手段〕 土地所有者の意向の確認を行い、借地している管理道路用地を買収する。	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	御料堀都市下水路の工事用道路として、当時、借地したものをその後の維持管理を考慮し、継続して借地していたものである。この間、土地の借地を継続するか、買取りを進めるか等を検証し、土地所有者の意向を確認しながら、平成18年度から順次、買取りを行ってきた。平成28年度末現在、未買収地は12筆(338.49㎡)残っており、引き続き土地所有者の意向を確認し、用地確保に努める。	①②土地所有者の意向確認がとれた4筆(180.53㎡)の取得を行うとともに、引き続き土地所有者の意向確認を行う。	-	未実施	-	未実施	未実施
290	新川都市下水路整備事業	建設部	治水課	H15	-	〔目的〕 新川流域の浸水被害の軽減と地域の環境改善を図る。 〔手段〕 都市下水路の整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	新川都市下水路の整備に併せ、県道や新川用水の整備が進むことにより、浸水被害の軽減や周辺環境の改善につながっており、市民からの早期完成の要望が高い事業である。また、課題となっていた七左エ門川との交差点が平成29年度中に完了する予定であり、今後は早期完成に向けて整備を進めていく。	①②補助金等を有効活用し、事業区間の早期完成を目指す。	-	未実施	-	未実施	未実施
291	新川用水整備事業	建設部	治水課	H11	-	〔目的〕 新川の用水機能の確保や地域の環境改善を図るため、新川都市下水路の整備に併せ、関連する新川用水の整備を行う。 〔手段〕 起債事業により護岸及び防護柵を整備する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本事業は、用排水兼用であった旧新川を、排水機能を新川都市下水路で、用水機能を新川用水として整備することで、当該流域の浸水被害の軽減と用水機能などの周辺環境の改善を図るもので、その進捗は、新川流域の市民や農業従事者にとって関心の高い事業であり、新川都市下水路と同様に早期の完成が望まれているものの、現在の進捗状況から完成までには数年を要してしまうことが課題となっている。	①②引き続き、護岸及び防護柵の整備を進め、新川の用水機能の確保や地域の環境改善を進めるとともに、事業の進捗を上げるため、整備手法等の見直しを検討する。	B	H20	新川都市下水路(排水管)整備の事業にあわせ、新川用水を整備する事業である。1990年から2004年までの15年間に3回の大きな浸水被害があり、新川都市下水路の整備は不可欠な事業である。また、地権者や周辺住民のために用水路整備及び緑地を整備する当該事業の必要性は認められる。 新川都市下水路整備の進捗とあわせて、スムーズに新川用水整備事業が進められることを期待する。	整理済	新川都市下水路整備事業の進捗に併せて、スムーズに新川用水整備事業が整備されることを期待されており、地域との連携を含め効果的な整備に向けた検討を進めるとともに、事業の進捗を図った。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価						9. 総合評価						総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B									
292	都市下水道施設維持管理事業	建設部	治水課	H2	-	〔目的〕 都市下水道施設が適切に機能するよう、都市下水道環境の保全を図る。 〔手段〕 現状調査を行い、浚渫や修繕等を実施する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	本事業は、市街地の雨水排水を担う都市下水道の円滑な排水機能と衛生環境を維持することで、安全で良好な水辺空間を確保することを目的に、施設の維持管理を主とする事業であるが、都市下水道施設は、整備されてから長期間が経過しており、老朽化する施設に対し、維持管理の効率化を図るため、既存施設の現状把握を進める必要がある。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①浚渫や修繕を行うとともに、都市下水道の護岸の変状や劣化度合いなどの現状把握調査を行う。 ②引き続き浚渫や修繕を行うとともに、施設の経過観測に努め、中長期的な改修計画の策定をする。	B	H24	都市下水道の適切な排水機能と衛生環境を維持するために、堆積物の浚渫、草刈、防護フェンス等の河川施設の修繕などを行う事業である。都市下水道は市街地の雨水排水を行うための設備であり、都市下水道の円滑な排水機能を維持する本事業は市街地の浸水対策として重要である。 地域の河川等の整備については、本来、流域の住民等によるボランティアの協力を得ることが望ましいが、都市下水道の構造上、整備には危険が伴うため、本事業は市が実施主体となる必要がある。浚渫、草刈については、あらかじめ対象箇所を選定するとともに、市民の要望に応じて必要箇所の整備を行っている。河川への不法投棄についても、市民からの通報に対して適切な対応がとられている。 事業費面では、毎年度250万円程度が計上されている賃借料の見直しが必要である。この賃借料は一部の土地を地権者から賃借していることにより発生しているものであるが、地権者から当該土地を買取ることができず長期間にわたり一定額を支払っている。賃借料は市の規定により決定されているが、賃借期間は10年と長期間であり土地の買取り交渉が継続的に実施されている経緯が確認できなかった。地価の下落を踏まえた減額や土地の買取り等の検討を定期的に行い、地権者と粘り強く交渉することが必要である。 修繕の状況については、地図に記録し経年劣化の状況把握に努めているが、現在デジタル化が進められている水路台帳に記録することで状況の一元管理を図りたい。 現時点で設定されている活動指標と成果指標については、実質的に同一であるため、変更が必要である。活動指標として設定している「実施箇所数」は、草刈・浚渫・改修等が合算されているが、草刈・浚渫・改修等の手段ごとの実施回数を明示すべきである。成果指標としては、市民のニーズへ十分な対応ができていないかを確認するために、苦情・要望の対応件数を提案したい。また、浚渫によって流下能力が改善されたことが把握できるよう、浚渫量等を成果指標とするよう検討されたい。 各自自治体の上下水道の多くは敷設から長期間が経過しており、老朽化した管路の維持管理や耐震性の確保等は共通の課題となっている。都市下水道についても上下水道の各種改修計画と整合を図り、市民の安全が確保されるよう長期的な改修・耐震化計画を策定されたい。	整理済	都市下水道施設の修繕箇所に関しては、早期にデジタル化による一元化を図り、計画的な改修を実施して行きたい。また、草刈・浚渫箇所についてもデジタル化を図り、通年実施している箇所について流下阻害のないよう早期実施に努める。土地の賃借料については、権利者の意向把握を行うとともに、土地利用や権利関係の変更を併せ、土地の取得を進め、削減していく。	
293	排水機場施設維持管理事業	建設部	治水課	H4	-	〔目的〕 ポンプ場等の水防施設を正常に機能させる為の維持管理を行なう。 〔手段〕 ポンプ場等の機器類の維持管理業務を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	排水機場等の河川施設の老朽化が課題である。	検討・見直し	①施設の機能を最大限発揮させるため、引き続き施設の維持管理に努める。 ②維持管理業務委託を基に、整備計画の作成に努める。	B	H27	大雨等による内水氾濫被害を防止するため、ポンプによって本川へ水を排水する役割を担っている市内29か所の排水機場・ポンプ場が正常に機能するよう点検および修繕をする事業である。 多数の一級河川が流れ、低地に位置する越谷市において、市民の生命と財産の安全を守るため、治水対策は極めて重要である。 本事業の事業費は、大別して、施設の設備点検と故障・不具合機器の改修とに分けられる。点検業務については、日常的な点検に加え、専門性の高い事業者への委託による点検を実施しており、優先度合いに応じて3年程度のサイクルで実施されている。修繕業務においては、故障のレベルを分類し、それに応じて修繕を実施し、水防時に影響を及ぼす恐れのある機器類の不具合の改修率は100%を維持している。 市の排水施設のうち20年以上を経過するものが6割を超え、老朽化が課題となっている。引き続き適正な点検・改修に取り組むことに加え、中長期的な視点をもって長寿命化計画や維持管理更新計画を策定し、将来も施設が正常に機能し、災害時に効果を発揮するよう設備の維持保全に取り組むことを検討されたい。 活動指標については、不具合を改修した数等、故障の実情を可視化する指標を加え、当該維持管理事業の活動を市民にもわかるようにすることを提案する。	整理済	機器台帳の整備を進め、中長期的な整備計画の早期策定に努める。	
294	排水路安全施設整備事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 緊急時の避難通路を確保するとともに、転落防止柵や堤コンクリート等の補修を実施し、市民生活の安全と快適な環境整備を図る。 〔手段〕 自治会要望に基づき、既存排水路に蓋掛けを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	公共下水道の普及に伴い、雨水のみを受け入れる排水路に蓋掛けすることで、緊急時の避難通路として利用できるよう整備してきたが、要望件数が多く、実施までに数年かかる状況である。 また、整備後の路線については、今後の老朽化による改修対策も問題である。	検討・見直し	①蓋掛要望に関しては、引き続き自治会との調整を図り、地域が必要とする箇所の整備を進める。また、併せて整備手法の見直しを行い、要望箇所の早期完成に努める。	B	H18	排水路の歩道化による安全対策は重要である。今後も引き続き、住民とのコミュニケーションを密にし、適切な安全施設整備を推進していく必要がある。	整理済	排水路の歩道化は、緊急時の避難通路や通路としての利用など、今日まで多くの自治会から要望を頂いている。今後、優先順位を明確にし、早期に整備ができるよう事業を進める。	
295	排水路施設維持管理事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 排水路施設が適切に機能するよう修繕等を行い、生活環境の改善を図る。 〔手段〕 現状調査を行い、修繕等を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本事業は、定期的な維持管理の中で、施設の軽微な修繕を実施するものがあるが、既存の排水路施設は、整備されてから長期間が経過しており、老朽化する施設に対し、今後も予防保全的な維持管理は必要であるものの、全て排水路を定期的に点検できていないため、計画的な修繕ができていないことが課題である。	検討・見直し	①②排水施設の機能を確保するため、引き続き修繕等を行うとともに、水防パトロールなどを活用した既存施設の点検調査を行い、既存施設の現状把握に努める。	B	H18	〈排水路等清掃委託事業〉 排水路を清潔にすることは、快適な生活空間を保つために必要なことであり、住民の要望にも極力柔軟に対応していくことが求められる。当該事業は、今後継続して、活動を強化すべきであるが、あわせて、事業の効率化を向上させるため、特に安全管理センターの正規職員を非正規職員に置き換え、定数削減、人件費抑制を図ることが望まれる。	整理済	排水路清掃のほか、道路側溝の清掃を併せて事業の統一化を図るため、平成23年度より維持管理課に業務を移管した。	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
296	排水路整備事業	建設部	治水課	-	-	〔目的〕 雨水対策としての排水整備を行い、生活環境の向上と浸水被害の軽減を図る。 〔手段〕 浸水対策としての整備、既存施設老朽化対策としての整備等、必要箇所を限定し、重点的かつ効率的な整備を行う。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	市内全域の水路整備を対象とした事業で、市民からの要望や浸水実績に基づく調査より、実施している。 近年では、施設の経年劣化による損傷が見られるようになってきたことから、市民の安全が確保されるよう、応急的改修のほか、路線全体の改修などを効率的に進める必要があり、既存施設の現状把握が必要である。	①引き続き事業を進めるとともに、水防パトロールなどを活用した既存施設の点検調査を行い、既存施設の現状把握に努める。 ②既存施設の現状把握調査を基に、中長期的な整備・改修計画の策定し、整備・改修計画に沿った整備を進める。	B	H21	市内延長1,108kmの既設排水路の改修等を行う事業である。 今後の課題としては、昭和61年度作成時点のままの水路台帳の整備がある。これをデジタル化、GIS(地図情報システム)化することを早急に検討すべきであるが、多大な経費がかかることから(特にGISについては)関係する複数部署が連携し、全庁的に検討すべきである。	整理 済	今後の課題として、水路台帳の整備を指摘されているが、道路台帳のデジタル化とのリンクを前提として、平成25年度から水路台帳システムの運用を開始したが、既設及び整備済水路のデータが十分でないため、今後もシステムを活用しながらデータ収集し、システムの信頼性を高めていく。
297	平新川改修事業	建設部	治水課	S55	-	〔目的〕 平新川流域における浸水被害の軽減と河川環境の整備を図る。 〔手段〕 浸水被害の軽減を図るため、護岸のかさ上げを行う。また、平方公園整備事業に併せて、平新川の流下能力を改善するため、平新川上流区間の改修を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	流域全体としての浸水対策は完了しておらず、現在進められている平方公園整備事業に併せ、平新川流域全体の浸水対策を進める必要がある。	①平成28年度の平新川流域の浸水被害の検証結果を基に、関係機関と調整し、平新川上流区間の改修計画及び流域全体の整備計画を策定する。 ②整備計画に基づき、実施設計を行い、浸水被害の軽減に向けた整備を進める。	B	H19	全体予算計画の中で、市民の理解と満足度を得られる優先順位をつけることが重要である。 また、今までの取り組みの結果として治水効果が、向上している点を市民にさらに広報し理解を得る必要がある。	整理 済	治水安全度の向上の観点から、市民生活への影響の大きい護岸嵩上げについて、平成19年度より着手し、平成26年度までに予定箇所は完了した。しかし、平成25年の台風26号による浸水被害状況を踏まえて、330mの延伸が必要という検討結果が出たため、引き続き護岸嵩上げに取り組み、浸水被害の軽減に努める。
298	受益者負担金・使用料徴収業務費(使用料業務部分)	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 下水道利用者より、下水道使用料を徴収する。 〔手段〕 水道料金との併合徴収(越谷・松伏水道企業団へ業務委託) 滞納者に対しては、越谷・松伏水道企業団と連携し、催告、臨宅の実施及び居所不明者に対する追跡調査を実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	下水道使用料の収入が、下水道事業に欠かせない重要な財源であり、今後も越谷・松伏水道企業団との連携をより密にし、収納率の向上に努めていく。 また、納付義務を果たした受益者と滞納者の公平性の問題が課題であり、徴収業務の技術向上のため、他の自治体の先進的な取組みの情報収集に努める必要がある。	①② 収納率改善のため、越谷・松伏水道企業団・庁内他部署と連携し、転居等による宛先不明を追跡調査するなど、より効果的な方策を検討する。 また、徴収業務の技術向上のため、他の自治体の先進的な取組みの情報収集に努める。	B	H21	最大の課題は、収納率の向上である。平成20年度の未納額の約60%は、転居等による宛先不明が原因となっている。 極めて難しい側面はあるが、水道企業団・庁内他部署と連携し、転居等による宛先不明を追跡調査する等、収納率改善に向けての効果的な方策を検討していただきたい。	整理 済	単独徴収分については、庁内の関係課と連携し、情報共有に努める。 併合徴収分については、越谷・松伏水道企業団に対し、未納者に係る住所情報を提供するなどより連携を密にし、未納分の早期解消を図る。
299	受益者負担金・使用料徴収業務費(受益者負担金業務部分)	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 公共下水道の利益を受ける者から事業費の一部を負担金として徴収する。 〔手段〕 受益者には負担金を賦課し納付書により収納 滞納者には、督促・催告及び戸別訪問の実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	納付義務を果たした受益者と滞納者の公平性の問題が課題であり、徴収業務の技術向上のため、他の自治体の先進的な取組みの情報収集に努める必要がある。	①② 現年度未納者に対しては、催告等により早期の対応に努め、滞納繰越に移行しないよう対策を強化する。 また、徴収業務の技術向上のため、他の自治体の先進的な取組みの情報収集に努める	B C	H18 H23	公共下水道の受益を受ける土地所有者から事業費の一部を「下水道受益者負担金」として徴収する業務である。都市計画法、越谷市の条例及び規則に基づき行われ、下水道事業継続のために欠かせない事業である。 負担の公平の原則を守るために、100%に限りなく近い収納率が求められるが、平成22年度の収納率は現年度で86.46%、滞納繰越分を含めると64.25%であり、これでは公平性を担保できていない。また、これまでに約9千万円以上の債権を5年の時効により欠損している。下水道受益者負担金は強制徴収公債権(税の例により滞納処分可能な債権)であるにも関わらず、滞納処分の実績もなく、時効中断の措置は主に納付誓約のみで、法で定めた措置が十分に取られていないなど、債権管理・回収の体制は極めて不十分である。 平成18年度の外部評価において、回収方法の工夫と、回収コストの採算性改善が指摘されており、対応として電算委託業務を見直し、コスト削減に努めたことだが、一方で、徴収率の低下と9千万円以上の欠損という事態が現れている。当該事業を開始した昭和58年度から平成22年度までで54億8千万円の収納があったことだが、その1.7%に当たる額が回収できていない事実を重く受け止めるべきである。 新規の賦課・徴収の発生も考慮し、事業継続の必要性は認められる。しかしながら、業務の棚卸を抜本的に行い、当該事業のあり方を大幅に見直す必要がある。 当該事業は①賦課・測定、②取引される土地への負担金の賦課状況についての問い合わせ対応、③徴収・滞納整理が主なものだが、①は下水道課に残し、②についてはデータベースを活用して効率化する(例えば、ホームページ上で地番を入力すれば賦課状況を自動的に分かるようにする)などとして、手間をかけない工夫をすること、③については平成23年度に収納課に新設された債権回収係に案件を積極的に移管することを提案したい。 負担金の他、税金、各種料金などの公的債権の滞納者は複数の公的債権を滞納する例が多い。当該業務以外にも関係することだが、各部署で非効率に徴収に動くことを見直し、庁内で債権回収の一体化を進められたい。 《参考》平成18年度外部評価: C	整理 済	庁内の関係課と連携し、情報共有に努める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要
300	公共下水道情報管理システム事業	建設部	下水道課	H12	-	〔目的〕 公共下水道の情報を適正に管理し、業務の効率化と市民サービスの向上を図る。 〔手段〕 下水道情報管理システムに管路情報等を集約し管理するほか、システムの改良及び機器の保守点検を実施する。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	公営企業会計への移行業務を効率的に実施できるよう、データ管理やシステムの改良を継続して進めていく必要がある。	検討・見直し	①② 公営企業会計への移行業務を効率的に実施できるようデータ管理を継続して進めていく。	C H20 B H26	公共下水道の情報を下水道情報管理システムに集約し管理することで、業務の効率化と市民サービスの向上を図る事業である。 公共下水道台帳について、情報機器が発達する前は、紙ベースによる情報管理を行ってきたが、下水道整備が進むとともに、管理する情報量が膨大になり、頻繁な情報修正に労力と時間を要してきた。システムにより、膨大な公共下水道情報が散逸・劣化することなく管理でき、設計から建設、維持管理に至る様々な立場のユーザーがいつでも情報を取り出すことができることで、一層の情報共有が可能となることから事業の必要性は認められる。 公共下水道事業において、総務省より公営企業が提供する住民サービスを継続するためには、地方公営企業法の財務規定等を適用する必要性が求められており、越谷市においても法適化の導入を前向きに検討する必要がある。法適化により企業会計方式へ移行することにより、事業の資産価値も含めた損益を計算する必要が生じることから、当該システムにおいても法適化に対応したシステム改良の必要がある。機器類及びソフトウェアはメーカーリースのクライアントサーバー型システムであるが、法適化への対応や管路情報のホームページ掲載を考慮したシステム改良や運用方針の検討をされたい。 成果指標の「業務の効率化と市民サービスの迅速化」を定量的に設定することは困難であると認められるが、効率化・迅速化を時間軸を用いた効果算定することを検討されたい。 システム導入から多額の事業費をかけている事業でもあり、今後もシステム維持していく事業であることは理解できる。毎年度の更新費用においても、システムの性質上コスト削減の余地は十分にあるため、システムの仕様や費用対効果の検証を行い、より一層の効率化に努められたい。 《参考》平成20年度外部評価：C	整理済	インターネット経由のサービスについては、コストやセキュリティ等の課題を踏まえて検討する。また、更なる業務の効率化に取り組んでいく。
301	公共下水道台帳整備事業	建設部	下水道課	H12	-	〔目的〕 更新があった下水道施設について、利用者への最新管路情報の提供や適正な維持管理業務への利用を図る。 〔手段〕 新設、更新した下水道施設の台帳整備委託の実施	高	高	高	高	(a)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	台帳と現況が一致しない場合があるため、現況調査について、実施方法を含めて検討する必要がある。	検討・見直し	①② ・現況調査について、現地調査等の実施方法を含めて検討する。 ・管路カメラ調査結果の反映を検討する。	B H19	ITを活用し、職員の負荷軽減、市民の利便性向上を図られている点については評価できる。 新設、変更箇所の台帳への反映期間を短縮することを検討する必要がある。 また、工事中および工事申請中箇所の一覧表を情報提供すればさらに利便性が向上すると思われる。	整理済	現況調査、管路カメラ調査結果の反映について、実施方法を含めて検討する。
302	管路施設維持管理事業	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 公共下水道を利用する住民の快適な生活環境の保全や事故防止、また管路施設の機能維持を図る。 〔手段〕 管路施設の修繕実施及び清掃委託	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	管路の状況把握が十分でないことから、計画的な維持管理が難しい。	検討・見直し	①人孔及び人孔内調査に基づき清掃や修繕を今後も継続して実施する。 ②供用開始区域全体の管路機能や通行者の安全を確保するため、人孔及び人孔内の簡易調査を行い、清掃、修繕を進めていく。	B H20	公共下水道を利用する住民の快適な生活確保や事故防止を図るために、当該事業は必要であると認められる。ただし、事業費が多額となるため、今後とも一層のコストダウンを図ってほしい。成果指標として修繕箇所数や清掃実施件数をあげられているが、事業目的に沿って管路施設の機能維持を表す成果指標を設定すべきである。	整理済	人孔及び人孔内調査に基づき清掃や修繕を実施する。また、供用開始区域全体の管路機能や通行者の安全を確保するため、人孔及び人孔内の簡易調査を行い、清掃、修繕を進めていく。
303	ポンプ場施設維持管理事業(汚水)	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 常時稼働している施設の機能維持を図り、利用者の快適な生活の保全を行う。 〔手段〕 ポンプ場運転管理や保守管理の委託及び異常箇所の修繕実施	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	コスト削減を図る手段として設備機器の予防的修繕を行うことが有効であるが、機器の状態を十分把握ができていないことから実施が難しい。また、委託方法の見直しによるコスト削減を図る必要がある。	検討・見直し	①引き続き委託修繕等の維持管理を行う。また、委託においては複数年契約の実施を行う。 ②各ポンプ場の状態を調査確認し、予防的修繕計画の策定を進める。	B H16	委託範囲を可能な限り拡大し、人件費削減を図られたい。	整理済	引き続き委託・修繕等の維持管理を行う。また、委託においては長期継続契約の実施を行い、経費の削減に努めた。さらに、各ポンプ場の状態を調査確認し、予防的修繕計画の策定を進める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
304	管路改修事業(下水道課)	建設部	下水道課	-	-	〔目的〕 管路施設の機能確保や延命化を図る。 〔手段〕 管路施設の改修工事の実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	老朽化した施設が多く、改修・改築には多額の事業費が必要である。	10. 改革改善の方向性	①平成22年度で策定した施設の長寿命化基本計画に基づき選定された施設の実施計画書を作成し、国庫補助事業の承認申請事務を進める。また、長寿命化支援制度を活用し施設の長寿命化に取り組む。 ②今後耐用年数を迎えていく施設について、延命化も考慮した更新計画の策定を含める。	C H18 A H23	公共下水道の管路施設の機能確保や延命化を図るために、管路施設の改修工事を実施する事業である。市民生活の快適な生活環境を守る上で必要な事業である。 平成18年度外部評価の指摘事項を踏まえた庁内の検討、取り組みにより、平成22年度に越谷市公共下水道事業経営健全化計画及び施設長寿命化基本計画が策定され、アセットマネジメントの考え方に基づき、ライフサイクルコストの引き下げや、優先順位をつけた計画的かつ効率的な事業運営を目指した取り組みが進められていることは評価できる。また、適切かつ柔軟な事業運営を行うため地方公営企業法適用を目指し、使用料の値上げや、債務の借り換えなど、歳入歳出のバランスをとる努力をしている。 今後は、改修費用と耐用年数に見合った減価償却費を適正に計上するとともに、管路改修にかかるコストのピーク時期をシミュレーションにより明らかにしながら、施設の耐用年数に応じた適切な更新が可能となるように、公共下水道事業経営健全化計画及び施設長寿命化基本計画に基づく事業進捗管理を徹底されたい。 《参考》平成18年度外部評価：C	整理 済	平成22年度で策定した施設の長寿命化基本計画に基づき選定された区域の実施計画書を作成し、国庫補助事業の承認申請事務を進める。また、長寿命化支援制度を活用し施設の長寿命化に取り組む。
305	ポンプ場改修事業	建設部	下水道課	H21	-	〔目的〕 下水道使用者に快適な生活環境の提供を図る。 〔手段〕 ポンプ場施設の改修工事の実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	電気・機械設備が耐用年数を超え、老朽化したポンプ場が多く、予算的な制約もあるが改修計画の前倒しの検討が必要である。	10. 改革改善の方向性	①平成21年度より実施しているポンプ場改修事業を引き続き行う。 ②現在策定している改修計画に基づき改修事業を進めるとともに、さらに効率の良い事業実施のための計画内容等の見直しを図る。	B H24	下水道で運ばれてきた汚水を排出するためのポンプ場の改築・更新等を行う事業である。老朽化等によるポンプの事故、機能停止が発生した場合には、汚水の排水が滞り、市民生活に大きな影響を与える。このため、施設の改修を行い、事故発生や機能停止を未然に防ぐ本事業の必要性・重要性は極めて高いといえる。 下水道施設は安全で衛生的な市民生活に不可欠なものであるが、事業開始から相当期間が経過しており、老朽化への対応が課題となっている。また、施設ストックが膨大であり、維持・改修等に要するコストは多額になるため、限られた財源で計画的に施設を保全していく必要がある。ポンプ場改修事業は『第4次越谷市総合振興計画』において主な事業として位置づけられており、総合振興計画では平成27年度にポンプ場改築・更新率を20%とすることを目標としている。適切な進捗管理により目標が着実に達成されるよう努められたい。 国土交通省は平成20年に「下水道長寿命化支援制度」を創設し、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストの最小化を推進しているが、越谷市では各ポンプ場ごとに同制度に基づく個別計画を策定し国庫補助金を活用しながら整備を進める方針である。計画の策定に際しては、ライフサイクルコストの最小化に加え、耐震化等により施設の機能向上を図ることも配慮されたい。 成果指標の「正常なポンプ場運転率」については、指標が何を示しているか理解しづらいため変更を検討されたい。「予期していなかったポンプ場の故障箇所数」等に改め、本事業が事故・機能停止の未然防止にどの程度効果があるのかを測定できるよう工夫することが必要である。 自治体の公共下水道事業は、地方公営企業法の適用が義務付けられていないが、同法を適用し企業会計方式へ移行することで、発生主義に基づく複式簿記により経理が行われるため、事業の経営成績や資産価値が明確に把握できるようになる。全国の自治体でも人口が30万人以上の団体では半数以上が公共下水道事業について法適用を進めており、越谷市においても導入を前向きに検討していただきたい。 また、下水道だけでなくとどまるものではないが、平成23年のPFI法改正によりインフラ等の公共施設について、整備から運営までを民間事業者が一括して行うコンセッション方式を導入することが可能になっている。財政負担の軽減や民間のノウハウ活用による収入増等が期待できるため、新たな官民連携の手段として導入可能性について検討することが必要である。	整理 済	国の長寿命化支援制度を活用し、ポンプ場改修事業を引き続き行う。しかし、貴重な財源である国庫補助金の交付率が低迷していることなどから、今後は短いスパンでの事業の見直しを行っていく。また、成果指標については、「予期せぬポンプ場故障箇所数」に改める。さらに、地方公営企業法適用については、今後他市の事例等を参考に進めていく。
306	管路整備事業	建設部	下水道課	S58	-	〔目的〕 都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図る。 〔手段〕 公共樹、取出し管及び下水道本管設置工事の実施	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	私道等により下水道管が布設できないところもあり、市街化区域内のすべての世帯が公共下水道を使用できる状態ではない。	10. 改革改善の方向性	①引き続き市街化区域の下水道未整備箇所の整備に取り組んでいく。 ②公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るために、市街化区域での下水道未整備箇所の解消を進める。	B H16	下水道台帳の整備を行い、現地確認作業の軽減等によるコスト削減および工事実施までの期間短縮を図られたい。	整理 済	公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上を図るために、下水道未整備箇所の解消を図る。
307	流域下水道事業	建設部	下水道課	S47	-	〔目的〕 効果的に水質汚濁防止を図るため、埼玉県東部15市町が関連する中川流域下水道による管渠・ポンプ場・終末処理場等の建設費及び維持管理費の一部を負担する。 〔手段〕 建設費負担金・維持管理費負担金の納付	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	流域下水道事業は、広域的に汚水処理を行うことにより、河川等の水質汚濁防止に効果的である。しかし、施設の建設費や維持管理費に多額の費用を要するため、下水道使用料の値上げが下水道事業の経営に影響を与えることが懸念される。	10. 改革改善の方向性	①② 平成28年度の、維持管理費負担金単価の値上げ、及び、下水道使用料の改定を踏まえ、歳入歳出の収支のバランスを見極める。 流域下水道事業の内容については、事業者である埼玉県との協議調整を十分に行い、建設費負担金の協議、及び、次回の維持管理費負担金単価の改定に備える。 また、財源確保のため、下水道使用料の徴収については、引き続き、越谷・松伏水道企業団と連携するなど、適切な債権管理に努めた上で、今後の下水道使用料の改定に備える。	B H22	都市の健全な発達と公衆衛生の向上を目指し、あわせて公共用水域の水質を保全するため、県が管理運営する中川流域下水道事業に対し、その設置、改修、修繕、維持その他管理に要する費用の一部を負担する事業である。 負担金の支払い先の流域下水道に対し、合理化、効率化しているかをチェックする姿勢は評価に値する。 下水道事業は現代社会に必要な事業だが、事業費が非常に大きく、市債の発行もされている事業であり、公債費比率を上昇させないよう注意されたい。本事業の市債の利息も単年度で1億4,500万円に上っており、財源の見直しが必要である。 引き続き、本事業の効果を高めるため、水洗化促進事業を推進し、未水洗化世帯の解消に取り組まれたい。	整理 済	平成28年度に、維持管理費負担金単価の値上げ(40円/㎡→37円/㎡)があった(平成29～31年度:県との協議)。 今後、維持管理費負担金の改定にあたっては、県への意見・要望・チェック体制等の協議調整の体制の整備を充実させる。 平成28年度に、下水道使用料の改定(平均的な世帯で7.5%値上げ)を行った(平成28年9月検針分より)。経費回収率の目標は90%とした(平成29年度)。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 10.改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
308	営繕管理事業 (公共施設維持管理システム)	建設部	営繕課	-	-	〔目的〕 公共施設の予防保全や点検整備の基準を明確化し、建築物の総量の縮減や長寿命化を考慮した維持管理をすることで、修繕費の負担軽減や平準化を図る。 〔手段〕 公共施設維持管理システムで建築物の工事・修繕履歴、部位の劣化データなどの保全情報を一元管理し、長期的な修繕計画を立案する。	低	高	高	低	(b)	(a)	(d)	(d)	(b)	B	①29年度は、定期点検結果や工事の情報を取り込み、台帳の充実を図る。また公共施設マネジメント推進課が構築するシステムへの統合化に向けて、今後も更新される情報の取り込みをし、更なる充実を図っていく。 ②公共施設マネジメント推進課が構築した統合化システムに施設の建設、修繕等の情報に加え、利用情報、資産情報などの情報を一元的に管理し、建築物の総量を抑制すること等に努める。	C	H19	〈公共施設維持管理システム〉 事業目的が、当システムの完成にあるのではなく、市全施設の長期的な保全計画の作成にある。システムの完成を待つのではなく、市保有施設を有するそれぞれの部署に対して計画的な営繕をするよう勧告する体制を整備する必要がある。 また、施設の維持には巨額の経費を要するとともに、適切な保全により施設の延命化につながる。長期保全計画は、市役所全体の財政運営に大きな影響を与えることを認識し、長期保全計画の早期策定を目指し、当システムの早期完成を検討すべきである。	検討中	公共施設維持管理台帳の充実を図るとともに、公共施設マネジメント推進課が構築するシステムと統合を図り、施設情報を一元管理することで建築物の総量の縮減、長寿命化を考慮した維持管理を行う。
309	道路施設等維持管理事業	建設部	維持管理課	-	-	〔目的〕 ・市民の生活基盤となる道路・水路の適正な維持管理を行い、安全で快適な利用を図る。 ・生活に安らぎや潤いを与える児童遊園・広場等について適正な維持管理を行い、市民の安全で快適な利用を図る。 〔手段〕 パトロールや不具合箇所の修繕、草刈、清掃の実施。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①安全・安心して道路・水路を利用できるよう適正な維持管理に努めるとともに、パトロールの実施や市民からの情報提供、関係業者等からの協力などを得て、事故が発生しないよう不具合箇所を早期発見し、オーバーレイ等により迅速な修繕に努めていく。 ②パトロール実施について、定期的な業務とし、実施していく。	B	H18	〈道路修繕事業〉 道路環境を改善する為、当該事業は必須である。今後は道路パトロールの強化や、計画的道路補修等、機能強化も求められる。但し、事業効率を向上させる為、安全管理センターの正規職員から非正規職員への切り替えを含め、正規職員定数削減の検討の余地がある。	検討中	維持管理課は平成23年度より道路・水路等の維持管理窓口を一つとし、受付から処理に至る修繕・委託業務の発注や現業職員による直営業務で一元化している。これにより、業務の迅速化、市民サービスの向上を図っている。委託や非正規職員の活用については、防災時の対応や、今後の業務量の推移を見極めながら検討する必要がある。なお、平成22年度より現業職員による緊急パトロールや花火大会などのイベント開催に伴った現場パトロール及び修繕を実施している。
310	都市計画支援システム事業	都市整備部	都市計画課	H11	-	〔目的〕 本事業は、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めるため、窓口業務等において、市民や民間事業者に対して分かりやすい都市計画情報等の提供を行う。 また、都市計画情報等に関する様々な情報を的確に把握・集計・分析することで、都市計画検討業務等における事務の効率化と質の向上を図る。 〔手段〕 本事業で取扱う都市計画情報等については、高度な専門知識及び技術が必要であることから、専門業者に委託し、窓口業務や都市計画検討業務の迅速化・的確性の向上を実現するシステムを導入する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	①平成29年度に長期継続契約が満了するため、次期システムの再構築時、システム運用及び保守管理業務を一体的に業務委託し、価格競争を主眼とする指名競争入札に付すことで、ベンダーロックインからの脱却及び費用対効果の高いシステムの再構築・運用を図る。 ②平成29年度に再構築したシステムについて、職員の操作研修等を通じて、より高度な調査検討業務を行えるよう、スキルアップに努めるとともに、引き続き、窓口照会業務や各種届出許可の管理を行い、課内業務の効率化に努める。	C	H24	都市計画に関する多種・多様な情報を一元化するため、システム化を推進する事業である。最新データ更新や機能追加、及びシステム稼働のための保守管理等は高度な専門知識を要するため、業務委託を活用し業務が遂行されている。都市計画事務は、構想・計画から実現化の過程において、相互に関連する多種多様な情報を的確に把握し、これらの情報を集計・解析し、総合的に判断する必要がある。都市計画支援システムの活用により、これらの情報を一元的に処理することが可能になり、業務の効率化と質の向上を図ることができるため、本事業の必要性は認められる。 しかし、システム導入前と比べ、都市計画情報の窓口照会件数が激減する等の目覚ましい成果は出ておらず、職員の窓口対応の時間も、結果としては短縮の程度が期待されたほどでなく、事務の効率化が進んでいるとはいえない。 これに加えて、都市計画支援システムについては、開発とシステム更新と保守管理が全て同一業者となっており、他の業者やシステムへの移行・連携が難しく、いわゆるベンダーロックイン(特定のベンダーへ過度に依存して困り込まれている状態)で、コスト高や硬直化を招きやすい)になっている。データのネット配信等を実現していく上では、他の関連システムとの連携が必要になる機会も増えるので、ベンダーロックインの状態から脱却するための具体的な計画を早期に策定する必要がある。一例として、構築後の機能追加、バージョンアップ等の際にかかる費用の多少や他社製品利用の難易度等も含めて、導入前の段階で十分に比較検討することにより、導入後の維持管理コストも含めたトータルコストが安価に済むことや事務効率化への寄与の程度を見据え、優れたシステムを導入されたい。 今後、データ等の庁外配信を予定しているが、具体的には、市民の利便性向上、および事務負担となっている「都市計画情報の窓口照会」の件数を減らす観点から、有料で販売している「越谷市都市計画情報マップ」について、市ホームページからPDFファイル等で無料入手できるような仕組みも検討されたい。 また、システム自体は優れた機能を持つものの、使いこなせる人間に限られているという事例が一般的に見受けられる。システムの活用に関心した特定の職員に業務が集中する傾向があるため、職員を対象にシステムの活用に関する研修を開催するなどスキルアップを図り、業務の効率化・高度化を推進されたい。 さらに、都市計画支援システムの導入・更新に伴う事務の効率化を検証するため、成果指標には、例えば「都市計画情報の窓口照会件数の減少率」等を検討していただきたい。	検討中	平成29年度に次期システムの再構築時、システム運用及び保守管理業務を一体的に業務委託し、価格競争を主眼とする指名競争入札に付すことで、ベンダーロックインからの脱却及び費用対効果の高いシステムの再構築・運用を図る。
311	都市計画図書等作成事業	都市整備部	都市計画課	-	-	(目的) 都市計画基本図データおよび関連地図等を作成し、広く市民、事業者、関係行政機関等の利活用にする。 (手段) 概ね5年毎に航空写真撮影を行い、越谷市地形図(基本図)を作成する。 併せて市民等の利活用のため、関連地図等の印刷を行い有償(又は無償)頒布を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	業者選定により一層のコスト削減に努める	B	H17	〈地図印刷事業〉 地図のもととなる地形図等の情報収集については、全庁的に統一して収集するなどの工夫により、全体のコスト削減の方法を検討する。また、頒布価格については、原価に見合った負担の検討をお願いする。	整理済	平成28年度には印刷価格に踏まえて頒布価格を再度見直し。また、航空写真撮影については引き続き資産税課と共同で委託し、経費削減を図っている。数値地形図の作成は専門的な知識・技術が必要であるため、他課で収集している情報で代替または統一化が図れるかどうかは、引き続き検討が必要である。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
312	公共交通事業	都市整備部	都市計画課	H4	-	(目的) 人口減少や少子高齢化が進む中、歩いて暮らせるまちづくりが求められていることから、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を図る。 (手段) 平成28年3月に策定した越谷市地域公共交通網形成計画(以下、「形成計画」という。)に基づき、鉄道や路線バスが利用しやすい地域において、市民と連携し、既存の公共交通網を活用しながら新たな公共交通の導入に向けて取り組むとともに、ノンステップバスを導入するバス事業者や鉄道駅バリアフリー化設備整備を実施する鉄道事業者に対し、補助金を交付する。	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	平成28年3月に策定した越谷市地域公共交通網形成計画に基づき、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成に向け、計画に位置付けた事業を実施していく。ノンステップバスの導入補助についても、同計画に位置付けており、今後も市内のノンステップバス導入率の向上のために、引き続き事業を実施していく必要がある。	①利便性が高く持続可能な公共交通網の形成のため、形成計画に位置付けた事業を実施する。 (実施事業)ノンステップバスの導入促進、バス停利用環境の改善、サイクルアンドバスライド駐輪場の整備、駅のバリアフリー化(内方線付き点状ブロックの設置等)、市民との連携による新たな公共交通の導入の仕組みの形成に向け公共交通地区懇談会の開催、公共交通の利用促進を図るため、「こしがや公共交通ガイドマップ」の更新、越谷市地域公共交通協議会の開催 ②平成30年度以降についても、引き続き、形成計画に位置付けた事業を実施していく。	B H21 B H25 B H27	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律にも基づきながら、市内のバスの利便性等につき整備を図る事業である。バス事業者への支援を行っており、具体的に、新規ノンステップバス車両導入については、国や県と連携し、市が定めた要綱に基づき、補助金をバス事業者へ交付している。また、バス網の検討についてもミニバス試験運行を実施しその必要性について検討を重ねている。 バス事業者6社により稼働している市内路線バス125台のうち、ノンステップバスは94台、導入率は75%であり、過年度と比較しても割合は増加していることから、引き続き事業の必要性は高い。以前に外部監査で指摘されたバスの利用満足度の調査については、すでに実施できており、引き続き市民の意向把握に努めるとともに、必ずしも高いとは言えない現在の満足度のさらなる向上を図っていく必要がある。バス事業者と市の連携を強化して、さらなる改善化に努められたい。バス路線の改善及びノンステップバスの導入については、必要に応じて市がより確固たる姿勢で指導的立場によりバス事業者に対して提言をする必要もある。 平成26年度に実施した公共交通基礎調査の中で、十分な公共交通がなく高齢化が進む地域である新方地区でのミニバスの試験運行を行っているが、市民ニーズと合致せず、1日あたりの利用者数も20人台～30人台と低調となり収益率14.2%という結果となっている。引き続き、検討を進めるとのことであるが、市の財政への影響等も踏まえ、市民ニーズの把握に努め、より効果的で効率的な公共交通につながる調査を実施することが望まれる。さらに、平成27年度に設置した越谷市地域公共交通協議会において、公共交通に関する市民からの要望等の情報共有を図るとともに、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議を行い、新たな公共交通網の検討を急がれたい。 【越谷市ノンステップバス導入促進事業費補助金】 (内部評価:継続)(外部評価:継続) ノンステップバスの普及状況については現在も設定した目標は達成されておらず、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を重視する観点からも、今後も、導入を促進する必要があることから、継続して実施していくことが適当である。 《参考》平成21年度外部評価: B、平成25年度外部評価: B	平成27年度に実施した外部評価では、越谷市地域公共交通協議会において、形成計画の作成に関する協議を行い、新たな公共交通網の検討することやバス事業者との連携、市民ニーズの把握などが求められたことについては、協議会において、公共交通に関する要望等についての情報共有を図るとともに、利便性が高く持続可能な公共交通網の形成を目指す形成計画を平成28年3月に策定した。今後は、形成計画に位置付けた事業を実施していくとともに、協議会を継続開催するなど、関係者と連携を図りながら計画的に公共交通の充実の向け取り組んでいく。	
313	都市計画基礎調査事業	都市整備部	都市計画課	H12	-	〔目的〕 都市計画法第6条に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、現況及び将来の見通しについての調査を行い、基礎資料として利用することを目的とする。 〔手段〕 市街化区域及び市街化調整区域、用途地域、都市施設等の計画策定や見通しの基礎資料として利用する。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	成果の更なる活用方法を検討する。	①平成24年度に導入した都市計画支援システムの更なる活用を図り、省力化、基礎データの効率的な運用を図る。 ②地方分権により多くの都市計画情報が市に移譲されている。今後、長期的な視野で、市の土地利用計画を検討するためのデータを蓄積していく。	B H22	都市計画法第6条に規定された「都市計画に関する基礎調査」であり、概ね5年ごとに国土交通省令で定める事項について、都市計画区域の現状及び将来の見通しを調査する事業である。調査内容は人口規模、土地利用をはじめ都市の現状、都市化の動向等について広範囲なデータを把握するもので、重要な資料となるため、本事業を推進する必要性が認められる。 昨年度は農地転用状況と建築状況について動態調査を実施した。実際の作業は、農業委員会と建築住宅課から農地転用状況と建築状況のデータの提供を受け、都市計画支援システムに入力する作業である。 窓口業務の待ち時間短縮や事務の省力化のため、地理情報システムの導入を検討されたい。 本事業の成果は市街化区域の拡大や道路の決定、再開発計画などの元となる資料になるが、成果の活用を図るとともに、本事業の成果がどのように役立ったかについての把握を進め、成果指標とされたい。	地理情報システムを活用した都市計画支援システムを既に導入済みである。都市計画情報をインターネットで公開している。また、都市計画基礎調査の成果を、都市計画の変更の件数とした。	
314	水辺のまちづくり館用地購入事業	都市整備部	都市計画課	H26	H31	〔目的〕 レイクタウン地区については、本市副次核として位置付けられており、当該地はレイクタウン地区拠点施設予定地(レイクタウン整備事業用地)となっていることから、越谷市土地開発公社で先行買収した。その後、公社が保有する土地の着実な処分等を進め、より一層の健全化を図るべきとの国からの通知により、第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画(平成26年度～平成35年度までの10年間)が策定され、買戻しを行うこととなった。 〔手段〕 計画に基づき、平成26年度～平成28年度及び平成31年度に買戻しを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画に基づき、平成26年度より、越谷市財産規則に従った用地の買戻しを進めてきた。今回の買戻しは、平成31年度を予定している。	第2次越谷市土地開発公社経営健全化計画に基づき、平成26年度より、越谷市財産規則に従った用地の買戻しを進めてきた。今回の買戻しは、平成31年度を予定している。	- 未実施	未実施		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
315	越谷駅東口 駐車場管理 運営事業	都市整備部	市街地整備課	H24	-	〔目的〕 道路交通の円滑化、都市機能の増進、地域経済の振興、利用者の安全及び利便性の向上を図る。 〔手段〕 越谷市越谷駅東口駐車場の管理運営を効率的かつ効果的に進行。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	順調に駐車場利用者が増えてい。これまでの実績を踏まえ、施設の効率的な管理運営と利用促進に努める。	現状維持	①開設以降、毎年順調に利用者が増加しているが、更なる利用促進を図るため、指定管理者と連携を図りながら効率的な管理運営を行います。 ②利用状況や近隣の民間駐車場の動向等を注視しながら、より充実したサービスを検討していく。また、供用開始5年を経過し、施設の経年劣化部分も見受けられる。計画的な施設修繕が必要。	C	H26	道路交通の円滑化、地域経済の振興、利用者の安全性及び利便性向上を図るための事業である。越谷駅東口駐車場は、越谷市東口第一種市街地再開発事業施行の中で、越谷ツインシティ(再開発ビル)とともに設置されたものである。収容台数は409台(内二輪自動車等6台)で、年中無休、24時間供用となっている。駐車場の指定管理者は、再開発ビルの管理者と同じである。平成24年6月の開設当初は、市から指定管理者に委託料を支払い、駐車場の使用料収入は全て市に納入する委託料方式であったが、平成26年度から、指定管理者が駐車料金を収入として受け取り管理経費を負担し、越谷市は管理運営委託料を負担しない方法に変更したことは評価できる。 駐車場の出庫件数は平成24年度66,252件、25年度150,860件と前年対比で228%と増加し、使用料も増収となっているが、活動指標にある収益対費用率(経常収益÷経常費用×100)の平成25年度実績が70.06%であり、業務効率化による経常費用の削減と、更なる駐車場利用促進が必要である。 平成24年度および25年度ともに、管理委託料の支出に対して使用料収入が少ない大幅な赤字であったことは、当初の設定や試算についての検討が不十分であったと考える。管理委託料についても、その金額設定の根拠が不明確で、想定される駐車場の稼働率や利用件数に対して過大だったのではないかと。駅前の一等地にある商業施設内に設置された駐車場は、優良物件・資産であり、本来であれば、毎年1200万円を超える減価償却費を上回る収益を上げなければ、市が保有する資産の有効活用とは言えない。また、平成25年度の収支について、平成24年度実績から適切な財務運営に向けて、業務内容を見直し改善策が出せなかったのか疑問が残る。 独立採算の利用料金制に移行しても、市として従来以上に指定管理の業務としてのチェック機能を働かせ収支管理、運営についてよりよい方向を目指すことが重要である。 平成26年度以降の事務事業評価書および説明資料等には、市の収入となる駐車場収益納付金の計算方法や金額等を明記して、越谷駅東口駐車場の収支状況を市民にわかりやすく説明することが必要である。 駐車場の事故件数は「成果指標」としては適切ではない。駐車場稼働率や利回りなど、駐車場の管理・経営の改善に資する成果指標を定められたい。	整理済	外部評価で指摘された業務内容の改善については、平成26年度から利用料金制度を導入したことにより整理済。 その結果、平成27年度以降は利用台数・利用料金収入ともに増加し効果をあげている。 成果指標については、駐車場の稼働率に修正し、市民によりわかりやすい指標とした。
316	東越谷土地 区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	S61	H31	〔目的〕 本地区は、小規模な宅地造成等の無秩序な市街化が進行しており、将来における市街地環境の粗悪化が懸念され、計画的な整備開発が迫られているため、公共施設の整備改善を行い、高度な土地利用増進を期し、良好な住宅地としての市街地形成を図るため土地区画整理事業を施行する。 〔手段〕 土地区画整理事業により、事業計画で定められた公共施設(街路、公園、上下水道、ガス等の供給処理施設)などの都市基盤を整備するとともに、宅地造成を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	事業の終盤を迎え、事業完了に向けた準備段階となっている。業務内容も定量的なものではなく、専門的な知識を要する換地計画準備等となっており、一概に実績やコストでは計れない内容である。いずれにしても早期の事業完了が望まれており、平成30年度の換地処分を目標として業務を進める。	現状維持	①②事業計画で定めた公共施設の整備が概ね完了したことから、換地処分に向けて、換地計画の作成及び権利者に対する十分な説明、並びに供用を開始している道路の補修等を平行して進めることで、換地処分を行う。	B	H18	すでに全事業費の8割を超えており、今後一般財源の負担を最小にする為、平成20年度以降早期の事業完了が求められる。また、正規職員の作業範囲を見直し、定数削減の検討を加えるべきである。	整理済	事業完了に向けて、移転補償や工事、出来形確認測量を行った。
317	七左第一土 地区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	H6	H30	目的〕 本地区は、農耕地が比較的多く、近年の農地の転用が進んでおり将来における環境の悪化と公共施設の不足が懸念され、計画的な都市整備が迫られているため、公共施設を先行的に整備し、隣接する既設の「南越谷土地区画整理」との交通計画の整合性を図り、良好な住宅地としての市街地形成を図るため土地区画整理事業を施行する。 〔手段〕 土地区画整理事業により、事業計画で定められた公共施設(街路、公園、上下水道、ガス等の供給処理施設)などの都市基盤を整備するとともに、宅地造成を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	平成28年11月25日に換地処分を行い、事業としては大きな区切りを迎えたものの、清算業務や一連に竣工記念誌の作成など、換地処分後も引き続き業務を行っている。今後も、換地清算業務など、円滑な事業の終結に向けた会計の閉鎖に向けた業務を進める。	現状維持	①②平成28年11月25日に換地処分を迎え、事業としては大きな区切りを迎えた。清算業務や一連に事業内容を記録した冊子の作成など、換地処分後も引き続き業務のほか、会計の閉鎖に向けた業務をあわせて行っていく。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								A 事業内容は適切である B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要 C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要 D 事業の休・廃止を含めた検討が必要 ↓ 各評価で認識した課題等 ↓	総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接								
											(b)	(b)	(b)	(b)	(b)								
318	西大袋土地 区画整理事業	都市整備部	市街地整備課	H8	H32	<p>〔目的〕 本地区は、無秩序な市街地が形成されつつあり、将来における市街地環境の粗悪化が懸念され、計画的な都市整備が迫られているため、公共施設を先行的に整備して、市北部の中心的拠点にふさわしい安全性、利便性、快適性を有した良好な居住環境の形成を図るため土地区画整理事業を施行する。 〔手段〕 土地区画整理事業により、事業計画で定められた公共施設（街路、公園、上下水道、ガス等の供給処理施設）などの都市基盤を整備するとともに、宅地造成を実施する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状維持	<p>①②主要幹線道路(大袋駅西口線)の車道部が開通し区内の利便性が向上した。さらに、移転補償や工事等についても、引き続き積極的に行っていく。 なお、移転補償に時間がかかる箇所があるため、効率的な移転を進めることができるよう検討するほか、あわせて事業計画、実施計画等の変更についても検討をしていく。</p>	B	H16	長期にわたる事業のため、外部環境の変化に応じて当初計画の適宜見直しを進めていただきたい。	整理済	引き続き、工事、移転補償を進めた。
319	(仮称)増林 公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	H15	H30	<p>〔目的〕 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場として増林公園を整備する。 〔手段〕 計画的に公園の整備を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状維持	<p>①②平成30年度の完成を目指して取り組む。</p>	B	H24	<p>市の東部に位置する増林公園を整備する事業である。市民の日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園を、緑の多い憩いと健康増進の場として、さらには災害時の一時避難場所として整備を行う。越谷市斎場建設に伴う周辺整備の一環として都市公園を整備する事業である。 平成16年度に実施設計が行われ、平成17年度より工事を着手し、斎場の調整池を兼ねた多目的広場、公衆トイレ及び水飲み場、駐車場、遊戯広場の整備が完了し、公園自体の工事の進捗としては、平成23年度末時点で約50%が完成している。 公園はスポーツゾーン、子供の遊びゾーン、多目的ゾーン、駐車場ゾーン等に分かれており、これまで、ゾーンごとに整備を行い、竣工したゾーンから順次供用を開始して、速やかに市民が利用できるよう配慮している。 増林地区では地元の要望に基づく整備工事がいくつも重なったことで、公園整備の予算の確保が困難となり、当初の計画より事業が遅れている。事業の長期化は、計画どおり終了していれば不要であるはずの後年度の人件費負担を発生させることから、更なるコスト意識を持って事業に取り組んでいただきたい。終期年度の平成28年度には必ず竣工するよう事業計画を精査し、財政担当課と予算確保の見直しについて認識を共有しておく必要がある。 また、平成15年度より始まった当事業は地元と協議を重ね事業計画を作成し計画に基づき順次進めてきたが、長い年月が経過していることから、地元の自治会等関係者のニーズを再度確認する必要がある。事業計画ありきで予算を拡充し事業の遅れを挽回しようとするのではなく、事業の遅れを所与のものとし、地域住民へのアンケート等により、既に完成した施設の利用状況や今後整備される施設のニーズ等を把握した上で、近隣公園利用者として想定する地元の自治会と十分協議の上、事業内容を見直されたい。 市では一時避難場所を指定していないが、東日本大震災を経て防災意識が高まる中、地元の自治会や公園周辺の住民を中心に、臨時応急的な避難に活用する役割を持つ場所であることを十分に周知していただきたい。</p>	整理済	<ul style="list-style-type: none"> 事業については、コスト削減に取り組みながら、継続的かつ着実に事業を進めている。 公園整備を進めるに当たっては、地元地域で組織されている連絡会議等に報告及び調整を行っており、今後とも、調整等を十分に図りながら、整備を進めて行く。 本公園が、地元地域で防災面も含めて活用されるよう、地元自治会等に工事及び完成のお知らせ等を行っている。
320	ふれあい公園 整備事業	都市整備部	公園緑地課	S60	-	<p>〔目的〕 ふれあい公園は、都市公園の機能を補完し、未利用地の有効活用を図り、自治会のイベントやスポーツ・レクリエーション活動など市民の交流の場とする。 〔手段〕 地権者から公園用地を借地し、市で施設整備を行う。維持管理は地元自治会で行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	検討・見直し	<p>①厳しい財政状況の中では、新たな公園整備の進捗が中々進まないことから、現在のふれあい公園の箇所数を最低限でも維持していきたい。 ②土地所有者の都合で土地利用の返還が生じた場合、公園整備空白地域に存するふれあい公園については、将来の街区公園予定地として用地取得に努める。</p>	B	H18	市民と自治会の協力のもとに、無償で公園用地を取得し、維持管理する仕組みは評価できる。さらなる自治会の協力を得るために、自治会等への積極的な働きかけを行い、必要な用地取得のため協力要請を推進することを望む。	整理済	近年は契約者の相続人からの契約解除や、契約期間10年を経過した契約者から土地の返還を求められる事例が発生している。地域住民が親しんで利用してきた公園であることから、できる限り市が用地を取得する方向で対応してきたが、用地取得には多額の費用が必要であり、大変厳しい状況である。今後も地元自治会と十分に調整を図り、ふれあい公園の存続に努めていく。
321	綾瀬川緑道 整備事業	都市整備部	公園緑地課	H7	-	<p>〔目的〕 越谷市緑の基本計画に基づき、市民が散策・健康増進の場として利用できる緑道を整備する。 〔手段〕 綾瀬川緑道の整備を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	検討・見直し	<p>①既設緑道の照明灯設置及び未整備区間の舗装整備を進めるため、地域と調整を図り積極的に取り組む。 ②水と緑のネットワークの構築を実現するため、本市の行政区間については、地元地域や河川管理者と調整を図りながら、計画的かつ継続的に整備を進めるとともに、他市区間は、継続的に協議調整を進め、緑道の連続性を確保できるように取り組んでいく。</p>	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
322	記念樹等配布事業	都市整備部	公園緑地課	S48	-	〔目的〕 出産や婚姻のお祝いとしての記念樹の配布や春と秋に苗木を無料配布することにより、緑化の推進や緑に対する意識の向上を図る。 〔手段〕 出産、婚手続き時に記念樹を市役所本庁舎、北部出張所、南部出張所で配付する。 春と秋に苗木の無料配布を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	市民の方々には苗木の配布事業が浸透しており、まちの緑化は進んでいるものと考えている。配布時間前には、配布待ちの方が並んでいる場合もある。苗木配布の広報については、広報こしがやの当月号や季刊版等でお知らせしている。また、苗木配布時のアンケートでは、リピーターの方も多いため、今後希望樹種も参考にしながら配布する苗木の種類を決めている。	①平成29年度においても苗木の配布時にアンケートを実施し、育成調査を継続するとともに、市民の方が希望する苗木の種類等の把握に努める。 ②緑の基本計画に基づき、緑化を推進するためには、今後も記念樹や苗木の配布を継続し、併せて緑化意識の向上を図る。	B	H16	緑化推進の必要性は高いが、配布樹木の手渡し以外の方法も検討することで、正規職員の人件費削減の余地あり。苗木配布時アンケート等をもとに事業活動に連携した適切な成果指標を設定することが望ましい。	整理済	4月と10月の苗木の無料配布は必要最小限の職員数により配布作業を実施した。また、越谷市造園業協会にもご協力をいただき、緑の相談コーナーを設置し、苗木の育成のアドバイスをするなど、内容の充実に努めている。
323	公園施設維持管理事業	都市整備部	公園緑地課	S56	-	〔目的〕 市民が公園や緑道などを安全、安心、快適に利用できるような適切な維持管理に努めるものである。 〔手段〕 徒渉池の清掃・点検や砂場検査・清掃などの維持管理をはじめ、公園施設の計画的又は大規模な修繕を実施している。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」に基づき、市民との協働による公園の維持管理活動を推進するため、「広報こしがや」や協働フェスタなどで、維持管理活動の紹介と参加団体の募集をおこなった。少しずつではあるが市民の方々に浸透してきており、毎年、団体数が増加している。今後も更なる推進を図るため、継続的に広報等によりピーアールに努めていく必要がある。	①市民参加による公園の維持管理活動を推進しているが、更なる維持管理団体数の増加を目指し、ピーアールに努めていく。また、平成25年度から、公園の維持管理活動が6年を経過する団体を表彰するとともに、団体との意見交換を開催し、今後の維持管理活動について意見交換をおこなっており、これを今後も継続していく。 ②引き続き要綱の普及に努めていき、市広報紙に維持管理団体への参加の記事を掲載したり、協働フェスタ等に参加して維持管理団体の増加に努めていく。	C B	H16 H23	公園施設の維持管理は市民が安心して快適に利用するために不可欠な事業である。子どもの遊具による事故等の防止の観点からも日頃の安全管理が欠かせず、定期的な点検を実施することが求められる。 平成16年度の外部評価において、「職員の人工見直しによるコスト削減を図ることが必要」と指摘されていたが、「越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱」を作成し、市内の自治会やその附属団体、ボランティア団体等に公園の維持管理の参加を促し、コスト削減に一定の効果をもたらしたことは評価できる。しかし、依然として人件費が高いことから、公園及び公園施設の維持管理に参加しようとする公園維持管理団体(自治会、ボランティア団体)を増加させること、職員人件費を削減し、効率的な管理に結び付けていただきたい。また、公園維持管理団体を増やすために、広報活動を積極的に実施し、市民への浸透を図っていただきたい。 また、コスト削減の面でも花田苑やキャンベルタウン野鳥の森のように指定管理者制度を導入することや、4億～5億の事業費のうち6割を占める造園業者への委託料を見直すなどの効率化を検討されたい。 委託先(財団法人 越谷市施設管理公社)への評価について、業務が適切に行われているか評価(モニタリング)することは重要であり、公園施設維持管理事業は事業費が非常に多いため、市が評価、指導することで監視機能を高めて、効率化とサービス向上を両立させる運営につなげることが求められている。また、評価結果(モニタリング結果)については透明性を確保するためにホームページで公表することを検討していただきたい。 公園の適正配置について、公園が必要な箇所に設置されているのか、地区によるアンバランスは存在しないか、住民のニーズを把握しているのか、再度見直しをされたい。 活動指標に実際に修繕した箇所を示す「修繕箇所数」を提案したい。 成果指標の「公園等委託率」(平成23年度目標)は平成22年度実績を下回った目標設定となっていることから目標値を上げることが必要であり、公園等委託率は成果指標として適切ではない。成果指標には自治会やボランティア団体による公園維持管理活動を行っている「公園維持管理団体数」を目標として設定することを提案したい。また、成果指標の「公園等1か所当たりの維持管理費(緑道を含む)」は平成23年度目標値を下げることを求められる。 《参考》平成16年度外部評価: C	検討中	平成18年度から花田苑と野鳥の森の2公園について、指定管理者制度を導入している。平成27年度には、指定管理者の再指定をおこなった。今後、適切な評価を行うとともに、自主事業の充実などによるサービス向上や施設運営の効率化を進めていく。また、活動指標に計画的又は大規模な修繕箇所数を取り入れた。また、成果指標にも、公園維持管理団体数を取り入れ、適切な指標とした。
324	公園施設改修事業	都市整備部	公園緑地課	H23	-	〔目的〕 公園施設(トイレ等)のバリアフリーの推進を図る。 〔手段〕 トイレ等の改修を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	市民からの改修要望に対する対応とともに、施設のバリアフリー化を推進し、なお一層公園利用者の利便性・快適性を図るため、継続的かつ着実に事業を推進する必要がある。	①公園施設(トイレ等)の老朽化が進み、バリアフリーに対応していない施設の改修に取り組む。 ②改修箇所が多いため、優先順位を設定しながら、利用者の利便性・快適性・安全性等を図るため、継続的かつ計画的な改修を進めていく。	B	H21	利用する市民が安心・安全に公園体育施設を利用するための改修工事業であり、当事業の有効性は認められる。平成20年度では、公園施設改修工事費用が約1.3千万円、体育施設改修工事費用が約1.5千万円の実績である。今後も、効率的に改修工事を進められることを希望する。 事業評価表については、事業目的に安心・安全を確保するための改修工事である等を明記いただきたい。	整理済	事業の効率化を図るため、平成23年度から大規模修繕等については公園施設維持管理事業に統合した。
325	住区基幹公園等整備事業	都市整備部	公園緑地課	-	-	〔目的〕 日常的なレクリエーションやコミュニティの場である身近な公園として、さらに災害時の一時避難場所として緑の多い、憩いと健康増進の場となる公園を整備する。 〔手段〕 計画的に公園の整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	厳しい財政状況を踏まえ、用地取得や公園整備における財源を確保する必要がある。	①身近な公園整備や事業用地の取得など、積極的に事業の進捗を図っていく。 ②公園空白区域等の用地買収や公園整備について、国庫補助金を有効に活用しながら、計画的かつ継続的に取り組んでいく。	B	H18	<住区基幹公園等整備事業(用地買収)> 市民が安全で快適に生活できる街づくりのうえで、計画的な公園整備は必要な事業である。土地開発公社が公園用地として取得した23,166㎡(30億6400万円)の用地取得については、公社の健全化計画に従い、計画的に進めることを願う。また、公園空白地を把握し、優先順位を付け用地買収を進めていく必要がある。	整理済	越谷市土地開発公社の健全化計画に基づき、計画的に公園用地の買戻しを進めている。また、市内の公園空白地を把握し、公園の適正配置を進めるとともに、整備の優先順位等を検討しながら整備を進めている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
326	出羽公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	S59	-	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動の拠点的作用を築くとともに、災害時の避難場所、市南西部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 〔手段〕 未整備箇所の外周道路の整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状維持	①公園外周道路の未整備箇所について、道路整備の延伸に取り組む。 ②継続的かつ着実に事業の推進を図り、早期完了に向け取り組む必要がある。	-	未実施		未実施	
327	平方公園整備事業	都市整備部	公園緑地課	H11	-	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動の拠点的作用を築くとともに、災害時の避難場所、市北部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 〔手段〕 公園用地の買収、公園の整備を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	検討・見直し	①引き続き用地取得に取り組むとともに、速やかな工事着手ができるよう、関係機関との協議・調整を進める。 ②関係機関との協議・調整を図り、計画的かつ継続的な財源確保を行いながら事業に取り組んでいく。	-	未実施		未実施	
328	平方公園用地取得事業	都市整備部	公園緑地課	H26	H31	〔目的〕 スポーツ・レクリエーション活動の拠点的作用を築くとともに、災害時の避難場所、市北部の緑の核として、市民に安らぎと潤いを与える総合公園として整備する。 〔手段〕 平方公園整備事業を進めるため、公園用地を取得する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現状維持	①平成29年度も引き続き用地取得を進める。 ②早期に用地取得を完了させるとともに、関係機関と協議・調整を図りながら、工事着手に向け取り組んでいく。	-	未実施		未実施	
329	画像情報システム事業	都市整備部	開発指導課	H10	-	〔目的〕 開発指導業務の窓口業務等にかかる申請・相談に迅速かつ正確に対応するため、過去の許可書類等をPCファイリングシステムの機器に蓄積し、その情報提供に関する事務の効率化を図る。 〔手段〕 開発行為等申請書の確認業務を行う画像情報装置の借上げ及び保守管理委託。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現状維持	①引き続きファイリングシステムの活用により、迅速かつ正確な窓口業務を行う。 ②開発行為許可等の書類の蓄積を確実に進めることにより、過去の情報を迅速かつ正確な対応を行うことができ、円滑な業務の推進を図っていく。	B	H20	画像情報システムには、都市計画法に基づく許可申請書、条例、建築基準法関連のデータが蓄積され、業務効率をあげているといえる。しかし、システムコストは努力次第で削減可能な面があるため、常に見積の妥当性、根拠を検証し、コストダウンに努めていただきたい。	整理済	電子ファイリングシステム契約更新時に見積もりの妥当性を考慮し、コストダウンを図っていく。
330	開発行為等に係る事業	都市整備部	開発指導課	H15	-	目的〕 越谷市まちの整備に関する条例に基づき、開発地等に接する道路の後退要請を行い、市に道路用地として帰属した土地の所有者に対して分筆手数料負担金、物件等補償料及び道路後退協力金を交付することにより住民負担の軽減を図り、道路後退による道路幅を円滑に行い住環境の改善と都市整備を図る。 〔手段〕 開発行為等による道路後退に対して「越谷市まちの整備に関する条例の協力金の交付等要綱」による交付事業を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現状維持	①継続して開発地等に接する道路の後退要請を行い、道路後退協力金等の交付により、道路幅事業を円滑に進めて行く。 ②道路復員6mの道路整備を進め、良好な住環境の整備を図っていく。	B	H18	開発許可は市(特例市)の行政指導であり、正規職員14名(前年より1名減)で行っている。開発許可や建築許可の他に、事前協議件数が1000件程度ある。しかしながら、業務の全てを正規職員で行う必要は必ずしもないのではないか。入力業務のように、臨時職員が行うようなこともあり、業務分析をして人員配置を見直す必要がある。	整理済	「越谷市まちの整備に関する条例」に基づく道路後退協力金の交付申請書等の受付業務等及び開発行為等申請書類の電子ファイリング入力業務を臨時職員で行っている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
331	開発指導業務事業	都市整備部	開発指導課	15	-	〔目的〕 越谷市のまちの整備に関する条例の冊子及びパンフレットを作成し、市民や関係団体等に条例について幅広く周知することを目的とする。 〔手段〕 印刷を庁内印刷及び印刷業者へ依頼する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	①「越谷市まちの整備に関する条例」施行から13年が経過し、市民等の一定の理解を得ているが、条例冊子及び条例解説の配布やホームページ等を利用し、より円滑な事業の推進を図って行く。 ②「越谷市まちの整備に関する条例」の運用により、良好な住環境を保つため、社会状況にあった規則等の改正や技術基準等の見直しを図る。	A	H17	越谷市まちの整備に関する条例の役割について、一般市民の方のご理解を得るための広報は継続して実施して頂きたい。また、引き続き条例の調整についての検討をお願いしたい。	整理済	「越谷市まちの整備に関する条例」については、条例冊子や条例解説冊子の配布・ホームページへの掲載や電話等の問い合わせにおいて、よりわかりやすい説明を引き続き継続して行く。
332	借上型市営住宅運営事業	都市整備部	建築住宅課	H16	H37	〔目的〕 ストック活用計画に基づき、市営住宅の供給拡大を図る。 〔手段〕 民間が建設した住宅を市営住宅として20年間借上げる。	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	民間活力を用いて公営住宅ストックを確保することのできる効率性の高い事業の一つである。しかしながら、将来的には建物の経年劣化などによる維持管理費の上昇を見据え、管理代行受託者との情報共有や連携強化に努めたい。	検討・見直し	H19	現在直営で行っている住宅の運営管理については、外部委託を検討し経費の軽減を進めていただきたい。今回の借上型のケースの成果を分析・検証し、公営住宅制度のあり方を見極める努力をしてほしい。	整理済	借上型市営住宅の管理については、平成22年4月から管理代行制度を導入し、入居管理、財産管理及び計画・修繕等を埼玉県住宅供給公社の専門的知識を活用しながら、市民サービスを更に向上できるように努める。
333	住宅融資事業	都市整備部	建築住宅課	H16	-	〔目的〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。(以前、高齢介護課・環境保全課・産業支援課において行っていた事業) 〔手段〕 勤労者の住宅確保並びに高齢者の専用居室並びに低地にある浸水住宅の改良資金等の融資を行う。	低	高	低	低	(b)	(a)	(d)	(c)	(a)	D	当該事業は、貸付の募集時期を年4回と定めており、利用者のニーズに的確なタイミングで応えることができない。しかし、そもそも住宅取得等に係わる融資事業とは、民間金融機関等における様々は金融商品と競合する関係にあり、民間活力の活用という観点から、そのあり方を含めた抜本的な方向性の検討が不可欠である。	終了(H29年度)	H18 H25	①平成28年度に新規融資を廃止。 事業概要 勤労者の住宅取得及び高齢者の専用居室の増改築並びに低地にある浸水住宅の改良を図るため、改良資金等の融資を行う事業である。 必要性 本事業は、かつては市民のニーズが大きかったが、既に事業の必要性はなくなっているため、廃止すべきと考えられる。民間でできることは官が行わないことが原則であり、民間で十分に代替可能な事業である。他方、政府の住宅税制が格段に拡充されており、給付金も出ている。また、住宅ローン減税もあるなかで、市の事業としての必要性は低い。 平成18年度の外部評価においても同様の指摘を受けていたが、必要な見直しがなされていないことが問題である。なぜ見直しが進められなかったかについて検証すべきである。 仮に、住宅に関して新たな制度を検討する場合は、市民のニーズをきちんと把握した上で検討することが必要である。住宅の耐震化、バリアフリー化、環境共生に対するもの、景観形成に対応するもの等に対する助成制度等が検討されているようだが、その際には、融資というスキームでは、本事業と同じになるので、市の果たすべき役割をよく考えて制度を検討すべきである。 活動指標十有効性 勤労者住宅資金利子補給金は、現在、68名が利用しており、貸付残高は1億6418万円。平成24年度の申し込み件数は2件であるが、成約していない。 また、老人居室整備資金利子補給金及び浸水住宅改善資金利子補給金については、現在融資を受けている方はいないという状況にあり、これら制度の利用状況に鑑み、事業の必要性そのものがないと考えられるため、効率性や有効性を検討する状況にない。 その他 本事業の名称は「住宅融資事業」であるが、事業内容と対応していないため、「利子補給金・金利補給金」に関する事業であることが理解できる事業名とすべきである。 【勤労者住宅資金利子補給金】(内部評価:減額(縮小))(外部評価:廃止) 事業の必要性が認められないため、新規融資については停止、既存利用が最終返済した段階で利子補給金は廃止すべき。 【老人居室整備資金利子補給金】(内部評価:減額(縮小))(外部評価:廃止) 事業の必要性が認められないため、利子補給金を廃止すべき。 【浸水住宅改良資金利子補給金】(内部評価:減額(縮小))(外部評価:廃止) 事業の必要性が認められないため、利子補給金を廃止すべき。 《参考》平成18年度外部評価: C	整理済	新規融資は平成27年度末をもって終了とした。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
334	住まいの情報館施設管理事業	都市整備部	建築住宅課	H11	H29	〔目的〕 新たな戸建て住宅や集合住宅の建設や建替え等において「災害に強く、人にやさしい家づくり」を進めるうえでの参考となるよう、耐震性・耐久性及び省エネルギーと高齢者等にやさしい住宅の情報を、視覚的・体験的に提供を行う。 〔手段〕 社会福祉協議会への管理委託により、施設の有効活用と効果的な管理を行う。	低	高	高	低	(b)	(d)	(d)	(d)	(a)	D	住まいの情報館は、その一部を子育てサロンとすることにより、利用稼働率を高めているが、耐震・バリアフリーの知識を習得するという目的で利用する市民は少なく、また、展示品を変更しないかぎり多くのリピーターを望めないため、事業の廃止とする。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①民間への売却に向けた整理を行う。	D H16 D H23	越谷市住まいの情報館は市民防災意識の高揚等を図る目的で設置され、耐震性・耐久性・環境共生(省エネルギー)に優れ、かつ高齢者等にもやさしい住宅の情報提供を行う施設である。段差解消機、階段昇降機、天井走行リフトなどの福祉機器が設置されており、福祉機器の体験を通して家づくりの参考にすることができる。本事業は当該施設を適切に管理することを目的とする事業である。 本事業は、平成16年度の外部評価においてD判定(事業の休・廃止を含めた検討が必要)を受けたが、事業を廃止した場合の国からの補助金の返還負担等を考慮して、平成17年度以降も存続することが決定し現在に至っている。 しかし、災害に強い家づくりや高齢者にやさしい家づくりに関することは民間企業において類似の情報提供(住宅展示会や住宅メーカーが開催するイベントなど)がなされており、市が主体となって関与すべき事業とはいえない面がある。 今後は設備展示の老朽化が進行し、最新の備品等を整えていくための費用や維持管理費用が必要となる。それにも関わらず、施設の今後のあり方に対するビジョン、計画も明確になっておらず、費用対効果の検証もなされていない。利用者へのアンケートもとっておらず、市民の満足度や必要性についての統計的な把握ができない。住まいの情報館が市民にとって本当に必要な施設なのか、調査検証し、施設の妥当性について、早急に分析する必要がある。また、国への補助金返還義務についても、正確な条件等を調査し、事業廃止した場合の市の財政負担や手続等を明らかにし、事業を存続させる場合の費用負担等と比較・検証する必要がある。 事務事業評価表における平成23年度当初予算の減価償却費がゼロとなっているが、施設の耐用年数は建設後22年であり、償却が終了していないことから、事務事業評価表への適正な記載を求める。 本事業の存続を前提とした場合も、施設の運営にあたり、委託先の社会福祉協議会との連携をとり、利用者からのニーズを把握する必要がある。また、施設利用度を見ても、開館日の3割は利用者がいない状況であることを示しており、稼働率の向上に向けて改善する必要がある。施設利用者を増加させるために啓発活動を積極的に実施するとともに、ホームページの充実を図る等、施設へ出掛けたいような仕掛けが必要である。 また、成果指標として、施設を利用したことにより、施設利用者がどれくらい満足したかを示す「施設利用者の満足度」の追加を検討いただきたい。 利用者数については、平成16年度の外部評価当時に比べ、大幅に増加している。しかし、利用者増の主因は子育て支援課が子育て支援事業の一環として実施している「子育てサロン」の開催によるものであり、情報館の設置目的に合致しているものとは言い難い。また、耐震啓発を目的の一つとしているにもかかわらず、震災後の利用者が昨年同月と比べ、増加率も小さく、減少している月も見られるなど、適切な耐震啓発がなされているとはいえない。 以上の諸点を勘案し、本事業については早急に廃止・施設撤去を含めた検討をすべきと考える。 《参考》平成16年度外部評価: D	本事業は、市民が安全で快適な住宅環境を得るための情報提供を目的としている。 首都圏で危惧されている大規模地震に対する市民の防災意識の高まりを勘案すれば、今日的ニーズがなくなったとはいえない。しかしながら、当初の目的と利用実態が異なっていることから、事業の方向性について慎重に精査のうえ検討した結果、平成28年度をもって事業を廃止し、民間へ施設を売却する。	
335	市営住宅施設管理事業	都市整備部	建築住宅課	S39	-	〔目的〕 市営住宅の水質検査、保険加入、各種保安機器等の保守点検を行い、入居者の安全と住環境の向上 〔手段〕 各種業務委託、検査の実施、保険加入	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	管理代行方式により人件費の抑制が図られているが、今後は、施設老朽化に伴うランニングコストの上昇が見込まれる。	検討・見直し	①公営住宅の供給は、法律に基づく事務事業である。施設については長寿命化計画による修繕等の実施を行い、入居者の安全・安心な住環境を確保する。 ②平成29年度以降は、老朽化施設の計画修繕のほか、施設利用の有効活用の方策を具体的に検討していく。	B H18	市内の公営住宅は、市営197戸・県営644戸の合計 841戸あり、世帯数の0.7%となり、一定程度のセーフティネットを維持しているといえる。「越谷市市営住宅ストック総合活用計画」(平成15年)に基づき、既存の土地・建物の有効活用を図っており、団地毎の維持修繕・更新計画が作成されている。しかし、見直しは平成20年となっており、必要な金額の試算と財政的な裏付けの検討を前倒しで実施することが望まれる。また、住宅管理業務の県住宅供給公社への管理代行を協議中であるが、トータルコストの削減にむけた取組を進めていく必要がある。	整理済	市営住宅の管理業務については、平成22年4月から管理代行制度を導入し、入居管理、財産管理、駐車場管理、計画・修繕等を埼玉県住宅供給公社に委託している。今後は、同公社の専門的知識を活用しながら、市民サービスの向上とともに、更なるコストダウンに努めていく。
336	屋外広告物対策事業	都市整備部	建築住宅課	H11	-	〔目的〕 道路及び公共用地の不法占用広告物の撤去活動を行うことにより、美観(まちなみなどの人工的美しさ)と風致(自然のもつ美しさ)の維持や公衆に対する危害の防止を目的とする。 〔手段〕 市と屋外広告物対策協議会との共同による撤去活動及び違反広告物簡易除却推進員への委嘱による撤去活動	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	景観に配慮したまちづくりの推進するため、違反広告物に対する法令遵守のさらなる啓発とボランティアの活動の増加の促進が必要である。	検討・見直し	①違反広告物を掲出させないことが一番である。よって、広報活動を行い、事業者への協力を願う。 ②越谷市屋外広告物対策協議会を活用するとともに、ボランティアによる活動を促進し、地域住民の参加意識を高め、撤去のための巡回回数増加を図っていく。	B H17 B H24	公共空間の安全性と都市景観の美観保全のため、道路や電柱等に無許可で掲示されている立て看板、はり紙等を撤去する事業である。市と屋外広告物対策協議会が共同で、あるいは、違反広告物簡易除却推進員へ委嘱して撤去活動を行っている。きれいで住みよい景観を守り育てる上で必要な事業である。 市内における違反広告物簡易除却件数は年々減少しており、撤去活動に一定の効果がみられ、この点は評価できる。撤去に必要な道具一式を郵送することで人件費の抑制を実現するといった努力も認められるが、違法広告物が減少している現状を考慮すると、撤去の実施方法や回数を調整することで、更なるコスト削減も可能である。 平成17年度の外部評価では「今後、さらにボランティアによる活動を促進し、撤去のための巡回回数増加させる」よう指摘されているが、年々対策協議会、除却推進員の作業人員、巡回回数は減少傾向にあり、ボランティア等による活動が促進されている状況とはいえない。 市内は広域にわたることから、対策協議会と除却推進員双方が効率的に活動できるよう、市は双方にそれぞれの活動について情報を提供し、情報の共有化を図ることで、それぞれが巡回地域と回数を計画的に決めて活動できるよう調整されたい。 現在、越谷市屋外広告物対策協議会では、市より交付金を受けて撤去活動を行っている。しかし、協議会への交付金が、平成17年度から23年度まで260万円が変わっていないのは、違法広告物の減少や撤去実績等を考慮すると不自然である。今後予定されている撤去作業の委託業務化に伴い、協議会への交付金を廃止するとともに、廃止されるまでの交付金額についても作業実態に合わせた減額が望ましい。 また、除却推進員等のボランティア活動を補完する形で業務委託の回数や対象地域を設定することで、コスト削減を図っていただきたい。委託する業務量を減らし、コストを抑えるためには、除却推進員等ボランティアの増員が求められる。まずは、ボランティアの活動を周知し、賛同者を募っていく必要がある。	整理済	平成26年度から越谷市屋外広告物対策協議会に違反広告物の撤去作業業務を委託し、ボランティアによる除却推進員との連携を図りながら、より効果的な撤去活動を行っている。広報活動については、市のホームページ及び広報誌等を利用し、事業者や市民への周知を図るとともに、ボランティア活動を促進し、住民参加の意識を高めていく。 また、「越谷市景観条例」及び「越谷市景観計画」により市民や事業者が連携・協働して良好な景観形成に取り組むことで、違反広告物を減らしていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
337	住宅耐震改修促進事業	都市整備部	建築住宅課	H18	-	<p>【目的】 地震発生による住宅や建築物の倒壊及びこれに起因する被害を減少させる「減災」の視点を基本に置き、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進する。</p> <p>【手段】 ・住宅等の無料簡易耐震診断を実施する。 (危険性がある建築物の所有者には、さらに一般診断(有料)や耐震改修を勧める。) ・所定の基準に該当する木造住宅の耐震診断や耐震改修工事に係る費用の一部を補助する。 ・所定の基準に該当する共同住宅(分譲マンション)の耐震診断に係る費用の一部を補助する。</p>	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	<p>簡易耐震診断と耐震関連補助制度の更なる市民への周知と、簡易耐震診断利用者に対する補助制度の活用促進。</p>	現状維持	<p>①より多くの市民が市の各種耐震施策の内容を知ることができるよう、様々な場所や方法での事業周知を推進する。 ②改定越谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、計画的に住宅の耐震化率の向上に努める。</p>	B	H19 H26	<p>地震発生における住宅や建築物の倒壊被害を最小限に抑え、被害を減少させる「減災」の視点を基本とする事業である。事業の補助対象は、大きく分けて木造住宅対象と分譲マンション対象の2種類がある。それぞれ耐震診断実施、耐震改修実施に係る費用の助成が行われている。この他に「耐震シェルター」「防災ベッド」設置費用の助成がある。補助内容については、木造住宅では「簡易耐震診断」は無料、「耐震診断」は診断費用の3分の2に相当する額で上限5万円、「耐震改修」は耐震改修に要した費用の23%に相当する額で上限20万円、分譲マンションでは、「耐震予備診断」は診断に要した費用の3分の2に相当する額で上限10万円、「耐震本診断」は診断に要した費用の3分の2に相当する額と住戸数に5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額で上限90万円、「耐震改修」は、マンション1棟につき耐震改修に要した費用の23%に相当する額で住戸数に20万円を乗じた額が上限、「耐震シェルター及び防災ベッドの設置」では、設置に要した費用の23%に相当する額で上限20万円となっている。</p> <p>活動指標の「無料簡易耐震診断の実施件数」は木造住宅で、平成24年度79件、平成25年度は40件と減少している。住宅の安全性について、耐震診断をとおして判断してもらうことが第一であり、まずは耐震診断の実施率が上がるようより一層の啓発活動に努められたい。昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた古い家が分布するマップを基に、集中地区について重点的にPRする取り組みは評価され、今後も継続して耐震化率の向上に努められたい。特に耐震改修が遅れているマンションについては、耐震予備診断の費用無償化(全部補助)などの措置も検討されたい。</p> <p>近年の実績を踏まえると、平成27年度末までに成果指標である耐震化率の目標90%を達成するのは困難であり、予算の制約もある中で、抜本的な対策変更も難しい。耐震化率の目標達成ができない場合でも、事業の終期までに、最低限の現状把握を完了させることも検討されたい。特に耐震改修が遅れているマンションについては、耐震予備診断の費用無償化(全部補助)などの措置も検討されたい。</p> <p>今後、国が実施する平成25年住宅・土地統計調査の結果を踏まえて、全国における耐震化の進捗が明らかになり、耐震化率90%を達成する地域や自治体のノウハウを共有することも可能になる。県内の近隣市に限らず、全国の先進自治体を含めた情報共有・連携に努められたい。</p> <p>全体として、PR活動促進により本事業の内容がより多くの市民に届き、耐震化率が高まることを期待したい。</p> <p>《参考》平成19年度外部評価: B</p>	<p>外部評価における指摘は、下記の例のような取組み手法を用いて改善を図る。 簡易耐震診断の実施率を高めるためには、例えば昭和56年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の分布状況を踏まえたポスティングなど、より丁寧な周知を図れるよう努める。 また、耐震診断及び耐震改修補助事業の実施率を高めるためには、過去の簡易耐震診断制度の利用者を対象に、補助制度に関する再周知を行うことにより対応する。</p>
338	建築指導業務事業	都市整備部	建築住宅課	S59	-	<p>【目的】 建築物の確認申請等により、審査、検査、指導等を行い、法令違反を防止する。また、特殊建築物及び昇降機等の所有者等に対し、定期的に維持管理状態を特定行政庁に報告させることにより、適正な維持管理を図り、人命及び財産の保護を図ることを目的とする。</p> <p>【手段】建築物の定期報告について、(一財)埼玉県建築安全協会に業務委託をしている。また、良好な住宅を長期にわたって良好な状態で使用されることを普及等させるため、長期優良住宅及び低炭素建築物の認定業務を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>法令遵守の低下、認識不足。</p>	検討・見直し	<p>①現場パトロールでの現地指導や、建築物等所有者及び管理者に対する事前の情報提供と合わせた指導の強化を図る。 ②違反建築物の建築主や定期報告対象建築物の所有者及び管理者の法令を遵守する意識の高揚による成果向上を図る。</p>	B	H20	<p>建築確認については、大きな問題はないと考える。 定期報告対象建築物については、昇降機に関する報告率と、その他施設に関する報告率を個別に捉え、実態を把握したうえで報告率向上のための対策を検討する必要がある。</p>	<p>定期報告受付機関である(一財)埼玉県建築安全協会から未報告建築物の所有者等へ提出を促す指示通知の送付、またホームページやチラシ等で定期報告の必要性・重要性の周知等を引き続き行っていくことで報告率の向上を図る。</p>
339	出納管理事業	議会事務局	出納課	s33	-	<p>【目的】 歳計現金(歳入歳出に属する現金)及び歳計外現金(市が保管する現金)の収納並びに支払に係る出納事務を正確に執行し、収支日計・月計の記録及び決算書等の調製を行う。</p> <p>【手段】 財務会計システムの活用及び収納データ作成業者への委託並びに支払事務パソコンサービス(エレクトリックバンキング)の活用などにより、収納及び支払事務の効率化を図る。</p>	高	高	高	高	(d)	(d)	(b)	(b)	(b)	A	<p>収納消込の業務委託、支払事務のパソコンサービスや公共料金の口座振替システムの活用等により、行政コストの抑制や正確性を図っている。</p>	現状維持	<p>①出納事務全般について、正確性を維持しつつ効率化を図りながら日々の業務に取り組む。 また、財務会計システム更新に向けた業務に取り組む。 ②収納及び支払事務全般について、電算化されている。特に収納事務については業務委託しており、効率化が図れている。中長期的には、電子納付システム等の検討を行い、更なる効率化を目指す。 また、財務会計システムの更新に向けた業務に取り組む。</p>	B	H18	<p>基幹業務である。出納係7名の正規職員で担当されている。財務会計システムのさらなる活用、公共料金等の支払方法の改善に取組まれ、一層の業務改善を進められることを望む。</p>	<p>平成20年度から公共料金口座振替システムの導入により、支出命令書の削減が図れ、所管課の支出伝票や出納課の審査事務等が軽減された。</p>
340	議会広報活動事業	議会事務局	議事課	S42	-	<p>【目的】 市民に市議会の活動状況を周知し、市議会への理解と関心を高めることを目的とする。</p> <p>【手段】 ホームページによる情報提供 議会中継による情報提供 議会報(こしがや市議会だより)による情報提供</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>市民に市議会への理解と関心を深めていただけるよう、議会ホームページ、議会中継及び議会報についての周知やそれぞれによる的確でわかりやすい情報提供を引き続き図っていくことが必要と考える。</p>	検討・見直し	<p>①予算・決算特別委員会及び常任委員会の一部への録画中継導入を進め、市民へ発信する議会情報を拡充するとともに、本会議を含めスマートフォン等からも議会中継を視聴できるようにマルチデバイス対応のシステムに変更し視聴環境を整備することで、市民の利便性の向上を図る。 議会報を「広報こしがや」への折込配布に変更し、駅や金融機関等への配架など新たな配布先も増やすことで、市民に読んでいただく機会の拡充を図る。 ②上記①の取組による状況も踏まえ、議会ホームページ、議会中継及び議会報による広報活動のさらなる充実に努める。</p>	B	H17	<p>越谷市議会だよりに加え、ホームページや議会中継による情報提供により、市議会の状況を広く伝えることは、大変重要な業務である。ただし、ホームページ等による市民への伝達力はまだ非常に脆弱であると言わざるを得ない。平成16年度のアクセス率実績4.54%の向上改善を早急に行い、アクセス単当たりコストの低減が急務である。</p>	<p>外部評価で指摘されたアクセス率の向上を図るため、議会中継について周知する啓発記事を定期的に掲載するなどして、引き続きさらなる改善に努めている。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
341	教育委員会運営事業	教育総務部	教育総務課	S29	-	〔目的〕 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校その他の教育機関及び社会教育その他教育、学術・文化に関する事務を管理、執行するため、教育委員会の円滑な運営を推進する。 〔手段〕 教育委員会としての説明責任を果たし、市民の教育行政に対する理解と協力を得るため、原則公開で教育委員会会議を開催するとともに、教育行政推進において必要な交際費や各教育委員会連合会負担金を支出する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	今後も教育行政の中立性及び安定性を確保するとともに、本市の実情に即した教育行政の推進のため、教育委員会を円滑に運営する必要がある。	検討・見直し	①平成29年度も、より開かれた教育委員会をめざし、教育委員による学校訪問等を積極的に行うことで、地域や児童生徒の声を教育行政に反映させる機会を増やしていく。また、委員会会議の会議録については、平成25年度からホームページ上での公開を開始し、透明性の向上に努めており、今後も継続する予定である。 ②常に教育行政の中立性及び安定性を確保し、国の方針はもとより、社会の動向や本市の実情を踏まえつつ、効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の活性化を図っていく。	-	未実施		未実施	
342	入学準備金貸付事業	教育総務部	教育総務課	S42	-	〔目的〕 高校、大学、専修学校(高等課程、専門課程)等に入学を希望する生徒の保護者で、入学資金の調達に困難な方に対し、等しく教育を受ける機会を与えるため、入学準備金を貸し付ける。 〔手段〕 生徒一人につき次の額を限度として貸し付ける。 高等学校・専修学校(高等課程)・高等専門学校等50万円以内、専修学校(専門課程)・短期大学・大学等80万円以内	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	・学校と連携して、この制度を真に必要としている人へ、継続して周知徹底を図る必要がある。 ・連帯保証人への催告を強化、収納課債権回収係との連携を通して、滞納金の安定的な回収に一層努力する必要がある。	検討・見直し	①連帯保証人への催告の強化、収納課債権回収係との連携を一層進め、個々の案件ごとに最適な対応を図り、未収金の減少に努める。 ②貸付基準や償還方法について更なる見直しを図るとともに、給付方式への転換なども視野に入れて、制度のあり方について検討する。	B H19 B H23	入学準備金の貸付は、入学資金の調達が困難な保護者に対して貸付を行う事業であるとともに、進学を希望する生徒に対して、平等に教育を受ける機会を与えるため、事業の意義は大きい。 経済的理由で入学資金の調達が困難な方へ貸付を行う事業であり、回収に時間を要することは理解できるが、滞納金を安定的に回収できるように、文書、電話以外にも家庭訪問を実施して滞納整理業務の改善に努める必要がある。さらに、貸付金の償還方法として、5年以内に年賦又は半年賦となっているが、中期的には利用者の声を反映させるなどして償還方法の多様化を検討していただきたい。 また、収納率を向上させるために、2回の督促でも応じない世帯については、市民税務部収納課債権回収係と連携して収納率の向上に努められたい。 平成22年度に連帯保証人への督促を強化した結果、滞納繰越金の回収が1,000万円増加したことは評価できる。今後も継続して連帯保証人への督促をしていただきたい。 入学準備金の調達が困難で、本事業による貸付を必要としている多くの市民に利用してもらうためにホームページや広報だけでなく、市内中学3年生の全保護者へリーフレット配付及び市内高等学校へ制度の周知などを行っているが、引き続き、学校との連絡調整を密にして貸付事業の周知を図られたい。 人件費については債権回収を強化したため、平成21年度決算に比べ、平成22年度決算は増加しているが、臨時、非常勤職員等の活用により、コスト削減を図る余地もある。 活動指標として、総額でいくら貸し付けることが出来たかを示すために「貸付金額」の追加を検討されたい。また、成果指標には、入学準備金の償還率の向上を図るために「償還率」の追加を提案したい。本事業は、貸付と償還の双方とも重要な業務であるため、活動指標、成果指標には、貸付、償還の双方の活動、成果を示す指標を検討されたい。 《参考》平成19年度外部評価：B		・連帯保証人への催告を継続して実施した。 ・文書催告以外に、臨宅催告を実施した。 ・特別な事情により期限までに納付困難な方には、分割納付の措置を行った。 ・市内中学3年生の全保護者へ案内書を配付し、学校と連携の上、制度の周知に努めた。 ・貸付、償還の双方の活動、成果を示す指標を追加した。	整理済
343	幼稚園就園奨励費補助事業	教育総務部	教育総務課	S47	-	〔目的〕 幼児期における集団生活を通して、社会性を身につけるため、幼稚園への就園を奨励するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 私立幼稚園が入園料、保育料を減免した場合にその相当額を補助する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	電算システムの導入により事務の効率化について改善を図っているが、一元的な処理工程により、審査内容に遺漏、錯誤等を生じる恐れがあることから、事務作業の流れを点検し、さらなる適正化に努める必要がある。	検討・見直し	①平成29年度前半に、現在事務処理の基盤となっている幼稚園補助金システムの改修を実施し、補助金額の算定、申請者情報の管理等について、さらなる効率化・適正化に努めていく。 ②国の補助基準の改正等が毎年度あることから、本市補助基準等の改正やシステム改修等において、スムーズに対応するためのマニュアルや業務フローの構築に努める。	B H18	国の補助金制度に従い実地している事業である。少子化対策の意味もあり、事業の必要はある。対象園児数の6400人、市内26園、市外40園の事務処理を効率的に実施することが課題である。学校業務全体のシステム化を検討する教育委員会総合システム検討会での検討結果をふまえ、市の全体最適視点による業務の効率化を検討して頂きたい。		外部評価で指摘された事務処理の効率的な実施については、平成24年度から稼働開始した幼稚園補助金システムにより、事務処理のさらなる効率化・適正化を図っている。	整理済
344	幼稚園振興事業	教育総務部	教育総務課	H1	-	〔目的〕 私立幼稚園及び認定こども園の教育環境の保持及び向上を図り、幼稚園教育の振興に資する。 〔手段〕 私立幼稚園及び認定こども園に対し、教材・教具・図書・環境整備等に要する経費の一部を補助する。 私立幼稚園協会に対し、市内幼稚園及び認定こども園の教職員が参加する研修会・研究会に要する経費の一部を補助する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本市に公立幼稚園がないことから、幼稚園教育の振興については私立幼稚園及び認定こども園に依存している状況である。このことから補助は必要だが、対象となる園からの事務手続き等において、適正な内容でないことがあるために訂正を要し、そのことに相当の時間を費やしている状況が見られる。	検討・見直し	①教職員研究事業費補助金について、研修内容をより詳細に把握することで、補助金が適正かつ有効に活用されるよう努める。 ②本市における幼稚園教育については、私立幼稚園及び認定こども園に依存していることから、園児の就園環境充実に向けた補助は必要である。事業の実施については現状維持を図りつつ、園に対する事務説明を徹底化することで、さらなる事務処理の正確化及び円滑化に努める。	B H16	私立幼稚園の教育環境の維持及び向上を図るため重要性を増している。継続(維持)の方向で進めていくことが必要である。26私立幼稚園の管理等事務処理の改善による効率性向上を図っていただきたい。		外部評価で指摘された、私立幼稚園の管理等事務処理の改善による効率性向上については、事業の実施については現状維持を図りつつ、園に対する事務説明を徹底化することで、引き続き事務処理の正確化及び円滑化に努めた。	整理済

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
345	コミュニティセンター管理事業	教育総務部	生涯学習課	S54	-	〔目的〕 市民にとって明るく豊かな社会の形成と文化生活的向上を図るため、コミュニティセンターの効率的運用と利用促進を図る。 〔手段〕 指定管理者制度の適正な運用を図り、効率的・効果的な経営によるサービス向上に努めるとともに、様々な分野における優れた芸術文化に接する機会を提供する。また、快適な施設環境を確保するため、施設の修繕・改修等を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	施設に特化した評価項目を加えた独自の評価表を作成し指定管理者への監理体制の精度を上げることを検討する。また、安全管理の面では、施設中長期維持管理計画に基づき今後も適切な安全管理に努める。	現状維持	①稼働率の低い視聴覚室や和室について、指定管理者と連携し、稼働率を上げるため、効果的な施策について検討を行う。 ②ホームページを随時更新するとともに、広報紙による周知、地区センター、自治会などの関係機関と連携による情報提供を行い、広報活動の充実を図る。	B	H23	コミュニティセンターは市民が芸術文化に触れ、鑑賞機会を提供するだけでなく、市民自らが日頃の芸術文化活動の成果を発表する場でもある。市民の文化生活的向上と市民の安全確保を図るため、適正な施設運営が必要である。 コミュニティセンターは事業費が毎年5億円近くで高額なため、指定管理者に対してより厳しい基準でモニタリングを実施する必要がある。評価表については、越谷市の全庁的な評価表を使用しているが、これに本施設に特化した評価項目を加えた独自の評価表を作成し、使用することでモニタリングの質を高め、指定管理者への監理体制の精度を上げることが求められる。評価結果(モニタリング結果)については、年度ごとに越谷市ホームページで「指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」により企画部企画課において公表されているが、今後も透明性を確保しながら市民への説明責任を果たしていただきたい。 安全管理の面では、事業計画書にある「施設長期修繕・備品購入計画表」及び「施設中長期維持管理計画」に基づき、今後も適切な安全管理に努めていただきたい。また、平成22年度に施設の耐震診断が実施・完了し、照明や天井材などの非構造部材についても、建築基準法や事業計画書の規定等に基づき定期的な点検を実施していることは、大規模災害に備えた適切な対応と評価できる。また、災害時に、行政と連携して市民が円滑に避難できるように危機管理マニュアルを作成し、隣接事業者との合同実施を含め、定期的な避難訓練等を実施する中で、当該マニュアルの見直しを行っていることも評価できる。今後、施設のバリアフリー化、長寿命化への対応を期待したい。 稼働率については、越谷市の他の施設に比べ高い水準にあるが、和室など稼働率が50%と低い施設もあることから指定管理者との連携を図りながら全体的な底上げを推進していただきたい。年間利用人数は平成21年度実績に比べて、平成22年度実績は震災等の影響もあり、7千人近く下回っているが、利用者の増加に向けた取り組みが必要である。市民の参加を促すために工夫されたホームページの更なる改善を続けながら、広報紙での周知、公民館、自治会などの関係機関との連携による情報提供、広報活動をしていただきたい。 市民の満足度調査において9割近くが「満足」「非常に満足」と回答しており、引き続き市民のニーズに応える芸術文化の鑑賞機会や快適な環境の確保に努めていただきたい。 活動指標は市民が実際に活動したことを示す「芸術文化の鑑賞機会の回数(鑑賞会、講演会など)」や「市民の芸術文化活動の発表の回数」を提案したい。 成果指標である「稼働率」を上げるために、指定管理者の制度を効果的に運用している先進的な自治体の取り組みを参考にいただきたい。また、稼働率の目標値の設定が低いため、すべての施設の平均稼働率を65%に引き上げていただきたい。また、利用の促進を図ることを目的としているため、「年間利用人数」は活動指標ではなく、成果指標に変更されたい。	検討中	ホームページの改善や広報紙等の活用を図るとともに先進的な自治体の取組みを参考にし、更なる稼働率の上昇に努める。 また、施設の安全かつ快適な環境確保を図るため維持管理に努める。
346	ふれあいの森整備事業	教育総務部	生涯学習課	S61	-	〔目的〕 国土の保全や地球環境を視野に入れた市民の手による森づくり、シビック・トラスト分収造林「越谷市ふれあいの森」の保護育成等に努める。 〔手段〕 市民の手により植樹された樹木を長期計画に基づき、保護・育成(枝打ち、つる切り、除伐等)するとともに、自然とのふれあいを体験する「ふれあいの森育てる集い」を開催する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	福島第一原子力発電所の事故の影響に伴い、植樹した樹木の保護・育成について、今後さらに検証が必要である。	検討・見直し	①福島地区・二本松地区・会津若松地区の分収造林は、分収造林計画に基づき、保護・育成業務を行う。浪江地区は帰還困難区域のため保護育成業務は実施できない。 ②福島森林管理署等と協議し、森林の復興に向けた対策を図る。	-	未実施		未実施
347	各種学級・講座開催事業	教育総務部	生涯学習課	-	-	〔目的〕 市民の多様なニーズに対応するため、各年代に応じた学習機会を提供し、豊かな人間性を育むことができるよう、各種学級・講座・講習会等を行う。 〔手段〕 市民のライフステージやライフスタイルに応じて、主体的に学習活動ができるよう、各種学級・講座を開催する。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	少子高齢化・高度情報化・国際化などの急激な社会変化の中で、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、幅広い年代に参加いただけるよう各種学級・講座を開催する必要がある。	検討・見直し	①生涯学習審議会や参加者のご意見などから、地域の人々の学習ニーズを把握するとともに、地域の特性を活かしながら、様々なライフスタイル・ライフステージに応じた各種学級・講座を実施する。 ②学習活動の継続を推進するとともに、学習成果を地域社会の活性化に活かすことができるよう事業を展開する。	B	H18	平成17年度実績として215事業、29,688人の参加を得ている実績を評価表に記載するべきである。運営協力委員会を通じての、市民の要望、意見を取り入れる仕組みは、評価できる。今後は、NPO団体等の協力を得て、講師の確保と新規講座の企画を推進する仕組みを検討されたい。生涯学習の拠点としてのさらなる拡充を望む。	整理済	平成18年度外部評価の結果を受け、事業実績について、講座回数と延べ受講者数を評価表に記載し、活動結果の把握をしている。また、生涯学習審議会において、市民がライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、各種学級・講座について協議し、公民館が地域の生涯学習の拠点施設として、さらに事業を展開できるよう取り組んでいる。
348	少年自然の家活動運営事業	教育総務部	生涯学習課	S56	-	〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として、安全で快適に利用できるよう施設を運営する。 〔手段〕 施設を安全で快適に利用できるように、関係機関と連携し、適切な施設運営を行う。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	市内小学校の林間学校・自然教室の利用が再開できるよう、施設の安全性について情報提供等に取り組んでいく。	検討・見直し	①小学校の学校利用再開に向けて、関係各課所、学校長等と協議を行う。 ②施設を安全・安心に利用していただけるよう、引き続き情報提供に取り組んでいく。	B	H22	少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の運営を行う事業である。 小中学生、一般市民が快適に利用できるように施設運営を行ってほしい。また、運営委員会でもよりよい施設運営をしていくために継続的に協議してほしい。 客室稼働率が低い状況にあるので、より多くの市民に利用してもらえるために市ホームページで少年自然の家を利用して良かったという肯定的な意見を掲載してPRをし、施設の稼働率向上に努めてほしい。特に、夏・冬以外の利用率が低い状況にあるので、出来るだけ経費をかけず、魅力あるイベントや体験教室を開催し、集客を図り、さらにリピーターを増やす工夫も必要である。 また、施設利用申請の手続きについては、利用者の立場に立って、より簡素化が可能かどうか検証していただきたい。 委託料に関して、保守管理委託料、食堂委託料についてはこれまでの単年度契約から長期継続契約(3年間)に変更したことにより、3年間で1000万円を超える経費削減を実現させたことを評価したい。 しかし、従来の手法で今後も同様に運営コストの削減を図ることは困難といわざるを得ない。そこで、類似施設の運営、経営の専門家等からも意見を聴取し、本施設の運営形態、運営コストについて、売却・民営化等も含めた試算を実施して比較検討する等、中長期的な展望を示されたい。 例えば、管理・改修・運営事業で年間8000万円以上の経費がかかっている一方、年間の学校関係の実利用人数は8000人弱である。一人あたり1万円使うのであれば、その費用で、他の公共団体や民間が運営する施設を借りた方が市財政負担としては安上がりであるといえる。確かに、社会教育施設としての本施設のあり方、市内小中学校の野外教育の場としての施設の役割、宿泊料保護者負担軽減を実現している等の評価もあり、どちらの運営方法も一長一短ある。しかし、少年らが自然環境の中で学び成長するといった本来の目的を達成するために、施設の公有公営にこだわる必要はなく、市の管理負担軽減や児童の選択肢を広げる方法も選択肢の一つとなろう。これらも含め、当該施設の運営方法について検討する時期に来ているものと考えられる。	整理済	平成22年度の外部評価で指摘された施設の広報については、ホームページを毎月更新し新たな情報を発信するとともに、生涯学習情報誌、市広報誌等への掲載回数を増やして対応している。内容としては「越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針」に基づき、あだたら高原少年自然の家で使用している食材を月3回測定し、その都度ホームページで公表している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	(A) 事業内容は適切である							(B) 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	(C) 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	(D) 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B									
349	少年自然の家施設改修事業	教育総務部	生涯学習課	S56	-	<p>〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として、安全で快適に利用できるよう必要な施設の修繕・改修を行う。</p> <p>〔手段〕 施設を安全で快適に利用できるよう、真空ボイラー改修工事を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>計画的に施設の改修工事等を行う。</p>	<p>①利用者の安全・安心を最優先に捉え、施設設備等の適正管理を行い、経年劣化などの状況を把握しつつ、計画的な修繕・改修に取り組んでいく。</p>	B	H22	<p>少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の修繕・改修を行う事業である。</p> <p>今後、本施設の設備機器等の経年劣化による改修が必要となるとともに、将来は他の施設も含めた老朽化の進展に伴い大規模な改修時期が重なることも想定されるため、大きな財政負担となることも懸念される。また、地球温暖化対策の面からはCO2排出量の削減、資源消費の抑制などの削減を図り、環境負荷を低減させなければならない。</p> <p>そこで、越谷市として「公共施設の長寿命化」、「ライフサイクルコストの削減」、「維持管理費用の平準化」などを目指した公共施設のファンリテイナメントに関する取り組みを推進することが必要である。</p> <p>社会教育施設である本施設についても、施設改修に当たっては、事業費が膨大になることが懸念されるため、減価償却費の適正な積算等を通じ、必要となる財源確保に努めるとともに、耐用年数に応じた更新が可能になるよう、中長期的な施設設備更新計画を着実に実行されたい。その際、経年劣化等についての状況を把握し、コスト削減意識をもって臨む必要がある。また、施設設備更新計画の内容について、市民に対してわかりやすく説明されたい。</p> <p>建設後相当年数を経過した施設の老朽化、経年劣化は避けられないため、利用者が安全、安心に利用するための施設への投資は必要なものである。したがって、突発的に起きた事象への応急措置的な対応のみならず、中長期的な施設設備更新計画に沿った改修を行っていただきたい。</p> <p>今後の予算措置が前提とはなるが、市内の小中学生が多く利用する教育施設として、特に安心・安全が求められる施設であるために耐震補強工事は現計画どおり着実に実施されたい。</p> <p>一方で、これらの施設改修工事については、適正な調達手続により経費の削減に努めることも重要である。</p> <p>今後も、利用者が安全で快適に利用できるよう施設改修に努められたい。</p>	<p>平成23年度は、東日本大震災の発生に伴い、計画的な修繕を実施することが出来なかったが、引き続き平成22年度の外部評価で指摘されたとおり、計画的な修繕や改修工事に努めていく。</p>			
350	少年自然の家施設管理事業	教育総務部	生涯学習課	S56	-	<p>〔目的〕 市内の小中学校が授業の一環として林間学校や自然教室、スキー教室を実施する施設として、また、各種団体や一般市民が野外活動の拠点施設として、安全で快適に利用できるよう、施設の保守管理を行う。</p> <p>〔手段〕 施設を安全で快適に利用できるよう、適正な施設管理を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>市内小学校の林間学校・自然教室の再開できるよう、引き続き施設の安全対策に取り組んでいく。</p>	<p>①市内小学校の林間学校・自然教室の再開できるよう、引き続き施設の安全対策に取り組んでいく。 ②施設を安全・安心に利用いただけるよう、施設の安全対策に取り組んでいく。</p>	B	H22	<p>少年自然の家は小中学生が授業の一環として林間学校や自然教室等を実施する施設であるとともに、一般市民が野外活動の拠点施設として利用する施設である。本事業はその施設の保守管理を行う事業である。</p> <p>少年自然の家は自然の大切さに触れることができ、心身ともに健全な少年の育成が図られるなど、青少年等の社会教育施設としての存在価値は大きい。</p> <p>活動指標の「延べ利用者数」については、目標値を引き上げる方向で検討されたい。</p> <p>成果指標の「客室稼働率」については、既に平成20年度、平成21年度実績が平成22年度目標である35.0%を上回っており評価できる。今後は、現在策定中の第4次総合振興計画前期基本計画において、より高い目標値を設定されたい。また、成果指標にアンケートでの「利用者の満足度」を追加していただきたい。</p> <p>今後も、利用者が安全で快適に利用できるよう施設の保守管理を期待したい。</p>	<p>平成22年度の外部評価で指摘された施設の広報については、ホームページを毎月更新し新たな情報を発信するとともに、生涯学習情報誌、市広報誌等への掲載回数を増やし対応している。</p> <p>また、新たな情報の内容としては、「越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針」に基づき、あたら高原少年自然の家で使用する食材を月3回測定し、その都度ホームページで公表している。</p>			
351	成人式開催事業	教育総務部	生涯学習課	S29	-	<p>〔目的〕 成年に達した青年男女を祝福し、社会の一員としての役割と責任を自覚する節目として、地域の方々とともに成人式を開催する。</p> <p>〔手段〕 各地区に成人式実行委員会を組織し、市民と協働し成人式を開催する。実行委員会には、地域社会への参加の機会として新成人も加わり、成人式の企画や運営にかかわる。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>参加者アンケートの回収率向上に努め、事業内容に反映できるよう工夫する。また、多くの新成人にご参加いただけるよう特色のある事業内容を企画する。</p>	<p>①各地区実行委員会が主体となった成人式を開催し、出席率の向上を図るとともに、参加者アンケートの回収率の向上に努め、事業内容に反映できるよう工夫する。 ②各地区実行委員会の代表者と協議し、市民との協働による、心温まる成人式を開催する。また、参加者アンケート等で寄せられた意見を参考に、事業内容の充実を図る。</p>	B	H20	<p>新成人が実行委員会に参加して自ら企画運営を行うなど特徴ある成人式を行っており、意義が認められる。</p> <p>現在の成人式に対する満足度は70%を超えているが、アンケートの回収率が25%程度と低い。今後は、回収率を向上させ、さらに精度の高い情報収集のための工夫が望まれる。</p> <p>また、新成人に越谷市の文化を紹介するなど越谷市の特色を加えることが望まれる。</p>	<p>アンケートの回収については、各地区実行委員会の委員が新成人一人ひとりに声をかける等の対応をし、回収率の向上に努めている。新成人への記念品はアンケート結果を踏まえ選定している。今後も、多くの新成人の声を反映できるよう努める。また、パンフレットに市政情報を掲載するなど、越谷市の特色を新成人に理解してもらえよう工夫している。</p>			
352	生涯学習推進事業	教育総務部	生涯学習課	H13	-	<p>〔目的〕 第2期越谷市教育振興基本計画に基づき、市民と協働し、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う。</p> <p>〔手段〕 いつでも・どこでも・だれでも主体的に学習できるよう、学習情報の提供や参加体験型事業を実施する。</p>	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>生涯学習フェスティバルについて、市民を対象とした他イベント(越谷市民まつり、協働フェスタ等)と区別するため、事業内容を検討する必要がある。</p>	<p>①②生涯学習活動を効果的に推進していく。今後、ますます多様化・高度化する学習ニーズを的確に捉え、市民一人ひとりが主体的に学習できるよう、学習機会の充実と豊かな学習環境づくりを図る。さらに、学習成果を地域社会の活性化に活かすことができるような循環型生涯学習社会を推進していく。また、生涯学習フェスティバル等の運営に協力いただく市民組織の活動を支援していく。</p>	C	H22	<p>越谷市生涯学習推進市民委員会を推進母体として市民との協働により、市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりを行う事業である。</p> <p>市民の学習ニーズに合わせた生涯学習の環境づくりは大切であり、生涯学習は人格形成にも寄与する。多様化する市民の学習ニーズを的確に捉え、関係機関との連携により、学習機会の実現を推進していくべきである。</p> <p>情報誌の発行は生涯学習の情報を発信するものであるが、その情報がどれほど生涯学習活動に参加するきっかけとなったかなどの効果を成果指標に設定し、市民にPRしていく必要がある。さらに、生涯学習活動参加者からとっているアンケートの内容から、次回参加希望など満足度を示す指標を選んではどうか。市民に対し、活動の成果を積極的にアピールされたい。</p> <p>また、現在製本している「生涯学習クラブ・サークル団体ガイド」や「生涯学習リーダーバンク」については業務委託による印刷製本を中止し、必要部数を簡易製本やコピーで対応するなど、コスト意識を持って業務の効率化を進められたい。</p> <p>事業の実施については、現在、業務委託先である越谷市生涯学習推進市民委員会が多くの業務を担っている。一方、市はその事務局としての活動に留まっており、本来の事業主体としての生涯学習課の位置づけが不明確である。また、人件費についても各業務において必要な人工を積み上げた上での積算であるか不明確である。業務見直しにより人員配置を再検討し、人件費削減の努力をされたい。</p> <p>「TRY」の編集発行業務についても、越谷市生涯学習推進市民委員会と市の役割分担が不明確である。このため、市民委員会と生涯学習課との役割分担を市民にもわかりやすく明確化するとともに、委託者としてのチェックに努め、適正に業務管理されたい。</p>	<p>生涯学習情報を発信するだけでなく、生涯学習活動に参加するきっかけとなったか成果指標を設定し、アンケート等を実施した。また、「生涯学習リーダーバンク」及び「生涯学習クラブ・サークル・団体ガイド」の印刷に係る外部発注を見直し、庁内印刷による発行とした。</p>			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
353	伝統芸術文化振興事業	教育総務部	生涯学習課	S60	-	〔目的〕 古くから伝わる伝統文化を鑑賞する機会や発表・体験の場を提供し、特色ある地域文化の振興と普及に努める。 〔手段〕 こしがや薪能、こしがや能楽の会、郷土芸能祭、能楽体験教室、郷土芸能体験教室を開催し、特色ある地域文化の振興と普及に努める。	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	入場者数が年々増加しているなどの成果は挙がってきているが、さらに多くの市民に伝統文化に興味を持っていただけるよう、鑑賞機会の提供や体験教室のPR方法を検討していく必要がある。	検討・見直し	①事業の周知について、広報紙や市ホームページ等への掲載のほか、県の観光案内ホームページ等にも情報を掲載しPRを図っているが、今後さらなるPR方法について検討していく。 ②事業を継続し、事業内容の充実に努める。	C	H17	「こしがや能楽堂」を核とした、伝統芸術の振興は、越谷市の心豊かなまちづくりに大いに貢献できるものと思われる。ただ、事業の効率性、経済性および「こしがや能楽堂」の設備維持運営費、減価償却費等を勘案し、より一層に設備有効活用と受益者負担を考慮した料金設定により、採算性改善に真摯に取り組むことが強く求められている。	整理済	特色ある地域文化の振興と普及に努めるため、入場者からのアンケートや各事業の実行委員をはじめとした市民の意見・要望などを踏まえながら、より一層の事業の拡充を図る。
354	南部図書館管理事業	教育総務部	生涯学習課	H8	-	〔目的〕 市民の学習意欲の向上を支援するため、南部図書館を借り上げる。 〔手段〕 越谷コミュニティプラザ(株)所有の建物の一部を「南部図書館」として借用する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	本施設は駅に近く交通の利便性が良いことから、多くの市民が利用している。今後も市民が利用しやすい図書室として、南部図書館を借り上げる。	現状維持	①②今後も市民が利用しやすい図書室として、南部図書館を借り上げる。	-	未実施		未実施	未実施
355	日本文化伝承の館運営事業	教育総務部	生涯学習課	H5	-	〔目的〕 日本の伝統文化の振興と市民文化の向上およびコミュニティづくりの拠点施設として、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の適切な管理運営を行い、快適な施設環境の確保に努める。 〔手段〕 指定管理者制度の適正な運用を図り、効率的・効果的な経営によるサービスの向上に努める。また、快適な施設環境を確保するため、施設の修繕・改修を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	アンケート等により市民のニーズを把握しつつ、全国でも珍しい県内唯一の屋外能舞台という魅力をどのように活かしながら効率的に運営をしていくのが重要となる。	検討・見直し	①市民からの要望・意見等を運営に反映しながら、より多くの市民にご利用いただけるよう広域的に市内外へPR活動を行っていく。 ②施設の利用について、達成水準を設定し継続的に改善策を検討する。	C	H25	事業概要 本事業は、伝統芸術文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進を図るため、日本文化伝承の館こしがや能楽堂の適正な管理運営を行うものである。 必要性 越谷市は、昭和58年11月3日に、全国に先駆けて文化都市宣言を行い、各種の芸術文化事業に取り組むとともに、文化施設の整備充実を図り、活力ある文化のまちづくりを進めてきた。 平成2年度より、その一環として、「こしがや能楽まちづくり推進事業」において、市民に能楽を学ぶ機会を提供する事業展開を行っている。この事業の拠点施設として日本文化伝承の館こしがや能楽堂を平成5年度に開館したが、その建設及び運営等については、越谷市の最上位計画である第2次～第4次までの「越谷市総合振興計画」の中に施策として位置づけられている。能楽堂は、当初から約10年間は能楽関係団体の育成事業を積極的に実施していたことから、貸館については能楽に係る利用を中心にしていた。この成果として、自主的に活動を行う能楽団体が増加し、定着した活動がされるようになった。しかし、その後、市民から「能楽関係以外の利用でも使用したい」との要望が多く寄せられていたこともあり、現状では能楽関係以外の貸館も増えていった経過がある。そのようなことから、市民ニーズを踏まえて、今後能楽堂としての機能を中心としながら、広く集客施設として利用する方針であるとのことである。能楽堂は建設から既に20年近くが経過しているが、このような市単独の施設の運営については、その必要性、妥当性について引き続きして不断の検討が求められ、その意味ではこの施設を今後どのように有効かつ効率的に運営していくのが重要となる。 効率性 本事業は施設整備以来、現在の越谷市施設管理公社に委託され運営されており、現在は指定管理者制度の下で施設が運営されている。同公社に対しては随意で指定されており、委託方法に改善の余地がある指定管理者の選定方法について、公募の可否も含めてより工夫していくべきではないか。公社に対するチェックを更に厳密にして、評価・検証方法については見直しを含め検討をすべきである。 また、指定管理者制度導入によりどの程度効率化が図られたのかが不明である。その観点からは、効率性を測る指標として、例えば、「利用者1人あたりコスト」などを検討すべきである。 有効性・成果指標 本施設の利用状況は現状50%台であり、また近年は低下傾向にある等、本施設の利用度が高く、満足すべき水準にあるとは言えない。現在、公社によるイベントの他、市によるイベントも開催して、市と公社が協働で施設利用の促進を図っているが、今後も利用者である市民意見を施設利用に反映させることや、施設の利便性について広く市内外にPRすることが必要である。そして、将来的には施設の利用率についても達成水準を設定して、それに向けての継続的な改善取組が求められる。 その他、職員人工の内訳・内容(市として実施すべき業務内容)を踏まえて、業務内容の有効性・効率性を測定する指標を設定する必要がある。例えば、「市のPRIによる参加者の割合」、「施設利用者・イベント参加者の満足度」などの指標が有効だと考えられる。 活動指標 活動指標としては、「イベント開催回数」等、施設利用を促進するための活動実績を測る指標を設定することが有効と考えられる。	検討中	施設の運営については、能楽関係団体等の利用以外でもご利用いただくなど、施設の有効利用を図っているが、引き続き効率的な施設運営を行えるよう、指定管理者と検討・協議していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 1. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総 合 評 価	実 施 年 度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
356	文化財施設管理事業	教育総務部	生涯学習課	-	-	〔目的〕 江戸時代から伝わる保存民家「大間野町旧中村家住宅」及び市指定文化財「旧東方村中村家住宅」の適正な施設管理を行い、後世に継承する。 〔手段〕 大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅の適正な施設管理を行い、生涯学習の地域・歴史学習の場として、また学校教育等における郷土学習の教材として、公開・活用する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	大間野町旧中村家住宅及び旧東方村中村家住宅をより有効活用するため、小中学校の社会科学見学への対応を充実させるとともに、開催事業について積極的にPRしていく必要がある。	検 討 ・ 見 直 し	①小中学校の社会科学見学の増加を図るため、学習指導要領の内容に合わせて大間野町旧中村家住宅の展示の充実を行う。 ②より効率的な施設管理と、来館される方々のニーズに的確に答えしていく上で、委託又は指定管理者制度による管理・活用等について調査・研究を進める。	B	H16	文化財施設の活用による教育効果は高いと認識するが、適切な入場料設定、市民参加による管理方法を検討していたきたい。また、隣接市を巻き込んだ生涯学習の一環としてより一層高い展示効果の実現も検討していただきたい。	検 討 中	施設の適正な管理運営を行い、生涯学習の地域・歴史学習の場として、また、学校教育における郷土学習の場として活用するだけでなく、主催事業はもとより市民との協働による事業を展開し、施設の有効活用を図る。
357	文化財調査事業	教育総務部	生涯学習課	H6	-	〔目的〕 埋蔵文化財は昔の生活様式を学ぶことのできる貴重な資料であることから、その保護に努める。 〔手段〕 埋蔵文化財包蔵地を開発事業者等に情報提供するとともに、必要に応じて試掘・発掘調査を実施し、文化財保護を図る。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	計画的かつ効率的に試掘調査等を行う必要がある。	検 討 ・ 見 直 し	①庁内関係課や開発事業者との調整及び発掘調査等を展開し、埋蔵文化財の保護に努める。 ②計画的に実施している発掘調査等が終了次第、市内埋蔵文化財の保護を目的とした、遺跡の分布調査を実施できるよう関係機関等と調整を図る。	B	H27	市内区域において、埋蔵文化財包蔵地に関する情報を開発事業者等に情報提供するとともに、開発事業が予定されている地域で必要に応じて試掘調査や発掘調査等を実施する事業である。 開発事業者による開発事業の予定を市が把握する前に、当該工事が施工され、埋蔵文化財が破壊されてしまうことをいかに防いでいくかが重要である。本市においては、現在、開発行為がされる前に庁内の連携等を図ったうえで確認・把握ができていますので、引き続きその把握に努められたい。さらに、市内外の開発事業者にも広く周知徹底を図るためにも、より効果的な広報手段も合わせて検討されたい。 また、現在の発掘調査や試掘調査などの文化財保護に係る活動状況について、広く市民に知ってもらい、理解協力を広める必要性もあるため、当該活動状況を可能な限りリアルタイムで情報提供ができるよう公開手段を検討されたい。 現在の成果指標は発掘調査面積としているが、開発事業者等に周知徹底を図った結果、文化財の保護につながったとする数値としては分かりにくいのではないかと。開発事業者等と埋蔵文化財包蔵地に該当した件数及び試掘調査等で遺跡の有無を確認した件数などに変更することを提案する。	検 討 中	市内の遺跡の状況を把握するため、計画的な発掘調査等が終了次第、市内の遺跡の分布調査を実施したうえで、埋蔵文化財包蔵地を見直し、市ホームページなどで情報提供することを検討する。
358	文化総合誌「川のあるまち」発行事業	教育総務部	生涯学習課	S57	-	〔目的〕 芸術文化活動の推進を図るため、市民の文芸等作品を広く公募し、入選した作品等を冊子により紹介し、文芸創作活動の発表の機会を提供する。 〔手段〕 市民が応募した作品を選考・編集し、文化総合誌「川のあるまち―越谷文化」を発行する。(募集部門:随筆、レポート、小説、評論、詩、短歌、俳句、川柳、ジュニア・学生、写真、スケッチ、特集)	高	低	高	高	(a)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	市民の方々のどなたでも、身近に文芸創作作品の発表の機会があり、生涯学習の場があることを広く周知し、販売拡大に結びつける必要がある。	検 討 ・ 見 直 し	①販売冊数増加のため、PR方法を検討する。 ②一般応募者数が減少傾向にあることから、作品募集についてもPR方法を検討する。	D C	H16 H24	文化総合誌「川のあるまち―越谷文化」を発刊し、文芸等創作活動の発表の機会を市民に提供することにより、芸術文化活動を推進する事業である。随筆、小説、短歌、俳句、詩、写真、スケッチ等幅広い分野の作品発表の場となっている。昭和50年に創刊し、これまでに30号が発刊されている。 応募作品について選考した上で作品を掲載しているが、部門によって応募作品に多寡があり、全て掲載される部門もあれば、3%しか掲載されない部門もあり、応募者の公平性の確保が課題である。部門毎の掲載数について公平性が確保できるようあらためて検討されたい。 これまで当事業の人工に対して適正な数値が示されてこなかった。事業の作業にどれだけの職員を充てているかを示す「人工」の算定は、事業評価の基本であり事業の効率性を検討する上で基盤となる重要な数値である。今後は正確に算定した上で、PDCAサイクルによりそのつど見直しを行い事業を推進していくよう留意されたい。 平成16年度に実施した外部評価では、「事業の休・廃止を含めた検討が必要」(D評価)と判断され、「民間の自由な文化芸術活動に委ね、市はそれを側面的に見守るにとどめられたい」「市場性のある原価、販売価格を設定していただきたい」「宣伝広告の掲載等、事業収入の方策も検討していただきたい」などの意見が付された。 外部評価を受けて、編集委員の食糧費及び、選考委員謝礼の削減、受賞者への記念品の見直し、冊子の仕様見直しが行われる等、コスト意識を持って事業を推進してきた姿勢は評価できる。また、販売場所についても新たに図書館などの公共施設で売り出す等、改善の動きが見られる。その一方で、民間や市民の団体に活動を委ねる動きについては、事業を担う団体が育っていないことから具現化していない。 当事業は長年にわたり継続し、市の文化芸術活動を振興する役割を果たしてきたことは評価できる。とはいえ、一冊あたりの事業費、人件費を含めたコスト4,375円を考慮すると、市民感覚では高いと言わざるを得ない。一冊700円の販売価格を見直すとともに、個人や企業から寄付金を募集したり、直接の受益者となっている応募者に対して一定の費用負担を求めたりすることも検討されたい。 平成23年度に実施した投稿者へのアンケートによると、回答者の大半が「本誌が発表の機会に役に立っている」と回答しており、利用者から事業が高く評価されていることが窺える。一方で、投稿者以外の一般市民が本事業をどの程度認知し、越谷市の文化芸術活動を振興するために必要な事業と考えているかを確認する必要がある。今後の事業推進の方向性を検討するうえで重要な情報となることから、本事業を市民がどのように受け止めているかについて市民アンケートを速やかに実施していただきたい。アンケートにおいては、例えば、事業の目的や意義、コスト等について説明を加えた上で、「『川のあるまち』を認知しているか」「教育委員会として市民の文芸等創作活動発表の機会を提供することの意義」「市民の生涯学習である、文芸創作活動を取り組める場の必要性」等を問う設問項目を盛り込んでいただきたい。 事業委託については、将来的に文芸に精通する市民団体等に事業を委託し、市民と行政の協働による事業展開を進めていくため、団体の育成について速やかに検討していく必要がある。市民の手で作成できるよう関連する団体に働きかけるとともに、編集の調整役を担うコーディネーターの確保も求められる。受皿となる団体の育成にはある程度時間を要することを考慮すると、終期を明確に定めた受皿団体育成計画を作成し、これに基づき着実に推進していただきたい。 『川のあるまち―越谷文化』は、他自治体の発行する文芸誌と比較してレベルが高いといえるが、自治体が提供するサービスとしては手厚すぎるのではないかとという意見が複数の外部評価者からあったことを付記する。 市民が文芸作品を発表できる機会や場がどの程度あるのかを把握した上で、市が芸術文化活動を推進する役割や効果、コスト、一般市民の声、応募者数・販売冊数の推移などを総合的に勘案して、文化総合誌発行をどのように対応するのが市民に合うのか、あらゆる選択肢を検討していただきたい。 《参考》平成16年度外部評価:D	検 討 中	外部評価にて指摘された部門毎の掲載者数の公平性については、部門毎に掲載率が一定となるよう、平準化を図った。販売価格の見直しについては、他市の文芸誌調査結果や印刷製本費の上昇を考慮し、平成29年度発行予定の第36号より、価格を700円から1,000円に改定する。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	(6) 事業×間接							A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)										
359	科学技術体験センター管理運営事業	教育総務部	生涯学習課	H13	-	<p>[目的] 楽しみながら科学に親しめる参加型体験施設として、科学実験や科学工作等の体験を通して、参加者の科学的見方や考え方を養い、科学への興味・関心を高めることに努める。また、安心、安全で快適に利用できるよう、施設の適正な管理運営に努める。</p> <p>[手段] ・幼児向けイベント、小学生から大人までの年代別科学体験事業 ・授業の一環として来館する、市内小学3、5年生、中学1年生の体験事業 ・運営の一部を業務委託して毎日開催する、サイエンスショーをはじめとする体験事業</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>科学実験や科学工作等の体験ができる参加型体験施設として、参加者にアンケートを行い、何度でも来館してもらえるよう、イベントや体験講座、教室のさらなる充実に努めることが課題である。</p> <p>科学実験や工作体験などに参加した市民の方々が、科学技術に興味、関心を持ってもらえたかどうか、また、学力向上に繋がったかどうか確認することが課題である。</p> <p>また、中学生向けの事業は、力を入れているが、集客が難しい部分であり、参加者が増えるよう工夫することが課題である。</p>	<p>①② 1人でも多くの人にたくさんの体験をしてもらえるよう、さらなる事業の充実のため、企業や高校・大学と連携をし、新たな体験事業の拡充に努める。</p> <p>また、市内小中学生が少しでも科学に興味・関心を持ち、理科力がアップすることを旨とし、次のふたつに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の一環として行っている学校利用では、体験内容の充実に努め、継続して事業を実施する。 ・学校の理科授業の充実を図るため、授業で使える体験メニューを考案し、センターの備品や消耗品とともに貸し出しを行う。 	B	H21	<p>市の学校教育、体験学習としての位置づけは大きい。施設の管理面については、管理条件を仕様として明確に定め、うえて指定管理者制度の導入を含め、委託化によるさらなるコストダウンを検討する余地がある。</p> <p><科学技術体験推進事業> 平成20年度の延べ利用者数が約14万人で、一日平均465人利用されている。科学技術体験等、理科・科学に子供たちが興味を持つ場としての重要性は認められる。 今後は、新サービスや新イベントを展開し、利用者数、リピート率をさらに上げる事業展開を期待する。</p>	効率的かつ効果的な施設の事業運営が図れるよう、事業の改善を行い、事業運営の一部を委託し、経費削減を行った。所員だけではなく、サイエンスボランティアをはじめ市内高等学校や企業の社会貢献活動を利用した事業を展開することで、体験できる場や機会を増やしている。			
360	スポーツ・レクリエーション推進事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	<p>(目的) いつでも、どこでも、だれもが、自分らしく、いきいきと生涯にわたって、スポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しみ、参加できる環境をつくる。</p> <p>[手段] ・スポーツ講演会及び各種大会(教育委員会主催事業)を開催する。 ・越谷市スポーツ・レクリエーション傷害等見舞金の支給等に係る業務を行う。</p>	高	低	高	低	(a)	(d)	(a)	(b)	(a)	(b)	B	<p>参加者を募集するため、広報こしげや、ホームページ、cityメールで事業のPRを行った。今後、さらに市民のニーズに応えるため、運営、PR、進行などの開催方法等を検討し、事業の成果を一層高めていく。</p>	<p>①②多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種事業の充実にも努めるとともに、より一層PRなど多様な活動機会を図っていく。</p>	B	H19	<p>各種大会・講演会などスポーツ・レクリエーションを開催することにより、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進し、誰もが生涯にわたっていきいきと生活できる環境づくりを目的とした事業である。事業内容は、体育賞、スポーツ講演会、スポーツ・レクリエーション指導研修会、ファミリーウォーク、元旦マラソン大会、スポーツフェア(体力テスト)、なわとび大会が毎年開催されているほか、スポーツ・レクリエーション傷害等見舞金支給が行われている。</p> <p>毎年7事業が行われ、どの事業も長期にわたり継続されてきた。事業ごとに参加人数の目標設定をし、より多くの人に参加を促すことも大切であるが、本事業の目的は、スポーツ・レクリエーションに親しんでもらい、市民の健康管理に資するよう、自主的にスポーツ・レクリエーション活動を行えるようにすることである。「市民の健康管理」といった観点では、毎年の大規模なイベントよりも、市民一人ひとりの多様な生活スタイルに合わせた健康・運動指導や、日常的な運動機会の提供に力を入れるべきではないか。</p> <p>既存の団体を中心としたスポーツ・レクリエーションの取組を継続するのが本事業の目的ではない。日常的にスポーツを行う市民の割合が減少していることを考えても、その効果は限定的である。多様化する市民のニーズに対応した形で、スポーツに親しみ参加できる環境を整えるために、多くのノウハウを持つ民間スポーツ施設等関連事業者と連携・協働していく具体的な方策を速やかに検討されたい。その際には、既存のレクリエーションの縮小・統合も含め、大幅な支援内容の見直しを検討されたい。</p> <p>市政世論調査で、スポーツ・レクリエーションを週1回行う成人が平成24年度で44.1%、平成26年度で39.2%と低下しており、7事業を継続していくことだけが本事業目的を達成する手段ではないと考える。市民のライフスタイルは時代により変化しており、行政として適切な手段を取らないと今後も当該数値が低下していく恐れがある。今ある事業をできるだけ絞り込み、その分、新たな事業を実施することを検討されたい。越谷市スポーツ推進委員連絡協議会、越谷市体育協会などの団体と協力し、市民のニーズに合うような事業展開になることを望む。</p> <p>医療、介護分野との連携は他事業でも行われているが、本事業においても、当該分野事業者等との有機的連携を図り、より多くの市民に対し、日常的な運動機会の増加や健康管理を促すような支援にも取り組まされたい。アンケート調査を実施するなど現在の市民ニーズを把握し、子供から高齢者までそれぞれの年代でスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会が得られるよう、事業内容の一部を見直すことも提案されたい。見直しにより新たな年齢層の参加を促すなど、事業の普及に向けて検討されたい。</p> <p>本事業の各取組は、これまで、越谷市スポーツ推進委員連絡協議会、越谷市体育協会などの団体が実施主体となり、市の協力により開催されてきた。しかし、高齢化の進展の中で健康寿命延伸や予防医療などに注目が集まっていることから、本事業効果をさらに高めるためにも、医療・介護等の関連事業との連携を市が主体的に進める必要がある。したがって、各事業の内容、支援方法の見直しも含めて検討されたい。</p> <p>平成19年度の行政評価では担当課の評価として、①講演会の運営、進行などの開催方針について見直し②講演会事業の充実を図る、と改善案が出されている。スポーツ講演会は、講演を聞く形式が主となっているが、参加者と触れ合いながら指導を受けるといった参加型の形式も考えられる。第一線で活躍した人から参加者が直接ノウハウを学ぶことで技術の向上だけでなく、夢・希望を醸成するなどの事業効果も期待できる。</p> <p>成果指標の講演会等の参加者数は、活動指標としての設定が必要である。また、成果指標として、参加者アンケートを実施するなど、市民の視点から指標設定することも検討されたい。</p> <p>《参考》平成19年度外部評価：B</p>	子どもから高齢者までを対象とした事業を実施しており、保健・医療部門とも連携してニーズに合った事業を心がけている。また、多様化したスポーツ・レクリエーション活動の全てにニーズに対応することは非常に困難なことから、越谷市体育協会や越谷市レクリエーション協会、スポーツ推進委員等と連携しながら新たな事業展開を模索して、より多くのスポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大していくとともに、各団体が事業をより主体的に実施できるように見直し、事業運営や経費の削減に努めていく。			
361	スポーツ・レクリエーション団体支援事業	教育総務部	スポーツ振興課	S44	-	<p>[目的] スポーツ・レクリエーション活動体制の充実を図るため、越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会の活動を奨励・推進するための3協会に対する補助事業である。</p> <p>補助により、協会事業の自主的・自発的な運営を促し、組織の充実を図るとともに、市主催事業への協力等により連携を図る。</p> <p>[手段] 越谷市体育協会、越谷市レクリエーション協会、越谷市ゲートボール協会への補助金交付</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>①団体の自主的、主体的に運営が進められるよう、引き続き活動への支援、指導に取り組む。</p> <p>②スポーツ・レクリエーションの活動体制の充実を図るため、団体と連携・協力し、気軽に市民が参加できるような事業の推進に取り組む。また、自主的、主体的な取り組みを促進することで、団体活動の充実を図って行く。</p>	<p>団体が活発に活動し、いつでも、どこでも、だれもが参加できるように、組織の充実を図る必要がある。</p>	C	H16	<p><越谷市体育協会補助事業> 当事業の運営方法等改善すべき点は多く、組織との関係を整理し改善に努めていただきたい。</p> <p><越谷市レクリエーション協会補助事業> 高齢者の健康維持の面からも、スポーツ、レクリエーションの普及は必要である。運営主体をレクリエーション協会へさらに移管し、職員工数の削減を図るよう検討していただきたい。また、補助金が有効に活用されているかを評価するために、利用者アンケートを活用する等、市民の視点から成果指標を設定することを望む。</p>	体育協会の主催事業である越谷市元旦マラソン大会において、地元企業の協賛を得ており、協賛金(ゼッケン代)を提供していただき運営費の削減を図っている。引き続き、自主財源の確保の他、各団体に適した自主運営の向けての支援について調査検討を進めている。			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等				
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B							B	C	D
362	スポーツ推進委員運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	S33	-	<p>〔目的〕 市民が健康・体力づくりとスポーツ・レクリエーション活動に取り組むためには、適切な指導の存在が欠かせない。スポーツ推進委員が十分な活動ができるよう、支援するとともに、活動の充実に努め、適切な指導者の育成を図る。</p> <p>〔手段〕 ・スポーツ・レクリエーションの充実指導 ・ニュースポーツの普及・啓発 ・指導技術の向上のための研修会の開催・主催事業の企画・運営</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>各事業の参加者数と満足度の目標値を達成できるよう、引き続き、参加者募集の手法や内容を見直さなければならない。</p>	検討・見直し	<p>①平成29年度以降もニュースポーツのドッチビー、さいかつぼーが市内全域に普及できるよう活動に取り組んでいく。 ②市民の交流と健康・体力づくりが進められるよう適切なスポーツ推進委員の確保と指導力のさらなる向上を目指し、また、主催事業等では、市民のニーズに応じた内容の充実を図っていく。</p>	C	H17	<p>市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図るため、越谷市スポーツ推進委員連絡協議会を中心に研究協議及び実践活動を行う事業である。平成23年8月にスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が施行されたことに伴い、これまでの「体育指導員」の名称は、「スポーツ推進委員」に変更された。スポーツ推進委員はニュースポーツの普及・啓発活動、スポーツレクリエーションでの実技指導等を行う。当事業ではこれらのスポーツ推進委員の活動を支援するとともに、推進委員を対象に研修会を開催し、スポーツ指導者として育成している。 平成17年度の外部評価では、「スポーツ・レクリエーションの大衆化が浸透した今日では、スポーツ指導に公が関与する必要性は少なくなってきたおり、類似事業との統合も踏まえた検討を行うべきである」とし、評価を「大幅な見直しが必要」の「C」とした。 しかし、その後は平成22年度より、放課後の小学生を対象にニュースポーツ「ドッチビー」の普及事業を開始し、さらに翌23年度には市民の健康づくりを促すため、ウォーキングコースを紹介した「歩こう！越谷マップ」を発行している。このように子どもの体力の向上、市民の健康の維持増進を目的とする新たな取り組みは、「越谷市教育振興基本計画」に基づいて実施された、公共性の高い必要な事業である。 市内には体育協会、レクリエーション協会、地区スポーツ・レクリエーション推進委員会等さまざまな団体によりスポーツ推進の事業が数多く実施されている。しかし、各団体や事業の関係性や役割分担が不明確で、越谷市教育振興基本計画にもスポーツ推進体制の全体像が描かれていない。関係する部課および関連団体等と協同で、早期に推進体制の全体像を描き、あらためて他の事業と重なる部分がないか確認した上で、関連組織や事業の統廃合を検討されたい。スポーツ推進委員についても、その役割を明確にして市民のニーズを十分に把握した上で、事業を実施していただきたい。各種イベントに備えスポーツ推進員の定員は30名としているが、イベント時には関係団体への協力を求めることで対応が可能か、また普段の活動において何名が適当かあらためて定員について見直しを検討していただきたい。 スポーツ推進委員連絡協議会が開催するファミリーウォーク、なわとび大会等の自主事業は、スポーツ推進委員の活動の趣旨に沿ったものではあるが、連絡協議会は任意の団体であることから、推進委員としての職務と連絡協議会としての職務の切り分けについて、再度検討することが必要である。その上で、今後、連絡協議会が主催するイベントに推進委員が参加する際に支払う手当てについて、段階的に縮小していきよう検討されたい。 活動指標の「主催事業延べ参加者数」は、スポーツ推進委員が主催する各事業への市民のニーズや評価が反映されることから、成果指標とすることを提案したい。また、同じく成果指標として、「日常の運動機会として、市が主催するスポーツイベント等を利用する市民の割合」を提案したい。 《参考》平成17年度外部評価：C</p>	検討中	・スポーツ推進委員の「埼玉県初級障害者スポーツ指導員」有資格者を増やし、障害者スポーツ教室の充実を図る。	
363	越谷市民プール管理運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	H14	-	<p>〔目的〕 市民の健康増進と体力向上を図るため、越谷市民プールの積極的な利用促進および管理運営を効果的に行う。</p> <p>〔手段〕 指定管理者協定に基づき、管理・運営委託料を支払う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>健康増進・体力向上をテーマに利用者が安全に安心して利用できる施設づくり努めるほか、継続的な業務改善活動を推進していく必要がある。また、指定管理者により適正な管理を行っているが、施設・設備については計画的な整備が必要である。</p>	検討・見直し	<p>①②老人福祉センターとの複合施設としての機能から、福祉・医療等の専門知識を有する職員を配置し、幼児から高齢者まで福祉専門職の立場を活かし事業を図り、各種講座や教室を開き利用者の促進を図る。 ①②指定管理者と連携を図り、計画的な施設・設備の整備を行う。</p>	B	H21	<p>市民の健康増進と体力向上を図るための施設としての意味は大きいですが、当市民プールは、隣接する福祉施設との関係が深い施設である。他方、市内のJRや私鉄の駅周辺では、民間経営の「プール付きスポーツクラブ」の進出も進んでいる。 こうした点を踏まえ、「市民プールと福祉施設」からなる複合施設は、抜本的な見直しの時期を迎えていると考えられる。よって、複合施設の効率性や効果性などの点検を早急に進められ、社会体育施設としての位置付けの再構築を期待する。</p>	検討中	プールについては、幼児・子どもを含めた広く一般市民の健康増進と体力の向上を図ることを目的として、高齢者や障がいのある方にも配慮したプールを整備している。また、トレーニングルームには専門の係員を配置し、マシンの使用方法の説明や使用中の補助を行っている。マシンは高齢者の方でも簡単に扱うことができるため、高齢者の利用も増加している。		
364	屋外体育施設管理運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	S59	-	<p>〔目的〕 屋外体育施設の効率的な管理運営や備品等の管理を効果的に行い、利用者の安全管理、利用促進およびサービスの向上を図る。</p> <p>〔手段〕 指定管理者制度を活用し、市民球場、弓道場、総合公園庭球場、しらこぼと運動公園競技場・庭球場・野球場・ソフトボール場の施設の管理運営を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。</p>	検討・見直し	<p>①施設・設備の維持管理に努める。 ②施設・設備の改修を計画的に進め、利用者の安全を確保する。 ①②ともにプロ団体や全国レベルの大会、また、フィルムコミッションを積極的に誘致するなど、施設の知名度をアップさせ、利用率の向上に努める。</p>	B	H21	<p>施設及び設備の老朽化については、長期的な修繕計画を策定され予算化されることを望む。 指定管理者制度の下、自主事業の推進を支援するとともに、制度の効果的活用の観点から、「毎年度の実績評価システム」の強化を期待する。</p>	整理済	維持管理については、利用者の利便性や安全性の確保のため、指定管理者と管理運営会議を実施し、計画的に行っている。また、指定管理者制度については、毎年度指定管理者制度導入施設における指定管理者に対する評価を実施し、効果的活用を図っている。		

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	↓ 各評価で認識した課題等 ↓									
365	江戸川運動公園管理事業	教育総務部	スポーツ振興課	S60	-	<p>【目的】 江戸川運動公園野球場(4面)の管理を委託し、施設の利用促進を図る。</p> <p>【手段】 管理・運営に伴う負担金を支払う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>河川敷内のグラウンドということもあり、施設整備に制限がある。また、平日の利用率が低く、休日についても更なる利用率向上への取組が必要。</p>	検討・見直し	<p>①利用率向上のため、条件付きで硬式野球(小中学生)の貸出を積極的に行うこととした。</p> <p>①②ともに平日利用を促進するため、学生の夏休みの利用や利用種目の拡大など増加に向けたPRを行うとともに、引き続き土・日・祝の利用率向上に努める。</p>	C	H22	<p>江戸川運動公園野球場の管理を委託し、施設の利用促進を図るとともに市民の健康増進に寄与する事業である。しかし、現状の問題点として、軟式野球・ソフトボールのみの利用に制限されていることから、休日を中心とした利用にとどまっておらず、施設利用者も目標には届いていない。</p> <p>したがって、今後は施設の利用促進のために、施設利用を軟式野球・ソフトボールのみに限らず、多目的に利用可能な体育施設に変更していく必要がある。例えば、平日昼間の利用を促進するために、平日に時間のゆとりがある高齢者、主婦向けに野球以外のスポーツ活動の場を提供することが挙げられる。</p> <p>この課題に対しては、既に管理委託先に対して、4年半前から申し入れ、交渉を行っていることが、ヒアリングにおいて確認できた。不断の粘り強い取組については評価できる。しかしながら、各種の制約のため、未だ多目的利用についての実現の目途は立っていない。</p> <p>ヒアリングで示された今年度中という交渉期限を念頭に置いて、管理委託先との交渉を迅速に対応していただきたい。</p> <p>今年度中に交渉がまとまり、来年度当初から多目的利用が実現するよう期待する。</p> <p>今後、運動公園の多目的利用実現のために、3市による協定でニュースポーツなどの他種目への開放を検討していく必要がある。その際、野球関係団体との調整をしなければならない。</p> <p>現在9面のうち4面を越谷市で利用しているが、他市(草加市、八潮市)が使用したいという申し出があった際には使用を許可し、運動公園の有効利用が図られるように3市で調整を進めていただきたい。</p> <p>また、施設管理者からターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ等の多目的使用が認められた際は、利用関係団体へ手紙、通知等を通じて周知を図るとともに、広く市民に対しても、市報、ホームページ等を通じて、利用促進のPRに努めていただきたい。</p> <p>成果指標の「延べ利用者数」については、文字どおり施設を利用した人数を把握するものである。事業目的が施設の利用促進を図ることであるため、成果指標に「施設の稼働率(平日、日曜・祝日等)」を加えることを検討されたい。</p>	<p>利用拡大については、引き続きグラウンド・ゴルフ等の関係団体に利用を推奨している。また、平成25年度は、管理運営を委託している公園緑地協会と協議会を年に2回程度行い、今後の利用促進や管理運営等についての検討を行っている。</p>		
366	市民体育祭事業	教育総務部	スポーツ振興課	S31	-	<p>【目的】 市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進するとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す。</p> <p>【手段】 各種大会の充実 1部大会…体育協会、レクリエーション協会加盟団体による大会 2部大会…13地区の地区体育祭 3部大会…中央大会、種目別大会(ソフトボール大会、バレーボール大会、卓球大会、グラウンドゴルフ大会、駅伝大会)</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>事業の成果を上げるため、多くの市民が参加できるよう中央大会や種目別大会の内容や競技方法等について、主催団体と協議・検討が必要である。</p>	検討・見直し	<p>①競技種目や競技方法などを関係団体と協議・検討し、市民の声が反映された参加しやすい大会となるよう努める。また、Cityメールを活用し、広報活動を行う。</p> <p>②スポーツ・レクリエーション活動を通じて、市民の交流の場の提供や健康・体力づくりの促進がより一層進められるよう、活動機会の充実を図っていく。</p>	D	H16	<p>各種大会を開催することにより、市民の交流と健康づくり、体力づくりを促進し、豊かな市民生活の形成と市民文化の発展を目指す事業である。昭和31年開始の伝統ある事業であり、地区の団結・交流を図るための重要な催しであるとともに、市民の年中行事の一環として受け入れられている事業といえる。</p> <p>また、市民の交流と健康づくりを促すとともに、スポーツ・レクリエーション宣言都市として、健康で明るく豊かな市民生活の形成と市民文化の発展に寄与している。</p> <p>平成16年度以降、組織の充実、新種目(グラウンドゴルフ大会)と子どもたちの大会参加の促進、中央大会のブロック制の導入、中央大会の種目の見直し等、市民や地区、主催団体の意見を取り入れ、事業運営の改善に取り組んできた点について評価したい。</p> <p>しかし、平成19年3月の越谷市生涯スポーツ振興計画策定のためのアンケート調査報告書によれば、一般市民の市民体育祭等の行事への参加希望は15.0%と児童生徒や体育指導委員の参加希望割合に比べ、かなり低い割合にとどまっている。市民体育祭が、越谷市の生涯スポーツ振興を支える主要事業として機能していることは認められるが、多くの市民の交流と健康づくりを促す機能を、現行の市民体育祭が果たしているかについては、疑問が残る。今後も、より多くの市民参加が図れるよう、市民体育祭の実施内容については常に見直しを行い、計画-実施-評価-改善のPDCAサイクルに沿った事業運営を実施されたい。</p> <p>前記アンケートによれば、比較的軽いスポーツに関する一般市民の参加希望が33.4%と最も多くなっている。そこで、比較的軽いスポーツ等を市民体育祭3部大会の種目に取り入れる。スポーツ人口の拡大を図るため、毎年同じ種目ではなく、市民のニーズの高い種目を隔年で実施する等、関係団体と協議しながら、一層の事業実施内容の改善に取り組み、より多くの市民が参加を希望する市民体育祭になるようにしていただきたい。</p> <p>また、今後もスポンサー企業を募集して、事業費の一部を負担していただくことも可能な限り進めていただきたい。</p> <p>さらに、市としても大きな事業であり、各種関連団体との調整や準備等に一定の業務時間が必要なことは理解できるが、平成21年度決算における正規・臨時職員の年間業務量1.73人は過大ではないか。人工の積算根拠が不明確であり、市民から見た場合「人件費が大幅にかかっている」と認識される可能性が高い。そこで今後は、定型的業務についてはより臨時職員担当業務として振り替えること、また、中央大会会場であるしらこぼと運動公園の指定管理者に一部業務を委託するなど、より効率的な運営方法を検討し、実施コストの削減を図っていただきたい。</p> <p>成果指標について、現行の3部大会参加者数に加え、1~3部大会参加者数合計を集計することによって、市民の大会参加率を成果指標として設定することも検討していただきたい。</p> <p>《参考》平成16年度外部評価: D</p>	<p>市民体育祭事業の実施にあたっては、主催6団体(体育協会、レクリエーション協会、自治会連合会、スポーツ・レクリエーション推進協議会、越谷市、越谷市教育委員会)が、毎年種目や競技方法、運営方法について、協議検討を重ねている。引き続き、市民体育祭事業が市民の交流と健康づくり、体力づくりが図られ、さらにより多くの市民が参加を希望する市民体育祭となるよう取り組んでいく。</p>		
367	市立体育館管理運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	<p>【目的】 地域体育館(併設の庭球場も含む)の夜間における鍵の開閉業務および体育館の個人開放事業の運営等について、効果的かつ経済的な管理運営を行う。</p> <p>【手段】 鍵の開閉業務および個人開放事業の協力依頼を行う。</p>	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	B	<p>夜間施設管理人の高齢化が進んでいるほか、事業実施するうえで人材も不足している。また、利用者の偏りが見られ、実施種目についても検討する必要がある。</p>	検討・見直し	<p>①②スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人市民の割合を向上させるため、夜間個人開放開催の周知を行い勤労者の利用促進を図る。(スポーツ・レクリエーション活動を週1回以上行う成人市民の割合目標50%、平成28年市制世論調査結果38.8%)</p> <p>②誰もが参加できる種目の設定や管理運営体制について検討していく。</p>	B	H18	<p>地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点である市立体育館としての役割は大きい。夜間、休日開放等、市民のニーズに対応する努力は評価する。施設の運用管理にあたっては、外部委託または再任用職員の活用による一層の経費削減を望む。</p>	<p>平成20年度の北体育館をもって全ての市立体育館に再任用職員を配置した。このことにより、休館日である火曜日についても弾力的に閉館し、体育館利用の促進を図っている。</p>			

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等						
							8. 個別評価					9. 総合評価							10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案		12. 外部評価					
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要	総合評価	実施年度
							高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B							B	C	D		
368	市立体育館施設改修事業	教育総務部	スポーツ振興課	H15	-	〔目的〕 施設の維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所の修繕・改修を行いサービスの向上を図る。 〔手段〕 施設の修繕および改修工事を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	11. 改革改善案 ①②施設・設備の維持管理に努める。 ①②現場の職員との連絡を図り、施設の状態を把握し、計画的な施設整備を行い、利用者の安全を確保する。	12. 外部評価 外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称	総合評価 B	実施年度 H23	市立体育館の利用者が安全・快適に使用できるように、施設の修繕および改修工事を行う事業である。越谷市には5つの体育館があるが、特に第1体育館は建設して約50年が経過し、経年劣化が懸念される。施設の老朽化、利用頻度、利用価値等を総合的に判断して、継続的に使用するものと使用しないもの（取り壊し等）を区別することが求められる。市立体育館はスポーツや運動を通じ、地域住民の健康増進を図るために不可欠な施設であり、利用者の安全を確保するため、日常点検が必要である。さらに、災害時には避難所となることから、5つの市立体育館各々の耐震診断、改修工事等の計画を策定することが求められる。また、計画的な修繕、改修を実施するだけでなく、天井や照明器具などの非構造部材の耐震状況の点検も欠かせない。また、避難所としての機能を有効に発揮するため、耐震補強工事や改修の際に、震災等で電気が止まっても、避難所である体育館は電気が使用できるなどの整備体制の充実を図りたい。修繕箇所については、緊急性、重要性の高い箇所から適宜修繕を実施していただきたい。修繕箇所については、ホームページに掲載する方法により、利用者に情報提供し、適切な管理運営を行うことが望ましい。また、ホームページで市立体育館のページが見つけづらく、利用者にとって分かりづらいため改善を要する。事務事業評価表の減価償却費の記載がゼロとなっているが、器具や照明など耐用年数のあるものについては計上することが望ましい。次年度以降は、事務事業評価表への記載をお願いしたい。また、事務事業評価表の総合評価、改革改善のコメントが毎年同じコメントになっており、課題解決に向けての成果が見えにくいことから、事実に基づき、適切にコメントを記載していただきたい。市立体育館は市の直営となっており、夜間の管理は民間が管理業務をしている。総合体育館は指定管理者制度を導入しているため、市立体育館においても指定管理者制度の導入を検討し、市立体育館の存在意義、目的が達成されるような体制づくりをされたい。活動指標の「工事修繕箇所数」は具体性がなく、指標として適切でない。具合の悪かった箇所をどの程度解消されたかを示す「解消された不具合件数」と計画されていた工事・修繕がどの程度実施されたかを示す「実施率」を成果指標へ追加したい。	検討中	全ての市立体育館に再任用職員を配置している。また、施設の備品の軽微な修繕についても体育館職員が効率的に行っている。		
369	市立体育施設管理事業	教育総務部	スポーツ振興課	S36	-	〔目的〕 地域体育館の維持管理を適正に行い、施設の機能および安全確保を図る。 〔手段〕 施設の維持管理に必要な保守点検および夜間警備等の委託を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	施設・設備の老朽化が進み、維持管理費の増加が見込まれる。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	11. 改革改善案 ①②施設・設備の維持管理に努める。 ①②点検結果で指摘があった設備の整備を行い、利用者の安全を確保する。	12. 外部評価 市内4地区にある5体育館の施設管理業務で、光熱水費、保険料、保守点検等の委託料、土地の借上料の管理業務である。委託料については、相見積もりをとっているが、再任用者の活用による人件費の節減も含め、体育館職員による軽微な修繕や利用者の協力を得て、一層経費節減や施設の点検に努め90%の稼働率の市民地域体育館の安全な利用に供するよう努めてほしい。	総合評価 B	実施年度 H19	全ての市立体育館に再任用職員を配置している。また、施設の備品の軽微な修繕についても体育館職員が効率的に行っている。				
370	総合体育館管理運営事業	教育総務部	スポーツ振興課	S62	-	〔目的〕 総合体育館の管理運営を効果的に行う。 〔手段〕 指定管理者制度を活用する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	するスポーツはもとより、みるスポーツも含め、市民のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進するため、指定管理者と連携を図り、プロスポーツ大会や全国大会の誘致を進める。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	11. 改革改善案 ①②市民の健康増進のために各種講座や教室を開催し、利用者の促進を図る。 ①②指定管理者と連携を図り、プロスポーツ大会や全国大会の誘致などを行う。	12. 外部評価 総合体育館の主会場については、利用率が97%に達しており、利用促進面の努力が認められる。利用率71%のサブ会場等施設の更なる効率的活用に向けて、指定管理者の自主事業の拡大は重要と考える。自主事業については、スポーツ教室等開催事業と連携するなどの工夫が求められる。ビーチバレー、エアロビクス、バドミントンの開催が成果指標に挙げられたが、市民の健康増進を図る目的としてふさわしいかについては、対象者の満足度を調査するなどの検討が必要ではないだろうか。	総合評価 B	実施年度 H20	自主事業については、子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるスポーツをテーマとして、ビーチボールやバドミントン、卓球、エアロビクス教室を中心に実施した。また、平成22年度からは利用者からの要望を取り入れ、ダイエット効果も期待されるタイ式ヨガの「ルーシーダットン教室」も実施した。今後も利用者の要望やニーズに対応したスポーツ事業を展開していく。				

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
371	総合体育館施設改修事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	【目的】 施設の維持管理および利用者の安全確保のため、日常点検を徹底し、必要な箇所の修繕・改修を行いサービスの向上を図る。 【手段】 施設の修繕および改修工事を実施する。	高	高	高	低	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	施設の経年に伴い修繕箇所が多いが、緊急性の高い箇所から計画的に改修し、安全で安心して利用できるよう行う必要がある。	検討・見直し	①②指定管理者と連絡を図り、施設の状況を把握し、計画的な施設整備を行っていく。 ①②施設の管理については、体育機器、日常清掃、利用方法の徹底など施設管理の徹底を図る。	B	H23	施設の修繕・改修は利用者の安全を確保し、利用者が快適に施設を使用するために必要な事業である。また、経年劣化に伴う事故防止の観点からも施設の適切な維持管理に努めることが大切である。 総合体育館は単なるスポーツ、レクリエーション施設としての機能だけに留まらず、公益性が特に高い施設である。近年、全国各地において災害等が数多く発生しており、市民の安全に関する関心も高いことから、施設の安全確保と災害等緊急時に即応できるような体制にすることが必要である。指定管理者（財団法人 越谷市施設管理公社）から、緊急性の高い修繕箇所についてはリストをもらい、対応しているが、長期的な視点に立ち、中長期的な施設の改修修繕計画が必要と考えられる。 東日本大震災では天井材や照明器具などの非構造部材が落下してくる事故が相次いだ。非構造部材の耐震状況を定期的に点検していただきたい。照明器具等に関しては、長期的な視点でLED照明の導入により、光熱水費等の削減に努めることを検討されたい。 修繕箇所については、市と総合体育館の指定管理者（財団法人 越谷市施設管理公社）が連携して、緊急性、重要性の高い箇所から適宜修繕を実施していただきたい。修繕箇所はホームページに掲載するなどにより、利用者に情報提供し、適切な管理運営を行うことが望ましい。 事務事業評価表の減価償却費の記載がゼロとなっているが、器具や照明など耐用年数のあるものについては計上することが望ましい。次年度以降は、事務事業評価表への記載をお願いしたい。 また、事務事業評価表の総合評価、改革改善のコメントが毎年同じコメントになっており、課題解決に向けての成果が見えにくいことから、事実に基づき、適切にコメントを記載していただきたい。 日常点検や適正な維持管理がなされていることにより、総合体育館内での事故発生数も減少する。「施設内での事故発生数」を成果指標とすることで職員のモチベーション向上にもつながるため、成果指標への追加提案をしたい。また、予定していた修繕、改修がどの程度達成できたかを示す「計画の達成率」の追加も検討いただきたい。	検討中	定期的指定管理者と事務連絡会議を開催し、施設・設備の改修について共通認識を深め、改修箇所の優先順位を決め、対応している。
372	備品整備事業	教育総務部	スポーツ振興課	-	-	【目的】 総合体育館及び地域体育館の備品整備を計画的に進め、積極的な利用促進・安全確保を図る。 【手段】 体育施設の備品を購入する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	備品の経年劣化の状況を把握し、常に利用者の安全確保を図る必要がある。さらに競技ルールの改正に伴う整備には体育協会をはじめ、体育館利用者からの意見聴取や指定管理者との連携を図り、迅速な対応が必要である。	現状維持	①②備品の購入については、スポーツ振興補助金を積極的に活用し経費の削減に努める。 ①②ルールの改正や備品の経年劣化の状況を把握し、各種大会に対応できるよう事業に取り組むとともに、利用者の安全確保に努める。	-	未実施		未実施	
373	蔵書等整備事業	教育総務部	図書館	S58	-	【目的】 資料の整理・製本、図書・雑誌情報の作成、電算システムの活用等を行い、蔵書の整備を図るとともに、資料管理の充実と利用者の利便性の向上等に努める。 【手段】 蔵書として永く保存して提供すべき図書資料に対し、有用な整理・保存対策を行い、利用のための整備を図る。また、市民からの要望に迅速に応えるために、出版物の書誌情報を取り入れ利用する。図書館システムの運用・保守については専門業者に委託し、効果的な資料提供・情報提供を行う。安心・快適な読書環境を提供するため書籍消毒機を設置する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	人口減少や少子高齢化といった社会情勢にも対応できるように図書館サービスのあり方を見据え、図書館利用の促進を根本としつつ、現行システムの改善点や必要なコンテンツを明らかにするとともに、サイバーセキュリティ等の新たなリスク対応にも順応できるような図書館システムの構築と機能強化をしていく必要がある。	検討・見直し	①多様化する市民の読書ニーズに応じた資料の整備や、電子書籍サービス、資料のデジタル化を含めた図書館システムの強化について調査・検討を行う。 ②図書館サービスのより一層の向上を図るため、北部地域における図書館機能の強化を検討するとともに、蔵書構成や電算システムの構築をしていく。	B	H20	図書館システムは5年間のリース購入であり、平成22年にバージョンアップを計画されている。現システムについて、利用者の利便性向上と業務効率化のための改善ポイントを整理するとともに、専門家の意見を聞くなどして慎重な更新をお願いしたい。現状での図書館運営上の問題点を明らかにし、その問題点をどの様に改善するのか、更に何がどうなれば成果が出たと判断できるのかを整理したうえで、成果指標及び目標値を設定し評価していただきたい。分かり易く納得性のある指標の設定をされることにより、更に市民の理解を得られると思われる。	整理済	蔵書等整備事業は、図書館資料を効率的効果的に管理・運用することにより、市民の利便性の向上に努め、より一層の図書館利用の促進を図るものである。本館を中心に移動図書館と3つの図書室の連携により、市民が市内のどこに居住していても均質の図書館サービスが享受できるよう、一元化した取り組みにより、機能強化を図っている。
374	備品等整備事業	教育総務部	図書館	S58	-	【目的】 社会教育と学校教育における視聴覚教育の振興を図る。また、録音図書（デジ）作製の機器を整備することで、障害者サービスの振興を図る。 【手段】 視聴覚機器の維持管理、団体へ映写機・16ミリフィルム・DVD等の貸出等を行うとともに、上映権付のDVDソフトを購入し、月例映画会を開催する。 また、障害者サービスをより一層推進するために、録音図書（デジ）を作製するための消耗品や、周辺機器の充実を図る。	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	16ミリ映写機・フィルム、ビデオ、DVDの存在価値を十分認識し、今後も保存や適正な利用に努める。また、録音図書においては、広報やホームページ等で録音図書の存在をより多くの人に周知し、利用してもらえるよう努める。 なお、平成28年度においては軽量で持ち運びやすく、組み立てやすいスタンド式スクリーンを購入したところであり、今後、視聴覚ライブラリーの更なる発展が期待される。	検討・見直し	①録音図書作製用ノートPC10台のうち、5台を新規にリースすることで、より上質な録音図書を作製して利用者へ提供する。さらに、広報やホームページでより多くの人へ告知し、周知することで、さらなる利用の促進を図る。視聴覚ライブラリーについては、利用承認済DVDソフトを計画的に購入し、一層の利用促進を図る。 ②既存の録音図書作製用ノートPCを順次新規にリースしていき、より上質な録音図書を作製し、利用の促進を図る。視聴覚ライブラリー用教具・教材も新しく扱いやすいものに買い換えしていく。	C	H21	備品整備事業の実態については良く理解できるものの、問題点把握の視点がやや不明確である。 昨今の家庭におけるAV機器の普及状況も鑑み、当ライブラリーの特長を活かすなど、事業継続の意義を再度見直し、効果的な事業運営の方向性を検討していただきたい。例えば、事業継続の考え方として、以下の視点がある。 ①古い機材（16ミリ映写機等）そのものの持つ存在価値に注目し、保存・利用する。 ②コンテンツの価値を保つため、媒体変換（フィルム→CD）するなどして、維持・保管に努める。	整理済	AV機器、ソフトが家庭に普及している現状にあること、16ミリ映写機等の修繕部品の調達が難しくなっていることから、所蔵する16ミリフィルムのうち同タイトルのDVDソフトが販売されたときは、購入を検討するなど、適正な管理に努めている。（平成29年度は5枚購入予定） また、年に1度映写機の定期点検を行い、長年に渡り保存・利用できるように努めている。 古い機材と新しい機材の両方を整備することで、老若男女全ての市民に喜んでもらえるライブラリーを目指し、視聴覚教育の更なる振興に努める。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称	
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						
375	図書購入事業	教育総務部	図書館	S58	-	<p>〔目的〕 本館・移動図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室用のほか、地区センター・公民館や学童保育室、地域家庭文庫等へ配本するため、図書の購入を行い、図書館サービスの中心である資料貸出の充実を図る。</p> <p>〔手段〕 利用者の要求を把握し、書評等を参考に、資料選定を毎週行う。</p>	高	高	低	高	(b)	(b)	(b)	(a)	(b)	B	<p>「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、購入計画を踏まえながら、市民のニーズに合わせた図書を収集し、利用者へ提供しよう努める必要がある。</p>	<p>①本館・移動図書館・北部図書室・南部図書室・中央図書室・各配本所・各家庭文庫における図書のさらなる充実を図る。</p> <p>②より望ましい図書館機能を実現していくために、図書を計画的に整備していく。</p>	B	H17	<p>図書館サービスの高度化、図書館の役割拡大は、今後ますます求められている。電子図書館等高度な図書館サービスへの移行もにらみ、現在の効果的かつ効率的な図書購入事業を継続させることはもちろん、当該事業の意義を再度見直し、市民ボランティアの活用、職員の能力向上による適正な事業展開が求められる。</p>	<p>図書館サービスを充実させるために、図書館資料収集方針を周知徹底し、資料の選定・購入に努めている。また、限られた蔵書能力の中で、資料を収集し、魅力ある資料構成を維持するためには、資料の除籍も必要となるが、単なる廃棄をするのではなく、貴重な市民の共有財産であるとの視点に立ち、平成20年2月から、リサイクル本として、図書館利用者に還元している。</p> <p>また、蔵書の利用拡大のため、図書館からの「おすすめ本」の展示や、ホームページに一覧表を掲載し、貸出の活性化を図っている。</p>
376	雑誌等購入事業	教育総務部	図書館	S58	-	<p>〔目的〕 市民の生涯学習の拠点として、資料の充実を図り、幅広く質の高いサービスを行う。</p> <p>〔手段〕 計画的な雑誌等の購入を行う。</p> <p>また、自主財源の確保と企業等の情報発信や社会貢献に寄与する「雑誌スポンサー制度」を実施し、運用する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>限られた財源の中で、引き続き、「越谷市立図書館資料収集方針」に基づき、市民の要求を尊重しながら、特定分野に偏らないよう雑誌、CD・DVD等を購入し、利用者へ提供しよう努める必要がある。</p> <p>また、自主財源の確保に向け、雑誌スポンサー制度のより積極的なPRを行っていく必要がある。</p>	<p>①本館・北部図書室・南部図書室・中央図書室の雑誌の充実を図る。また、本館・南部図書室・中央図書室の視聴覚資料の充実を図る。</p> <p>なお、自主財源の確保と企業等の情報発信や社会貢献に寄与する「雑誌スポンサー制度」を広く周知し、制度の効果をあげていく。</p> <p>②より望ましい図書館機能を実現していくために、雑誌等を計画的に整備していく。</p>	B	H18	<p>公共図書館として、雑誌類の購入は必要である。限られた予算の中で、最大の市民満足度を得る雑誌の取捨選択を行うためには、雑誌別の閲覧実態を調査分析し、市民に説明できるデータ収集が必要である。また、市の政策・施策と連携した資料を購入する等の検討が必要である。</p>	<p>図書館としての情報提供・保存機能については、雑誌類の果たすべき役割も大きいことから、市民の満足度を高めるため、市民の要求を尊重しながら、特定分野に偏らないよう、選定・購入に努めている。また、利用状況を踏まえ、適宜、購入雑誌の見直しを行っている。</p>
377	図書館施設管理事業	教育総務部	図書館	S58	-	<p>〔目的〕 市民に安全かつ快適に図書館を利用できるように、施設の点検整備を計画的に行う。館内巡回点検及び日常清掃を実施した。</p> <p>〔手段〕 日常的に館内巡回を行う。また、施設・設備等の保守管理や、警備業務・庭園管理等を専門業者へ委託する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>市民が安全かつ快適に図書館を利用できるように、施設の点検整備を計画的に行う。館内巡回点検及び日常清掃を実施した。</p> <p>警備業務や庭園管理等は、専門業者に委託して実施した。なお、庭園管理は、剪定や除草、枝の伐採を実施し、図書館の快適な環境を保った。</p>	<p>①図書館サービスの拠点施設である本館の機能の維持・向上を図るため、施設・設備の適切な管理に努める。また、17時以降の館内警備については、職員による館内巡回を強化していく。</p> <p>②図書館の快適な環境の維持・改善に引き続き取り組んでいく。</p>	B	H18	<p>図書館施設の維持管理上必要な事業である。清掃、庭園管理については、委託内容を見直し要求仕様を明確にすることにより一層の経費削減を望む。警備員の配置については、今後夜間開館時間のさらなる延長が求められることから、特に17時以降の警備体制強化を検討すべきである。</p>	<p>清掃・庭園管理委託については、従来から委託内容を検討し仕様を明確にすることにより、経費削減に努めてきた。なお、平成19年度には、清掃委託の内容について、床面清掃業務の回数を減らすなど経費削減を図った。</p> <p>また、警備については、特に17時以降の図書館内外の巡回回数を増やすなど警備体制の強化を図っており、引き続き、施設管理を適正に行っていく。</p>
378	図書館施設改修事業	教育総務部	図書館	-	-	<p>〔目的〕 市民に安全かつ快適に図書館を利用いただけるよう、施設の適正な維持管理に努める。</p> <p>〔手段〕 AC-1-2エアハンドリングユニット改修工事、非常口建具修繕、南側利用者駐車場舗装修繕、おもいやり・身障者用サイン修繕、計器用変圧器・変流器修繕、冷温水発生器予防修繕、ダンパー修繕等を行う。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>市民に安全かつ快適に図書館を利用いただけるよう、優先順位に基づき、修繕及び改修工事を利用者のいない休館日に設定し、実施した。</p> <p>施設が老朽化しているため、計画的な取組が必要となっているが、予算面の制約等もあり、予定どおりの対応は困難な状況である。</p>	<p>①市民に安全かつ快適に図書館を利用いただけるよう、斜降式救助袋修繕、非常口・救助袋口扉修繕、視覚障がい者誘導用ブロック修繕、中庭段差修繕等を行う。</p> <p>②エアハンドリングユニット(AC-1-1、AC-2-1、AC-2-2、AC-3)、改修工事、吹付けアスベスト除去等改修工事、外壁改修工事(東側、西側、南側)、屋上防水改修工事、中央監視装置改修工事、地盤沈下改修工事、空調機外気冷房機能改修工事、エレベーター戸開走行保護装置等改修工事等、安心して市民に利用していただくため、計画的な改修に取り組んでいく。</p>	B	H20	<p>老朽化した図書館の施設改修事業である。図書館は、多くの市民が訪れる公共施設であり、安全、バリアフリーにも配慮し、高齢者や子供にも優しい施設であるためには、適切な改修箇所を確認し改修計画を立案し、積極的に対応されることを期待する。</p> <p>予算通り執行し改修完了したことをもって事業評価をAとすべきかには疑問である。改修対象案件及び改修内容を最小コスト、最大効果の視点でどの様に決定したか、また改修費用の妥当性は何か等、明らかにしたい。</p>	<p>昭和58年の開館であり老朽化しているため、施設の改修にあたっては、優先順位に基づき計画的に対応している。また、実施にあたっては、休館日に設定するなど、市民サービスの低下を回避しつつ、最小のコストで最大の効果という視点で取り組んでいる。</p> <p>なお、懸案となっていたエレベーターの改修については、財政状況が厳しい中で、平成21年度に補助率が100%の事業採択を得て、安全・バリアフリー仕様にも配慮した工事を行ったところである。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
379	小・中学校非構造部材耐震補強工事	学校教育部	学校教育課	H27	H29	【目的】 大規模地震に備え、避難所となっている屋内運動場の非構造部材の耐震化を図る。 【手段】 工事により執行	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	終了（H29年度）	①平成29年度は、28年度からの繰越事業も含め、小学校27校、中学校13校、合計40校の工事を行う。	-	未実施		未実施	
380	小中学校仮設教室借上事業	学校教育部	学校管理課	-	-	【目的】 児童・生徒数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借上げ、必要な教育環境を確保する。 【手段】 仮設教室の賃貸借（リース契約）	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	現状維持	①平成29年度も引き続き仮設教室の賃貸借を行うこととする。 ②平成30年度以降は、予算措置が調い次第、大袋北小・蒲生南小等の特別教室を校舎内に戻すこととする。	B	H25	事業概要 本事業は、児童・生徒数増加による教室不足を解消して、必要な教育環境を確保するため、学校敷地内に仮設の校舎を整備して、法に求められるクラス定員を確保するものである。 必要性 越谷市では、生徒・児童数の推計を行い、全体傾向としては減少傾向にあるものの、近年、一部の小中学校において教室が不足することが見込まれている。クラスの児童・生徒の定員数は法律で定められており、市ではその基準をクリアする人数でのクラス編成、教室整備が求められている。本事業は、このように法律に求められる事項に対応するための取組であり、かつ長期的には児童・生徒数の減少が見込まれる中、新たに学校を建設せず、費用を最小限にして対応を図るものであり、必要性は十分に確認できる。 効率性 本事業では、市の生徒・児童数の推計を基に、将来、教室の不足が見込まれる学校に対して、仮設校舎の整備の数年前から、市と学校が協議を行い、学校全体の教室配置や仮設校舎に移管すべき教室の検討や、その整備内容、タイミング等を綿密に協議している。このように市は学校の意向等を十分に踏まえた整備をすすめており、学校運営への影響を最小限に、かつ無駄のない、効果的・効率的な教室整備計画を前提に事業を運営していることが確認されることから、この観点においては本事業が効率的に実施されていると考える。 有効性・成果指標 本事業は法に求められる定員を前提にした教室の整備が目的である。現行の評価表では、「借上期間」を活動指標、成果指標に設定しているが、基準に照らした整備が行われたかどうかを測るものが指標として設定されるべきであることから、「借上期間」は指標としては適切ではない。また、より成果を確認するという意味においては、整備後の学校サイドによる評価を行うことが必要である。学校長、教員等に対する聞き取り調査を通じて確認するなど、整備するだけでなく、その後の利用も視野に入れた事業運営及び成果の確認を実施すべきである。 活動指標 活動面に着目すると、学校との協議回数等も候補になりうる。 その他 本事業は リース期間終了後においても、将来、国の基準が見直されて少人数教育が導入されることを視野に入れた継続的な契約を見込んでのことであるが、今後は児童・生徒数の動向の他、これら国の動向についても十分に注視するとともに、費用・効果の双方の点から適切なタイミングでの事業終期の設定、継続の検討・判断が必要である。	検 討 中	外部評価で指摘を受けた、成果指標の考え方について検討を行う。
381	小中学校学校活動運営事業（教材・教具等購入費を除く）	学校教育部	学校管理課	-	-	【目的】 越谷市立小中学校45校の学校活動に支障のないよう、学級数、児童・生徒数等を考慮して各学校へ予算を配分するとともに、共通経費の予算を一括で管理し、効率的かつ円滑な学校運営を行う。 【手段】 越谷市立小中学校45校の各種学校活動を支援し、円滑な学校運営に資すべく、必要予算を各項に配分し、さらに共通経費について一括管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	現状維持	①この予算は学校運営を行ううえで、学校が独自に創意・工夫を行って実行できる経常的な予算である。また、児童生徒の教育環境の維持・向上に不可欠なものであることから、今後も十分に予算の確保に努めていく。 ②学校の現状を十分に把握し、適正な予算の配分を行うよう努める。	B	H19	学校活動の必要経費を学校に配分して執行するもの、教育委員会で一括発注の方がコスト削減が図れるものに分けて執行している。 執行のガイドラインを配布し、科目毎の執行状況が把握できるようになっているが、学校活動の実態を整理し、備品台帳等のデータベース化を進めるなど適切及び円滑な執行と指導をお願いしたい。	整 理 済	学校備品については、財務会計システムと連動し、すでにデータ化を実施している。また、学校配分予算については、予算執行状況を的確に把握するため、すべての支払伝票を確認するなど予算の適正な執行を実施している。
382	小中学校施設改修事業	学校教育部	学校管理課	-	-	【目的】 施設・設備等を改修することにより良好な教育環境の維持を図る。 【手段】 修繕及び工事による改修	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	検 討 ・ 見 直 し	①多様化する学校活動を円滑に実施するために必要な経費であり、また、市立小中学校に通う全児童生徒の教育環境の確保に資するものであることから、今後の十分な予算の確保に努めていく必要がある。 ②学校活動の実情を十分に把握し、より適正な予算の配分を推進する。	B	H21	45の小中学校にある計164棟の校舎の改修を行う事業である。昭和40年代に建てられた校舎もあり、老朽化が進行しており、危険箇所の修繕を怠ると、学校で学ぶ児童・生徒の安全が確保されないことになりかねない。したがって、本事業を遂行する意義は大きい。 現在でもかなり綿密に計画立案を行っており、必要とする改修については積極的に予算計上されている。しかし、対象とする校舎は164棟もあり、修繕対象箇所数は膨大である。さらに今後は、備品などの管理も含まれ一層きめ細かい対応を行い、適切な優先順位を設定する必要がある。そのためには、市と学校現場が一体となった情報管理が必要である。 例えば、修繕箇所に関する情報整備について、年次や半年に一度程度のデータ更新にとどめず、情報通信の活用等により、学校現場と市が更新され蓄積された生きた情報を共有することができれば、修繕計画の優先順位の検討に効果を発揮する。	整 理 済	工事・修繕については、きめ細かい対応を行うため、学校の要望に優先順位をつけてもらい、学校側の考える優先順位を参考にしながら、対応を行うこととする。 また、速やかに学校へ工事・修繕の内容を通知するため、学校系LANを活用し、情報の共有化を図る。
383	小中学校施設管理事業	学校教育部	学校管理課	-	-	【目的】 小中学校の施設・設備等を良好な状態に維持し、学習空間の更なる整備・充実を図る。 【手法】 施設・設備の修繕及び工事による改修、または、保守点検（電機主任技術者、エレベーター、機械警備、浄化槽等保守点検）、防犯カメラの借上げを実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	検 討 ・ 見 直 し	①②本事業は、児童生徒の良好な教育環境を維持するために必要不可欠な事業であり、現在の施設整備の状況を把握し、今後も引き続き推進していく必要がある。	B	H19	日常の点検が施設管理経費の節減にもつながることから、コスト意識を持たれ適切な執行に努めておられる。公共施設において、点検が義務付けられたこともあり、日常点検に加え、定期点検の円滑さ、統一的な管理のため、学校施設管理指針の越谷市バージョンの一層の整備、徹底に努められたい。 なお、管理の円滑さのため、学校毎の施設管理台帳やチェックマニュアルをネットワークで学校の教職員も容易に検索し、点検チェックリスト等を入力できるシステムについて検討いただきたい。	検 討 中	施設の日常点検・定期点検については、長期継続契約制度を活用する等、コストの縮減に努めた。また、管理を円滑にするためのシステム等については、引き続き検討していきたい。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価					9. 総合評価							総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
384	小中学校施設空調設備設置事業	学校教育部	学校管理課	H26	H41	〔目的〕 夏場の熱中症対策を行うことにより、教育環境の改善を図る。 〔手段〕 PFI事業により、小中学校の普通教室へエアコンの設置、及び老朽化した既設エアコンの更新を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	民間資金を活用した手法である。PFI方式を採用することで、全45校の一斉整備が可能となり、学校間格差の解消を図れる。また、事業期間が13年間であるため、財政支出の平準化が図れるとともに、フィルター清掃等の維持管理や使用エネルギーのモニタリングにより、ランニングコストの軽減が期待できる。	現状維持	①平成29年9月末までに、設置工事を完了し、空調設備の所有権を越谷市に引渡し後、平成42年3月末まで維持管理業務及びモニタリング業務を行う。 ②平成29年10月1日から平成42年3月31日まで、フィルター清掃等の維持管理及び使用エネルギーのモニタリング業務を行う。	-	未実施		未実施	
385	小中学校図書整備事業	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 学校図書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っており、学校教育に欠くことのできない基礎的教材であることから、学校図書館の充実・活用を図る。 〔手段〕 学校図書の充実を図るため、小中学校(45校)に予算を配分し、図書の整備を行うとともに、学校司書や学校図書館運営ボランティアを各校に配置する。	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	学校図書館の図書の充実のため、児童生徒が希望する新刊の整備を中心とし、劣化が著しく使用頻度の高い図書の更新を行う。また、各校の歴史的に重要な図書の保存に努める。	検討・見直し	①学校図書館図書標準に則した各校の蔵書管理を徹底し、より学校図書の充実に努める。 ②全45校で蔵書率100%を目指す。また、近年、学校の児童生徒数の増減にばらつきが見れることから、今後は、予算配分基準を見直していく。	B	H20	図書ボランティアの活用は評価できる。図書ボランティアや各学校の図書主任間の情報連携をさらに進め、必要となる書籍の選定の精度を向上させる取組が必要である。また、保護者の協力を得て各家庭に書籍の寄贈を求めると、経済的な蔵書充実に向けた検討を願う。さらに、蔵書の利用率、回転率についても把握し、図書館の利用促進に向けた取組と連携することが必要である。	検討中	学校図書館図書基準に対する蔵書率を各校100%目指す。司書教諭・学校司書及び図書運営ボランティアと連携を図り、図書館の利用促進を図るとともに図書の整備を行う。
386	小中学校備品等整備事業(教材・教具等購入費を含む)	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 学校教育における備品の重要性に鑑み、新規教材の整備及び現有教材の更新を行うとともに管理備品の整備を進め、学校教育・学校環境の充実を図る。 〔手段〕 予算措置。そして教育内容に則した備品の購入及び更新をする。	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	近年、市財政状況が厳しい中、教育の環境整備のため、教育内容に沿った備品の整備を学校現場からは強く求められている。また、急速なIT化によるIT備品の早急な整備は、現有の備品の更新に多少なりとも影響がある。 しかしながら、現状を踏まえつつ、できるだけ現場の要望に応えられるようにするためには、更に学校備品の整備が必要である。	検討・見直し	①昨年に引き続き関係各課と備品管理システム等について検討会を開催している。 既存の備品マニュアルを洗い直し、学校備品と庁内備品との管理の共有化を図る。 ②前述の新システムで新規にマニュアル化して管理を行うとともに、学校の備品要望に応えられるよう予算確保に努める。	B	H16	<教材教具等整備事業> 今後の財源の動向を勘案し、教材・教具の学校内・学校間共有化の推進および事務処理のIT化によるコスト削減と効率化の向上を図っていただきたい。	検討中	財政状況が厳しい中、既存の備品の学校間でのリサイクルを実施する。また、コスト削減を図り、且つ、備品の延命を進める。
387	小中学校理科教育等備品整備事業	学校教育部	学校管理課	-	-	〔目的〕 理科教育振興法に基づき、国庫補助金(補助率1/2)を受け、理科教育等備品の整備を計画的に行う。 主に、理科教材備品の整備を行う。 〔手法〕 毎年、小学校6校、中学校3校の整備を行い、5年間で全校(45校)へ計画的に整備する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	理科教育内容に沿った備品の整備を適確に行うことが必要である。	現状維持	①前年度同様である。 ②市の財政が厳しい折今後についても現状を確保していく。	-	未実施		未実施	

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要
388	教育情報化推進事業	学校教育部	学務課	H17	-	〔目的〕 ・学籍の適正管理及び就学事務の効率化 ・就学援助申請受理、審査、認定、支給等の事務の効率化 〔手段〕 ・業務委託により学事システム(学齢簿・就学援助)の安定稼働を確保	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	平成27年に統合した学事システムが、安定稼働し事務の効率化が図られているが、仮に就学援助制度等、制度の取り組み方、方法等に変更が生じた場合の対応については、今後の検討課題となっている。	①就学援助の援助内容に一部変更が生じた場合に対応するためのシステム改修について検討を進めていく。特に保護者支給通知など当該システムより出力する帳票類に関する改修が必要。 ②当該システムをはじめ、教育委員会各課のシステムが連携が図られるよう調査・研究を進めるとともに、より利便性・事務の効率化に向けた取り組みを進めていく。	B	H24	児童生徒の学齢簿等の適正な把握を行うため、学齢簿システム及び就学援助システムを活用することにより、事務処理の効率化を推進する事業である。 平成17年度の学齢簿システム、平成20年度の就学援助システム導入やその後のシステム改修を通して、業務に要する人員を減らすとともに、これまでの手作業に比べミスが少なくなる等業務の効率化に大きく寄与している。 学齢簿システムおよび就学援助システムの開発業者、改修業者、保守管理業者が全て同じとなっており、特定業者への過度な依存(ベンダーロックイン)が見られる。学齢簿システムは、平成17年の開発に約470万円の費用が発生しているが、平成20年の就学援助機能の追加で約1,200万円、その後のシステム改修等で平成22年に約1,000万円、住基法改正に伴う平成24年の改修で600万円以上の費用を計上している。また、同システムの保守管理も毎年150-400万円ほどかかっている。平成17年度の学齢簿システム開発において、提案依頼書(RFP)により開発業者を決めた経緯があるが、ベンダーが当初の開発費を抑えて受注し、その後の改修や保守管理で回収することも想定した上で、提案依頼書を作成していれば、特定業者への過度な依存を防止することは十分に可能である。平成27年度にOSのアップグレードに伴い、両システムの更新を予定している。システムの改修や保守管理、機器賃貸借等を含めた全体的な構想、計画を示し、トータルでコストを抑え、より効率的なシステムを構築するよう着実に準備を進めていただきたい。また、本システムは、重要な個人情報扱う事業であることから、効率化を進める一方で、システムを利用できる職員、端末を明確に定め、引き続き情報管理には十分配慮されたい。また、今後の情報システム調達においては、教育委員会システム構想検討委員会での議論を踏まえて、本件と同様の事象が起きないように細心の注意を払われたい。 本事業は平成17年度より始まっているにもかかわらず、これまで内部評価がなされてこなかった。システムの導入以降も、システムの保守管理やシステム機器賃貸借により、毎年数百万円を支出する重要な事業である。システムの稼働状況や、使い勝手、効率化への寄与等について毎年評価を行い、PDCAサイクルに則り事業を実施するよう徹底されたい。また、これまで行ってきた事業内容についても、システム導入がどのような影響や効果を与えたのか、例えばシステム導入前にかかっていた該当事務の人員費と比べ、システム導入後の該当事務にかかる人員費がどれだけ削減されたかなど、コスト削減の程度を遡って検証し、今後の参考にしていきたい。 学齢簿システムの登録者数である「5月1日現在児童生徒(数)」は、適切な活動指標とはいえない。日々の業務に同システムがどれだけ利用されているかといった観点から、活動指標案として「学齢簿システムの年間利用件数」を提案したい。同システムの利用者は少人数に限定されており、指紋認証等により厳格なアクセス制御が行われていることから、利用件数の把握は十分に可能と考える。月間の利用件数推移等を把握することで、業務やシステムへの負荷を平準化し、より効率的・効果的なシステム運用を目指すこともできる。	整理 済	事務事業評価の活動指標について、当該システムの利用状況について年間利用件数を追加した。
389	教職員健康管理事業	学校教育部	学務課	S33	-	〔目的〕 教職員の疾病の早期発見・早期治療に努め、心身両面からの健康づくりを推進するため。 〔手段〕 定期健康診断・胃検診・肺がん検診を実施し、産業医・健康管理医の適正な配置を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	精密検査者の状況の把握と分析を行う。	①市内全学校の教職員に対して、ストレスチェックを実施する。 ②人間ドック受診者を含む健康診断結果等を把握・分析し、適切なアドバイス等につなげていく。	B	H20	教職員の健康管理は特に重要であるが、定期的な健康診断や特定健康診査結果を一元管理し、健康管理に役立てる情報管理の仕組みを作り、健康状況の分析に取り組みされることを期待する。 なお、メンタルヘルス面での取組については、産業医とも連携し、制度や仕組みにこだわらず、身近で信頼関係のある者に相談できるようにするなど、積極的な対策をしていただきたい。	整理 済	学校保健安全法等の法令に基づき、教職員定期健康診断を継続し実施している。また、各学校には健康管理医を設置しており、メンタルヘルスに係る対策も整備している。さらに、管理職や衛生推進者を対象にメンタルヘルスに係る講演会を開催し、自校の教職員の対応に役立てるよう指導を行っている。
390	健康教育推進事業	学校教育部	学務課	S35	-	〔目的〕 学校保健の推進・安全教育の啓発に努めるとともに、学校管理下における児童生徒の災害に関する医療費等の必要な給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。 〔手段〕 健康教育研修会及び学校保健会の組織の活用、日本スポーツ振興センターへの加入と掛金の負担	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	原則任意加入となっているが、公立学校の児童生徒の加入率は概ね100%である。未加入となっているものは、長期欠席やブリースクール登校である。	①②口座振込み依頼書のフォーム変更を検討し、保護者にさらにわかりやすいものとしていく。	B	H20	スポーツ振興センターへの児童生徒の学校管理下での事故等に対する給付保険であり、掛金の半額を市が負担することは妥当と思われる。しかし、掛金の現金徴収を教員が扱っており、負担軽減のためにも、料金徴収、給付等の事務の効率化が必要と思われる。 なお、保険給付申請状況等を分析する事により、事故発生情報の把握が可能となる。分析結果を教育現場にフィードバックし、安全対策に生かす仕組みを確立していただきたい。	検討 中	平成22年度より、スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」を利用することで、請求から保護者への支給までの期間が、約3ヶ月から2ヶ月へと短縮された。事故発生情報については、分析結果をセンターのホームページや養護教諭部会にて情報提供し、安全対策の参考となるよう指導を行っている。
391	校医及び薬剤師運営事業	学校教育部	学務課	S33	-	〔目的〕 学校医等の配置を行い児童生徒の健康診断を実施し、適正な健康管理を行うとともに学習効率や学習環境の向上に資するため。 〔手段〕 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	法に基づいて実施しなければならない事業のため、継続して実施していく。	①児童生徒への運動器検診の実施に際して、新たに平成29年度より整形外科医を雇用する。 ②法に基づいて実施しなければならない事業であるため、継続して実施していく	B	H20	学校保健法に基づき、学校に校医・歯科医・薬剤師を配置する事業で、市の医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦を受け、委嘱している。校医等の職務は「執務状況調査一覧表」で報告を受けているが、医師会等とともに連絡を密にし、今後とも校医等推薦にあたっての協力を継続的に得て、児童・生徒の健康管理に資していただきたい。	整理 済	学校保健安全法に基づき実施しなければならない事業であり、各学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を配置し、児童生徒の健康管理を行っている。
392	児童生徒健康管理事業	学校教育部	学務課	S33	-	〔目的〕 児童生徒の疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、学習効率の向上に資する。 〔手段〕 学校医により検診を行う。委託業者により心臓検診、尿検査を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	効率的なデータ管理。受診が難しい児童生徒への対応策の検討。	①学校保健安全法改正に伴い、平成29年度から運動器検診を整形外科医により実施。 ②運動器検診の実施方法の見直し等を行っていく。	B	H20	心臓健診、検尿、検便、結核等の健診・検査を行う事業である。児童・生徒の健康管理は家庭の義務であり、定期健診を学校として実施すべきかどうかという議論もあるが、疾病の早期発見に寄与している面もあり、保護者と協力して早期発見治療に努めていただきたい。これらの健診結果を効率的に管理するシステム化を検討し、検査結果等を分析し、専門家の協力を得て、予防対策につなげることを検討いただきたい。	検討 中	学校保健安全法に基づき、定期健康診断等を実施、児童生徒の疾病の早期発見、早期治療に努めている。また、各学校においては、学校保健委員会を位置づけ、その中で、学校医等の助言指導を受け、予防対策に努めている。今後は、市全体としての分析を可能とするため、システム化を検討したい。

1.事業番号	2.事業名	3.部名	4.課名	5.事業開始年度	6.事業終了年度	7.事業目的及び手段	担当課の評価										10.改革改善の方向性	11.改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12.外部評価			13.外部評価を受けた対応等		
							8.個別評価				9.総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1)妥当性	(2)効率性	(3)有効性	(4)貢献度	(1)受益×負担	(2)同×廃・縮	(3)妥当×効率	(4)妥当×有効	(5)事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
393	小・中学校 就学援助事業	学校教育部	学務課	S32	-	〔目的〕 経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する。 〔手段〕 学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、新入学児童生徒学用品費等を支給する。	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	実施手順について、更なる効率化に向けた検討を行い、業務を遂行していく必要がある。	10.改革改善の方向性 検討・見直し	①② 学校との連携強化を図るとともに、当該制度を必要としている保護者に対して周知が適正に行われるようにする。また、申請がよりしやすいような取り組みを進めていく。	B	H22	経済的な理由により、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学用品費等の就学費用の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減する事業である。就学援助は景気低迷等の影響から利用者も増加傾向にあり、今後も増加するものと見込まれる。利用者が増加すれば、それだけ予算の確保が必要になってくるが、他の支援施策と重複する場合は支給額を調整したり、支給基準を厳格化するなどの対応も検討していただきたい。また、支給を逸してしまい、不公平がないように、事業の周知徹底に心がけていただきたい。さらに、今後も関係各課と連携をとり、適切に事務事業を執行していただきたい。	整理 済	当該制度の周知に関しては、保護者にリーフレットを配布するとともに、併せて広報紙やホームページに情報を掲載するなど、継続して情報の提供を行った。
394	特別支援教育 支援員等 配置事業	学校教育部	学務課	H12	-	〔目的〕 特別な配慮を必要とする児童・生徒の学校生活への支援、及び外国人児童生徒への日本語指導の支援などのために市費で配置・派遣し、児童生徒の学校生活の充実を図る。また、欠員補充等の臨時的任用教職員の配置時に県の任用決定までの一定期間、市費における任用を行い、担任が不在の状態を軽減し学校運営の円滑化を図る。 〔手段〕 特別支援教育支援員、日本語指導員、臨時教職員の配置	高	高	高	高	(d)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	特別支援教育支援員の配置は、特別な配慮を必要とする児童・生徒にとって質の高い学校生活を送る上で必要不可欠なものとなっている。毎年、対象となる児童・生徒は増加傾向にあり、支援員の配置要望も増えているため予算を拡充し増員を図っているが、市費負担増が課題となっている。また、外国人児童・生徒の増加による日本語指導員の派遣要望も増加している。	検討・見直し	① 特別支援教育支援員を年度当初50人配置した。今後、特別な配慮を必要とする児童・生徒が転入等した場合、教育センター特別支援教育担当と連携を取りながら支援員等の配置を検討していく。 ② 各小・中学校の特別支援教育支援員等の配置要望を集約し、教育センター特別支援教育担当と連携を取りながら配置校を決定し、より効果的な支援員の配置を検討し、障がい等の有無に関係なく学べる質の高い教育環境の実現を目指す。	B	H19	学校側の教職員配置状況、児童の在籍状況等により、臨時教職員を配置する当該事業は、不可欠といえる。しかしながら、重度障害児対応の補助員配置による市費負担増が課題となっている。市費負担を軽減すべく、保護者への協力、理解を促すとともに、県費負担を要望することも考えられる。	整理 済	児童・生徒の状況等により臨時教職員を配置し、併せて各学校からの特別支援教育支援員の配置要望に応えるため予算の拡充を図っている。また、支援員配置要望のあった学校の状況を精査し、教育センター特別支援教育担当との連携のもと、特別支援教育支援員の適切な配置に努めている。
395	外国語指導 事業	学校教育部	指導課	S63	-	目的] グローバル化が進む世界で、国際社会の一員としてその役割を果たせる児童生徒の育成を目指し、国際社会で信頼され、発展に貢献できる児童生徒の育成を推進する。 〔手段〕 国際交流等を進めるうえで、有効なツールとなる英語教育を推進し、業務委託(派遣)により語学指導助手(ALT)を学校に配置する。市内小中学校に27名のALTを配置し、英語の授業(小学校外国語活動)、総合的な学習の時間等の指導に従事する。小学校と中学校の英語教育の連携を推進し、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図る	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	①派遣会社との契約を見直す ②越谷市の学校教育に柔軟に対応でき、日本人教員と共に授業を充実させることのできる質の高いALTの確保に努める。	検討・見直し	①文科省も英語教育強化推進を図り、学校では英語教育の一層の充実が求められている。授業のさらなる活性化を図るため、ALTのより効果的な活用を推進する。 ②越谷市の児童生徒のコミュニケーション能力向上や国際理解教育推進を図るため、教育計画の改善を図る。	B	H18 H23	国際理解教育の推進の立場から、英語によるコミュニケーション能力の向上は、必要な事業である。JETによる招致期間満了後、順次委託化に切り替え、経費削減を実施されている方針は継続していただきたい。一方、教育現場でのトラブル回避のため、委託内容を要求仕様として明確化し、委託業者の管理を徹底することを望む。	整理 済	派遣会社に対して、具体的な研修内容とALTの資質の項目を仕様様に明確化している。教育現場でのトラブルを回避するため、派遣会社との連携をより一層図っていく。
396	学校教育推進 事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕 児童生徒の「生きる力」(「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」)を育成する。 〔手段〕 ○小中学生の多様な学習を支援する学習環境や活動環境を整える。 ○部活動外部指導者や日本の伝統文化に関する外部指導者を派遣する。 ○道徳教育振興会議に道徳振興事業を委託する。 ○ネットパトロール事業を委託し、ネットを介したいじめ等の未然防止及び早期発見、解消を図る。 ○いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策委員会の設置	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	本事業を通じて多様な教育活動を支援するとともに、ネットトラブル対策をはじめとするきめ細かな生徒指導体制づくりをに取り組み、各小中学校における特色ある教育活動の一層の推進を図ってきた。成果指標に基づく事業成果の検証を不断に繰り返す中で、事業の改善をすすめていく。	現状維持	①②平成27年度から5か年計画で全学的に取り組む「小中一貫教育」の研究、道徳の教科化や次期学習指導要領の全面改訂を見据えつつ、本市の教育課題に即応する事業となるよう努める。	B	H29	本事業は、児童生徒の「生きる力」を育むため、いじめの防止や道徳教育の振興など、小中学校の教育活動の充実を多方面から支える事業である。部活動外部指導者派遣事業は、部活動の指導内容の充実や安全性の向上が期待できることに加え、外部指導者による学校教育への関与が開かれた学校づくりにもつながり、意義のある事業といえる。ただし、部活動の安全性は学校が責任を負うものであることや、外部指導者の適格性の判断など、事業を進めるに当たって注意が必要な点が多いと考えられ、学校と外部指導者が双方を十分に理解した上で事業を進める必要がある。埼玉県科学教育振興展覧会の作品運搬については、各学校で個別に運搬することも可能と考えられるが、少なくとも、展示用パネルのサイズや枚数を適切に見積もることにより、コストの削減に努められたい。活動指標については、中学校部活動外部指導者の総派遣回数を設定する点は適切だが、目標値を安易に前年度と同じに設定するのではなく、実績に基づいた値を設定されたい。全国学習状況調査A問題を成果指標としている点について、A問題は国語と算数・数学の主として知識に関する問題であり、本事業が最終的には教科の知識の定着に貢献するとしても、いじめ対策や道徳、芸術等の学習環境を整備する本事業を評価する指標としては不十分と考える。全国学習状況調査の中でも、他のより適切な指標の設定を検討されたい。	整理 済	※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度取組 ②平成30年度以降取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
397	学校農園事業	学校教育部	指導課	H6	-	〔目的〕 自然体験や勤労体験に乏しい児童・生徒に貴重な体験の場を提供し、生命や自然環境、食物に対する理解を深めること、生命の尊さや思いやりの心をはぐくむことをねらいとする。また、地域の農家の方や学校応援団、PTAの協力を得ることで地域との連携を強め、開かれた学校づくりに資する。 〔手段〕 社会科、理科、生活科、総合的な学習の時間、学校行事等に体験活動を位置づけ、時間を確保する。また各学校の取組を紹介し合う場を設け、より効果的な体験活動が行えるようにする。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	児童生徒が農業体験をすることは大変重要なことであり、本事業は各校の体験活動を通じた心の育成を支える基盤となっている。より効果的な体験活動にするためには、各実施校の取組について情報の共有を一層進めたい。	現状維持	①契約更新や情勢の変化により新たに農地が必要となる学校への対応を予定している。 ②市内全ての小中学校において農業体験活動が実施できるよう、今後とも所有地の整備活用を含めた条件整備を図る。	B	H17	児童・生徒が農業体験をすることは教育上、大変重要なことであり、今後も大いに強化すべき事業である。ただし今後は、市内の全ての小・中学校で同じ体験ができるよう拡充を図り、偏りを無くすことが必要である。また、農地の手当を土地開発公社からの購入で購うことは財政上、無理が生じる可能性が高く、慎重に対処すべきである。	整理 済	校内農園を含めた学校ファーム事業としては、市内全小中学校で実施している。今後とも各校の体験活動を支える基盤事業として推進していく必要がある。
398	部活動等競技会派遣事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕 部活動の活性化を図り、生涯にわたり運動・スポーツに親しみ、健康で明るい生活を営むことができる児童生徒を育成する。 〔手段〕 越谷市を代表して関東・全国大会等の上位大会に出場する学校に対し、交通費及び宿泊費の一部を助成する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	現行の制度に移行した平成21年度意向の実績を見ると、平成21年度は予算執行率が70%台、22・23年度は90%台であったのに対し、平成24年度以降は追加の予算措置を行い、執行率が100%を超えている。本事業は、部活動の奨励的な意味合いが強く、高い予算執行率は部活動が活性化していることを示すといえる。	現状維持	①平成21年度から助成額を定額制に設定している。今後もこれを維持し、広く児童生徒の活動を支援する。 ②本事業による助成を受ける児童生徒が増えるよう、部活動外部指導者派遣事業や日本伝統文化指導者派遣事業と連絡を密にしながら、部活動の活性化を図っていく。	A	H16	全国大会等選手、派遣状況に応じ予算対応をせざるを得ない。都度、予算管理の難しさがあるが適切な対応をお願いしたい。	整理 済	平成21年度より、予算内で運動系、文化系と広く様々な部活動に助成できるように、部活動等競技会派遣助成金交付要領を改訂した。
399	学校応援団推進事業	学校教育部	指導課	H22	-	〔目的〕 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成を図り、「学校応援団」の活動をとおして学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校応援団の活動の充実を図る。 〔手段〕 学校応援団づくりの推進のために学校応援団づくり推進委員会を開催し、学校の学校応援団担当者や学校応援コーディネーターを一堂に会して情報交換、実践発表、講演会等を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	学校応援団活動は各学校の実態に応じた特色ある取組が展開されている。しかし、学校を取り巻く地域の状況、人材確保の状況及び各学校の学校応援団に期待するもの等が異なるため、現在各学校の学校応援団組織は多様である。そこで、学校応援団づくり推進委員会を開催することで、コーディネーター交流会、実践発表会を開催し、各学校の実践等の情報交換をしている。加えて指導者を要請し、県内の小中学校の学校応援団活動の実践事例を情報提供いただくことで、ノウハウを共有し、各学校の学校応援団活動の充実を図る。	現状維持	①学校応援団の活動の一層の充実に向け、各学校の学校応援団活動の一層の広報が必要である。学校応援コーディネーター交流会により情報交換やノウハウを共有すること、また実践発表会をとおして自校の活動を振り返る機会とし、全体として活動の充実を図る。また、退職教員ボランティア制度や学生ボランティア制度を立ち上げ、各校の多様なニーズに対応できるような体制づくりを図る。 ②各学校の学校応援団活動の充実のために、今後とも安定した予算の確保を行っていく。	B	H23	学校応援団は、保護者・地域住民が学校における学習活動、環境整備、防犯活動などについて活動するボランティア組織である。青少年の健全育成、人格形成に寄与するとともに、地域住民にとっても地域貢献、自己実現の場となっており、学校、地域住民が相互にメリットがあり、相乗効果が生じている。近年では、学校の事務負担が増し、教員が多忙になったことで、児童生徒一人一人にきめ細かな指導をすることが難しい状況に陥っている。そのため、学校応援団が学校に果たす役割は大きい。 学校応援団の中には図書ボランティアが存在するが、平成22年度までは図書ボランティアは別の事業として区別されており、平成23年度から学校応援団の事業に組み込まれた。図書ボランティアは各学校に普及しており、その人数は増加傾向にあり、現在では800名近くの方が活動している。業務内容として図書の貸出、返却や図書の台帳整理、データ入力事務等を行い、学校応援団事業の中でも不可欠な活動と言える。他のボランティア活動と連携して、これまで培ったノウハウを活用し、学校応援団全体としての活性化を図りたい。 埼玉県教育委員会が推奨する「放課後子ども教室」と学校応援団の連携を図り、両事業が効率的に運営されるようにする必要がある。例えば、ボランティアの連携として、学校応援団として登録した人を放課後子ども教室事業で放課後や週末の学校で支援ボランティアとしても活動するように働きかけるなどの合理化を図りたい。 今後の課題として、全中学校へ学校応援団の設置を進めたいとしているが、現在登録しているボランティアのモチベーションを継続的に高め、学校応援団の充実を図ることも大切である。コーディネーター養成研修会、ボランティア養成研修会を実施して育成体制の充実を図っていただきたい。今後、中学校に学校応援団が設置された場合、同じ通学区内の小学校と中学校でボランティア同士による連携を図り、効率化に努められたい。 また、学校応援団の活性化のためには、コーディネーターの果たす役割が非常に大きい。そのコーディネーターの数が学校によってばらつきがあり、少ない学校では1名という学校もある。コーディネーターが1名の場合、コーディネーターに負担がかかり、多様な活動ができない恐れがあるため、コーディネーターの数が少ない学校には市がアドバイスするなどフォロー体制の充実を図りたい。 事務事業評価表の平成23年度当初予算の単価が0.00と記載されているため、適正な記載をお願いしたい。 学校応援団は図書ボランティア以外にも地域見守りボランティア、読み聞かせボランティアなど多くのボランティアの方々によって構成されているため、活動指標は「図書ボランティア数」に限定するのではなく、「ボランティア数」に変更されたい。 成果指標に「学校応援団設置小学校数」とあるが、平成22年度に全小学校30校において学校応援団の設置が完了し、目標達成をしていることから、今後の課題である全中学校設置に向けて「学校応援団設置学校数」とした方がより適切である。成果指標に「図書ボランティア組織校」とあるが、平成21、22年度実績ともに100%に達しており、指標を見直す余地がある。「学校満足度」など、より効果を実証する指標を検討されたい。	整理 済	各学校における学校応援団活動の実践、ノウハウを市内全体で共有するため、また、各学校の教育ボランティアの方々の一層の意識の向上を図るため、冊子による事業報告書の作成・配付及び、実践発表会を継続して開催する。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価											10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価									総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である	B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要							C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
400	学校図書館運営活性化事業	学校教育部	指導課	H22	-	〔目的〕 小中学校に司書(司書補)の有資格者を配置し、学校図書館運営ボランティア等との連携による読み聞かせや環境整備等を通じて、学校図書館の利用活性化を図る。 〔手段〕 越谷市教育委員会において14名の司書(司書補)の有資格者を雇用し、小中学校に学校司書として配置する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	平成28年度は、学校司書14名体制での複数年勤務配置をした。読み聞かせや読書活動が一層活性化し、市内各小中学校の学校図書館において貸し出された書籍のべ冊数が53万冊を超えた。また、児童の図書貸出しに関するバーコード処理・入力や図書館整理、蔵書点検を非常に効率的に行うことができるようになり、図書管理作業に大きく貢献した。今年度は学校司書を1名増員し、週2日配置校が4校増え、15校となった。成果と課題両面から検証したい。	検 討 ・ 見 直 し	①市内全小中学校へ一週間で2日間配置を目的に拡充を図っていく。 ②学校司書の拡充を視野に入れた中長期的な配置計画を検討するとともに、資質向上のための研修計画を立案する。	-	未実施		未実施	
401	日本伝統文化推進事業	学校教育部	指導課	H10	-	〔目的〕 越谷市立小中学校における日本の伝統文化に係わる教育の充実を図る。 〔手段〕 必要な学校に対し、日本伝統文化の各指導種目に関して専門的な実技指導力を備えた者を派遣する。また、成果発表の場として日本文化伝承の集いを開催すると共に、伝統芸術に触れる機会を設けるため、こども能楽劇場を開催する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本事業により、指導者の派遣を受けた各小中学校のクラブ及び部活動が、越谷市小中学校日本文化伝承の集いに参加しており、大きな成果を挙げているといえる。今後は、参加児童生徒数及び参観保護者数増加に伴った運営面の工夫が必要である。	検 討 ・ 見 直 し	①「日本文化伝承の集い」の運営組織について、当該年度幹事の仕事を含め、実行委員会の仕事や準備会、当日の運営について申し送りをしていく。また、児童生徒の荷物置き場の改善を図る。 ②学習指導要領の改訂に伴い、伝統や文化に関する学習の充実が求められている。体験活動の充実により、学習効果が高めることが期待できるので、実施方法を工夫していく。また、日本伝統文化講師との連携を密にし、事業内容の一層の充実を図る。	C	H29	本事業は、日本の伝統文化に関する教育の充実を図るため、専門的な技術指導者の派遣や成果発表の場の開催、伝統芸術鑑賞事業等を実施するものである。 学習指導要領の改訂に伴い、伝統や文化に関する教育の充実が今後一層求められていくことから、意義のある事業といえる。 伝統文化指導者派遣事業について現状を見ると、部活動外部指導者派遣事業と内容の重複する部分が多い。よって、中学校の部活動については部活動外部指導者派遣事業と統合し、それ以外の部分における伝統文化の指導に関して本事業で扱うことなど、本事業の内容について抜本的改善を図る必要がある。 こども能楽劇場については、児童が伝統文化に親しみを持つきっかけとするため、市にゆかりのある人物に業務を委託することは効果的といえるが、こしがや能楽堂を地域の貴重な資源ととらえて活用することを念頭に、能に限らず広く伝統文化に親しむことができる事業も検討されたい。 消耗品の購入については、内容の点検を徹底するなどにより適正な支出となるよう引き続き取り組まねたい。 活動指標の日本伝統文化講師派遣クラブ数と、成果指標の「伝承の集い」参加率については、いずれも毎年度数値が動くものではないため、事業を評価するための適切な指標とはいえない。事業の内容や成果が分かるような指標を設定するよう検討されたい。		※平成29年度外部評価を受けた対応等については、同年度内に整理予定
402	研究委嘱校等支援事業	学校教育部	指導課	H26	-	〔目的〕 教科等の指導法改善をはじめとする教育課題解決のための研究推進を図り、学習指導を充実させることにより、教職員の資質向上を通じて児童生徒の「生きる力」の一層の育成をすすめる。 〔手段〕 本市に共通する教育課題及び各校の特色を生かした課題に対する研究を奨励し、推進のための助成を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	平成26年度は、平成27年度から5か年計画で全市的に展開する「小中一貫教育」の前段階として位置付けており、従来の研究委嘱体勢を大幅に整理し、平成27年度からの新たな体制に円滑に移行できるよう進めてきた。 平成27年度からは中学校15校を単位としたブロックごとの研究組織を整備し、学力向上・自己肯定感の高揚・中一ギャップの解消を図るための「小中一貫教育」を前面に出した体制とする。	検 討 ・ 見 直 し	①平成27年度から、5か年計画の新たな研究組織・体制となっている。研究推進状況を十分に分析し、必要な修正を加えていく。 ②本市としての「小中一貫教育」を確立するとともに、学校管理課及び学務課等と連携し、児童生徒数減少期に向けた本市の義務教育全体の在り方について総合的に考えていく必要がある。	-	未実施		未実施	
403	総合学習・チャレンジ支援事業	学校教育部	指導課	H26	-	〔目的〕 総合的な学習の時間及び特別活動等の一環としての体験的な学習を充実させることにより、みずみずしい感性、社会性及び自立心を養うとともに思考力、判断力、表現力等を育成する。 〔手段〕 小中学校の総合的な学習の時間における体験的な学習及び中学校の「社会体験チャレンジ」に係る費用の一部を助成する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	平成26年度から事業の実施方法を見直し、各校への助成金から指導課の直接予算による事業となった。それ以降は制度の移行を周知するとともに事務の適正な執行のために各校を支援する場面が多かったが、十分な成果を挙げることができたといえる。	現 状 維 持	①事務処理の円滑化について各校への周知徹底を図るとともに、より効率的な事務処理の方法を工夫する。 ②道徳の教科化や次期学習指導要領全面改訂などを見据え、より効率的で意義ある体験活動となるよう工夫改善を重ねたい。	B	H27	小学校の「総合的な学習の時間」、中学校の「総合的な学習の時間」及び「社会体験チャレンジ事業」に係る体験活動の充実を図り、当該目的の達成のため必要な経費の一部を補助する事業である。 総合的な学習の時間は、児童生徒の自ら考え行動する力を育てることが重要な目的であり、そのために学習するテーマやそのやり方についてできる限り児童生徒が自ら決めることが好ましいと考えられる。学校や市は経費面や情報提供など児童生徒に対してできる限りのフォローアップ体制を整えるべきである。社会体験チャレンジ事業も含めて、可能な限り児童生徒の希望を最大限に反映される体制の整備、学習後の児童生徒への関心事項を継続的に把握するなど、より効果的な事業となるよう引き続き努められたい。 社会体験チャレンジ事業については、多くの事業所が生徒の受入をしており、生徒の地域産業への関心を高めるうえで、効果的に実施していると評価できる。生徒が地域社会の中に入り、就労前から地域の人々とともに当該地域で働く体験は、事業の目的と合致しており、引き続き必要な支援のもと継続を図るべきものと思われる。 実施している授業内容の例を見ると、すでに実施している他科目、他事業との類似が見られる。それらの科目・事業と当該事業の整理統合ができるのか、次期の学習指導要領改訂時期に合わせて、重複科目、重複事業の統合など効率化を図ることを検討をされたい。 活動指標の「中学生の参加率」、「体験的な学校の実施校数」は、児童生徒の育成に係る目的を達成し得るための具体的な指標としては適切ではないと思われる。成長を確認する意味でも、「アンケートによる児童・生徒の理解度」等、児童生徒や学校・指導者の努力による活動が分かるような目標指標を検討されたい。	整 理 済	今後も事務処理の円滑化について各校への周知徹底を図るとともに、より効率的な事務処理の方法を工夫していく。 また、道徳の教科化や次期学習指導要領全面改訂などを見据え、より効率的で意義ある体験活動となるよう工夫改善を重ねていく。さらに、すでに実施している他科目、他事業との整理統合の可能性について、次の学習指導要領改訂時期までに検討していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
404	副読本等整備事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕 体育、道徳、小学校社会科の副読本及び準教科書を児童生徒に配付し、授業における教材として子どもの主体的な学習活動を推進する。 〔手段〕 道徳副読本及び体育実技準教科書を児童生徒に配付する。また「わたしたちの越谷」を作成し、社会科副読本として児童に無償配付し、授業において活用する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	社会科副読本「わたしたちの越谷」の作成に当たっては、農作物等の季節に限られる写真等も必要になるため、1年間を見通した編集計画の立案が必須である。平成26年度に編集計画を見直ししたことにより、資料収集がたいへんスムーズになった。	現状維持	①各校の児童生徒数を性格に把握し、過不足ない購入・配布を行う。 ②道徳が教科化され、検定済み教科書の無償給与が実施されることから、道徳副読本購入費は不要となるため、今後の動向に留意しながら購入計画を策定していく。 また、社会科副読本「わたしたちの越谷」の作成にあたっては、内容をさらに検討すると共に、長期的な編集計画を策定する。	A	H20	現役の先生方の参加による市独自の副読本の編集活動は、評価に値する。 今後は、独自に編集する副読本と、一般に出版されている教科書を活用するものとを授業の科目によって見極め、副読本編集にかかる作業の効率化も検討する必要がある。	整理済	購入・配付の方法を工夫し、効果的かつ効果的な活用を図る。
405	環境教育推進事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕 児童生徒一人一人が、地球温暖化などの環境問題を自らの問題として認識し、将来にわたり安心して生活できる持続可能な開発を行う社会の実現に取り組むための教育を推進する。 〔手段〕 各小学校のビオトープや学校周辺の自然環境を活用した環境教育を推進するための指標生物調査プログラムの作成を委託するとともに、作成されたプログラムを活用して体験学習を推進するために学校ビオトープの状況を診断し、適切な環境とするための整備作業計画を委託する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	生物多様性子ども調査については、学習支援に関する業者委託、テキスト配布数、調査実施時期の分散化が課題である。ビオトープ整備事業については学校施設整備・管理の性格が強い事業であるため、5年目を迎える今年度で整備事業が終了するが、今後も継続して事業を行う必要がある。	検討・見直し	①田物多様性子ども調査については、こしがや環境サポーターの活用を図り、さらに学習支援に関わるよう連携を深める。また、調査実施時期の分散が図れるように、開始時期を早める。環境政策課と連携を図り、トンボサミットが生物多様性子ども調査の成果発表の意味合いも含めて開催できるよう支援していく。 ②次期学習指導要領の改訂に伴った必要に応じた支援を行っていく。	B	H24	各学校において、身近な自然を活用した指標生物の生息状況調査や環境保全体験活動に取り組むとともに、学校のビオトープの環境整備を行い、環境教育を推進する事業である。これまで、各学校では電気、水道の使用量削減、ペットボトルのキャップの回収、グリーンカーテンの育成等のエコライフ活動や、市内環境教育関係施設の活用を通して、環境教育が行われてきた。これに加え、平成23年度より当事業が開始され、小学校のビオトープを整備し、身近な自然環境を活用した環境教育が新たな柱として展開される。児童、生徒が環境問題を自らの問題として認識する上で必要な事業である。 平成24年度から12校の小学校でビオトープ等の自然を活用して、トンボの生息状況を調査し、調査結果をホームページで発表する取り組みが始まった。年間8時間の授業の内、4時間は専門家による授業支援を受けることができるが、今後は教職員のみによる指導によっても同等の成果を得ることが期待される。教職員への定期的な研修を今後も継続して行うことが求められる。また、近隣の自然を用いて学習を進める学校もあることから、地域の方のサポートを得ながら地域の環境への理解を進めるよう工夫されたい。 他市では、児童だけでなく、地域の人々の環境への意識を啓発するため、ビオトープの整備を行う際は、企業から資材の提供を受けたり、PTAや地域の自治会等、多様な関係者に協力を求めている事例もある。学校だけでなく地域住民を巻き込んで環境問題に取り組むことが可能になり、コストの削減も実現できることから参考にしていただきたい。専門講師の派遣や、企業の協力などは、埼玉県で「埼玉県環境アドバイザー」「環境学習応援隊」「埼玉県環境教育アシスタント」などの制度を設け、県や企業が費用負担していることから積極的に制度を活用されたい。 また、ビオトープは定期的に手をかけなければ、整備から数年もすると荒れ放題となってしまう等、維持管理が課題である。維持管理を行うのは担当教職員というケースが多いが、教職員の負担が大きいことから、PTAや地域住民にも協力を依頼する等、継続して学習素材、遊びの場として活用できるよう、整備する際にはその後の維持管理のあり方についても配慮されたい。 委託業者の選定について、平成23年度に委託した「指標生物調査プログラム作成」業務は、「KIKYO」という環境の指標の概念を活用して学習プログラムの作成することを仕様としたところ、要件を満たす企業が一つのみであったが、次年度以降は今年度の実施結果を基に業務委託に必要な情報を積極的に開示して、複数の企業による公正な競争環境を整備されたい。 将来的には、本事業を通じて専門知識を獲得した教師や地域住民が中心となって、委託事業の一部を実施できるようになることが望ましく、そのための成果目標も検討されたい。 成果指標については、「整備実施校数」をビオトープの「整備実施率」とされたい。 また、教職員や児童生徒にアンケートを実施するなどして、本事業の環境教育への寄与について検証されたい。	検討中	平成26年度より環境政策課と連携し、こしがや環境サポーターを導入した。今後も学習支援に入ってもらうこととなっている。生物多様性子ども調査の委託業者については学習プログラムの特性上、他の業者では対応が困難である。本調査の成果については年度末に教職員や児童を対象としたアンケート調査を実施し効果の検証を引き続き図りたい。
406	小中学校教師用指導書等整備事業	学校教育部	指導課	-	-	〔目的〕 新学習指導要領の実施及び教科書の採択替えに伴い必要とされる教師用指導書及び教材等を配付し、質の高い教育の均一化を図る。 〔手段〕 教師用指導書及び教材等の配布	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	小学校では、平成27年度の教科書採択替えに伴い一括整備を行い、平成28年度以降複数年で使用する教師用指導書の整備や学級の増加に伴う追加整備を継続的に行ってきた。中学校では、平成28年度の教科書採択替えに伴い一括整備を行った。今後も質の高い教育の均一化を図るため、過不足や地帯なく整備をしていく必要がある。	検討・見直し	①小学校は平成27年の採択教科書使用開始年度であり、一括整備を終えたため、複数年で使用する教師用指導書の整備や学級の増加に伴う追加整備を過不足や遅滞なく行う。 ②教科書の採択替えは原則4年ごとに実施されるため、採択替えに合わせて実施する一括整備と、一括整備後の継続的な補充が必要である。そのため、これらに対応できる整備計画について検討を行う	B	H25	事業概要 本事業は、小・中学校における4年ごとの新学習指導要領の実施及び教科書の採択替えに伴い、教員の効果的な指導を通じた教育内容の水準確保に必要とされる教師用の指導書、教科書及び教材を配布するものである。 必要性 本事業は、定期的に行われる新学習指導要領の実施に合わせて、その改定に伴う指導内容を教員が的確に理解して効果的な教育を実施するために、教師用の指導書、教科書及び教材を配布するものである。これは法律等により求められているものではないものの、同様の取組はほぼ全ての自治体において実施されているものである。また、教員を務めた経験のある市職員によれば、この教師用の指導書、教科書及び教材は、新学習指導要領の実施において必要不可欠なものであり、その配布・活用は、教育水準の確保、効果的な教育の実施において必須のものであるとのことである。この点を踏まえると、市の教員等に確認したものではないが、本事業の必要性は高いものと判断できる。 効率性 本事業は定期的な新学習指導要領の実施のタイミングにおいて、必要となる指導書等を発注し、購入・配布するものである。配布は委託により配送事業者が行っている。現在の評価表では、正規職員の人工が0.24の水準となっており、これは新学習指導要領の実施の有無に関係なく提示されているが、この水準は取組内容によって変化するものと考えられる。人工0.24の業務内容を精査した上で、より効率的な業務運営のための実施方法の見直しや、職員配置等を見直すことが必要である。また、本事業は正確さと業務運営の効率性を高めることが求められるものであることから、継続的に業務運営を改善していくことが必要である。 有効性・成果指標 本事業は、指導書等を定期的に配布することが目的である。現在、成果指標は「整備率」となっているが、より厳密には「予定通りミスなく(配布された指導書等の数、割合)といった指標の方が適切である。 また、指導書等は教員にとって不可欠のものであるとはいえ、それを定期的に確認することや、活用の状況・実態等を明らかにすることも必要と思われる。そのためには学校長、教員に対するアンケート、聞き取り等を、配布から一定期間後に実施する等の工夫も必要である。 活動指標 現在の評価表では、「配布小中学校数」となっているが、この指標では実績に変化がなく活動の実績を測るものとしては適当ではない。例えば、「配布作業(決められた冊数を期日通りに配布業者に委託する作業)の対応率」「学校等との事前協議の回数」といったものが候補になると考えられる。 その他 本事業は新たに市総合振興基本計画に位置づけられたようであるが、本事業は最低限度の教育内容・水準を確保するために、より高度な教育を目指す取組の前提となるものとして理解・認識されるべきである。その意味では、本事業は計画での位置付けのある／なしに関わらず実施すべきものであり、基本計画上においては、越谷市ならではの、教育内容、質の向上を図るべく、施策体系に基づいた取組をより重視すべきである。	整理済	成果指標を「整備率」から「配付先への対応率」に変更し、全体の学校数のうち、遅滞なく配付した学校数を成果として評価する。また人工値に関しては、採択替えに合わせて実施する一括整備時と、その後の継続的な補充時とで正確な数値を算出する。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度		外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
407	学校給食栄養管理事業	学校教育部	給食課	S44	-	目的] 児童生徒に魅力ある給食を提供するとともに、食育の「生きた教材」となるよう衛生的で安全な調理を行う。 [手段] 地域の特色を生かした郷土料理や地場農産物を取り入れた献立を作成するとともに、衛生的で安全に配慮した調理業務を効率的に実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	学校給食法で定める学校給食目標を实践するため、食に関する適切な判断力を培い、伝統的な食文化の理解や食を通じた生命・自然を尊重する精神を養うとともに、学校給食衛生管理基準に基づき食中毒防止に努め、衛生管理を徹底させることが規定されている。そのため、指導方法が課題となるとともに、「食」に対する安全・安心確保が重要である。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①「よくかんで食べよう」をテーマに食に関する指導を行うことから、かみごたえのある食材や調理法を積極的に献立に取り入れ、よくかんで食べることの大切さを伝える。 ②学校給食を「生きた教材」として活用するため、地場農産物の活用にもつづき、郷土料理や日本食を積極的に献立に取り入れるとともに、毎年給食のテーマを設定し、取り組んでいく。	B	H17	学校給食の内容を充実させることは重要な事業である。現在、配送業務の委託は行われているが、調理の委託化を含めたコストダウンの具体化、調理の工夫や食育指導にもつづき残率の低下を図ることが大切である。また、コスト把握としては、食材費、委託費、施設管理費、減価償却費、職員人件費も含めたトータルコストを認識する必要がある。	整理 済	平成28年度は「野菜を食べよう」をテーマとした献立を取り入れ、野菜の旬やその栄養の大切さを教えることで児童生徒の理解を深めた。 3センター方式によるスケールメリット、臨時職員の有効利用等による経済性・効率性を発揮しつつ、安全・安心な給食の提供に努めた。
408	給食センター衛生管理事業	学校教育部	給食課	H9	-	【目的】 施設管理・食材管理・調理管理等衛生管理の徹底を図るとともに従事職員の健康管理等の充実を図り、衛生管理水準の向上に努める。 【手段】 「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」に基づき、施設設備・食材の点検や給食従事者の細菌検査等を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」や「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」など「食」に関する安全確保は国の施策として整備されるものであるが、検査体制・質の向上が必要である。	検討・見直し	①②「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づく衛生管理の徹底を図るため、これまでの取組みの見直しを行う。 保健所による衛生監視や薬剤師による定期検査を積極的に継続的に行うとともに、食材の衛生点検や検査を実施する。	B	H20	国や県の指針・基準に基づき、必要不可欠な衛生管理を実施している事業である。学校給食の衛生管理の徹底を図るため、引き続き、国や県の指針・基準などの動向に注目しながら衛生管理に努めてほしい。	整理 済	「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」に基づく給食関係職員の細菌検査や薬剤師等による施設設備の定期的な衛生検査や食材の衛生検査・理化学検査を実施し衛生管理に努めた。
409	給食センター施設改修事業	学校教育部	給食課	S44	-	【目的】 学校給食を安定して継続的に提供するため、施設設備の機能維持に努める。 【手段】 学校給食センターの施設設備の計画的な改修・修繕を実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	学校給食を安定・継続して提供するために安全・衛生管理の強化が求められている。経年劣化した施設設備の更新や改修等を計画的に実施する必要がある。	検討・見直し	①厳しい財政事情であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、必要な財源確保を図るとともに、効率的・合理的な運営に努める。 ②衛生的で安全な設備運営をするためには施設設備の改修は不可欠だが、多額の経費を必要とすることから、順次改修する計画を立てていく。	B	H20	市内45校の給食を供給する3つの給食センターの役割は大きく、学校給食を安定して継続的に提供することは不可欠である。しかし、給食センターの機器・設備の老朽化に伴い、改修・修繕にコストがかかる現状がある。当該事業は、機器・設備の改修・修繕に関する事業だが、機器・設備の買い替え、改修・修繕、清掃・定期点検など施設維持の総合的視点で最適化を図ることが重要である。	整理 済	計画的な施設設備の改修・修繕に努めるとともに、保守点検結果に基づく修繕、突発的に発生した修繕も実施し、施設設備の機能維持に努めている。 平成28年度は空調設備工事等を実施している。 施設管理事業とも連携し、適切な施設設備の機能維持・改修に努めていく。
410	給食センター施設管理事業	学校教育部	給食課	S44	-	【目的】 学校給食センターにおける衛生管理・安全管理を行うため、調理機器やボイラーなど施設設備の適正な管理を行う。 【手段】 調理機器などの厨房設備やボイラーなどの点検・清掃委託、性能検査委託などを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	学校給食を安定・継続的に提供するために、安全・衛生管理の強化に努めながら、効率的・合理的な施設管理が求められている。	検討・見直し	①引き続き施設設備の保守管理、検査等の委託により、適正な施設設備の機能維持に努める。 ②厳しい財政状況であるが、施設の管理上不可欠な事業であるため、安全と衛生管理の強化に努め、効率的・合理的な運営を図る。	B	H17	安心、安全な給食を提供するために適切な施設管理を行うことは、重要な事業であり、今後適宜更新していく必要がある。更新にあたっては、学校給食事業の効率性を勘案し、全面委託方式を視野に入れた施設更新計画を検討する必要がある。	整理 済	施設設備の清掃、保守管理、検査等の委託により、経費の節減及び施設設備の機能維持に努めている。 現行施設設備の長寿命化を図る中で、本市の給食業務の経緯や実態を見ながら、施設の建替時に合わせて、総合的見地から適切な手法を探っていく。
411	給食センター備品整備事業	学校教育部	給食課	S44	-	【目的】 給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、調理用機械器具や牛乳保冷庫・配膳台の整備を行う。 【手段】 計画的に調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の買い替えを実施する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	学校給食を安定・継続して提供するため、安全・衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した備品を計画的に整備する必要がある。	検討・見直し	①施設設備を出来るだけ長持ちさせるため、修繕やこまめな手入れを実施し、安全・衛生管理の強化に努める。 ②学校給食を安定して継続的に提供するために、老朽化の激しい機械設備を計画的に更新・整備していく。	B	H22	給食センター及び小中学校の各種給食用備品の老朽化に対応するため、計画的に備品の買い替え、整備を行う事業である。 学校給食を安定・継続的に提供するため、調理用機械器具、牛乳保冷庫・配膳台の整備、買い替えは重要である。 調理用機械器具は、使用年数の長期化に伴い、機能・性能が低下し、食中毒発生のリスクが高まったり、作業効率が低下するなどの問題が生じる。しかし、耐用年数が過ぎたからといって、直ちに使用不可となるものではない。修繕で対応し、修繕不能になるまで使用可能な備品もある。したがって、備品は定期的に点検を行うとともに、機械器具をできるだけ長期間使用させるため、修繕やこまめな手入れを実施する必要がある。 その上で、機械器具の設備更新・整備に当たっては優先順位をつけるなど事業支出の効率化を追求する必要がある。 給食センターにおける大型備品については、購入予算額、落札額ともに高額であるものも少なくない。このため、当該大型備品の予算措置とともに、落札額や落札率も重要な調達管理情報となる。一定額以上の備品調達結果については、越谷市学校給食運営委員会に報告されており、調達管理情報共有の観点から評価できる。 今後も、このような調達管理情報を収集・活用することにより、担当職員に対する一層のコスト意識喚起や、類似備品の適正価格調達を目指されたい。また、備品購入価格や保守委託費用の妥当性についても、他の自治体の状況を把握して、客観的な根拠を持つよう努められたい。 越谷市では、現在給食センターを直営方式で運営しているが、将来の給食センター建て替え時には、PFI方式等を含め効率的な運営方法を検討することになっている。 しかし、本件に関しては、給食センターの運営形態が直営方式であるか公設民営方式であるかの如何にかかわらず、引き続き、市で担当する事業である。 したがって、今後も、学校給食を安定・継続して提供するために、安全衛生管理強化に努めるとともに、経年劣化した機械設備、機械器具について計画的に更新・整備されたい。 成果指標として掲げられている備品点数は、活動結果指標というべきである。成果指標としては、設備更新計画における備品買い替え達成率などを検討されたい。	整理 済	大型備品は保守点検結果に基づく修繕、その他の備品は日頃のこまめな手入れと修繕を実施している。 大型の調理用機器、牛乳保冷庫、配膳台の更新・整備については、計画的な実施に努めているかを示す備品整備率を新たに成果指標として設定し、事業の進捗度を点検するとともに、次年度以降の事業計画(予算化)に反映している。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
412	給食センター臨時職員配置事業	学校教育部	給食課	S44	-	〔目的〕 効率的な学校給食の運営を目指し、調理業務職員の欠員分等を補充・確保するため、調理経験者や有資格者の臨時職員を配置する。 〔手段〕 臨時職員を登録制とし、面接試験等を経て効率的に採用する。(総務部人事課にて全庁的に対応)	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	地方公務員法の関係から短期雇用となっているのが現状であり、資質の確保が課題である。また、特に年度当初は一度に多くの人員が必要となるため、その確保が難しくなっている。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①必要な臨時職員の確保を図る。特に年度当初は、人員の入替、調理班体制の再編もあることから、人事課と連携して人員の確保に努める。 ②臨時職員の確保を図るとともに、安全・衛生面の教育及び体系的職場研修を実施することで、臨時職員の質・量の充実に努める。	-	未実施		未実施	
413	学校系ネットワーク運用事業	学校教育部	教育センター	H19	-	〔目的〕 教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図ることにより、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、信頼される質の高い教育を行う。 〔手段〕 ・コンピュータ機器及びソフトウェアの賃貸借による整備とその運用 ・情報セキュリティ監査の実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	本事業は、教職員1人に1台のパソコンを配備し、各学校及び教育委員会とをネットワークで結ぶことで、校務の情報化・効率化の推進に大きく貢献している。また、学校系ネットワーク内において児童・生徒の情報を取り扱うことで、個人情報の漏洩事故の防止を図ることができ、大きな事故も起きていない。以上のことから、保護者、市民にとっても安心・安全な学校情報教育につながっている。	検討・見直し	①グループウェア機能の充実、成績表作成、指導要録作成の効率化等を図るため、統合型校務支援システムの更改を行う。また、情報教育の充実・発展と、より効率的な校務処理による効果の増大を図るため、出前研修会等の充実や積極的な情報提供に取り組んでいく。さらには、個人情報漏えい事故防止の徹底にも引き続き取り組む。 ②教育センターを中心として各学校間を結ぶネットワークを有効活用し、教職員のICT活用能力向上と校務の共通化、効率化を推進する。また、ホームページ作成システムの更改を行い、ホームページの充実を図る。	A	H22	コンピュータ機器等の賃貸借による整備により、授業で日常的にコンピュータ機器を活用することで子どもたちの思考力、判断力、表現力を高める。また、教職員のICT活用能力の向上と校務の効率化、共有化を図る事業である。平成19年度の当該ネットワーク運用開始以来、利用者である市内小中学校教職員に対し、継続的に情報セキュリティ教育を実施し、情報漏えい事故が皆無である点、また、コンピュータウイルス発生件数も激減している点など、市内小中学校教職員全体の情報セキュリティ意識の底上げに継続的に取り組んでいる具体的な事象として評価したい。 また、学校系ネットワークの稼働により、教材、指導案の共有化が図られ、優れた教材、指導案を市内小中学校のすべての教職員が情報共有し、活用することができることを評価したい。 さらに、グループウェア機能を活用し、ペーパーレス化、校内外の先生との情報交換等を行い、事務の効率化に積極的に取り組む姿勢を評価したい。 活動結果指標として、ネットワークを活用した「教材の相互利用件数」「授業の実施回数・受講生徒数」「授業を実施できる教員数」「教職員のITスキル向上を目指した研修実施回数・受講教員数」なども検討されたい。 また、成果指標として、生徒や教員自身によるIT習熟度・IT活用度に関する自己評価などを検討されたい。 今後は埼玉県内でも先進的な学校系ネットワークを活用して、一層の校務の効率化等を推進されたい。この結果、さらに教職員が子どもと向き合う時間も増え、質の高い教育活動につながるものと考えられる。また、今後はネットワーク活用によりどれだけ成果を上げたかをより具体的に保護者、子どもたち、教育関係者、市民等にわかりやすく示すことが重要である。今年度以降、より成果を上げるための実効性のある施策に期待したい。	整理済	平成24年度に学校系ネットワーク機器のリプレースを行い、効率的なソフトウェア及びハードウェアの整備を行った。教職員対象のソフトウェアの有効活用を図る研修会やICT活用研修会及びセキュリティ研修会を充実させる。
414	教育相談事業	学校教育部	教育センター	-	-	〔目的〕 専門的知識と経験を有する相談員のカウンセリングにより、幼児、児童生徒の健全育成を図るとともに保護者を支援する。 〔手段〕 ・教育センターにおける来所相談、電話相談等の実施 ・適応指導教室「おあしす」における不登校児童生徒の支援	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	年々相談件数が増加し、平成28年度も6,000件を超えた。その相談内容も、発達の課題や就学相談、不登校などを始めとして広範囲であり、複雑多岐にわたっている。これらの相談に対応できる専門性を持った質の高い相談員及び指導員の確保・育成、勤務環境の整備が継続した課題である。	検討・見直し	①平成29年度から「不登校対策にかかる学校支援訪問」の充実により市教委と学校の連携を深め、学校への支援を充実・発展させる。また、教育相談事業を周知するため、保護者向けガイドブックを作成する。 ②平成30年度の不登校発生率を2.04%にするために、不登校の未然防止、早期発見、早期解決に向けて、教育委員会と学校の連携や、研修会の充実を進める。また、質の高い教育相談体制及び特別支援教育体制を継続・発展させるために必要な人材を確保し、児童生徒・保護者及び学校に寄り添った支援体制を拡充させる。	B	H21	本事業の目に見える成果としては、不登校児童・生徒数の削減があげられる。市では、不登校の定義を30日以上連続して欠席した場合としているが、小中学校合わせて、平成19年度には360名であったが、平成20年度には288名に減少している。さらに、本年度においては87名が登校するようになり、最終的な不登校児童・生徒数は77名と激減している。 不登校対策としては、①不登校を未然に防止する方策と、②すでに不登校になった児童・生徒を復帰させる方策の2つが考えられるが、本事業においては、双方の役割を果たしている。 成果指標の相談員稼働率の今年度の目標は100%となっており、まったく、ゆとりがない状況である。あまりにも、忙しすぎると適切な相談ができなくなる可能性がある。世の中に不安定要因が増加している今日、児童・生徒や保護者による相談は増えることはあっても、減ることはない予想される。その意味では、80～90程度の稼働率で計画できる程度の相談員やカウンセラーの配置が必要であると考えられる。	整理済	児童生徒や保護者にとって、身近に相談できる学校相談員の配置・活用には意義がある。小学生のうちから、学校相談員のような大人に「気軽に相談する」体験を積み重ねることが大切であり、今後の児童生徒の成長に伴い、深刻な悩みが生じた際にも、他人に相談しようとする態度の育成につながると思える。平成25年度から、すべての小学校に学校相談員を配置し、中学校相談員との定期的な連携を行い、身近な相談体制を整えている。
415	教職員資質向上事業	学校教育部	教育センター	-	-	〔目的〕 児童生徒の生きる力を育むため、教職員の資質及び指導力向上を図り、本市教育の中核となる教職員を育成する。 〔手段〕 ・年間を通じた研修の実施 ・学校訪問による学校運営等に対する指導助言 ・大学と連携した指導法改善研究 ・自主研究団体への補助金交付による研究奨励	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	平成27年度、28年度の2年間で中核市移行に伴う県費負担教職員研修のベースを確立することができた。教職員の資質向上は市教委が実施する効果的な研修と自主的なものを含めた不断の研究により図られるものであり、今後も越谷市の特色、強み、人的・物的財産を活かした本市の課題解決につながる研修の実現に向けて、PDCAサイクルによる研修体制及び研修内容の見直し、研究・研修環境の整備を継続する必要がある。	検討・見直し	①教育公務員特例法の改正により、平成29年度に埼玉県教育委員会が設置する協議会で定める教職員の指標を踏まえ、研修内容や運営方法を見直し、体系的かつ効果的な研修計画を策定する。 ②教職員のさらなる資質向上を図るため、各研修内容を整理し教職員のキャリアステージに合わせた研修を企画する。	B	H21	教育現場の質的向上を図る上で、当該事業は必要不可欠であり、事業内容としては以下のものがある。 ①市内の中学校、小学校の教員を2年間に期限に教育研究員(89名)に委嘱し、研究活動を行う。 ②学校長の経験者が教育指導員となり、若手教員の指導を行う。 ①の研究活動は単なる研究成果に終わっていない。 研究成果を副読本として作成しており、さらにその研究成果を実際の授業で発表することにより、傍聴する教員が学習する機会を得ることができるなど、付加的な成果も認められる。 市においては、情報通信技術の活用も積極的に行われているということである。今後は、報告書など、紙媒体として配布するのではなく、電子媒体として共有することにより、一層の横展開を図っていただきたい。 研究のための研究ではなく、実務に活用するという視点で事業を担っていることは、他の事業の範となると思料する。 ②に関しては、従来は教育指導員は教育センターで現役の教員の相談に乗るという仕事の進め方であったが、現在は積極的に学校に向き、直接若手の指導に当たっている。単に事業を遂行するという発想ではなく、如何に教員を育てるかという視点で、事業を担っているという姿勢がうかがわれ評価できる。 昨今、巷では、公教育の質の低下が叫ばれて久しい。その結果、多くの児童が、私立の小中学校や中学校に進学している実態が増えつつある。本事業の成果が公立校への進学率向上の要因となることを期待する。 【教育研究員助成金】(内部評価:継続)(外部評価:継続) 当助成金を有効に活用し、公立小中学校の教職員の資質向上を期待する。	検討中	学力向上につながる研修を核として、その時々の課題、学校現場のニーズ、不易と流行を踏まえ、教職員として必要な様々な資質・指導力の向上を目指し、研修内容等の検証により研修の改善及び充実を図る。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部署	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
416	校内系ネットワーク運用事業	学校教育部	教育センター	H19	-	〔目的〕 授業での日常的なコンピュータ機器の活用により、児童生徒の情報活用能力及び論理的な思考力・判断力・表現力等を高め、自立した人間として他者と協働しながら創造的に生きるために必要な資質・能力を育成する。 〔手段〕 ・授業で活用できるパソコン、電子黒板等ICT機器の整備運用 ・ICT活用に関する研修会の実施 ・児童生徒、教職員等を対象とした情報モラル教育の実施	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	ICTを活用した授業をより効果的にするため、機器やシステムの整備・拡充をさらに進める必要がある。国の計画に沿った普通教室の電子黒板の整備及びタブレット端末の導入、ICTを活用した授業づくりの一層の充実・推進と、ICTを活用した自学自習支援のためのシステムの導入、SNS等のソーシャルメディアの進展に伴う新たな課題に適した情報モラル教育の一層の推進が課題である。	10. 改革改善の方向性 検討・見直し	①各小中学校に整備した図書管理システムの更改を進める。また、ICTの利点を生かした自学自習支援システムの導入についての検討・検証を進める。さらには、情報化の進展に伴う情報モラル教育の一層の推進に向け、啓発リーフレット作成や研修会の実施に引き続き取り組む。 ②普通教室に電子黒板の整備及びタブレット端末の導入、ICTの利点を生かした自学自習支援システムの導入、ICTを活用した授業づくりを推進する。	B	H17	<情報関連機器整備事業> 学校教育における情報教育の充実は今後ますます重要となり、情報関連機器を活用した新しい学習システムの整備は必要である。ただし、各年度ごとにとどこまで整備するかを計画し、その計画に基づいて事業を進めることが求められる。設備導入計画にあわせ、教師の育成も計画的に実施することをお願いする。	整理済	小中学校の校内系ネットワーク関連機器のリプレースを計画的に推進するとともに、ICTを活用した授業を活性化するために、出前研修を含む校内研修会の充実を図る。
417	選挙啓発事業	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	-	-	〔目的〕 政治や選挙に対する市民の意識の高揚を図る。 〔手段〕 新たに有権者となる18歳の市民への啓発冊子等の送付のほか、出前講座の実施、選挙用具の貸し出しなどを行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	・若年層を中心とした投票率の低迷と効果的な事業の実施について	検討・見直し	選挙啓発事業は直ちに結果の出る性質のものではないことから、今後も粘り強く啓発を行っていく。また、埼玉県選挙管理委員会をはじめ他の自治体とも連携を図りながら、引き続き効果的な啓発事業について調査研究に努めていく。 ①選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから、本市として2回目の選挙となるが、18歳となる若年層を中心に選挙啓発を実施していく。 ②社会情勢や制度の変更等を踏まえ、引き続き多くの市民の政治・選挙への関心が高められるよう、選挙啓発を図っていく。	B	H20	市民、特に若年層からの意見を収集し、今後の選挙啓発活動に反映させることが必要と思われる。なお、若年層への政治に関する関心の喚起には、立候補者側へ工夫を求めることも必要と思われる。	整理済	若年層の投票率が低下している原因を探る目的で、市内の大学(2校)においてアンケートを行い、若年層の選挙啓発に対する関心・意識を調査した。投票率の低下は即座に改善できる性質のものではないため、目に見えた成果は得られないものの、アンケートにより得た集計結果はその後の啓発事業を行う際の参考となった。
418	農業委員会運営事業	農業委員会事務局	農業委員会事務局	-	-	〔目的〕 農業委員会等に関する法律に基づいて次の業務を行う。 1. 法令業務 農業委員会が専属的な権限に基づいて行う業務で、主に農地法に規定される農地の転用などの許認可等の審査や農地の利用状況調査を主要とした農地行政の執行及び農地等の利用の最適化の推進 2. 任意業務 法人化その他農業経営の合理化や、農業に関する調査及び情報提供 3. 意見の公表、建議、答申に関する業務 〔手段〕 毎月の定例総会の開催。許可申請地等の現地確認。そのほか、農業委員による農地パトロール・利用状況調査等	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	農地の利用集積を推進するための制度(農地台帳の公表、農地中間管理機構の事業等)について、農家への周知を推進する必要がある。	検討・見直し	①農地の利用集積を推進するため、農地の貸借りに関する制度・方法についての周知を継続して実施していく。 ②国が進める農地中間管理機構による農地の集積・集約化の制度に対応すべく農地情報公開システムの活用を充実させる。 ②農業委員会法の改正に伴い、平成30年度から新体制となることから、法令遵守を徹底し、効率的な業務遂行を目指す。 ②遊休農地対策のため、タブレット端末の導入を検討する。	-	未実施		未実施	未実施
419	消防施設改修事業	消防本部	総務課	-	-	〔目的〕 各種災害における防災拠点施設である消防施設を維持する。 〔手段〕 消防施設としての機能を保持するため改修する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	消防施設の地盤沈下改修工事及び空調設備改修工事など、大規模な改修工事を要する施設がある。	検討・見直し	①緊急度・優先度を勘案して改修工事を実施した。 ②消防署所整備事業との整合性をとり消防施設の改修工事を実施していく。	B	H19	消防施設は市民の安全安心を守る拠点として重要な施設である。建て替えを含めた適切な施設の長期的な改善改修計画を市の財政計画と整合させ策定する必要がある。消防施設は24時間稼働が前提であり、他の施設とは異なる視点で改修計画を策定することが、求められる。	検討中	消防施設は、建替えを含めた適切な施設の長期的改修計画(越谷市公共施設等総合管理計画)と整合させ実施していく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等		
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度			
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要
420	消防施設管理事業	消防本部	総務課	-	-	〔目的〕 災害時の活動拠点としての役割を果たすため、消防庁舎等を管理する。 〔手段〕 施設を管理するために必要となる保守管理及び保守点検を業務委託するとともに、施設に係る修繕を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	消防庁舎などは、24時間体制の業務に伴い、緊急修繕が発生するため、計画している修繕が繰り越しとなる。	①施設や設備を維持管理するため必要となる保守管理及び保守点検の業務委託を実施する。また、消防庁舎施設の現状を把握し緊急優先順位に修繕を行う。 ②消防施設改修事業及び消防署所整備事業との整合性をとりつつ消防施設の管理をしていく。	B	H22	＜消防庁舎施設管理事業＞ 災害時の活動拠点としての役割を万全とするため、消防庁舎施設の保守点検と施設修繕を行う事業である。地域住民の生命と財産を守ることは、行政に課せられた重要な使命の一つであり、必要不可欠な事業である。第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても「消防力の強化」、「救急・救助体制」等の優先的な取組を望む市民の声も多い。市民の期待に応えるためには、修繕等が必要な場所・量を適確に把握し、優先順位を定めた計画的かつ効果的な修繕を行い、財政負担の軽減を図りながら、施設を良好な状態で維持することが必要である。消防本部では、各庁舎別に「いつ」、「誰（施工業者が）」、「どのような修繕を」、「いくらで」実施したかを記載した施設管理台帳を作成し、これを維持・管理している点は評価できる。今後は、この台帳を積極的に活用し、改修計画・修繕計画を合理的に作成することにより、市民生活を守る「消防」という仕事をより実効性のあるものにしていくとともに、署員が働きやすい環境を作られるよう進めて頂きたい。 なお、修繕計画の立案に際しては、年数の経過とともに増大する修繕費用について、不具合が発生してから行う「事後保全」から、不具合が生じる前に修繕を行う「予防保全」の考え方や、建築ストックマネジメントの導入についても考慮されたい。 このほか、事務事業評価が「消防庁舎施設管理事業」と「消防施設改修事業」に分けて実施されているが、市民からみて全体像が見えにくいこと、改修と修繕を組み合わせることによる突発的な修繕の緩和や重複投資の排除等の観点から、施設管理事業と施設改修事業を一体化する必要があると思われる。 ＜消防施設管理事業＞ 市の消火栓および防火水槽の設置率は、国基準の82%であり、今後も計画的に整備を進めていく必要がある。また、地震等の災害に備えた対策も必要であり、例えば、県レベルでのハイパーレスキューの装備などの検討も望まれる。	整理済	平成23年から「消防庁舎施設管理事業」を「消防施設管理事業」に統合した。また、「消防施設管理事業」の修繕料に統合し事業の合理化を図った。消防庁舎の修繕については、優先度・緊急性を考慮して実施している。
421	消防署所整備事業	消防本部	総務課	H23	-	〔目的〕 消防署（分署）の耐震性を確保し、災害対応力の強化を図る。 〔手段〕 旧耐震設計で老朽化が進んでいる各分署を建替えていく。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	A	消防署や各分署の建替えについては、消防体制の強化などを踏まえて、建設規模等を総合的に検討する必要がある。	①消防署各分署の建替えは、平成28、29年度で建設工事を行う。 ②新耐震基準以前に建築された消防施設については、順次、耐震性に優れた庁舎に建替えて行く。	-	未実施	未実施		
422	職員研修事業	消防本部	総務課	H5	-	〔目的〕 複雑多様化する各種災害や消防業務の専門化などに対し、消防体制の充実を図る。 〔手段〕 各種研修及び教育訓練を充実し、職員の知識・技能の向上を図る。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	退職する職員が増加することなどに伴い、教育訓練の修了者及び技能資格の取得者を確保していく必要がある。	①計画した教育訓練及び業務上必要となる技能資格を職員が取得できるように努める。 ②消防体制を充実させるため、消防大学校、消防学校における教育訓練の修了者及び必要となる技能資格者を確保していく。	B	H17	＜救急救命士養成事業＞ 近年、救急の件数は1万件(年間)を超えて増加しているが、その半分以上は軽症者であり、到着時間も5分45秒と少しずつ延びている。その一方で、重症者を救うために、救急現場および搬送途上での応急処置の必要性が高まっている。したがって、救急救命士を計画的に育成し、配備していくことは必要かつ重要なことである。	整理済	救急救命士を計画的に育成し、配備していくことが重要であるとの外部評価を受け、平成23年度から救急救命士養成事業の所管課を警防課に移管し、事業の実効性を高めた。 さらに、平成27年度に救急課を新設し、上記事業の実効性を高めている。
423	火災予防事業	消防本部	予防課	-	-	〔目的〕 火災を予防し、火災による死傷者の減少、財産損失の軽減を図る。 〔手段〕 春(3月)、秋(11月)の火災予防運動期間及び危険物安全週間(6月)に伴うポスター配布等の防火広報活動を行う。また、各種イベントや消防訓練等において、火災予防に対する意識の高揚及び各種災害に対する知識と対応方法の習熟を図る。さらに、新築建物に対する消防用設備等の設置指導、既存建物及び危険物施設への立入検査を実施し、防火管理体制の強化や消防用設備等の適正な維持管理を促す。	高	低	低	高	(b)	(b)	(a)	(a)	(b)	B	防火管理者の選任率に向上が見られるが、防火対象物の査察件数は、目標が達成されていない。防火対象物の査察件数の減少については、査察員が他の業務との兼務により業務に専念できない状況であることから、査察の執行体制等の検討が必要である。	①平成29年度から査察員を増員したことにより、査察の充実が図れる。また、平成29年4月1日から施行した公表制度を活用し、重大な消防法令違反のある建物の情報を早期に建物の利用者等に提供することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図っていく。 ②さらなる査察件数の増加に取り組んでいく。	B	H19	防災対象物の査察等により、人口1万人当たりの年間出火件数は年々減少しており、当該事業の重要性が十分にうかがわれる。 今後は、起震車の再リース等により事業費の削減努力を実施し、削減分を人件費に配分するなどし、査察実施率をあげることが重要である。再任用者の活用など適切な人件費管理に努めていただきたい。	整理済	外部評価で指摘された起震車の再リース等による事業費の削減努力及び再任用者の活用については、リース契約を見直し、平成28年度に起震車を購入することにより事業費の削減に努めるとともに、再任用者に査察資料を電子化するための入力業務を担当させることにより人件費管理に努めている。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価		13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
424	火災・救助活動事業	消防本部	警防課	H15	-	<p>【目的】 各種災害や事故等から市民の生命、身体及び財産を守る。</p> <p>【手段】 ・消防車両の維持管理を行う。 ・消防・救助用資機材の整備及び維持管理を行う。</p>	高	高	高	低	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>消防車両等の点検整備は予定通りに実施されているが、消防用資機材の修繕や購入は、消防用資機材によって修繕費、購入費に大きな差があるため、計画的な予算措置が必要である。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①消防車両の点検整備を確実に実施し、防火衣の更新を行う。 ②継続した防火衣の更新とホース洗浄機の更新整備に取り組む。</p>	B	H27	<p>消防体制の維持・充実を図るため、消防車両及び消防資機材の維持管理、消防職員の個人装備の整備、各種資機材の更新整備を行う事業である。 この事業は緊急性・確実性が高いことから、日常の消防防災関連設備、消防職員が業務において使用する備品・用具等の十分で正確な管理が必要不可欠である。ヒアリングおよび事前提出資料から当該備品等の管理、維持更新については、すでに必要書類の作成・保存がなされている状況が伺える。各資機材の管理体制の確立と、これらを定期的に把握・検証する体制は、本事業の確実な業務遂行のためには重要な部分であり、引き続き正確性と効率化を図りながら適切な実施に努められたい。 消防救助技術大会旅費や防火衣購入費用などについても本事業の対象経費となっているが、「火災・救助活動事業」という本事業名・区分は、このような事業経費の内容に即したものであるとはいえない。以前は総務課の担当事業となっていた経緯もあるが、当時から担当課が変更になっている現状では、市民など外部からも事業内容が容易に把握できるような事業名・区分とするよう検討されたい。 活動指標及び成果指標については、いずれも維持管理にかかる義務的な項目となっており、このような指標では本事業の実施によって消防体制の充実を図ったうえで、市民の生命、身体及び財産を守っている結果が分かる数値目標とはいえない。「点検整備による不具合発見件数」など、専門業者が整備点検を行っている状況とその実際の効果が分かるよう、より具体的な指標について検討されたい。</p>	<p>整理 済</p>	<p>①各種災害に出動する消防車両を点検整備することで、災害対応が可能となる。 ②火災現場で使用する経年劣化した防火衣を計画的に更新し、ホース洗浄機等の更新に取り組む。</p>
425	消防水利整備事業	消防本部	警防課	H15	-	<p>【目的】 火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、消火活動に必要な消防水利施設の整備及び維持管理を行う。</p> <p>【手段】 ・耐震性貯水槽を地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、整備する。 ・消火栓の新設工事及び維持管理を行う。 ・消防用施設用地を確保するため、土地賃貸借契約を締結する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>土地賃貸借契約による防火水槽は、地権者の土地返還要望による解体撤去費用が課題となっている。 また、既存の消火栓にあっても、老朽化などの要因で修繕が増加している。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①新設消火栓を3基及び耐震性貯水槽を増設し、消防水利の強化と維持管理に取り組む。 ②耐震性貯水槽を含め、計画的に消防水利の充足を図れるよう整備する。</p>	B	H21	<p>市民の安全・安心を守るという上で、消火栓や防火水槽など消防活動に不可欠な消防水利の設置は、重要な事業である。よって、年次目標を設定した設置計画、維持管理計画を策定され、従来にも増した取組み強化を望む。</p>	<p>整理 済</p>	<p>①平成29年度も継続して消火栓の新設と消防水利の維持管理に取り組む。 ②計画的に消防水利の整備と維持管理に努める。</p>
426	常備消防車両等整備事業	消防本部	警防課	H15	-	<p>【目的】 複雑多様化する各種災害に対応できる、消防車両等を計画的に更新する。</p> <p>【手段】 更新計画に基づき、消防車両及び資機材を更新する。</p>	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	<p>消防車両のみではなく、積載している各種消防用資機材も同時に老朽化するため、迅速、確実、安全に市民の負託に応えるために、更新計画に基づき、更新していく必要がある。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①消防力の整備指針に基づき、消防ポンプ自動車1台を更新し、更新車両を非常用消防ポンプ自動車として増車することにより、大規模災害等に対応する。また、資機材搬送車を人員輸送兼資機材搬送車(支援Ⅲ型)として更新整備することで、多数傷病事故や大規模災害時の対応が向上する。 ②老朽化した消防車両等を第4次総合振興計画(後期基本計画)に基づき、更新整備する。</p>	B	H22	<p>複雑多様化する各種災害や高度化する救急業務に対応するため、更新計画に基づき、消防車両等を整備する事業である。 第4次越谷市総合振興計画策定に係るアンケート調査においても、「消防力の強化」、「救急・救助体制の充実」等の優先的な取組みを望む市民の声は多く、事業としての必要性は増している。 消防車両等は、火災や災害等の緊急時において確実な作動を求められており、老朽化や整備不良等により人命が失われるような事象があってはならないことである。 日常の整備点検を通じて消防車両等の状態を適確に把握し、耐用年数や消耗度合いを考慮しながら、優先順位を定めた計画的な更新が必要である。また、オーバーホールによる長寿命化についても、対投資効果を勘案しながら検討する必要がある。 消防本部では、消防車両毎に購入以降の維持管理の履歴を記録した台帳を整備し、修繕費用と購入費用を勘案しながら、車両更新計画の立案に活用している点は評価できる。一方で、予算上の都合もあり、本来理想とされる更新時期に更新できていない現状に鑑み、今後は、現実に即した車両更新計画に改善していくために、車両等に係る台帳の更なる充実とより一層の活用に取り組まれたい。 なお、「安全に暮らしたい」と願う市民の声に応えるための一環として、消防車両等更新計画については、広報誌やホームページ等において公表することを検討されたい。 市民に対する「安全・安心」の提供と、消防力の維持向上を図るため、地域特性や社会的状況を考慮しながら、社会的要請に即した車両や資機材が必要であり、計画どおり実施できるよう取り組まれたい。</p>	<p>検討 中</p>	<p>①第4次総合振興計画(後期基本計画)で、平成28年度整備予定の車両を平成29年度で更新整備する。 ②平成30年度以降も計画に基づき、更新整備し消防力を維持していく。</p>
427	消防団員事業	消防本部	警防課	-	-	<p>【目的】 消防団による地域防災活動の推進を図る。 様々な災害時における地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の更なる増強に努める。</p> <p>【手段】 消防団員の報酬、費用弁償、退職報償金の支払い及び公務災害等の補償を実施する。</p>	高	高	高	高	(b)	(d)	(b)	(b)	(b)	B	<p>「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、自主防災組織の要である消防団の更なる充実強化が求められている。 越谷市においても、独自の魅力を積極的にPRすることにより、消防団への加入促進を積極的に展開していく必要がある。</p>	<p>検討・見直し</p>	<p>①平成29年度には学生の入団を促進するための「学生消防団活動認証制度」の制定を進めていく。 ②大規模災害等の活動や、広報活動などの目的別活動に特化した学生機能別消防団の制度を設け、消防団入団への門戸を広げ、若者に関心を持ってもらうことにより、将来的には消防団活動の継続を推進することによって地域防災力の充実強化を図っていく。</p>	B	H24	<p>消防組織法に基づき、地域の安全・安心なまちづくりを育むため、消防団による消防団体制の充実を図り、地域防災活動の推進を図る事業である。 地域防災活動は、火災などの災害発生時に対する活動が主であり、市民の生命・身体・財産を守るという重要な役割を担っている。時には消防団員自らが危険を晒して、災害から市民を守ることもあり、地域全体の防災力を高める上で、本事業の役割は大きい。 限られた事業費の中で、出来る限りの無駄を排除し、何を残すべきか検討する必要があるが、団員は多忙の中で、市民の安全・安心のために尽くしていることも伺える。消防団員の報酬制度については、関連条例に基づき、近隣の自治体と比較しても妥当な水準である。 しかしながら消防団員数は、現在減少している状況である。市民の防災意識を高め、より効果的な運営を行うため、継続的な広報活動や自主防災組織との連携を検討してみるのも良いと思われる。 また目標団員数419人とあるが、当市の防災レベルに合わせて、定期的に消防団員の定員数を見直されてはどうかだろうか。過疎化地域や人口の多い地域など、地域の実態に応じて、団員数の設定をされることを提案したい。 団員数減少が懸念される中、今後団員数の確保が課題となる。幼年消防クラブ以外にも、小中学校や高校とも関わりを持ち、消防団員の仕事や、地域への貢献度、やりがいなどをアピールすることも重要である。青少年から消防団員の予備軍を確保することも、長期的な視野で、消防団員増加につながると思う。 最後に、成果指標として「消防団員の充足率」が設定されているが、消防団の活動結果を客観的に評価できる指標も加えてはどうか。市民に対して消防団員の必要性、重要性をアピールしたり、地域の状況変化に対応した消防団の効果的な編成にもつながると思われるため、検討されたい。</p>	<p>整理 済</p>	<p>女性消防団員や学生消防団員の積極的な任用を図ることによって、地域の実情に応じた団員数を確保することにより、地域防災力の更なる充実強化を目指す。 各種広報媒体や、イベントを活用して消防団の魅力を発信するとともに、消防団の認知度や理解度を高めることによって、消防団への加入促進を図る。</p>

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 改革改善の方向性	11. 改革改善案 ①平成29年度の取組 ②平成30年度以降の取組	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等	
							8. 個別評価				9. 総合評価								総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【】は、補助金等名称		
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×有効	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である							B 課題が少く事業の一部見直しが必要
428	消防団活動事業	消防本部	警防課	-	-	〔目的〕 地域防災活動を推進し、地域住民の安全・安心の確保に努める。 〔手段〕 消防団車両の点検整備及び消防用器具等を整備する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、大規模災害時における地域の安全・安心を守る消防団の更なる充実強化が必要となっている。 このため、活動するうえで必要不可欠な消防用資機材を充実させ、地域防災力を強化するとともに地域の安全・安心を図る必要がある。	①老朽化した小型動力ポンプを更新するとともに、既存ポンプが故障した際に消防力の低下を防ぐため、非常用の小型動力ポンプを配備することにより消防力の強化を図る。 ②継続的に老朽化した小型動力ポンプの更新整備に取り組む。 安全装備品を含め、消防団員の装備品の充実強化を図る。 購入後、20年を経過する消防車両の適切な維持管理に努める。	B	H21	地域の消防団員が着用する防火衣、銀長靴、ヘルメット等の装備品の購入、消防団車両の点検・整備、消防用器具の整備を行う事業である。地域防災活動の推進及び消防団活動の充実を図るために、本事業を遂行する意義はあると認められる。 現在、413名の消防団員がいるが、防火衣は203着である。災害規模によって防火衣の着用を必要とする消防団員の数は変動するが、約50%の整備率では十分とは言えない。今年度は30着の購入を予定しているが、あわせて56%の整備率である。このことは、単に防火衣購入というレベルの議論ではなく、リスクマネジメントの一環として考えるべき案件である。予算確保の優先順位が高いことを意識して、主張すべきである。 事業目的には、「整備を計画的に実施する。」とされている。具体的な計画を立案する必要がある。	整理 済	消防団の装備の基準に基づき、団員の安全装備の積極的な整備を図る。
429	消防団施設整備事業	消防本部	警防課	-	-	〔目的〕 消防団施設を整備し、地域防災力の向上を図る。 〔手段〕 狭隘で老朽化が著しい消防団器具置場を計画的に建替える。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	改修を要する既存器具置場は全て完了したため、今後は老朽化が著しく、かつ、借地利用の器具置場の早急な建替えを進め、切れ目のない整備を進めていくことによって、地域防災力の充実強化を推進していく必要がある。	①狭隘で借地利用の消防団器具置場について、新たに用地を取得し、消防ポンプ自動車の配備が可能な消防団器具置場を建設する。 ②旧耐震基準で老朽化の著しい消防団器具置場の建替えを推進し地域防災力の更なる充実を図る。	B	H21	消防団の活動拠点である消防団器具置場の老朽化が進む中で、施設の建て替え、新設を行う事業である。経年による老朽化は着実に進行しており、本事業を遂行する意義はあると思われるが、計画立案等に課題がある。現在、43の施設があるが、建物の建て替えの他に、用地取得に関わる問題も抱えている。 多くの施設で老朽化が進んでいるが、3～5年先を見据えた中期の整備計画の立案がされていない。特に土地の取得に関わる案件は、解決までに時間を要する課題であり適切な計画を立案し、長期的な到達目標を設定し、年度ごとに具体的なアクションプランとして細分化し、本事業に盛り込むようなアプローチをとられることを望む。	整理 済	消防団器具置場の整備計画に基づき、事業を推進している
430	応急手当普及啓発事業	消防本部	救急課	H23	-	〔目的〕 救命効果の向上を図るには市民による応急手当が不可欠であることから、自動体外式除細動器(AED)の取扱いを含めた応急手当の普及啓発活動を推進する。 〔手段〕 心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱いなどの救命に係る講習会等を開催する。 市の公共施設に自動体外式除細動器(AED)の整備(借上げ)等を行う。	高	低	高	高	(a)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	応急手当普及啓発活動に再任用職員を配置して、応急手当普及啓発の推進を図っている。今後は、職員配置の増加や訓練用資機材などの増加も考慮する必要がある。	①平成29年度は、引き続き見直された心肺蘇生法の普及を図る。 ②市民へ広く普及するため、普及啓発活動貸出し用資器材の充実を図る。	A	H26	「越谷市における応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要項」に基づき、普通救命講習や応急手当普及員講習等の開催をとおして、心肺蘇生法や自動体外式除細動器(AED)の取扱い等について市民に対し広く普及啓発活動を行う事業、AEDを業者から借り上げて市内公共施設へ配置し、維持管理を行う事業で構成される。救命処置を必要とする傷病者が現れた際、救急隊員が到着するまでの間にAED等による応急手当が行われることによって傷病者の救命率が飛躍的に向上することが知られている。多くの市民が応急手当について正しい知識と技術を身に付けていることで傷病者の命が救われる可能性が高まるため、本事業によって広く一般市民へ応急手当の普及啓発を行うことは重要であると言える。 各講習会の内容は消防庁によって設定されており、越谷市ではその方針に沿って計画的に講習会を実施している。各講習会の参加者数については年代ごとに把握しており、新規参加者数についても把握されていることは本事業の成果を図る上で重要なデータとなることから大変評価できる。平成6年に講習会を開始してから、全体で38,322名の受講者があり、再度講習を受けた5,641名を除いた32,681名が新規受講者となっている。講習会の申し込みは団体に限られるものも多いが、団体に参加できない個人に対して、月に1回以上の講習会を実施している。また、平成24年度からは小学校4年生以上を対象とした救命講習会を実施しており、市内30校の小学生在が卒業前に最低1度は講習会に参加できるよう計画的に実施している。講習会全体の開催数、参加者は平成23年度より毎年増加しており、市民への普及啓発活動として成果をあげていると言える。講習会の開催数の増加に伴い人件費の増加が懸念されるが、再任用の職員や地域のボランティア団体である女性消防団員の協力を得ることで、コストや職員の負担減について配慮がなされている。 AEDの整備は業者からの借上げで実施しているが、AEDを購入する場合と事業者から借り上げる場合にかかる整備費、維持管理費について比較検討がされている。また、競争入札によって複数の業者から見積を取得することでAEDの借上げとリース契約を実施していることから、事業実施に当たってコスト削減に十分努めていると言える。AEDの設置は国の基準に沿って整備が進められており、平成26年度には市内の公共施設131カ所に144台のAEDが整備されている。AEDの配置場所は市のAEDマップ、埼玉県のアEDマップで一般に公表している。市が管理しているAEDについては順次マップの更新を行っているが、各事業者が自主的に設置しているAEDについては使用期限の切れているAEDの情報が掲載されている場合がある。市にはAEDの更新について指導する権限はないが、事業者向けの講習会の機会を捉え、その都度注意喚起を促すなど、適切なAEDの管理についても啓発活動を実施していることは評価したい。 成果指標としている「市民による救命に係る応急手当実施率」であるが、事業目的に沿った適切な指標であり、市民が本事業の成果について実感を得やすい指標となっている。算出の基となっている「市民による救命に係る応急手当を施された傷病者数(人)」は平成24年度は115名、平成25年度は111名であり、「心肺停止傷病者搬送数(人)」は平成24年度は274名、平成25年度は273名である。市民による応急手当実施率はそれぞれ40%を超えており、その数値の大小を単純比較はできないが、本事業の十分な成果として評価できる。	整理 済	応急手当普及啓発活動の貸出し用資器材を整備する。
431	救急活動事業	消防本部	救急課	-	-	〔目的〕 高齢化の進展と疾病構造の変化等に伴い救急需要が増大していることから、迅速かつ的確な救急業務を実施する。 〔手段〕 高規格救急自動車及び高度救命用資機材等の維持管理を行う。 救急隊員の質向上のため、医師による指示・事後検証を充実させる。	高	低	高	高	(b)	(b)	(a)	(b)	(b)	B	研修や教育・訓練を行うことにより、さらに効果的・効率的な現場活動が望める。	①平成29年度は、引き続き救急救命士の処置範囲拡大研修修了者を増やし、現場活動の充実を図る。 ②教育と訓練体制を充実させるため、指導的立場の救急救命士の配置を検討する。	B	H21	救急車の適正利用については、講習会、自治会等への説明会を通じて広く市民の理解を得る取り組みをされており、評価できる。 市民にとって、極めて重要である本事業の成果を表す指標として、「入電から現場到着までの平均時間」を採り入れるなど、よりわかりやすい指標化を望む。 なお、当面する課題として「救急・救命の手法や技術の向上が重要であること」を聴取したところであり、今後の引き続き努力を期待する。	整理 済	現場到着までの時間については、救急需要の増加に伴い管轄区域害への出動が増加したため、平成26年度に救急隊を増隊し現場到着時間の短縮を図った。また、引き続き、傷病者搬送人員に対する応急処置実施人員を活動指標とし、救急活動の質の向上に努めていく。

1. 事業番号	2. 事業名	3. 部名	4. 課名	5. 事業開始年度	6. 事業終了年度	7. 事業目的及び手段	担当課の評価										10. 方向性 11. 改革改善案	12. 外部評価			13. 外部評価を受けた対応等			
							8. 個別評価				9. 総合評価							総合評価	実施年度	外部評価コメント ※外部評価を複数回実施している事業における掲載内容は直近の実施年度のもの ※【 】は、補助金等名称				
							(1) 妥当性	(2) 効率性	(3) 有効性	(4) 貢献度	(1) 受益×負担	(2) 同×廃・縮	(3) 妥当×効率	(4) 妥当×有効	(5) 事業×直接	A 事業内容は適切である						B 課題が少しあり事業の一部見直しが必要	C 課題が多く事業の大幅な見直しが必要	D 事業の休・廃止を含めた検討が必要
432	救急救命士養成事業	消防本部	救急課	H5	-	〔目的〕 救命効果の向上を図るため救急救命士を養成し救急隊1隊に2人を配置する。 〔手段〕 ・計画的に救急救命士及び気管挿管・薬剤投与認定救急救命士を養成する。 ・就業前教育及び再教育等の病院実習を行い救急救命士の知識や技術の向上を図る。	高	低	高	高	(b)	(d)	(a)	(b)	(b)	B	・退職者や救急隊員の高齢化に伴う人事異動等を考慮し、救急救命士養成人数の計画をしていく必要がある。 ・救急救命士の新規養成人数については、県からの研修者受入配分当に基づき養成しているため、増員する場合は県との連携が必要となる。	10. 方向性 検討・見直し	①平成29年度は、ビデオ喉頭鏡気管挿管認定救急救命士養成を2名増員して、ビデオ喉頭鏡気管挿管認定者拡充に取り込んでいく。また、指導的立場の救命士の養成を行っていく。 ②平成30年度までに薬剤認定資格者を持つ救命士を拡大二行為認定資格者に養成するために、計画して養成していく。	B	H25	事業概要 病院前救命救護の充実を図るため、計画的に救急救命士を養成するとともに、救急救命士の病院実習などを行う。 必要性 救命効果の向上を図るため救急救命士を養成するという非常に重要な事業であり、民間が提供できない事業として必要性が高い。 効率性 事業の効率性を上げる工夫をすることが必要である。例えば、健康相談センターを設置して、救急隊を要請すべきかどうかを事前に相談してもらうことにより、実際に救急隊が出勤すべきケースに救急救命士のマンパワーを振り向けられるようにして、効率性を向上させることを検討することが必要と考えられる。 有効性・成果指標 有効性を測るアウトカム指標が整備されていないことが課題である。 多くの費用と期間を要する事業であるため、費用と期間をかけた分だけ、市民にサービスが還元されるようにすることが重要である。 原課では、全救急救命士が必要な再教育(2年間で128時間。うち48時間は病院研修)を受けて、観察力や判断力が向上したことは間違いないと認識しているということであるが、これら定性的な成果は評価することが難しい。実際に、年間260～270名の患者に対して特定行為を実施しているということであるので、「心肺停止患者に対する薬剤投与件数」、「気管挿管件数」、「静脈確保件数」など、既に把握している情報に加えて、例えば、現在設置を検討している救急ワークステーションなど、民間の病院と連携して救命措置を講じることができた件数などの成果を把握し、事業の有効性を定量的に示すことが重要である。 活動指標 救急救命士配置率を成果指標に挙げているが、これは活動指標に近い成果と考えられる。 救急救命士配置率は、24隊に2名ずつ配置する目標であるところ、24年度実績は75%となっており達成できていない。養成開始から実際に稼働するまでに8ヶ月を要すること、年間に2名しか養成する計画になっていないこと、体力的に厳しい業務であるため救急救命士として活動できる年齢層に限りがあること等を考えると、有資格者の新規採用など、この目標を早期に達成するための方策を検討することが必要である。 その他 火災消防については近隣都市と連携協定を結んでいるが、他市からの出勤に比べて、当市からの出勤が圧倒的に多い状況である。救急救命士の不足を埋めるために、近隣都市と救急の協定を締結することは、市民に対する救急サービスが低下してしまう懸念があることから考えられないということであるが、救命効果の向上を図るという目的を達成するために、すべて自前で体制を整備することだけでなく、近隣都市との連携も視野に入れてはどうか。協定を締結するに当たっては、現場でのコミュニケーションの問題を解決するために、共通のガイドラインやマニュアル等を整備することも考えられる。	整理済	埼玉県では、小児救急電話相談に加え、大人の救急電話相談を平成26年10月1日から開始し、夜間の急な病気のけがに関して、相談員(看護師)が電話で医療機関を受診すべきかどうかをアドバイスする取組みを開始している。越谷市では、救急車の適正利用につながるよう、救急電話相談を積極的に活用していただくことを市民に広報している。 また、平成26年度から救急隊を2隊運用している消防署と蒲生分署については、2隊で3人の救急救命士を配置し、必要に応じて1人の救急救命士が乗り換える運用に改善した。
433	消防車両等整備事業(救急課)	消防本部	救急課	H29	-	〔目的〕 増加する救急需要に迅速かつ的確に対応するため、救急自動車及び資機材を更新する。 〔手段〕 更新計画に基づき、救急自動車及び資機材を更新する。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	消防車両のみではなく、車載している各種消防用資機材も同時に老朽化するため、迅速、確実、安全に市民の負託に応えるためにも、適正な更新計画に基づく、更新していく必要がある。	検討・見直し	①老朽化した救急車両等を第4次総合振興計画(後期基本計画)に基づき、更新整備する。 ②平成30年度以降も救急車両等を第4次総合振興計画(後期基本計画)に基づき、更新整備する。	-	未実施	未実施		
434	通信指令事業	消防本部	指令課	-	-	(目的) 119番通報の受信、災害出動指令、消防情報の収集、提供などに対して迅速かつ的確に対応できるよう、通信指令システム機器等の維持管理を行う。 (手段) 消防緊急情報システムを効率的に運用し、通信機器の管理を行う。	高	高	高	高	(b)	(b)	(b)	(b)	(b)	B	携帯電話からの通報が増加しており、災害現場を特定するのに時間を要することから、常に目標物データの更新と編集に併せて現地調査を行う必要がある。	検討・見直し	①119番通報の受信、災害出動指令、消防情報の収集、提供などに対して迅速かつ的確に対応できるよう、通信指令システム機器等の維持管理を行う。 ②目標物のデータ収集・更新を推進する。	B	H17	新しい情報システムの導入(平成12年度)により、119番受信から出動指令発令までの所要時間が96秒と短縮された。しかしながら、携帯電話の増加(受信件数15,000件のうち3,000件)により、住所特定のための手作業が増加し対応時間が延びている。そのためのシステム対応が急がれる。また、119番受信体制とその他業務(代表電話受付、住所データ入力)は分離し、より効率的な運営を検討することが望まれる。	整理済	老朽化(H13年3月から運用)によるシステムダウンを回避するため消防緊急情報システムを平成29年3月に更新した。今後、指令台のシステム運用に万全を期して市民の安全・安心のため、安定稼働が見込める。